

法政大学社会学部
優秀卒業論文集

2020

目次

- 「優秀卒業論文集」の刊行に寄せて 社会学部長 島本 美保子 3
- 「ドイツのための選択肢 (AfD)」 大島 瑞己 5
—ドイツの新しい右翼政党の結党から現在まで—
- なぜ人は同じものを買ってしまうのか? 幡谷 秋冴 47
～行動経済学における現状維持バイアスの検証～
- 地域住民の「屈辱度」に着目した自治体PR広告内の
自虐的ユーモア表現について 河合 祐奈 83
- 現代日本人の宗教意識 廣田 留香 119
—「無宗教」に対する考察—
- 「少子高齢化の観点から見る都市と地方のお祭りの存続について」
—東京都八王子市の八王子まつりと福島県相馬市の相馬野馬追の比較—
..... 平岡 有優 153
- ハンセン病関連報道の「なぜ」 小島 颯士 209
—言説分析からメディアの在り方を考える試みとして—

2020年度優秀卒業論文集に寄せて

法政大学社会学部の2020年度卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。2020年度といえ
ば新型コロナウイルス感染症拡大、オンライン授業の時代と記憶される年度となることは確実です。
突然私たちの日常は大変大きく制約されることになりました。この中で就職活動を経験されたみな
さんは、慣れないオンライン環境の中で、とりわけ緊張を強いられることも多かったことでしょう。
他方で、人類が直面した大きな困難の下、否が応でも社会に目を向け、社会について考察する時間
も多かったと思います。

社会学部の教育理念は、さまざまな社会現象や社会問題を観察・分析・理解・伝達する力を身に
つけるとともに、より良い社会の理念とそれを実現する方法を提言できる人材の育成です。そして
この教育課程の仕上げが卒業論文です。

今年度の卒業論文は、その執筆にあたってコロナ禍により困難が山積みでした。特に春学期は
図書館の利用が極めて限定的でしたし、フィールド調査なども断念せざるを得なかったりしたと思
います。その中で、集められる資料、可能な分析方法を探りながら一步一步書き進めた努力の結晶
です。例年以上に社会学部生にとっての輝かしい成果といえるのではないのでしょうか。

卒業論文制作にあたって身につけたリサーチ力、分析力、論理構成力、表現力を武器として、自
信をもって社会へ漕ぎ出して行ってください。

社会学部長 島本美保子

「ドイツのための選択肢 (AfD)」
ードイツの新しい右翼政党の結党から現在までー

大島 瑞己

【目 次】

第1章	はじめに	9
第1節	「CSUより右側」ードイツにおける新しい右翼政党の台頭ー	9
第2節	AfDの結党から現在までの経緯 ー本論文の課題と構成ー	9
第3節	検討の方法	11
第2章	AfDの誕生 ー結党前から2013年連邦議会選挙までー	12
第1節	AfDの結党まで	12
第2節	経済リベラル派の政党	12
第3章	右傾化 ー2013年連邦議会選挙から2015年7月の分裂までー	15
第1節	2014年欧州議会選挙	15
第2節	2014年秋の東部州議会選挙と右派の伸長	16
第3節	「エアフルト決議」と経済リベラル層の離脱	17
第4章	復活 ー2015年9月難民危機から2016年3月の3州議会選挙までー	20
第1節	2015年欧州難民危機	20
第2節	欧州難民危機下でのAfDの復活	21
第3節	2016年3月の3州議会選挙	22
第5章	対立の恒常化 ー2016年3月から2017年10月連邦議会選挙までー	24
第1節	党綱領策定に関する議論と対立	24
第2節	ペトリー VS モイテン・ヘッケ・ガウラント	25
第3節	「恥の記念碑」論争	26
第4節	連邦議会選挙への準備とペトリーの敗北	28
第6章	相対的安定 ー2017年連邦議会選挙から2018年8月ケムニッツ事件までー	29
第1節	2017年連邦議会選挙でのAfD	29
第2節	AfDの連邦議会進出	31
第3節	「翼」のさらなる伸長	32
第7章	対立の先鋭化	
	ー2018年8月ケムニッツ事件から2020年3月連邦憲法擁護庁の判定までー	34
第1節	2018年8月ケムニッツ殺人事件	34
第2節	憲法擁護庁による監視の可能性浮上	35

第3節	監視の始まりと対立の先鋭化	36
第4節	2019年秋の東部3州議会選挙とチューリンゲン州の政治危機	38
第5節	連邦憲法擁護庁による「翼」の「右翼過激派」判定	39
第8章	低迷 —2020年新型コロナウイルス流行の時代—	41
第1節	カルビッツ追放	41
第2節	新型コロナウイルス流行下のAfDの低迷	42
おわりに		44

第1章 はじめに

第1節 「CSUより右側」—ドイツにおける新しい右翼政党の台頭—

2017年9月24日のドイツ連邦共和国で実施された連邦議会選挙の結果は歴史的なものであり、ドイツと世界に衝撃を与えることとなった。2013年結党の右派政党「ドイツのための選択肢 (Alternative für Deutschland: AfD)、ときに他政党の政治家、研究者、マスメディアなどが極右政党と評することもあるこの政党が、連邦議会で初めて議席を獲得したのであった。しかもその位置は、かつての二大政党に次ぐ第三党というものであった。

第二次世界大戦後にいわゆる西ドイツという形で誕生したドイツ連邦共和国は、ヴァイマル共和政時代に政党の乱立が政治の混乱を引き起こし、アドルフ・ヒトラー (Adolf Hitler) 率いるナチスの台頭と権力掌握を招いたことへの反省を踏まえ、建国当初から主に2つの対策が講じられてきた。

1つは選挙制度についてである。ドイツでは小選挙区比例代表併用制が採用されているが、小選挙区で3名以上の当選者を出す、比例投票で5%以上の有効票を獲得する、このどちらかを達成しなければ議席を獲得することができないという仕組みである。もう1つは自由主義・民主主義の否定を許さない、いわゆる「戦う民主主義」の原則に基づいた施策であり、過去には違憲判決を受けて活動禁止命令が下った極右・極左政党も存在する。

そのため地方レベルでは極右政党を含め様々な小政党が存在したが、こうした政党が連邦議会へ進出することなかった。ゆえに西ドイツでは建国から長らく、中道右派の「キリスト教民主同盟 (Christlich-Demokratische Union Deutschlands: CDU)」及び姉妹政党「キリスト教社会同盟 (Christlich-Soziale Union in Bayern: CSU)」、中道左派の「社会民主党 (Sozialdemokratische Partei Deutschlands: SPD)」、この二大政党のどちらかが中道の「自由民主党 (Freie Demokratische Partei: FDP)」と連立政権を形成するというのが基本であった。

ただこの三政党からなる連邦議会というのはエコロジー運動の高まり、冷戦の終結に伴う二大政党の中道化などを理由に徐々に崩れていった。1983年には現在の「同盟90/緑の党 (Bündnis 90/Die Grünen 以下緑の党)^{【1】}」の前身政党が、1998年には「左派党 (Die Linke)」の前身政党のひとつが連邦議会に進出した。しかしこの2つの政党は左派政党に分類されるものであり、元CSU党首のフランツ・ヨーゼフ・シュトラウス (Franz Josef Strauss) が「CSUより右側の政党はあり得ない」と述べたように、右派政党が新たに連邦議会入りするということがなかった。

第2節 AfDの結党から現在までの経緯 —本論文の課題と構成—

以上のような背景がありながらも右派政党AfDは2013年の結党以来勢力を伸ばしていき、CDU/CSU以外の右派政党としては初めて連邦議会、欧州議会、16の連邦州議会すべてで議席を獲得、支持率から見ても5%の壁を大きく超え、2021年実施予定の連邦議会選挙でその議席を維持することが確実視されている。ただAfDの結党から現在に至るまで、ドイツや世界、そしてAfDを取り巻く環境は変化していき、それに伴

【1】 CSUはバイエルン州のみで政党で、戦後一貫してバイエルン州の政権与党であり続けて来た。また、バイエルン州では活動していないCDUの「姉妹政党」として、連邦議会ではこれまで常に連携してきた。しかし、CSUはCDUとは異なった立場を示すこともあり、多くの場合CDUよりも保守的であった。

ってAfD自体も変容していくこととなった。

本論文では極右政党とも評されることがあるAfDがなぜ支持を拡大し、右派政党として初めて連邦議会入りを果たし、そしてドイツ政治の一員として定着することができたのかを、結党から現在至るまでの党の歴史を以下の7つに分けて検討していく。

第一の時期は、2012年の前身団体の「選挙選択肢2013 (Wahlalternative 2013)」の結成に始まり、2013年2月のAfD結党を経て9月の連邦議会選挙までの期間。この時期のAfDの中心的なメンバーはアンゲラ・メルケル (Angela Merkel) 政権のユーロ政策に批判的な大学教授やジャーナリストたちであり、またCDUなどの既存政党への所属歴を持つ人々が多く存在した。そのため選挙運動や選挙綱領は穏健なものであり、反ユーロを中心とした自由・保守主義的な政党であった。

結党後初の連邦議会選挙を終えた後の第二の時期は、2014年の欧州議会選挙と東部のブランデンブルク、ザクセン、チューリンゲンでの州議会選挙を経て、2015年7月に起こった一度目の歴史的な分裂までの期間。この時期のAfDは徐々に右派が党内に浸透、とりわけ東部3州での州議会選挙前後から右派色の強い発信が増加していき、右派の伸長に嫌悪感を抱いた結党時の経済リベラル層が党を離れることとなった。また右派が浸透し党内対立が表面化した2015年の上半期は支持率も低迷し、州議会選挙でも苦戦を強いられることとなった。

一度目の分裂の後から始まる第三の時期は、2015年9月に発生した欧州難民危機を武器にAfDは低迷から復活し、2016年春の州議会選挙までの期間。難民危機や7月の分裂により、この時期から右派の動きはさらに活発化し、また移民や難民についての挑発的な発言を繰り返すことでAfDはドイツ国内における論争のテーマであり続けた。その結果党の支持率は回復し、CDU/CSUやFDPより右の政党としての地位を確立することに成功した。

第四の時期は、春の州議会選挙後の党綱領の作成とその過程で浮上した新たな党内対立、そして2017年連邦議会選挙までの期間。経済リベラル層の離脱はあったものの、党綱領の作成過程で党内には依然としていくつかのコンセンサスを共有する様々なグループが存在することが明らかになっていった。そのような複数のグループの対立を内包する連合体としてのAfDのあり様が明確になってきたのがこの時期である。また今回の対立には連邦議会選挙での議席獲得を見据え、議会内での穏健な活動に念頭におくか、あるいはこれまで以上に野党としての立ち位置を強固なものとするを望むかという現在のAfD内での論争につながる要素も含まれていた。

第五の時期は、2017年の連邦議会選挙での議席獲得から2018年8月のケムニッツでの殺人事件以前の時期である。この時期は党内で大きな対立も発生せず、また連邦議会に進出したということもあり固定的な支持層ができたといえるため、党史のなかで最も安定していた時期であった。

第六の時期は、2018年8月のケムニッツでの殺人事件から2020年の新型コロナウイルス流行開始までとする。この時期では殺人事件に抗議するケムニッツでのデモで、これまであいまいであったAfDの一部と極右勢力の関係が露呈することとなり、連邦憲法擁護庁によるAfDの監視の可能性が浮上、そして実際に監視が開始されることとなった。その過程で穏健派層と急進派層の対立が先鋭化していき、また泥沼化することとなった。

最後の第七の時期は、2020年3月頃からの新型コロナウイルス流行期という現在進行形 (2021年1月現在) の時期である。これまでのユーロ危機や難民問題と同様に新型コロナウイルス流行下でも、AfDは連邦政府に反対する形を継続するAfDであるが、その反対行動はこれまでと異なりむしろ党の低迷を呼び込む形となった。

以上を踏まえ、本論文では2章以下で、第一から第七のそれぞれに時期に一章ずつを割り当てている。各

章では、ドイツや世界を取り巻く政治状況の変化、党内の多様な勢力の盛衰と対立、そしてそれらに伴っていかにAfDが変容していったかに着目しながらそれぞれの時代について検討し、その特徴を明らかにしていく。

第3節 検討の方法

2013年に結党された新しい政党でありながら、AfDについてはジャーナリストや研究者によってすでに様々な調査や研究が行われてきた。CDUやCSUより「右」に位置する右翼政党として、AfDが戦後ドイツの中では例外的に支持を拡大してきたということ、また、ドイツのみならず欧州各国でここ10年ほどのあいだに右翼政党が軒並み台頭してきたこととの関連性に注目されたことなどがその理由であろう。例えば、ドイツでは『シュピーゲル (Der Spiegel)』誌のジャーナリストのメラニー・アマン (Amann 2019) によるAfDの有力メンバーの政治的背景とその対立関係に中心に置いた著作があり、また、政治学者ゼバスチャン・フリードリヒ (Friedrich 2019) やフランク・デッカー (Decker 2016および2020) などによる社会科学的な観点からの分析がある。また、日本でもすでにいくつかの研究がある (清水 2020, 星野 2019, 佐藤 2019など)。

しかし、AfDの歴史について、結党以前から新型コロナウイルス危機のある現在至るまでを時系列的に追い、その軌跡を論述した研究はまだない。たしかにAfDの歴史はまだ短く、また今後の行方は不透明であり、今の時点でAfDの歴史を論じても、その後の変化によってすぐにでもその書き換えを迫られることにはなるだろう。じっさいにAfDを包括的に論じようと試みた先述のアマンやフリードリヒは、どちらも初版を出版して約2年後に増補改訂版を出版せざるを得なくなっている。しかしながら、そのような事情があるとはいえ、AfDの歴史を、コロナ禍のなか低迷している現時点の視点からまとめておくことには意義があるものと思われる。

この論文では、アマンやフリードリヒ、デッカーなどの既存の研究での知見を参考にしながらも、できる限り各時点においてドイツの主要な新聞、雑誌、テレビなどで報じられた事実をもとにしながら論述を進めていきたい。なお、新聞、雑誌、テレビなどでの報道は、現時点でアクセス可能なインターネット上の記事を用いた。

第2章 AfDの誕生 —結党前から2013年連邦議会選挙まで—

第1節 AfDの結党まで

AfDそのものの結党は2013年であったが、その前身団体として「選挙選択肢2013」が2012年10月に結成されている。この「選挙選択肢2013」の結成は、メルケル政権の財政危機に陥っていたギリシアへの援助を実施するという決定に失望した人々によるもので、CDU中企業連盟理事のゲルト・ロバナス (Gerd Robanus)、元ヘッセン州官房長官かつ新聞記者のアレクサンダー・ガウラント (Alexander Gauland)、ジャーナリストのコンラート・アダム (Konrad Adam)、経済学教授のベルント・ルッケ (Bernd Lucke)らによって結成された。南ドイツ新聞によれば結成の目的はおおまかに3つ存在し、第一に「ドイツは外国の債務をこれ以上負担すべきではない」、第二に「単一のユーロ市場を放棄し、加盟各国は任意にユーロから撤退する」、第三に「連邦共和国の主権の移譲には、事前に国民投票を要する」というものであった。また結成当初から元ドイツ産業連盟 (BDI) 会長のハンス=オラフ・ヘンケル (Hans-Olaf Henkel)、経済学者のヨアヒム・スターバッチィ (Joachim Starbatty) といった有力者からも支持を受けていた。しかしながら選挙選択肢は政党 (Partei) ではなく協会 (Verein) として設立されたため選挙に参加することはできず、目標を共有する「自由な有権者たち (Freie Wähler) ^[2]」との協力の上で翌年の連邦議会選挙に臨む方向で進んでいた ^[3]。

連邦議会選挙の前に「選挙選択肢2013」は「自由な有権者たち」のグループに加わって2013年1月のニーダーザクセン州議会選挙に臨んだがその投票率は1.1%と散々なものであり、また両者の間で対立も発生したためルッケは「自由な有権者たち」に見切りをつけ、2月6日にAfD (Alternative für Deutschland) が結成された。党名で使われている「Alternative」という語は、ユーロ救済について「選択肢はない (alternativlos)」というメルケルの発言に由来するものである。4月14日には結党大会がベルリンにて開催され、ルッケを筆頭にアダムと実業家のフラウケ・ペトリー (Frauke Petry) が共同代表に選出された。

第2節 経済リベラル派の政党

このように結党されたAfDであるが、当初はしばしば通貨政策に限定されたワンイシュー政党と評されていたが、結党時のメンバーを見るとこの評価は必ずしも適当なものであるとは言えない。ルッケ、ヘンケル、スターバッチィのような経済リベラルのほか、ガウラントや保守系団体の「市民連合 (Ziville Koalition)」代表であるベアトリクス・フォン・シュトルヒ (Beatrix von Storch) といった国民保守派 ^[4] の人物も名を連ねている。またルッケやスターバッチィ、アダムにはCDUへの所属歴もあった。つまり結党当初のAfDは経済リベラルや国民保守派、もしくはその両面を持つ人々の集合によって成立していた (Friedrich 2019: 48-50)。

ベルリンでの結党大会では同時に、9月の連邦議会選挙に向けた選挙綱領も作成された。4ページと他党

【2】 政党としては2009年に成立、中道ないし中道右派の全国的には小政党だがバイエルン州議会では議席を持ち、2021年1月現在ではCSUと連立政権を形成している。

【3】 “Frustr über Parteiführung - CDU-Mitglieder gründen "Wahlalternative 2013" ,SZ.de, 2012年10月4日 (<https://www.sueddeutsche.de/politik/frust-ueber-partiefuehrung-cdu-mitglieder-gruenden-wahlalternative-2013-1.1486480>), 2020年9月20日アクセス

【4】 国民保守については様々な研究があり、明確な定義があるとはいえないが、ここではCDU/CSUの中道化に失望した保守ないし右派層を指すこととする。

のものとは比べ極めて短いこの選挙綱領は^[5]、①通貨政策、②欧州政策、③法治国家の地位 (Rechtsstaatlichkeit) と民主主義、④財政と税、⑤老後の保障と家族、⑥教育、⑦エネルギー政策、⑧統合政策からなっている。このなかで特徴的なものは通貨政策と欧州政策、そして統合政策についてである。

通貨政策の項では「ドイツと他国を害するユーロ通貨圏は解体されるべき」であり、そのうえで「より安定した小規模な通貨同盟の成立かドイツマルクの再導入」を求めている。また「欧州安定メカニズム (ESM)^[6] のさらなる融資を阻止することで、ユーロからの離脱を達成する」としている。ユーロ離脱を声高に主張する一方、欧州政策の項では「主権国家からなり共通域内市場を持つヨーロッパ」には賛同している。ただEUの現状については不満があり、「EU法の廃止と立法権限を各国へ完全に戻すこと」、「ブリュッセルの官僚中心の運営を抑制し市民に対する透明性を確保するための改革」を求めている。またこれらに関連するものとして法治国家の地位と民主主義の項では、「民主主義と公民権を強化するために、特にEUへの主権を移譲する際に実施するために、スイスモデルの国民投票および国民発議の導入」を求めている。

統合政策の項では移民について「現行の移民法の再編」を要求しているが、同時に「ドイツは統合意志と専門的な知識を有する移民を必要としている」と記している。続けて「カナダモデルの移民法の導入」を求め、「ドイツへの無制限の移民は必ず防ぐ必要がある」としている。難民については「政治的迫害を受けた者の庇護は認められなければならない」とし、また「庇護希望者が国内で働くことができるのは人道的対応を意味する」と続き、難民がドイツ国内で働くことさえも認めている。これについては法治国家の地位と民主主義の項で「法治国家の無制限の尊重」を謳っており、基本法に記される庇護権を認めていることとも関連する (Alternative für Deutschland 2013)。

綱領はユーロを強く批判している点を除き、改革は必要であればEUとその共通域内市場を擁護し、移民及び難民を歓迎しており、「ドイツ国民民主党 (Nationaldemokratische Partei Deutschlands:NPD)^[7]」のようなこれまでの排外的な極右政党のものは一線を画した穏健なものであるといえる。これについては経済リベラルや元CDUの人物を中心に最初期のAfDは形成されており、右派の影響がほとんど排除されていたためである。また結党当初から規律としてNPD、「ドイツ民族連合 (Deutsche Volkunion:DVU)^[8]」、「共和党 (Die Republikaner)^[9]」の所属歴を持つ人物の加入を拒絶し、それ以外の右派団体であっても過激派との繋がりが無いことを明確に証明できた場合に限り認めているとルッケは述べていた^[10]。ただこれら3党以外については厳格に審査をされていたとはいえ、その例として「自由党 (Die Freiheit)^[11]」が挙げられる。自由党の幹部からベルリンでの結党大会にゲストとして参加できないかと問い合わせがあったが、ルッケは「自由党は明確なイスラム嫌悪政党である」ことを理由にしてその参加を拒絶した。しかしながら彼はその後、元自由党員にAfDのFacebookページの運営を手助けしてもらい、また彼自身の議員事務所のアシスタントとして元自由党員たちを雇うことも検討していた。自由党の浸透は東部で顕著であり、特にAfDザクセンの理事会の1人やスポークスマンが元自由党員であった^[12]。

[5] 主要政党の2013年の選挙綱領のページ数はCDU/CSUが78、SPDが118、FDPが91、緑の党が336、左派党が90となっている。

[6] 欧州安定メカニズム (European Stability Mechanism) は2012年10月に財政危機に陥ったユーロ加盟国および銀行への融資とユーロ圏の金融安定化を目的として設立、その原資は各国からの拠出金であり最大の拠出国はドイツである。

[7] NPDは1964年に設立された極右政党、いくつかの州議会と欧州議会で議席の獲得経験があるが現在はいずれの議席も保持していない。

[8] DVUは1987年に設立された極右政党、9度州議会の議席を獲得したが、2011年にNPDに吸収される形で消滅。

[9] 共和党は1983年に設立された右翼政党であり、いくつかの州議会選挙と欧州議会での議席獲得経験がある。かつては極右傾向がみられるということで憲法擁護庁による観察対象となっていたが、現在は対象から外れている。

[10] Timo Stein, "EUROKRITIKER LUCKE - "Wir lehnen Ausländerfeindlichkeit ab", Cicero Online, 2013年4月8日, (<https://www.cicero.de/innenpolitik/alternative-fuer-deutschland-lucke-wir-lehnen-auslaenderfeindlichkeit-ab/54127>), 2020年9月30日アクセス

[11] 自由党は2010年に元CDU党員によって設立された右翼政党、反イスラムを巡って分裂・過激化していき、議席を一度も獲得することなく2016年に解散した。

[12] Melanie Amann und René Pfister, "Parteien "Das Tabu brechen", DER SPIEGEL, 2015年1月17日, (<https://www.spiegel.de/spiegel/print/d-131355078.html>), 2020年10月2日アクセス

このような点は選挙キャンペーンについても同様である。例えば「ユーロがヨーロッパを破滅させる！ 私たちも！（Der EURO ruiniert Europa. Auch uns!）」や、「ヨーロッパにイエスを！ ユーロ政策にノーを！（Ja zu Europa. Nein zu Euro-Politik.）」といったユーロは強く批判するが、やはりEUについては直接の批判の対象となっていないのである。「移民には厳しい規則が必要（Einwanderung braucht strikte Regeln!）」のような右派色を持ったものポスターも東部ではよく使用されていたようであるが具体的な内容について触れられたものではなく、また人種差別的な発言についても選挙運動中はほとんど聞かれなかった。自由党のような右派勢力の流入も選挙期間の後半になると増加していったが、このことについて当初はあまり注目されていなかったようである（Friedrich 2019: 51-52）。

結成からおおよそ半年程度で迎えた2013年9月22日の連邦議会選挙では得票率が4.7%と、阻止条項の5%にわずかに届かず議席獲得とはならなかったが、それでも周囲はこの結果に驚愕し、党も勝利宣言を出す形となった。議席獲得には至らなかったにも拘らず、この結果が驚きを持って迎えられたのは、新政党の連邦議会選挙での結果としては2013年のAfDは過去最高の得票率を記録したためであろう^[13]。また同日にニーダーザクセン州議会選挙が実施されたが、こちらも得票率が4.0%と議席獲得とはならなかった。

ドイツの代表的な世論調査機関であるInfratest Dimapによると約2,100,000票のうちFDPからの430,000票を筆頭に、左派党から340,000票、CDU/CSUから290,000票、SPDから180,000票、緑の党から90,000票、2009年の棄権者から210,000票を吸い上げており、幅広い層から票を獲得していることがわかる。また小規模政党群からも410,000票流入している^[14]。得票について地域的にみると6.8%のザクセン州を筆頭にチューリンゲン州が6.2%、ブランデンブルクが6.0%と東部州で比較的結果を残す形となった。西部でもヘッセン州とメクレンブルク＝フォアポンメルン州では6.0%となっているが、この2州以外ではいずれも4%に満たないものであった。どういった人々が2013年の選挙でAfDに票を投じたかについては「女性より男性のほうが多く」、「年齢面では45歳までの男性」が中心であったという点以外は、典型的なAfDへの投票層というものに様々な指摘が存在している（Häusler 2013: 83）。

もう一つの世論調査機関であるForsaのペーター・マトゥシェク（Peter Matuschek）はAfDの典型的な投票者層は「平均以上の収入と社会的地位を持つ自立した男性」であり、「上下に圧迫された（zwischen unten und oben zerrieben fühlt）」と感じているため彼らはAfDに投票していると指摘する。Infratest Dimapのリヒャルト・ヒルマー（Richard Hilmer）は、AfDはあらゆる層から票を集めており、特に「教授政党（Professorenpartei）」と呼ばれていたにもかかわらず労働者階級の間で最も支持を集めていたことに注目する。続けてヒルマーはAfDの東部での好成績について、東部には西部より幅広い有権者層が存在するため偶然によるものではないとする。Wahlenのマティアス・ユング（Matthias Jung）もヒルマーの指摘を共有し、中産階級に限らず極右層や左翼などからも流入しているため、有権者の面でAfDは「非常に異質な政党（eine extrem heterogene Partei）」であり、急進右派政党ではないと指摘している^[15]。

以上より結党当初のAfDは経済リベラル層を中心として運営され、幅広い有権者層から支持を集めている政党であり、明らかにこれまでの極右政党とは一線を画した政党であったといえる。しかし同時に西部より東部で結果を残したことや、右派勢力の浸透（とりわけ東部にて）が既に始まっていたなどと、2013年の連邦議会選挙以降のAfDの変容や、「東部で強い」という現在のAfDに繋がる現象も観測されていたというのがこの時期のAfDの特徴であるといえる。

[13] Wahlen in Deutschland, (<http://www.election.de/cgi-bin/news1.pl>), 2020年10月2日アクセス

[14] “Analysen Wählerwanderung”, tagesschau.de, (https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2013-09-22-BT-DE/analyse-wanderung.shtml#16_Wanderung_AFD), 2020年10月2日アクセス

[15] Patrick Timmann, “Wer hat die Alternative für Deutschland gewählt?”, euractiv.de, 2014年3月7日, (<https://www.euractiv.de/section/europawahlen/news/wer-hat-die-alternative-fur-deutschland-gewahlt/>), 2020年10月2日アクセス

第3章 右傾化 —2014年欧州議会選挙から2015年7月の分裂まで—

結党後初めての連邦議会選挙を終えたAfDは、2014年5月に実施される欧州議会選挙へと向かっていくこととなる。前述のように既に右派勢力の浸透は始まっていたが、欧州議会選挙までの時期には大きく影響が及ぶことはなかった。しかし、2014年5月の欧州議会選挙以後、東部諸州の選挙を通じて党内の右派が台頭し、AfDの右傾化が進んでいくのである。

第1節 2014年欧州議会選挙

2014年1月に欧州議会選挙の候補者を選定するためにアシャッフエンブルク党大会が開催されたが、最上位リストに選出されたのはルッケやヘンケルなど経済リベラルたちであった。またルッケは欧州議会入り後にAfDがどの政治会派に所属するかに関連して、英国の欧州懐疑派政党である「英国独立党 (United Kingdom Independent Party: UKIP)」との協力の可能性を排除している。これについてルッケは、UKIPは英国のEU離脱を主張しており、ドイツに次ぐEUへの貢献者である英国の離脱が仮に実現した場合、ドイツの負担がさらに増すこととなるためAfDとは相容れないとしている^[16]。

欧州議会選挙に向けて5章25ページから成る選挙綱領も作成されたが、その内容もやはり前年の連邦議会選挙のものを概ね踏襲し、中央集権的なEUの改革やドイツやその他の加盟国にとって有害なユーロ圏の解体を訴えることを中心としたものであった。移民・難民政策などこれらの欧州政策以外についても同様に、記述量については増加しているがその中身は前年の連邦議会選挙のものとはほぼ変わらないものとなっている (Alternative für Deutschland 2014)。

ただAfD内で右派が増加していたにもかかわらず、彼らが沈黙していたのは欧州議会選挙特有の現象であった。欧州議会選挙であるため党の最重要テーマはEUとユーロに対する批判から成る欧州政策であり、欧州政策が中道から右派まで党内の多様な層を1つに纏め上げる役割を果たしていたためである。また欧州議会選挙の選挙システムは直接候補者を選ぶものではなく、得票率に応じてリストの上位から候補者が選ばれる比例代表制であり、その最上位に名を連ねていたのは前述のとおりルッケやヘンケルといった経済リベラル層であった。そのため党内の右派が増加していながらも、前年の連邦議会選挙と概ね同じ形でAfDは欧州議会選挙に臨むことになった (Friedrich 2019: 56-57)。

5月下旬に実施された選挙の結果は、7.1%の得票率とそれに伴って7つの議席を獲得し、AfDは全国レベルでの選挙で初めて結果を残すこととなった^[17]。また欧州議会内で所属する政治会派については、メルケルとの協力の下でEU改革を望むデーヴィッド・キャメロン (David Cameron) らが難色を示したものの、2009年に英国保守党によって設立された「欧州保守改革派 (European Conservatives and Reformists: ECR)」に加盟することとなった^[18]。

【16】 Hannelore Crolly, “Henkel lobt das Bildungsniveau der AfD-Mitglieder”, WELT, 2014年1月25日, (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article124222018/Henkel-lobt-das-Bildungsniveau-der-AfD-Mitglieder.html>), 2020年10月10日アクセス

【17】 “Europawahl 2014”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2014-05-25-EP-DE/index.shtml>), 2020年10月10日アクセス

【18】 Martin Bohne, “AfD in EKR-Fraktion aufgenommen :Luckes Platz in Brüssel”, tagesschau.de, 2014年6月12日, (<https://www.tagesschau.de/europawahl/afd-ecr-102.html>), 2020年10月10日アクセス

第2節 2014年秋の東部州議会選挙と右派の伸長

欧州議会選挙を終えた2014年の夏頃からAfD内の右派は沈黙を破り、特に3つの州で州議会選挙が行われる東部でその活動を活発化させていった。

ブランデンブルクでの選挙綱領には「外国人犯罪 (Ausländerkriminalität)」をターゲットにした項目があり、その中では外国人犯罪者の即時国外追放や不法移民に対する厳罰化、犯罪歴を有する外国人から帰化権を剥奪することなど、移民に対してこれまでにない強いトーンでの主張が掲載されている。ザクセンのものでは「外国人犯罪」については述べられていないが、モスクに付属し礼拝を呼び掛けるために使用されるミナレット建設の可否について、「都市景観を侵害する」ため住民投票が必要であると主張している。またジェンダーや平等観などについて、政府やメディアによって人々が特定の価値観を強要されていることへの批判も盛り込まれており、テューリンゲンでも同様の事柄が述べられている (Friedrich 2019: 57-58)。8月末から9月中旬にかけて行われた3つの州議会選挙はザクセンが9.7% ^[19]、ブランデンブルクが12.2% ^[20]、テューリンゲンが10.6% ^[21] とAfDは3州全てで議席を獲得することとなった。

選挙綱領に右派的な主張が反映されてきただけでなく、対外的にも右派色の強い発信が増え、党員の過去の極右組織への関与歴も明らかになっていった。例えばブランデンブルク州議員のヤン=ウルリッヒ・ヴァイス (Jan=Ulrich Weiß) は、自身のFacebookでユダヤ系銀行家のジェイコブ・ロスチャイルド (Jacob Rothschild) をナチス時代の新聞「シュテュルマー (Der Stürmer)」のスタイルを用いて批判し、同じくFacebook内で「シュテュルマー」を彷彿させる風刺画を公開していた ^[22]。またAfDのザクセン州議員で最年長のデトレフ・シュパンゲンベルク (Detlev Spangenberg) はかつていくつかの多文化主義やイスラム教に批判的な右翼組織に参加しており、議長を務めた「民主主義と自由の同盟 (Bündnis Demokratie und Freiheit)」ではさらに「1937年時の領土の回復」を目標に掲げていた ^[23]。

右翼の浸透とそれに伴う右翼絡みのスキャンダルは党内からの反発を呼び、今後のAfDの方向性に関しての対立を生み、そして主に比較的リベラルな層の離党を招くこととなった。副党首のヘンケルは党内に「不合理、下品、不寛容な (Unvernünftige, Unanständige und Intoleranter)」な人々がいると批判し、重ねて党内における米国・EU間での自由貿易協定に強く反対する層や親ウラジミール・プーチン (Vladimir Putin) 派がAfDに損害を与えているとも主張している。ヘンケルに対して同じく副党首のガウラントは「ヘンケルはCDUとFDPの価値観を体現する政党としてのAfDを望んでいるが、それではAfDは機能しない」と述べている。そしてガウラントは愛国心を中核とした国民自由主義ないし国民保守主義こそがAfDの本質になるとみなし、人々はユーロ政策以外でも代替案を欲していると認識している ^[24]。

14年から2015年冬にかけての「西洋のイスラム化に反対する愛国的欧州人 (Patriotische Europäer gegen die Islamisierung des Abendlandes: PEGIDA)」との関係についての論争は、党内における経済リ

【19】 “Landtagswahl Sachsen 2014”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2014-08-31-LT-DE-SN/index.shtml>), 2020年10月17日アクセス

【20】 “Landtagswahl Brandenburg 2014”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2014-09-14-LT-DE-BB/index.shtml>), 2020年10月17日アクセス

【21】 “Landtagswahl Thüringen 2014”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2014-09-14-LT-DE-TH/index.shtml>), 2020年10月17日アクセス

【22】 Andreas Speit, “Rassismus in der AfD :Rechts? Kein schlechter Begriff”, taz.de, 2014年9月26日, (<https://taz.de/Rassismus-in-der-AfD/!5032321/>), 2020年10月17日アクセス

【23】 Sabine am Orde und Konrad Litschko, “Nach der Landtagswahl in Sachsen :AfD gibt erstes Amt zurück”, taz.de, 2014年9月3日, (<https://taz.de/!5034038/>), 2020年10月17日アクセス

【24】 Günther Lachmann, “AfD-Spitze zerlegt sich im Richtungsstreit”, WELT, 2014年10月31日, (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article133860763/AfD-Spitze-zerlegt-sich-im-Richtungsstreit.html>), 2020年10月17日アクセス

ベラル層と右派層の対立に拍車をかけることとなった。

PEGIDAとはルッツ・バッハマン (Lutz Bachmann) が14年10月11日に開設したFacebookグループを起源として創設され、「我々の街での宗教戦争」と「我々の国のイスラム化」への反対を目的とした抗議運動であり、主に毎週月曜日にドレスデンにてデモ行進を行っている。創設当初の10月20日には350人の参加者しか集まらなかったが、徐々にメディアの注目を集めていき、2か月後の12月8日には参加者が15,000人にまで増加した。またドレスデンに留まらず、類似の運動はドイツの各都市でもPEGIDAとほぼ同じ名前を名乗り誕生していった (Pfahl-Traugher 2015)。

PEGIDAに対してのAfDの反応について、ガウラントはAfDとPEGIDAの関係を「自然な同盟 (natürlichen Verbündeten)」と述べ、ルッケも当初は「善良かつ良い (gut und richtig)」デモであると判断し、概ね好意的なものが目立っていたが、ヘンケルについてはPEGIDAを懐疑的な目で見えており、ルッケに対してPEGIDAと距離を置くように忠告していた^[25]。ただルッケも後にヘンケル同様PEGIDAとの距離を置くことを考えるようになり、もともと温めていた計画を実行に移そうとした。それはこれまでの3人から成る共同代表制に代わり、単独代表制を採用して今後の党運営を行うというものであり、そしてその単独代表にはルッケ自身になるというものであった。しかしこのルッケの計画は同じく共同代表のペトリーとアダムのみならず、ガウラントやシュトルヒなど多くの党幹部から反発を受け、経済リベラル層と右派層の対立は両者間の権力闘争へと変貌することとなった^[26]。

権力闘争の中、1月30日から3日間にわたって開催されたブレーメン党大会での争点は、まさに党指導部の改革についてであった。ただ党大会ではルッケの主張する単独党首案は即時に採用されず、まず4月に開催される党大会で2人の共同代表を選出し、そして12月に単独の党連邦議長を選出するという形となった。またルッケにとって喜ばしい出来事として、最有力の対抗馬であるペトリーは4月の共同代表選挙には出馬するが、12月の党連邦議長には立候補するつもりはないと宣言し、一部妥協は強いられたものの一連の権力闘争はルッケの勝利で終わるかのように見えた^[27]。ただそれでもルッケの立場は盤石なものであるとはいえなかった。

第3節 「エアフルト決議」と経済リベラル層の離脱

3月にテューリンゲン州のAfD議員団長ビョルン・ヘッケ (Björn Höcke) とザクセン・アンハルト州のAfD代表アンドレ・ポッゲンブルク (André Poggenburg) らによって、「エアフルト決議 (Erfurter Resolution)」という3ページから成る短い文書が公開された。

彼らは「エアフルト決議」で、「市民は既存政党とは異なったより民主的で、より愛国的で、より勇気のある政党としてのAfD」を望んで投票したにもかかわらず、テクノクラシー的、臆病で売国的な既存の政治システムへAfDが適応していることに不満があり、それを推進しているルッケらを名指しは避けながらも批判している。そのうえで彼らはAfDの在り方を、①既存政党に代わる基本的で愛国的で民主的な代替手段として、②過去数十年の社会実験 (ジェンダー主流化、多文化主義、恣意的な教育など) に反対する人々の運

【25】 Jan Bielicki und Jens Schneider, “AfD-Spitze stellt sich hinter Pegida«, SZ.de, 2014年12月9日, (<https://www.sueddeutsche.de/politik/reaktionen-auf-demos-afd-spitze-stellt-sich-hinter-pegida-1.2259371>), 2020年10月31日アクセス

【26】 Severin Weiland, “AfD-Machtkampf :Eine schrecklich intrigante Partei“, DER SPIEGEL, 2015年1月5日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/streit-in-afd-bernd-lucke-kaempft-um-vorsitz-bei-den-eurokritikern-a-1011242.html>), 2020年10月31日アクセス

【27】 Severin Weiland, “AfD-Parteitag in Bremen: Bernd Lucke setzt Reform der Führung durch“, DER SPIEGEL, 2015年1月31日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-parteitag-in-bremen-bernd-lucke-setzt-reform-der-fuehrung-durch-a-1016087.html>), 2020年10月31日アクセス

動として、③ドイツの主権とアイデンティティのさらなる侵食に対する抵抗運動として。④真実を話し、自由に話す勇気を持っている党として。であると主張している。そして最後に「党内の既存政党に対する真の選択肢を目指す全勢力を結集する」ために賛同者の署名を呼び掛けている (Hücke und Poggenburg 2015)。「エアフルト決議」は発表から2日で1,000を超える賛同の署名を集め、その中にはガウラントの名前も存在した。当然ながらこの決議への反発も発生しヘンケル、スターバッチェ、ベルント・ケルメル (Bernd Kölmel)、ウルリケ・トレベシウス (Ulrike Trebesius) ら4名の欧州議会議員によって「エアフルト決議」への反対とルッケ主導の路線を支持する「ドイツ決議 (Deutschland-Resolution)」が発表された^{【28】}。

AfDの歴史において「エアフルト決議」の発表は短期的、長期的の両面で重要な出来事であった。短期的な面で見ると、決議の発表とその後に経済リベラル層の重鎮たちが右翼層に対して対決姿勢を打ち出したことにより、両者の分断が決定的なものとなったためである。長期的には決議の発表を契機に、これ以降のAfDに大きな影響を及ぼすことになる党内最右翼政治家たちによる民族至上主義的 (フェルキッシュ) な集団「翼 (Der Flügel)」が誕生することとなった。

2月のハンブルクと5月のブレーメンでの州議会選挙では共に得票率が5%程度と議席獲得は果たせたものの、苦戦を強いられる形となった。ルッケはこの2つの結果について、以前からAfDについてきた有権者層に背を向ける形となっていることや、激しい党内対立に起因するものであると認識している。彼は現在の党内は「ユーロ、移民法、民主主義の赤字など既存政治の問題点を批判しつつも連邦共和国の原則を尊重する層」と、「ドイツ国民中心的 (deutschnational)、反イスラム、反移民などを主張し、連邦共和国の原則そのものを疑問視する層」という相容れない2つの集団が存在していると認識していた。そのうえで彼は最終的に党の分裂に繋がったとしても、この対立を解決する必要があると考えていた^{【29】}。これまではヘンケルらルッケ周辺の人物たちによって右翼層への対決姿勢が打ち出されていたが、ルッケ自身もその流れに加わっていくこととなった。

5月中旬には秘密裏の議論を重ねたうえで、ルッケらによって「ヴェックルーフ (Weckruf 2015)」という党内における右翼層の伸長を好まない人々によるグループが結成された。6月に実施予定の代表選挙結果次第では、AfDを集団で離党したうえで離党者から成る新政党を結成し、さらに今後の州議会選挙でAfDと対決することも視野に入れていた^{【30】}。

7月4日に実施されたエッセン党大会にて、これまで繰り広げられてきた経済リベラル層と右翼層による権力闘争は終止符が打たれることとなった。その結果は投票で59.7%の票を獲得したペトリーがルッケを破り、一人目の新たな共同代表に選出されることとなった。共同代表の二人目にはバーデン・ヴュルテンベルク州のAfD代表で経済学者のイェルク・モイテン (Jörg Meuthen) が選出された。モイテンはケール大学の経済学教授であったが、バーデン・ヴュルテンベルク州以外では無名の人物で、彼と面識のある幹部層もシュトルヒぐらいであったため、当初は注目されていなかった。またかねてよりルッケが主張し、ブレーメン党大会にて決定された12月に選挙を実施したうえで単独代表を選出する案は、過半数の賛成のもと凍結されることとなった。

右翼層との権力闘争に敗れたルッケら経済リベラル層はその後AfDを離党し、7月19日にはやはり反ユ

【28】 Günther Lachmann, “Wie viel braune Gesinnung steckt in der AfD?”, WELT, 2015年3月20日, (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article138588163/Wie-viel-braune-Gesinnung-steckt-in-der-AfD.html>), 2020年11月1日アクセス

【29】 Severin Weiland, “Brandmail von AfD-Chef Lucke” Es werden politische Rülpsen bejubelt “”, DER SPIEGEL, 2015年5月11日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-bernd-lucke-rechnet-mit-seiner-partei-ab-a-1033156.html>), 2020年11月1日アクセス

【30】 Justus Bender, “AfD-Gründer Lucke droht mit Massenaustritt „”, FAZ.NET, 2015年5月18日, (<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/afd-gruender-bernd-lucke-droht-mit-massenaustritt-13598488.html>), 2020年11月4日アクセス

ーロを焦点の一つとした「進歩と出発のための同盟 (Allianz für Fortschritt und Aufbruch: ALFA)」を結成した。離党と新政党結成に伴い、AfDは少なくない党幹部や州議会議員を失うこととなり、欧州議会議員についてはルッケを含め7人いたうちの5人が離党し、欧州議会でALFAとして活動していくことを選択した。また一連の権力闘争はAfDの支持率に悪影響を与え、支持率は再び5%を記録するかどうかにまで低下することとなった^[31]。

以上より右翼の浸透が顕在化して経済リベラル層と右翼層間の権力闘争へと発展し、最終的には経済リベラル層の敗北と彼らの離党によって一度目の重要な分裂が発生したのがこの時期のAfDの概要である。対立はいったん終息することとなったが、党内対立や明白な右傾化に対する有権者の視線は厳しいものがあり、エッセン党大会以後は支持率が5%を下回ることも珍しくなく、このまま「AfD現象」は終結するかのよう
に思われていた。

【31】 “ALFA: AfD-Gründer Bernd Lucke gründet neue Partei”, DER SPIEGEL, 2015年7月19日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/alfa-afd-gruender-bernd-lucke-gruendet-neue-partei-a-1044379.html>), 2020年11月4日アクセス

第4章 復活 —2015年9月の難民危機から2016年3月の3州議会選挙まで—

一連の分裂騒動とそれに伴う支持率の低下により、AfDは沈黙しこれまでの他の小政党同様に一過性のもので終わるかに思えた。ただその沈黙は短いものであり、同年の秋に発生した難民危機を契機に、連邦政府の難民政策に反対する反難民政党として復活を果たすこととなった。

第1節 2015年欧州難民危機

2015年9月に北アフリカや中東地域の政情不安を理由とし、膨大な数の人々が難民として欧州に流入するいわゆる「欧州難民危機」と呼ばれる出来事が発生した。難民たちは主に地中海からギリシアやイタリアに入り、ハンガリーやスロヴェニアなどを経由してそこからドイツ、スイス、スウェーデンなどを目指していた。ただ難民を受け入れことについてEU加盟国内でも温度差があり、ドイツやスウェーデンなどは難民を積極的に受け入れていったのに対して、多くの難民が最初に入国するシェンゲンエリアとなっているイタリア、ギリシア、ハンガリーなどの負担は大きく、これらの国々は経済的にも不安定な状況であったため反発が大きかった。また当初は難民を積極的に受け入れていた国々も、急速かつ膨大な難民の流入は国内から反発を呼び、2015年11月にシリアからの難民を装った「イスラム国 (Islamic State of Iraq and the Levant: ISIL)」の構成員らによって起こされたパリ同時多発テロを筆頭に、各国で難民を容疑者とする事件が発生したため、流入する数の抑制に向けて動くことになった。爆発的な難民の流入は2016年3月にEU-トルコ間で、トルコからギリシアやブルガリアへの難民流入の制限や、トルコ国内で生活する難民へのEUによる経済援助などについての協定が締結されるまで続いた。

ドイツではメルケル政権が「歓迎文化 (Willkommenskultur)」のもと、2015年だけで110万人の難民を受け入れ、この人道的対応は国内外から大きな称賛をもって迎えられた。ただ難民受け入れは円滑に進んでいたとはいえ、他のEU加盟国同様に国内から反発も起こり、難民絡みの事件も発生した。当初ドイツは、難民申請処理は難民が初めて到着した国にて行うという「ダブリン規約 (Dublin Regulation)」を一旦停止し、一度はオーストリアやハンガリーへと入国していた難民も受け入れていた。しかしその結果、短時間で膨大な数の難民がドイツ国内へと流入し、特にオーストリアと直接接しているため多くの難民が初めて足を踏み入れることになるバイエルン州には、2015年9月だけで約135,000人の難民が流入した。バイエルン州へ押し寄せる難民の波は、姉妹政党でありながらCDU主導の連邦政府とCSUのバイエルン州政府間の対立を引き起こし、10月にはバイエルン州首相のホルスト・ゼーホーファー (Horst Seehofer) が「連邦政府によって州権が危険に曝されている」として連邦政府が難民流入を抑制しない場合、憲法訴訟も辞さない立場を示した。ただ周囲から批判を受け、連邦政府も「ダブリン規約」の再導入やトルコと交渉を行うなど難民流入数の抑制に向けて動いたため、2016年5月にゼーホーファーは憲法訴訟の考えを撤回することとなった。

ドイツでも他のEU加盟国と同様に難民を被害者、あるいは容疑者とする事件が発生した。難民を狙った暴行・暴言、難民施設への放火・差別的な落書きなど難民を狙った犯罪は、2014年が199件だったのに対し2015年には前年の5倍となる1031件と大幅に増加し、そのうちの1/5が暴行や放火など暴力犯罪に分類されるものであった^[32]。

難民を容疑者とするものでは2015年の大晦日から翌日にかけてケルンを中心に発生した集団窃盗・性的

暴行事件がある。容疑者の多くがアルジェリアやモロッコ出身の難民であったこの事件であるが、特に批判を呼んだのは行政とメディアは当初大晦日のケルンでは何もなかったと隠蔽に走り、ケルン市長らの被害者女性たちの振る舞いにも問題があり、難民と事件は無関係であると述べたことなどであった。ケルンでの大晦日での出来事とその後の各方面の対応は、従来の右派勢力に留まらず女性などによる抗議デモにも発展した。

第2節 欧州難民危機下でのAfDの復活

一度は下火になっていたPEGIDAの活動も再び活発化し、以前はドレスデンなどザクセン州中心に行われたデモが、チューリンゲン州のエアフルトなど他の州でも大規模なものへと発展していった。またAfDも州協会を中心に反政権・難民デモを組織するようになり、11月にガウラントやペトリーらが登場したベルリンでのデモでは5000人以上の参加者が動員された。

難民や亡命を巡る議論は連日メディアで扱われ、実際にAfDの幹部たちもトークショーに招待されるなど、こうした情勢はAfDの主張を広めるのにとってつけの機会であった。特に7月にルッケ周辺が離党したことでいくらでも主張ができるようになったこともあり、党内最右派のヘッケはもっともその恩恵を受けることとなり、彼を中心にAfDは2015年下半期からの主役となった。

AfDの幹部たちはドイツ人と難民や移民を挑発的に区別した発言をたびたび行い、その都度批判を浴びることとなった。ヘッケは新右翼の研究団体「国家政治研究所 (Institut für Staatspolitik: IfS)」での公演にて「アフリカと欧州では2つの異なる生殖戦略が存在する」と提唱し、アフリカでは可能な限り子孫の拡大を目指す「r戦略 (r-Strategie)」、欧州では居住空間の限界に適したうえでの子孫の拡大を目指す「k戦略 (k-Strategie)」が存在するという。そのうえでアフリカの人口余剰をドイツが喜んで受け入れる限り、彼らの「r戦略」は変わらず、アフリカにて生態学的に持続可能な人口政策が打ち出されるためにもドイツと欧州の国境が必要であると結論付けている。「r戦略」と「k戦略」そのものは生物学の用語として実際に使用されているものであるが、「k戦略」がヒトを含むほぼすべての哺乳類が含まれるのに対して、「r戦略」はバクテリア、シラミ、アリなどが該当しており、欧州人を文明人、アフリカ人を侵略者として人種差別的・国家社会主義的に区別しているとヘッケは批判を受けることとなった。ただヘッケ自身はその後、「国家社会主義的な人種理論は断固として拒絶する」とも述べている^{【32】}。

ノルトライン・ヴェストファーレン州のAfD代表であるマルクス・プレッツェル (Marcus Pretzell) は必要に応じて武器を用いて国境警備を行うべきであると主張し、ペトリーも最終手段として違法な越境を試みる難民への発砲は許可されるべきあるとする。またシュトルヒもペトリーの主張に賛同したうえで、銃器を使用しての難民の越境阻止について子供への発砲をするつもりはないと述べている^{【34】}。

国外から流入する難民に限らず、国内の移民系ドイツ人を対象とする発言も存在した。ガウラントはガーナ系ドイツ人のドイツ代表サッカー選手であるジェローム・ボアテング (Jerome Boateng) について、「人々は彼のことをドイツ代表の選手として評価している」が、同時に「人々は彼のことを隣人にしたくな

【32】 “Innenminister beklagt wachsende Gewalt gegen Flüchtlinge”, Merkur.de, 2016年5月28日, (<https://www.merkur.de/politik/innenminister-de-maiziere-beklagt-wachsende-gewalt-gegen-fluechtlinge-zr-6439658.html>), 2020年11月30日アクセス

【33】 Simon Hurtz, “AfD-Landeschef Börn Höcke und die Afrikaner”, SZ.de, 2015年12月12日, (<https://www.sueddeutsche.de/politik/afd-thueringen-blanker-rassismus-hoecke-und-die-fortpflanzung-der-afrikaner-1.2780159>), 2020年11月18日アクセス

【34】 Thorsten Denkler, “Schießen auf Flüchtlinge - AfD-Petry geht als Pinocchio”, SZ.de, 2016年2月6日, (<https://www.sueddeutsche.de/politik/schiessen-auf-fluechtlinge-wie-pinocchio-petry-sich-selbst-verleumdet-1.2852327>), 2020年11月22日アクセス

い」と述べている【35】。

こうしたAfDの幹部の発言は当然のことながら、マスメディアや他政党の政治家などから批判を集めることとなった。ただAfD側の批判に対する対応は発言者個人への謝罪や釈明程度に留まり、経済リベラル層が健在であった時とは異なり党内から批判が発生することも、党規模の騒動に発展することもなかった。むしろこうした外部からの批判は釈明や謝罪という形でAfDの党員にさらなる発言の機会を与えることとなり、AfDは論争のテーマであり続けることとなった。

また難民について他政党は人道的観点から積極的に受け入れていく、あるいは直接的な反対を避けていた中で、AfDは有力政党のなかで唯一、堂々かつ明確に反難民発言を展開していった。ゆえに以前のユーロ問題以上に難民問題でAfDは既存政党とは一線を画した立場であることを示し、既存政党の難民問題への態度に不満を持つ層を引き付けることができた。それは数字にも表れ、分裂後の8月の段階では4%しかなかったが、12月には初の10%台に到達し、2016年に入ってからAfDの支持率はしばらく上がり続けていった【36】。

副党首のガウラントは「我々の復活は、まず第一に難民危機のおかげである」と述べ、2015年秋に始まったいわゆる難民危機を、AfDにとっての「贈り物 (Geschenk)」であると述べている【37】。実際にAfDは、難民問題を争点にしながらかつ徐々に支持を伸ばしていったのである。

第3節 2016年3月の3州議会選挙

AfDは上昇気流に乗った中で2016年3月13日に実施されるバーデン・ヴュルテンベルク州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン・アンハルト州での州議会選挙に臨むこととなった。同時期の選挙ながら西部2州と東部のザクセン・アンハルト州では、難民問題を積極的に打ち出しながらもそれ以外の面で選挙運動の内容が大きく異なるものであったというのが3月の州議会選挙でのAfDの特徴である。西部2州では伝統的な家族・文化観を押し出してブルジョア保守主義者 (bürgerlich-konservativ) として振る舞っていたのに対して、東部のザクセン・アンハルト州では失業者対策などより具体的な社会政治問題へと切り込んでいた。この傾向は東西だけに限らず、同一州内でも中産階級が多く住む地域と労働者階級の多く住む地域とでも使い分けて選挙運動が展開された (Friedrich 2016: 72-73)。

3月13日の州議会選挙の結果は全体的に好成績で、バーデン・ヴュルテンベルク州で15.1%【38】、ラインラント・プファルツ州で12.6%【39】、特にザクセン・アンハルト州では24.3%【40】と第1党となったCDUと5.5%差で第2党にまで上り詰めた。今回の州議会選挙でAfDが支持を集めた要因についてデッカーは、難民危機に対して富の損失と社会秩序の喪失への潜在的な不安を抱える層が存在し、CSUを除く全ての既存政党によって支持される難民政策に対するAfDの抗議がその不安を表面化させたとする。重ねて冷戦終結以降

【35】 Markus Wehner und Eckart Lohse, “AfD-Vize Gauland beleidigt Jerome Boateng”, FAZ.NET, 2016年5月29日, (<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/afd-vize-gauland-beleidigt-jerome-boateng-14257743.html>), 2020年11月22日アクセス

【36】 “Sonntagsfrage”, Infratest dimap, (<https://www.infratest-dimap.de/umfragen-analysen/bundesweit/sonntagsfrage/>), 2020年11月23日アクセス

【37】 “AfD-Vize Gauland sieht Flüchtlingskrise als Geschenk”, DER SPIEGEL, 2015年12月12日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-alexander-gauland-sieht-fluechtlingskrise-als-geschenk-a-1067356.html>), 2020年11月30日アクセス

【38】 “Landtagswahl Baden-Württemberg 2016”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2016-03-13-LT-DE-BW/>), 2020年11月25日アクセス

【39】 “Landtagswahl Rheinland-Pfalz 2016”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2016-03-13-LT-DE-RP/>), 2020年11月25日アクセス

【40】 “Landtagswahl Sachsen-Anhalt 2016”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2016-03-13-LT-DE-ST/>), 2020年11月25日アクセス

のCDUの左傾化により、CDUから見捨てられたと感じている中流階級・中道右派層がその中心であるとする (Decker 2016: 11)。

以上より難民政策への抗議を通して、既存政党とは一線を画した立場を打ち出すことができ、有権者の抱える不満と不安を表面化させ、分裂騒動による低迷からの復活とそれに留まらない更なる伸長を果たすことに成功したというのがこの時期のAfDの概要である。そしてその集大成ともいえる2016年3月の3州議会選挙の結果をもって、AfDはCDU/CSUやFDPより右に位置する政党として自分たちの地位を確立させることとなった。

第5章 対立の恒常化 —2016年3月から2017年10月連邦議会選挙まで—

3つの州議会選挙で成功をおさめ、翌年の連邦議会選挙に向け弾みをつけることとなったAfDであるが、連邦議会選挙に向けてこれまで作成されてこなかった党綱領に関する議論を通して、ルッケら経済リベラル層の離党後のAfDが依然として複数の派閥ないし集団の対立を内包する連合体であることが明らかになっていった。またそのなかで再び党内での権力闘争も浮上することとなったわけであるが、2017年の連邦議会選挙での議会入りを見越したうえで、連邦議会内でどのように振る舞うかという要素が対立の中に新たに組み込まれることとなった。

第1節 党綱領に関する議論と対立

3月の州議会選挙前後、共同代表の一人で穏健派の人物と目されていたモイテンは、ヘッケら「翼」の発言や振る舞いに苛立ちを感じており、他方で「翼」のポツゲンブルクもモイテンの難民に対する見方は甘いと批判していた。しかしモイテンと「翼」の対立はこの時点で大ごとには発展せず、むしろ5月の党綱領策定以降に両者は接近することとなった。

党綱領の草案は州議会選挙後に登場し、その後理事会による改訂を重ねながら本案の策定が続けられた。草案の段階で争点となったのはまず経済政策についてであった。その内容は各種保険制度の廃止や税制度の簡素化を目指す新自由主義的なものか、あるいは最低賃金保障などを重要視した社会主義的なものであり、前者は主にモイテンやペトリーら、後者は「翼」を中心に主張されたものであった。また経済政策に限らず、家族観などほかの面でも議論を要する段階であり、多様な集団から成るAfDを纏めることができるコンセンサスを必要としていた。結党当初は反ユーロがそれにあたるものであったが現在は機能しているとはいえ、現在有効なものは連邦政府による難民政策への拒絶であり、これは程度に差はあれども党内一致で共有されるものであった。ただ連邦政府も難民流入数の抑制に動いており、実際に3月にはEU-トルコ間で協定が結ばれたため、持続可能なコンセンサスであるかを疑問視する層がいた (Friedrich 2019: 73-74)。

特にシュトルヒはかつてのユーロ・EU批判や現在の難民・亡命批判は使い古されたものであるため長期的に有効利用できるものではなく、そこで彼女がこの2つの代案になりうると考えていたものは反イスラムであった^[41]。反イスラムはEUや難民・亡命批判と絡めて用いることができ、難民流入以前から、そしてこれからもムスリムはドイツと欧州に居住し続けるであろうし、また難民・亡命批判同様にマスメディアや他党の政治家もすぐに食いつき、党内を纏める以外の点でも有効に機能するためこの上ない材料であった。

2016年4月30日から5月1日にかけて開催されたシュトゥットガルト党大会にて、「ドイツのための綱領 (Programm für Deutschland)」 (Alternative für Deutschland 2016) が採択された。綱領の内容にはこれまでの主張が反映されており、「主権国家としてのドイツ (ein souveränes Deutschland)」としてのドイツを求め、「統一国家としての欧州 (Vereinigten Staaten von Europa)」を拒絶しており、反ユーロはこの主権の要求と関連している。

移民・難民については複数の章で取り上げられ、例えば法や警察機構の強化について触れている「内部安

【41】 Markus Grill, "Anti-Islam-Kurs", correctiv.org, 2016年3月11日, (<https://correctiv.org/aktuelles/neue-rechte/2016/03/11/anti-islam-kurs/>), 2020年12月10日アクセス

全保障 (Innere Sicherheit)」の章では、薬物犯罪歴を持つ外国人の強制送還基準の緩和を主張している。また「家族と子供」の章では、「大量移民 (Masseneinwanderung)」はドイツの人口問題の解決に繋がらないとし、ドイツ国民間での高い出生率を達成するために、手厚い育児支援政策を主張している。ただ高等技術を持っている移民については以前から主張しているように、ドイツに利するため積極的に受け入れるべきとしている。

AfDの文化観については党全体で完全に共有されてはいなかった。党綱領の「文化、言語、アイデンティティ」の章では、ドイツ文化とは「キリスト教、人文主義、ローマ法」に基づくものと解釈されている。この文化理解について「翼」は否定的で、彼らは自分たちの文書内でドイツ文化を「ドイツ語、ロマン主義、理想主義」に基づくものと解釈している^[42]。ただいわゆる「主導文化 (Leitkultur)」を肯定し、多文化主義に対する拒絶を示した文化理解は党派を超えて共有されているものである。

「文化、言語、アイデンティティ」ではイスラム教について「イスラムはドイツに属していない (Der Islam gehört nicht zu Deutschland)」とし、ドイツ社会における「イスラム化 (Islamisierung)」の脅威を訴えている。ただムスリムを「良いムスリム」と「悪いムスリム」とで区別し、国内のムスリムの大半が「合法的に統合されており、社会の構成員として高く評価されている」良いムスリムであることを強調している。一方でこれまでの選挙などでもみられたミナレットの建設やアザーンの実施への反対、イスラム学校の閉鎖なども主張しており、反イスラム色は明確なものであった。

党綱領の内容と策定にかかわる議論からわかるのは、この時点のAfDは反移民・難民・イスラム・多文化主義を共有する様々な右派集団の連合体ということであり、そのことが再び党内対立の発生へと繋がることとなった。

第2節 ペトリー VS モイテン・ヘッケ・ガウラント

共同代表の一人であったモイテンは穏健でかつての経済リベラル層に近い人物と目されており、前述のように「翼」と対立する場面もあったが、シュトゥットガルト党大会以降ガウラントや「翼」に接近していくこととなった。たとえば6月にチューリンゲン州のキフホイザーにて開催された「翼」の集会には、ヘッケやポツェンブルク、ガウラントだけでなくそこには似つかわしくないとされたモイテンも現れ、講演をおこなった。

モイテンの動きは同じく共同代表のペトリーに危機感を抱かせ、夫でノルトライン・ヴェストファーレン州AfD代表のプレッツェルとともにモイテン・ガウラント・ヘッケのラインの弱体化を画策するようになった。そのなかで6月にモイテンが代表を務めるバーデン・ヴュルテンベルク州にてスキャンダルが発生した。

そのスキャンダルとはAfD所属のバーデン・ヴュルテンベルク州議会議員の一人であるヴォルフガング・ゲデオン (Wolfgang Gedeon) が、AfD入党以前に「シオン賢者の議定書」を情報源とした反ユダヤ主義的な著作を複数執筆していたというものであった。モイテンはゲデオンの反ユダヤ主義志向を批判し、党連邦理事会の満場一致の支持のもと彼を追放することを画策した。これに対してペトリーはモイテンによる統制は機能しておらず、党の分裂を招きかねないと彼を批判し、このバーデン・ヴュルテンベルク州での騒動に介入しようとしたため、ゲデオンの追放劇はモイテンとペトリーの権力闘争の道具へと化した。

このペトリーの動きに対してモイテンはヘッケやガウラントにさらに接近することとなった。3人はベルリ

[42] Der Flügel, “Anfrage zum Parteitag. Deutsche Leitkultur”, 2016年4月27日, (<http://www.derfluegel.de/2016/04/27/antraege-zum-parteeitag-4/>), 2017年12月16日アクセス

ンでジャーナリストを招いた討論会を6月中旬に実施し、そこでAfDからペトリーの力を取り除くべきであると結論づけた。一方でペトリーはもともと幹部内で孤立気味であったこともあり、モイテンのように有力な同盟者を見つけることができずにいた。

ゲデオンの党追放は党内投票で2/3の有効票を達成した場合に実施されることとなったが、州議員を辞職することにはなったものの2/3には達しなかったため、2020年3月に別件で除籍されるまで彼はAfDに在籍することとなった。モイテンはこの結果に反発し、彼に賛同する議員とともに議会内で別会派を組織したため、再合流までの約2か月間バーデン・ヴュルテンベルク州議会には2つのAfDの会派が存在する形となった。

モイテンの右派への接近は党の方針にも影響し、AfDとPEGIDAの関係について党員がPEGIDAの集会に参加することを禁止しようとする動きが党理事会内であったものの、これについても部分的にはあるが撤回される形となった。

対立は9月にベルリンとメクレンブルク・フォアポンメルン州での州議会選挙が控えていたということもあり、8月のカッセルでの党大会で一度は収まる形となった。ただこの党大会で今後のリーダーシップについて具体性を持った決定がなされなかったため、あくまで「一時休戦」の意味合いが強いものであった。

カッセル党大会後の州議会選挙では9月8日のメクレンブルク・フォアポンメルン州で20.8%^[43]、9月18日のベルリンで14.2%^[44]とAfDは危なげなく議席を獲得する形となった。ベルリンの得票率について旧東西ベルリン別で見ると西ベルリンで12.1%、東ベルリンで17.0%となっており、メクレンブルク・フォアポンメルン州の結果と合わせてこれまで同様東部で強いという結果を示して2016年最後の州議会選挙を終えることとなった。

第3節 「恥の記念碑」論争

一度は休戦状態となったペトリーとモイテン、ヘッケらの対立は2017年1月のヘッケのある発言をきっかけに再燃し、両陣営の亀裂は決定的なものとなった。またただの権力闘争に留まらず、これまでの選挙結果等から連邦議会入りも秒読み状態であったため、連邦議会内でAfDがどのように活動するべきかという要素が論争の中へ明確に組み込まれることにもなった。

一方は連邦議会内で他政党との協力を念頭に置いた比較的穏健な方針であり、もう一方は連邦議会内でも現在のような反エスタブリッシュメント政党として振る舞い、野党としての立ち位置をより強固なものとしていく方針であった (Friedrich 2019: 82)。前者についてはペトリーが中心ではあるものの比較的広範に、後者については「翼」やその周辺から支持を集めていた。ただ他政党がAfDとの協力を一切拒絶し、加えてペトリーは党内で孤立気味であったのに対し、ヘッケには熱心な支持層だけでなくモイテンやガウラントのような頼もしい同盟者が存在し、また抗議活動を通して特定事象を政治問題化するというのは「難民問題」で既に実績があった。そのためペトリーは終始劣勢に立たされることとなった。

1月16日にドレスデンで行われたAfDの青年組織「ユンゲ・オルタナティブ (Junge Alternative)」の集会にて、ヘッケはベルリンにあるホロコースト記念碑について「恥の記念碑 (Denkmal der Schande)」であると述べ、当然のことながらこの発言は他政党やユダヤ人団体などから批判を受けることとなった。へ

【43】“Landtagswahl Mecklenburg-Vorpommern 2016”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2016-09-04-LT-DE-MV/index.shtml>), 2020年12月20日アクセス

【44】“Abgeordnetenhauswahl Berlin 2016”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2016-09-18-LT-DE-BE/index.shtml>), 2020年12月20日アクセス

ツケは批判に対して文意が誤解されているとし、「記念碑の存在そのものが恥」なのではなく「過去の恥じるべき出来事についての記念碑」といった趣旨の発言であったとすぐに釈明の声明を出した。ただ実際にドレスデンの会場での40分以上にわたるスピーチにはこのような内容のものはなく、この釈明は詭弁で彼が前者の意味で「恥の記念碑」発言を行っていたのは明白であった^[45]。

ヘッケの「恥の記念碑」発言は党内からも批判が生じ、以前から彼と対立していたペトリーやプレッツェルに限らず、ガウラントもこの発言の内容については理解を示していなかった。ただガウラントは「ヘッケはホロコーストの記憶を決して批判をしているわけではない」と擁護もしており、モイテンについてはこの騒動ではガウラント以上にヘッケに近い立ち位置で彼の発言を擁護するだけでなく、自身の本拠地であるバーデン・ヴュルテンベルク州でフランスにあるナチスについての記念碑への補助金を停止することさえ主張していた。

「恥の記念碑」論争はすぐ沈静化せず、失言としてはこれまでにない規模の事態となった。ヘッケを党から追放することについて具体性を持って検討されるようになり、1月20日にベルリンで行われた党連邦理事会の会議では最終的な合意には至らなかったものの、理事会の一人であるアリス・ヴァイデル (Alice Weidel) によって提案されたヘッケの追放プロセスの実施は、出席者の大多数が賛成する形であった。

2月中旬には2/3の賛成でヘッケの追放プロセスが実行される投票が党連邦理事会内で行われることとなり、ガウラント、モイテン、ポッゲンブルクらは反対票を投じたが13人のうち9人が賛成に投じたため追放プロセスは開始されることとなった。ただこの決定は党の調停委員会がヘッケの追放について議論を開始するというものであって、即座にヘッケを党から追放するというものではなく、またこの追放プロセス自体も2018年に凍結されたため、彼は追放されることなく現在もAfDに在籍している。

「恥の記念碑」係わる騒動は、2017年上半期に実施された3つの州議会選挙や支持率にも明確に影響を及ぼすこととなった。この時期に選挙が行われたのは全て西部の州であったが、前年の西部2州や西ベルリンでの選挙結果と異なり、3月26日のザールラント州では6.2%^[46]、5月7日のシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州では5.9%^[47]、5月14日のノルトライン・ヴェストファーレン州では7.4%^[48]と大苦戦を強いられる形となった。支持率についても前年は15%前後を推移し、長期にわたって低下し続けるということも見られなかったが、2017年は1月5日に最高値の16%を記録してからは低下の一途を辿り、5月から10月には殆どの期間で10%を下回る有様であった^[49]。

【45】 Matthias Kamann, “Was Höcke mit der” Denkmal der Schande “-Rede bezweckt”, WELT, 2017年1月18日, (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article161286915/Was-Hoecke-mit-der-Denkmal-der-Schande-Rede-bezweckt.html>), 2020年12月21日アクセス

【46】 “Landtagswahl Saarland 2017”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2017-03-26-LT-DE-SL/index.shtml>), 2020年12月25日アクセス

【47】 “Landtagswahl Schleswig-Holstein 2017”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2017-05-07-LT-DE-SH/index.shtml>), 2020年12月25日アクセス

【48】 “Landtagswahl Nordrhein-Westfalen 2017”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2017-05-14-LT-DE-NW/index.shtml>), 2020年12月25日アクセス

【49】 “Sonntagsfrage”, Infratest dimap, (<https://www.infratest-dimap.de/umfragen-analysen/bundesweit/sonntagsfrage/>), 2020年12月25日アクセス

第4節 連邦議会選挙への準備とペトリーの敗北

連邦議会選挙も近づく中で選挙においての筆頭候補者についても選定する必要があったが、もちろんこれについても対立の舞台となった。モイテンはカッセルでの党会議にてガウラントとペトリーを推薦したが、両者がそれぞれブランデンブルク州とザクセン州の代表であるため、さらに少なくとも2人は西部州の人物を筆頭候補者に加えるべきであるとも考えていた。このモイテンの考えはもっともらしいものではあったが、ペトリーの立場を弱める意図は明白であり、当然ペトリー側はこれに同調することはなく、4月に開催されるケルン党大会へと進むことになった^[50]。

前年から続いた一連の権力闘争はケルンにてモイテン、ガウラント、ヘッケらの勝利という形で事実上終止符が打たれることとなった。ただこのケルン党大会ではサプライズといえるものもあり、連邦議会選挙の筆頭候補者に選出されたうちの一人は予定通りのガウラントであったが、もう一人はヴァイデルであった。彼女は党連邦理事会のメンバーであり幹部といえる人物ではあったが、その連邦理事会でヘッケ追放の計画を主導した人物であり、また彼女の家族形態も「父と母と子供」からなるものではなく、配偶者がスリランカ系スイス人女性で養子が2人いるという明らかにAfDの志向する形態に即していないものであった。ただ一見選出されるはずがないと思われたこの人物が筆頭候補者となったのは、かつての敵であるヘッケとその周辺層からも支持を集めていたということとなる。

しかしこの2点以外ではヴァイデルが選出されたことは不思議なことではなかった。彼女は「柔軟な (biegsam)」人物であり、2013年10月にAfDに入党し当初はルッケを支持していたが、ペトリーとルッケの対立が進む中でペトリー支持へと自分の立ち位置を切り替えて頭角を現し、そして今回はペトリーからガウラントへ乗り換えることとなった。また典型的なAfDの手法を用いて、反イスラム・ユーロ・連邦政府などの主張を展開する人物でもあった (Amann 2018: 276-277)。特に彼女の反イスラム観は強烈なものであり、石器時代からの慣習と距離を置いたことのないシャリーアの信奉者とはかかわりを持ちたくなく、イスラム団体との対話は無意味とまで言い切っているものであった^[51]。

移民に対して「奪還 (zurückeroberung)」や「再征服 (Rückeroberung)」といった新右翼の語彙を用いたモイテン、移民・文化観・アイデンティティを中心としたヴァイデルの演説は大勢の聴衆から称賛を浴び、「現実志向 (realpolitisch)」のペトリー周辺の劣勢は明白であった。ペトリーとプレッツェルは党が深刻な分裂状態であり、また直近の州議会選挙や支持率調査でもAfDは低迷状態にあったため、仮に連邦議会へ進出した際には党を分割することを検討するようになった (Friedrich 2019: 83-85)。

以上よりこの時期のAfDは、右派政党といっても依然として党内に様々な勢力が存在することが明らかになった時期であった。その勢力間の対立はある程度パターン化され、その内部対立の構図それ自体がAfDの特徴となっていく。AfDはこの後9月の連邦議会選挙にて議会入りを果たし、ペトリーらは党を離れることになるわけであるが、ただこれはあくまで「ペトリーの敗北」であって「議会志向」路線の敗北ではなかったことを留意したい。ペトリーに同調して離党した人は少数であり、当然AfD内が「運動志向」一色でもなかったため、この論争は今後も続いていくこととなる。

[50] Severin Weiland, "AfD: Petry-Gegner wollen Gauland im AfD-Spitzensteam", DER SPIEGEL, 2017年3月13日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-frauke-petry-gegner-wollen-alexander-gauland-im-spitzensteam-a-1138558.html>), 2020年12月25日アクセス

[51] Melanie Amann und Sven Becker, "Alice Weidel: Werdegang und Lebensstil widerspricht den Glaubenssätzen den AfD", DER SPIEGEL, 2017年5月3日, (<https://www.spiegel.de/spiegel/alice-weidel-werdegang-und-lebensstil-widerspricht-den-glaubenssaetzen-der-afd-a-1145861.html>), 2020年12月29日アクセス

第6章 相対的安定

—2017年連邦議会選挙から2018年8月ケムニッツ事件まで—

2017年9月24日、間違いなくこの日はドイツ連邦共和国にとって歴史的な一日であった。「ドイツのための選択肢」はこの選挙で12.6%の得票率を獲得し、CSUより右に位置する政党として連邦議会に初めて進出ただけでなく、この数値はCDU/CSU、SPDに次ぐ数値で第3党として連邦議会入りを果たした。AfDはもちろん勝利宣言を出し、祝勝ムードに包まれることとなったが、その裏でペトリーやプレッツェルはすぐに離党の意思を示し、9月26日には正式に離党し新党「青の党 (Die blaue Partei)」の形成に動いたが、その同調者はやはり少なかった。

この連邦議会選挙以降しばらく、内部で多少の衝突はあったものの、AfDは比較的安定していた。また支持率の面でもやや高めの位置で安定傾向にあり、固定的な支持層ができたといえる時期でもあった。

第1節 2017年連邦議会選挙でのAfD

2017年9月の連邦議会選挙の結果、ドイツの連邦議会には合計92人のAfD党员によって連邦共和国史上初のCSUより右の会派が成立したわけであるが、その男女比は男性82人に対して女性が10人と大多数が男性であり、女性のこの少なさは過去30年で最も低い割合であった (Friedrich 2019: 86)。

またこれまで登場した有力者たちが必ずしもみな連邦議会選挙へと出馬し、当選したわけではなかった。例えば連邦議会議員となった人物にはガウラント、ヴァイデル、シュトルヒや離党したもののペトリーらがいるのに対し、連邦議会議員にならなかった人物としてはモイテン、ヘッケ、ポッゲンブルクなどがある。このうちモイテンについては、連邦議会選挙時点で欧州議会議員であったシュトルヒがこの職を辞する必要があるため、シュトルヒと交代する形で欧州議会議員になることを検討しており、12月にバーデン・ヴュルテンベルク州議会議員を辞職して正式に就任する形となった。ヘッケやポッゲンブルクのような「翼」、あるいはそれに近いグループが連邦議会議員にならなかったのは、「運動志向」であるため、議会内での活動に大きな価値を見出しておらず、抗議者として活動するには連邦議員の職はむしろ足枷になると考えていたためであろう。ただ「翼」周辺の人物が連邦議会議員にならなかったというわけではなく、例えば「翼」代表のイェンス・マイアー (Jens Maier) や、のちに共同代表の一人となるティノ・クルパラ (Tino Chrupalla) があげられる。

次にAfDに投票したのはどういった人々であったかを検証する。ここでは彼らの居住州、2013年の投票先、年齢・性別・就業状況といった属性、態度の4点について扱うこととする。

まず居住州についてであるが、これまでの州議会選挙同様に東部で強く21.9%、西部では同年上半期に実施された州議会選挙ほど苦戦することはなく善戦をしたという形で10.7%の得票率を獲得した (ベルリンについては東西で分けられている)。東部ではザクセン州で全州最高値の27.0%を獲得し、わずかではあるがCDUを上回って1位となり、東部最低値のメクレンブルク・フォアポンメルン州でも18.6%と高めの数値となっている。対して西部では最高でもバイエルン州の12.4%であり、全州で最低値となったハンブルク市では7.8%と東部ほどうまくはいかず、やはり苦戦を強いられるところもあった [52]。

[52] “Bundestagswahl 2017”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2017-09-24-BT-DE/>), 2020年12月30日アクセス

次にAfD投票者の背景についてであるが、ここでは2013年の選挙からの票の流れと投票者の社会背景をあたるとする。まず前回AfDが獲得したのは約2,100,000票であったが、このうち半分以上の約1,400,000票をAfDは維持している。外部からの票についてはCDUから約980,000票、SPDから約470,000票、左派党から約400,000票、FDPと緑の党からは少ないがこれだけ見てもAfDが幅広い層から票を獲得したということがわかる。特に重要なのは棄権者と小規模政党群からの票であり、前回の棄権者層からは約1,200,000票、小規模政党群からは約690,000票を獲得し、これらの数値は他政党に圧倒的な差をつけたものであり、AfDの強力な得票源となった^[53]。

有権者の属性では、まず投票者を性別で見ると男女間で明確な差が表れており、男性が16.3%に対して女性が9.2%とAfD投票者の2/3は男性ということになる。年齢についても性別同様で、投票者が最も多いのは中年層（35～59歳）で15%であるのに対し、最も少ないグループの若年層と老年層では8%と年齢層によっても大きな差が存在している。就業状況別に見ても特徴があり、ブルーカラー層や失業者から平均以上の支持を受けてはいるものの党の票としては全体の1/4程度であり、むしろ残りの3/4を占めるホワイトカラー層、公務員、自営業者が中心で、有権者層からはAfDは中層・中下層を中心の支持基盤とした「市民政党」であると考えることができる（Decker 2020）。

最後にAfD投票者の態度についてであるが、これについてもやはり他政党のものと大きく異なるものであり、以下の表からわかるのは、有権者全体と比較して彼らはドイツの社会的・経済的な変化について特に恐れていることである。

表1 AfD投票者の投票者全体の態度の比較

	AfD投票者	全体	全体との差
犯罪の増加と治安の悪化を感じている	71%	39%	32%
難民は優遇されすぎている	39%	12%	27%
ドイツは間違った方向に進んでいる	68%	38%	30%
自分は国家から無視されている	42%	16%	26%
国境警備の強化が必要	85%	27%	58%
イスラムの影響は強大である	90%	N/R	
ドイツの言語や文化は失われつつある	90%	N/R	
民主主義の現状に対して不満がある	80%	30%	50%

※ Neu und Pokorny (2017:9-10) より作成

このようにAfDは、地理的には西部より東部で、社会人口学的には男性、中年層、中間層での支持が比較的多いが、AfDへの支持を駆り立てるのはこうした投票者の現状ではなく、彼らの社会意識ないし世界観であった（Olsen 2018: 75）。

連邦議会選挙後の10月15日には、結党してから二度目となるニーダーザクセン州議会選挙が行われた。その結果、得票率は6.2%^[54]と上半期の州議会選挙と同様に苦戦を強いられる形にはなったが議席の獲得には成功した。

【53】 “Bundestagswahl 2017”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2017-09-24-BT-DE/>), 2020年12月30日アクセス

【54】 “Landtagswahl Niedersachsen 2017”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2017-10-15-LT-DE-NI/index.shtml>), 2020年12月30日アクセス

第2節 AfDの連邦議会進出

AfDの連邦議会進出は連邦議会における権力分布に大きな変化をもたらした。それまでの二大政党のCDU/CSUとSPDの議席が減少し、そのため政権構築のための連立形成を複雑化させ、新政権成立の段階から政局に影響を与えることとなった。今回の選挙で第一党となったのは引き続きメルケルのCDU/CSUであり、第4次メルケル政権の成立に向けて連立交渉が始まったが、AfDと左派党については政策距離の遠さからその可能性を最初から排除、特にAfDについてはいずれの政党からも連立を拒否されており、SPD、FDP、緑の党から連立政権を形成することとなった。このうちSPDは第二党であったが野党として党の再生を目指す路線を打ち出したため、大連立継続の可能性は一度失われ、CDU/CSUとFDP、緑の党から成るいわゆる「ジャマイカ連立」^[55]が模索された。ただ主に難民政策などでの意見の相違により、この連立交渉は11月に決裂することとなった。

SPD内にはCDU/CSUとの政策的相違がさらに薄まることを懸念する層もいたが、政治的空白の長期化を危惧したSPD出身の連邦大統領フランク＝ヴァルター・シュタインマイヤー (Frank-Walter Steinmeier) が仲立ち役となって、大連立継続に向けた交渉が開始された。最終的にはCDU/CSUがSPDから外務・財務などの主要閣僚を出すこと、SPDが難民政策や医療保険改革などの分野で妥協することに同意し、2018年3月4日に大連立による第4次メルケル政権が成立することとなった (清水 2019: 39-40)。ただメルケルはCSUとSPDとの調整、そしてAfD拡大への対策に頭を悩まされることとなり、第4次政権の船出はけっして安定したものとはいえなかった。

また、AfDの進出は、連邦議会内の他の政党の政策スタンスの取り方にも変化をもたらした。他の政党はどれもAfDを「極右政党」として交渉の相手とすること自体を拒否していたが、AfDに流れた支持者の奪還のためにAfD寄りの発言がなされるケースが少なくなかった。特に、それまで連邦議会では最も「右」とされていたCSUにそれが明らかだった。

新政権で内相となったCSU党首のゼーホーファーは、バイエルン州首相時代から難民政策について比較的強硬な態度を示していたが、2018年10月に実施されるバイエルン州議会選挙でAfDへの票の流出を抑制するために難民政策へより強硬な態度を示すようになり、寛容姿勢の維持を目指すメルケルと対立することとなった。ゼーホーファーは具体的な対処策が講じられない場合、内相権限による警察を用いた実力行使も示唆し、その際メルケルは彼を内相から解任せざるを得ない立場に追い込まれることとなり、CSUの連立離脱の可能性も浮上することとなった。7月2日にメルケルとゼーホーファーの間で会談がおこなわれ、①難民の流入を制限すること、②オーストリアとの国境に難民の収容施設を設置すること、③沿岸国で登録された難民の入国を認めず、登録国に送還する、この3点について合意された。CSUの連立離脱は回避されたが、メルケル政権の寛容な難民政策は一層後退する形にもなった (清水 2019: 40-41)。

連邦議会内でのAfDの活動についても特徴的なものがある。AfDの連邦議会進出から1年間のうち、提出された法案に対する照会数については他政党と比べあまり変わりはないが、照会する法案の内容については明らかに偏りがみられている。合計400件の照会のうち上位は、「外国人・移民」が98件、「外交・国際関係」が87件、「内部安全保障」が65件とこれまでAfDが問題としてきた、あるいはそれに近いテーマが並び、主題としては置いてこなかった、たとえば「社会保障」(35) のようなものは少ないといった特徴があった (Friedrich 2019: 88)。

[55] ジャマイカの国旗は黒 (CDU/CSU)、黄 (FDP)、緑の三色から成るため

第3節 「翼」のさらなる伸長

連邦議会選挙以降、AfDはしばらく安定した時代を迎えることとなった。ただ大きな対立とまでとはならなかったが、軽微な衝突としてペトリの離党によって空席となった共同代表を決める12月のハノーファー党大会にてまず発生した。共同代表に立候補したのは穏健で「議会志向」の人物とみられたゲオルク・パズデルスキ (Georg Pazderski) と、強硬派で「運動志向」の人物とみられたドリス・フォン・ザイン=ヴィトゲンシュタイン (Doris von Sayn-Wittgenstein) の2名であった。ベルリン市議会議員であったパズデルスキは2016年からシュトルヒとともに、2017年11月からは単独でベルリンのAfD代表も務めている名の知れた人物であり、彼が選出されることが順当であると考えられていた。対するザイン=ヴィトゲンシュタインはシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会議員ではあったものの、パズデルスキと比べると無名の人物であり、「翼」からの刺客という意味合いの出馬であった。両者は投票にかけられることとなったが、選出に必要な50%の得票率を獲得できなかったため両者は立候補を辞退し、モイテンに並ぶ共同代表にはガウラントが選出される形となった。

ただ2018年に入ると「翼」とその周辺はさらに勢いを増すこととなり、PEGIDAとの連携強化を望み、様々なイベントに登壇することとなった。その一つがザクセン州のネットマンスドルフで2月の「灰の水曜日」に行われたPEGIDAの有料集会であり、ここにはAfDから「翼」のメンバーであるヘッケ、ポッゲンブルク、ペトリの後任でザクセン代表となったイェルク・ウアバン (Jörg Urban)、ガウラントの後任でブランデンブルク代表となったアンドレアス・カルビッツ (Andreas Kalbitz) らが参加し、PEGIDA代表のバッハマンももちろん登場した。AfDの面々はこの集会でメルケルなどの政治家、難民、ジャーナリストを攻撃する演説を披露し、聴衆たちは大歓声をもってこれに応えた^[56]。

ただこのなかで出たポッゲンブルクのドイツ在住トルコ人に対する差別的な「キャメルトライバー (Kameltreiber)」発言は物議を醸すこととなり、結果として彼自身の没落を招くこととなった。ポッゲンブルクのこの発言は党内の穏健派に属する人々から、彼のこうした発言は連邦議会入りを果たしたからには有権者の注目以上に、憲法擁護庁からの監視の危険性を高めるものだと批判を浴びた。それだけでなく自身が代表を務めるザクセン・アンハルト州のAfD議員や、あのヘッケでさえも彼の「キャメルトライバー」発言などは知的なものではないと批判するのであった。結局、ポッゲンブルクはザクセン・アンハルト州代表と州会派議長を辞任することとなったが、「翼」周辺はこれを「翼」の敗北ではなくあくまでポッゲンブルク個人の失態にすぎないと解釈しており、事実彼の役職をそれぞれ引き継いだ二人は「翼」あるいはそれに近い人物であった^[57]。

連邦議会議員からも問題視される言動はみられ、例えば「翼」のマイアーは自身のTwitterアカウントで、テニス選手のボリス・ベッカー (Boris Becker) の息子であるノア・ベッカー (Noah Becker) に対して差別的な投稿をするということがあった。彼はすぐに投稿を削除し、自分ではなく彼のアシスタントが投稿したものであると釈明したが、党外からだけでなくガウラントからも批判を受けることとなった^[58]。

それでも「恥の記念碑」などの時と違ったのは、批判を浴びることはあっても支持率に影響することはな

[56] Antonie Rietzschel, "AfD-Chefs umwerben Pegida", SZ.de, 2018年2月15日,

(<https://www.sueddeutsche.de/politik/afd-pegida-verbuendete-1.3868506>), 2021年1月1日アクセス

[57] Justus Bender und Reinhold Bingener, "André Poggenburg tritt wegen Aschermittwochs-Rede zurück", FAZ.NET, 2018年3月8日, (<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/andre-poggenburg-tritt-wegen-aschermittwochs-rede-zurueck-15484621.html>), 2021年1月6日アクセス

[58] "Arger über rassistischen Kommentar von AfD-Abgeordneten", FAZ.NET, 2018年3月1日, (<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/aerger-ueber-rassistischen-kommentar-von-afd-abgeordneten-15372056.html>), 2021年1月1日アクセス

かったことである。以前は失言後に支持率が下落し続ける、大きく低下するといったこともあったがこの時期にはそういったこともなく、AfDの支持率は2018年を通して15%前後で推移していた^{【59】}。このような変化がみられたのは連邦議会選挙以降、AfDに固定的な支持層ができたためではないかと考えられる。

党内外からたびたびの批判はあったものの、党内にはかつてのルッケやペトリーのように積極的に対抗しようとする勢力はおらず、この時期の「翼」とその周辺層はもはや敵なし状態であった。「翼」などからの要求でPEGIDAとその類似団体との協力も3月に解禁されることとなり、前述のとおり2017年2月から継続中であったヘッケ追放プロセスは5月に完全に凍結されることとなった。

ただこのPEGIDAとの協力解禁は党内でも温度差があり、もともと集会に参加していたヘッケやポッゲンブルクらは解禁後すぐにドレスデンでの集会に参加することとなった。一方で共同代表のガウラントとモイテンはあくまで条件付きで解禁に賛成する意向であり、その条件とは有罪判決を受けたバツハマンがPEGIDA代表を辞する場合というものであった^{【60】}。ただ彼は代表を辞することはなく、そして2021年現在に至るまでPEGIDA代表の座に居続けている。

以上よりこの時期のAfDは固定的な支持層を獲得し、支持率も高めの位置で推移していたこともあり、党史のなかで最も安定していたといえる。また連邦議会内での指針について明確な答えは出されていないが、連邦議会入りを果たしたためこれまで以上に有効な問題提起もできるようになった時期でもある。ただAfDとPEGIDAについての案件では不穏な要素も含まれており、そして2018年8月のある事件を境にその安定は終わりを告げることとなる。

【59】 “Sonntagsfrage”, Infratest dimap, (<https://www.infratest-dimap.de/umfragen-analysen/bundesweit/sonntagsfrage/>), 2021年1月1日アクセス

【60】 “Alternative für Deutschland : "Pegida und die AfD sind dieselbe Bewegung””, ZEIT ONLINE, 2018年3月1日, (<https://www.zeit.de/politik/deutschland/2018-03/alternative-fuer-deutschland-afd-pegida-kundgebung-joerg-urban>), 2021年1月1日アクセス

第7章 対立の先鋭化

—2018年8月ケムニッツ事件から2020年3月連邦憲法擁護庁の判定まで—

2017年の連邦議会選挙以降、党史のなかで最も安定したといえる時期を迎えていたAfDであるが、2018年8月26日のケムニッツで起こった殺人事件をきっかけとして穏健派と急進派の対立が先鋭化し、徐々にではあるがその相対的安定の時期は終わりを迎えることとなる。

第1節 2018年8月ケムニッツ殺人事件

2018年8月26日の深夜、ザクセン州の都市ケムニッツの中心部で35歳のドイツ人男性（ダニエル・H）が、2015年の難民危機の際にドイツへとやってきた23歳のシリア人と22歳のイラク人によって刺殺されるという事件が発生した。被害者のダニエル・Hという人物は父親が1970年代に出稼ぎで東ドイツにやってきたキューバ人で、母親はドイツ出身のキューバ系ドイツ人であり、その出自や風貌からこれまで頻繁に右翼から差別や暴行を受けていたが、皮肉なことに彼は右翼層によって殉教者に祭り上げられることとなった^[61]。

事件後すぐさまケムニッツでは右派によってデモが形成され、左派もこれに対してカウンターを形成、こうしたデモは双方や警察官に負傷者を出す事態にまで過激化することとなった。26日の右派のデモには2種類あり、その1つはAfDが組織したもので100人程度の人数であったものの、警察の見解では平和的なものとして扱われていた。ただ極右の関与が疑われている地元のサッカークラブのフーリガングループ、「カオティック（Kaotic）」によって形成されたデモは、盛んに警察や移民と思わしき人々を攻撃し、信憑性は不確かながらも一般人によりその様子は多く撮影されていた^[62]。

翌日27日に右派市民団体「プロ・ケムニッツ（Pro Chemnitz）」によって形成されたデモには6000人、左派によるカウンターにも1500人が集まり、600人の警察を大幅に超える規模へと発展した。「プロ・ケムニッツ」のデモには全国から様々な右派集団が集まり、そこにはPEGIDAに限らずNPDの青年組織のような明らかな極右組織も参加していた。またAfDのバーデン・ヴュルテンベルク州議会議員2名が、ケムニッツでのデモ参加したことを自慢するような投稿をFacebookで行うこともあった^[63]。

9月1日の「サイレントマーチ（Schweigemarsch）」と銘打たれたデモにはヘッケ、カルビッツ、ウアバンらとPEGIDAのバツハマンが参加していたが、このことはAfD内でPEGIDAとの関係についての論争を巻き起こすこととなった。まずPEGIDAのロゴをAfDの党員が身に着ける、広告内で用いるということは許可されていないにもかかわらず使用したというものであり、実際にロゴを使用したカルビッツはガウラントらによって批判を受けることとなった。またガウラントとモイテンは彼の代表辞職を条件に協力を解禁する

[61] Antje Hildebrandt, “DANIEL H. AUS CHEMNITZ-Vom “Negi” zum Märtyrer”, Cicero Online, 2018年9月6日, (<https://www.cicero.de/innenpolitik/daniel-h-chemnitz-rassismus-auslaenderfeindlichkeit-rechte-linke-wir-sind-mehr>), 2021年1月5日アクセス

[62] Anne Hähnig, Tina Hildebrandt, Martin Machowecz, Veronika Völlinger, Heinrich Wefing und Zita Zengerling, “Rechtsextreme Gewalt in Chemnitz: Regiert der Mob?”, ZEIT ONLINE, 2018年8月29日, (<https://www.zeit.de/2018/36/rechtsextreme-gewalt-chemnitz-regierung-mob-schock>), 2021年1月5日アクセス

[63] Philip Kuhn, “Rechtsextreme Ausschreitungen: Die unheimliche Mobilisierung der Neonazis in Chemnitz”, WELT, 2018年8月28日, (<https://www.welt.de/politik/deutschland/article181342196/Rechtsextreme-Ausschreitungen-Die-unheimliche-Mobilisierung-der-Neonazis-in-Chemnitz.html>), 2021年1月5日アクセス

はずであったが、前述のとおり彼が辞職することはなかった。そのなかで多くのAfD幹部は前科を有するパツハマンから距離を置き、シュトルヒらはAfDとPEGIDAの境界を明確化すべきであるというキャンペーンを展開、対するパツハマンもこの動きを批判するという状態であった^[64]。

こうしたものは選挙結果には影響することがなかった。10月14日でのバイエルン州議会選挙では10.2%^[65]、28日のヘッセン州議会選挙では13.1%^[66]の得票率を獲得し、以上をもってAfDは16連邦州全ての州議会へと進出した。ただ支持率には影響与えることになり、9月には過去最高の18%を記録したもののそこからは低下傾向にあり、2019年に入っては12%前後で推移することとなる^[67]。低下傾向へ突入したことについては、後述する憲法擁護庁からの監視の可能性が浮上し、そのことをきっかけに党内対立が発生したことによるものではないかと考えられる。

第2節 憲法擁護庁による監視の可能性

ただケムニッツでの騒動を機に、ジャーナリストや他党の政治家からAfDを監視対象とすべきとの声上がり、プレーメンとニーダーザクセン州の憲法保護官から党青年組織の「ユング・オルタナティブ (Junge Alternative)」の監視希望、チューリンゲン州のAfDは実際にテストケース (prüffall) とされることとなった。

このような前例のない危機に対して、AfDは連邦議会議員のローラント・ハートヴィヒ (Roland Hartwig) を責任者とする「州憲法保護の作業部 (Arbeitsgruppe Verfassungsschutz)」を10月に設立してすぐさま対応することとなった。責任者を任されたハートヴィヒという人物は製薬会社バイヤーの法務部門で長年勤務してきた人物で法律に精通しており、また議会内での演説で悪評を買っていない、良い意味で無名の人物であった。作業部の仕事は主に観察に対する法的措置の準備、党が憲法を遵守していることのPR、場合によってはAfDに害を及ぼす党内の危険人物の追放も視野に入れていた。

そうしたなかでハートヴィヒはARD中央局の番組に招待され、この騒動で揺れる最中のAfDについて語ることとなった。彼はAfDのことをブルジョワ政党と認識しており、具体的な名前については挙げなかったものの、「党の原則にまったく合致しない (in keiner Weise den Grundsätzen unserer Partei entsprechen)」人物がいるため、そういった者の追放が必要であると強調した。ただヘッケについては曖昧な態度を示しており、作業部から彼に対して遠回しに少し自制するようには促しているものの、ハートヴィヒはヘッケのことも重要な党の一員で、彼の発言のほんの一部だけが「不幸な」ものであると認識している。このハートヴィヒの態度は、彼がCDUから離反した有権者層だけでなく、ヘッケらが集める右翼周辺の票もAfDには必要不可欠なものであると認識していたためであった (Friedrich 2019: 94)。

ガウラントとモイテンは監視の動きを極めて警戒しており、その回避に向けた対策をさらに強化しようと努めた。新しい策として欧州人権裁判所に、憲法擁護庁が疑わしい案件としてAfDを捜査することが合法かどうかを求める申請書を提出し、外部の法学者にも党として今後どのような対応をすべきかの助言を求めた。

[64] Severin Weiland, "AfD und Pegida: Streit in der AfD über den Trauermarsch mit Pegida", DER SPIEGEL, 2018年9月5日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-und-pegida-streit-in-der-afd-ueber-den-trauermarsch-mit-pegida-a-1226454.html>), 2021年1月6日アクセス

[65] "Landtagswahl Bayern 2018", tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2018-10-14-LT-DE-BY/index.shtml>), 2021年1月7日アクセス

[66] "Landtagswahl Hessen 2018", tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2018-10-28-LT-DE-HE/index.shtml>), 2021年1月7日アクセス

[67] "Sonntagsfrage", Infratest dimap, (<https://www.infratest-dimap.de/umfragen-analysen/bundesweit/sonntagsfrage/>), 2021年1月7日アクセス

当然この動きを好ましいものと思わない層も存在し、バーデン・ヴュルテンベルク州議会議員複数名が「シュトゥットガルトの訴え (Stuttgarter Aufruf)」なる文書で批判し、ヘッケも憲法保護庁からの監視への恐怖について「政治的なおねしょ (politische Bettnässerei)」と揶揄した^[68]。

新たな対立の兆候が見える中、2019年5月に実施される欧州議会選挙への準備も進められることとなった。11月のマクデブルク党大会にて、分裂などに伴う離党者の発生で現職の欧州議員の中で唯一のAfD党員であったモイテンが90%以上の賛成を受け、次の欧州議会選挙の筆頭代表へと選出されることとなった。この時期の欧州議会内は、右派ポピュリズム政党に分類される政党が複数の会派に分立する状態であり、モイテンは次回の選挙以降はこうした政党とともに会派を形成して活動することを念頭においていた。特にイタリアのマッテオ・サルヴィーニ (Matteo Salvini)、オーストリアのハインツ＝クリスティアン・シュトラッヘ (Heinz-Christian Strache)、ハンガリーのヴィクトル・オルバーン (Victor Orbán) を「自然な同盟者 (natürliche Verbündete)」と呼び注目していた。また彼はいわゆる「デクジット (Dexit)」は考慮しておらず、4年前と同様に内側からEUを改革していくことがAfDの目的であるとも考えていた^[69]。

第3節 監視の始まりと党内対立の先鋭化

2019年1月、ついにAfDは連邦憲法擁護庁から全党規模でテストケースに分類されることとなった。ただテストケース段階ではまだ公開された情報のみで調査ができ、監視は許可されていない状態であった。むしろ問題なのはチューリンゲンAfDと「ユング・オルタナティブ」が「疑わしい案件 (Verdachtsfall)」に分類されたことであった。この「疑わしい案件」では通信傍受などは禁止されているものの、組織内の情報を入手するための監視が許可されることとなる。つまりこの決定は、程度が限定的かつ党の一部分ではあるものの、連邦憲法擁護庁によるAfDに対する監視が実際に開始されること意味していた^[70]。

2月にハイデンハイムで開催されたバーデン・ヴュルテンベルク州AfDの党会議にて、ついにモイテンは「翼」など党内の最右派層を批判し、彼らと一線を画する趣旨のスピーチを展開した。加えてAfDの躍進は、かつてないほど弱体で無能な既存政党にうんざりした有権者によって支えられたものであることを強調した。ヴァイデルも「外部からだけでなく内部からAfDを分裂、破壊されこと (die AfD werde von außen, aber auch von innen zersetzt und zerstört)」ことを許すべきではないと「翼」などを批判した^[71]。

ハイデンハイムでの発言以降、モイテンとヘッケら「翼」を中心とした集団との間で対立が表面化となった。モイテンは西部の党員を中心に党内の広範な層から支持をされている人物であったが、確固たる支持層やかつてのガウラントのような強力な同盟者については持ち合わせていなかった。対するヘッケは「翼」を中心に強力な支持層を抱え、自身のチューリンゲン州のみならず「翼」の面々がブランデンブルク州、ザクセン・アンハルト州、ザクセン州で代表を務めているため、東部で絶対的ともいえる勢力圏を築いていた。そのためモイテンはしばらくの間、「翼」に対して劣勢を強いられることとなる。ただこれまでの党内対立で

【68】 Maria Fiedler, “Verfassungsschutz: Drohende Beobachtung schürt Konflikte in der AfD”, Tagesspiegel, 2018年11月6日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/verfassungsschutz-drohende-beobachtung-schuert-konflikte-in-der-afd/23460226.html>), 2021年1月6日アクセス

【69】 Maria Fiedler, “Europaparteitag der AfD: Auf dem Weg nach Brüssel - gegen die EU”, Tagesspiegel, 2018年11月17日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/europaparteitag-der-afd-auf-dem-weg-nach-bruessel-gegen-die-eu/23649400.html>), 2021年1月7日アクセス

【70】 “Verfassungsschutz erklärt AfD bundesweit zum Prüffall”, DER SPIEGEL, 2019年1月15日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/verfassungsschutz-erklaert-afd-bundesweit-zum-prueffall-a-1248124.html>), 2021年1月7日アクセス

【71】 “Landesparteitag in Heidenheim: Meuthen kritisiert "rücksichtslose Radikale" in der AfD”, ZEIT ONLINE, 2019年2月23日, (<https://www.zeit.de/news/2019-02/23/meuthen-kritisiert-ruecksichtslose-radikale-in-der-afd-190223-99-107488>), 2021年1月7日アクセス

は立場を明確にしたうえで重要な役割を演じてきたガウラントは、打って変わって曖昧な態度を示し続けることとなる。

5月26日に欧州議会選挙とブレーメン市議会選挙が実施された。ブレーメンでは前回同様苦戦を強いられ、6.1% [72] という得票率で終わった。欧州議会選挙では得票率11.0%、11議席を獲得し、モイテン単独ではなくAfDとして再び欧州議会に参加することができるようになった。ただこの欧州議会選挙ではAfDにかかわる有権者の投票行動として、今まで見られない事象がみられた。これまで連邦議会選挙を含めAfDは棄権者層からの票を吸い上げて躍進を果たしてきたわけであるが、今回の欧州議会選挙では2017年の連邦議会選挙でAfDに投票した層から約2,000,000票が棄権票として流出することとなった [73]。

党内の対立が表面化したのは7月からであった。「翼」にとって毎年の恒例行事であるキフホイザーの集会でヘッケは、名指しはしなかったものの、連邦理事会やその周囲の人物を明らかに対象に「党内の分裂を企てる層が党に害を及ぼしている」と批判し、聴衆から大歓声を浴びることとなった。また熱狂はその後の移民政策の転換や民主主義の現状についての演説でも続き、ヘッケとその周囲には異様な光景が広がっていた [74]。

このキフホイザーでのヘッケの連邦理事会への攻撃と彼への個人崇拜じみた光景に対し、党の連帯を乱したという理由で彼に対し、「団結し強力なAfDのために (für eine geeinte und starke AfD)」なる批判声明が出されることとなった。この批判声明には100人以上が署名し、そのなかには連邦理事会のパズデルスキ、アルブレヒト・グラーザー (Albrecht Glaser)、カイ・ゴットシャルク (Kay Gottschalk)、その他にも主に西部の有力者の名が多く含まれていた。

モイテン、ガウラント、ヴァイデルといった面々はいずれも署名していなかったもののその反応は様々で、モイテンはさして驚きを示さず、ガウラントについてはヘッケの発言についてと州議会選挙を控えた時期のこうした対立、どちらも不適切なものであると曖昧な態度を見せた。ヴァイデルもやはり選挙を見据えて党内の緊張は対立なしで解決せねばならないと考えていたが、ヘッケ批判に対する警告のニュアンスが含まれており、どちらかという「翼」寄りの姿勢であった [75]。

ヴァイデルは「翼」へさらに接近することとなった。ヘッケの友人で現代ドイツ右翼の権威ともいえるIFSの創設者ゲッツ・クビチュク (Götz Kubitschek) の仲介のもと、ヴァイデルとヘッケは事実上の同盟関係を構築することとなった。そして彼らは党の安定化が最も重要な課題であると位置づけ、「翼」を批判する動きを牽制した [76]。

12月2日のブラウンシュヴァイク党大会ではまさしく「翼」の強大化を象徴するものであったといえる。ここではガウラントの共同代表引退に伴って新共同代表を選出することになり、これまでに引き続きモイテンと、ガウラントの後継として連邦議会議員のクルパラが選出されることになった。クルパラは「翼」に近い人物ではあったものの、もともとガウラントの後継者として目されていたため順当な選出ではあり、むしろ「翼」の影響力が及んだといえるのは新しい連邦理事会の構成であった。

【72】 “Bürgerschaftswahl Bremen 2019”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2019-05-26-LT-DE-HB/>), 2021年1月7日アクセス

【73】 “Europawahl 2019”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2019-05-26-EP-DE/>), 2021年1月7日アクセス

【74】 Maria Fiedler, “Erkenntnisse für den Verfassungsschutz?: AfD-“Flügel” ruft seine Anhänger zum “Widerstand” auf”, Tagesspiegel, 2019年7月6日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/erkenntnisse-fuer-den-verfassungsschutz-afd-fluegel-ruft-seine-anhaenger-zum-widerstand-auf/24532722.html>), 2021年1月10日アクセス

【75】 Maria Fiedler, ““Exzessiv zur Schau gestellter Personenkult” : Warum Teile der AfD jetzt auf Distanz zu Björn Höcke gehen”, Tagesspiegel, 2019年7月10日 (<https://www.tagesspiegel.de/politik/exzessiv-zur-schau-gestellter-personenkult-warum-teile-der-afd-jetzt-auf-distanz-zu-bjoern-hoecke-gehen/24578480.html>), 2021年1月10日アクセス

【76】 “Höckes Flügel und Fraktionschefin Weidel schließen Bündnis”, DER SPIEGEL, 2019年7月12日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-bjoern-hoecke-fluegel-und-alice-weidel-schliessen-buendnis-a-1277033.html>), 2021年1月10日アクセス

「翼」から選出されたのはカルビッツと連邦議会議員のシュテファン・ブランドナー（Stefan Brandner）の二人のみであった。ただ「翼」と近い、あるいは過去の極右勢力との関係が疑われる人物も複数選出されており、ヴァイデルやクルパラも含めるとその多くが「翼」寄り面々であった。一方がかつてヘッケに対する批判声明を展開したパズデルスキ、グラウザー、ゴットシャルクらは、こうした相手に敗れる形で連邦理事会の職を降りることとなり、穏健派といえるのは新しい連邦理事会にほとんどいないという状態になった^[77]。

またガウラントはあくまで共同代表の座を降りただけであり、これまで務めてきたAfDの連邦議会議員団長と兼任で名誉党首に就任し、現在も党の重鎮として君臨している。

第4節 2019年秋の東部3州議会選挙とテューリンゲン州の政治危機

秋には「翼」のお膝元であるザクセン州、ブランデンブルク州、テューリンゲン州で2014年以来となる州議会選挙が実施されたが、その結果についても彼らの強力を示すものであったといえる。9月1日実施されたザクセン州議会選挙は前回の3倍近くの27.5%^[78]、同日のブランデンブルク州でも約2倍の23.5%^[79]の得票率を獲得し、ザクセン州ではCDU、ブランデンブルク州ではSPDに次ぐ第二党となった。

10月27日のテューリンゲン州議会選挙の結果は単にAfDが躍進したことだけに留まらず、はじめはテューリンゲン州政府、のちには連邦レベルで混乱を引き起こすことに繋がった。AfDの結果自体は前回の約2倍の23.4%^[80]で左派党に次ぐ第二党の座を掴み、ザクセン州やブランデンブルク州と同様の形となった。ただAfDのテューリンゲン州での大幅な議席増加は、左派党とFDP以外の議席減少と相まって新州政府の成立に大きな混乱をもたらすこととなる。

2014年の州議会選挙以降のテューリンゲン州政府は、左派党、SPD、緑の党のいわゆる「赤・赤・緑連立」のもと左派党初のボド・ラメロウ（Bodo Ramelow）を州首相として形成され、この時点ではかろうじてではあるが三党で91議席中46議席と過半数を保持していた。ただ今回の州議会選挙でSPDと緑の党は議席を減らし、増やした左派党もたった1議席という状態で、過半数での「赤・赤・緑連立^[81]」は不可能という形となり、また議会内の第一党、第二党がそれぞれ左派党とAfDであることも新州政府成立を困難なものにした。AfDについては当然のことながら全政党から連立を拒否されていたため、少数派政府を回避するためにはCDUかFDPのどちらかが左派党を含むに連立に参加する必要がある。ただ両党は左派党との連立も拒否しており、新州首相にはテューリンゲンFDP代表のトーマス・ケメリッヒ（Thomas Kemmerich）が立候補し、CDUは事実上彼を支持する形となった。対する左派党、SPD、緑の党は少数派政府にはなるが、「赤・赤・緑連立」のもとラメロウ続投を支持する方針となった^[82]。

2020年2月5日に新州首相を決める投票が実施された。AfDは当初、無所属で地元の政治家であるクリ

【77】 Tlilman Steffen, “AfD-Vorstandswahl: Rechtsruck in der zweiten Reihe”, ZEIT ONLINE, 2019年12月2日, (<https://www.zeit.de/politik/deutschland/2019-12/afd-vorstandswahl-parteitag-braunschweig-rechtsruck-abgrenzung>), 2021年1月10日アクセス

【78】 “Landtagswahl Sachsen 2019”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2019-09-01-LT-DE-SN/>), 2021年1月7日アクセス

【79】 “Landtagswahl Brandenburg 2019”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2019-09-01-LT-DE-BB/>), 2021年1月7日アクセス

【80】 “Landtagswahl Thüringen 2019”, tagesschau.de, (<https://wahl.tagesschau.de/wahlen/2019-10-27-LT-DE-TH/index.shtml>), 2021年1月7日アクセス

【81】 三党の公式カラーから、ただSPD被るため選挙調査などでは左翼党は紫色が代わりにつかわれることが多い。

【82】 “Thüringen: Rot-rot-grüner Koalitionsvertrag für Minderheitsregierung unterzeichnet”, DER SPIEGEL, 2020年2月4日, (<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/thueringen-rot-rot-gruener-koalitionsvertrag-fuer-minderheitsregierung-unterzeichnet-a-90459c6e-38df-4c34-8982-e7d8911e4ecf>), 2021年1月8日アクセス

ストフ・キンダーファーター (Christoph Kindervater) を支持し、彼とラメロウとケメリッヒの3名から州議会内の投票によって選ばれることとなった。ただ1回目と2回目の投票でいずれの候補も選出に必要な過半数の票を獲得することができなかつたため、3回目の投票が実施されることとなったのであるが、この3回目の投票結果が大騒動を巻き起こした。

3回目の90票の投票の内訳はケメリッヒが45票、ラメロウが44票、棄権票が1というもので、僅差ではあるものの数字だけで見ればケメリッヒが新州首相となるのは何も問題のないことであった。この投票結果が問題となったのは票の中身であり、これまでキンダーファーターへと投じていた22人のAfD議員の票が、3回目の投票でケメリッヒが獲得した45票のなかに含まれており、史上初のAfDの支援を受けた新首相が誕生することとなった。事前にAfDとCDUやFDPとの間で協定などがあつたわけではないが、形としてAfDの支持があつたことは事実であり、就任決定後すぐさま左派党からCDUとFDPに対して「民主主義者ではない」などとの批判が飛ぶこととなった^[83]。

ケメリッヒはFDP内からも辞任を要求され、結局のところ選出から3日後の2月8日に辞任することとなった。その後も混迷を極め、一時は再度州議会選挙をやり直す可能性も浮上したが、最終的には州首相指名投票の実施という形で解決の糸口が見えつつあつた。新首相の候補としては、これまで通り左派党、SPD、緑の党が推薦するラメロウの選出に、一時的ではあるがテューリンゲンCDUが協力することとなった。AfDからはヘッケが候補として選出され、ラメロウとヘッケを支持することはできないとしたFDPはボイコットする姿勢を見せた。

3月4日に再び指名投票が実施されたが、前回同様1回目と2回目の投票で決まらず、3回目の投票に持ち込まれることとなった。3回目の投票ではヘッケは辞退したため候補者はラメロウのみとなり、AfD全員からは反対票を投じ、FDP全員とCDUの半数程度は棄権したが、有効票の過半数を獲得したためラメロウが再び州首相となる形となり、テューリンゲン州での混乱はいったん収まる形となった^[84]。

第5節 連邦憲法擁護庁による「翼」の「右翼過激派」判定

2020年3月、これまでは「疑わしい案件」として限定的な監視対象となつていた「翼」であるが、ついに連邦憲法擁護庁からも過激派の烙印を押されることとなった。憲法擁護庁長官のトーマス・ハルデンヴァンク (Thomas Haldenwang) は「翼」を「証明された右翼過激派勢力 (eine erwiesen rechtsextremistische Bestrebung)」であり、ヘッケとカルピッツも名指しで右翼過激派であると語つた。「翼」はNPDなどと概ね同等のものとして扱われ、情報提供者を用いるなどより高度なレベルの監視を受けることとなった^[85]。

具体的な監視が始まるという決定を受け、対象が全党規模に拡大することや有権者の流失を防ぐために、モイテンは「翼」の解体を進めるために奔走することとなった。彼は3月20日の連邦理事会の会議でまず3月以内の「翼」解散を主張したが、これは早急すぎるということもあり、「翼」のみならずガウラントやヴァイデルからも反対され、撤回することとなった。ただ妥協案として4月末での解散案が出され、こちら

[83] Mattias Meisner, "Wahl von Ministerpräsident Kemmerich: Die AfD in Thüringen schickt Schockwellen durch Deutschland", Tagesspiegel, 2020年2月5日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/wahl-von-ministerpraesident-kemmerich-die-afd-in-thueringen-schickt-schockwellen-durch-deutschland/25510902.html>), 2021年1月8日アクセス

[84] Mattias Meisner, "'Sie sind die Brandstifter': Thüringens Ministerpräsident Ramelow attackiert die AfD", Tagesspiegel, 2020年3月4日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/sie-sind-die-brandstifter-thueringens-ministerpraesident-ramelow-attackiert-die-afd/25608732.html>), 2021年1月8日アクセス

[85] Frank Jansen, "Radikaler 'Flügel' im Fokus: Sachsen und Brandenburg prüfen schärfere Beobachtung der AfD-Landesverbände", Tagesspiegel, 2020年3月12日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/radikaler-fluegel-im-fokus-sachsen-und-brandenburg-pruefen-schaerfere-beobachtung-der-afd-landesverbaende/25634318.html>), 2021年1月9日アクセス

は反対のカルビッツと棄権したブランドナー以外は全員賛成という形で可決されることとなった。ただあくまでグループとしての解散指示が出ただけであり、「翼」の個々人に影響する決定がなされることはなかったため、この決定は大きな意味をなすものとはいえなかった^{【86】}。

この時代のAfDは部分的にはあるが連邦憲法擁護庁から監視の開始、そして強化されていく過程で、穏健派層と急進派層の対立が先鋭化した時代であった。そのなかで解散となりこれまで、そして3月以降も「翼」の面々から追放者が出ていくわけであるが、そのネットワークは依然として維持されたままであり、対立に決着がついたとは到底いえなかった。

【86】 Ann-Katrin Müller, “AfD: Der Flügel flattert trotz Auflösungsbeschluss weiter”, DER SPIEGEL, 2020年3月21日,
(<https://www.spiegel.de/politik/deutschland/afd-der-fluegel-flattert-trotz-aufloesungsbeschluss-weiter-a-782f-1-b69-31a-8-44e-0-94a-4-b78426c86a31>), 2021年1月9日アクセス

第8章 低迷 —2020年新型コロナウイルス流行の時代—

AfD党内で泥沼の対立が続く中、新型コロナウイルスによるパンデミックの波はドイツにも到達することとなったわけである。これまで同じ外からやってきた欧州危機や難民危機を政治問題化して躍進を果たしてきたAfDであるが、新型コロナウイルスにかかわる論争で逆にAfDは低迷状態へと陥ることになる。また形式上は解散したものの、モイテンら穏健派と「翼」の対立は継続されることとなった。

ただ現時点で進行中の時代ということもあり、これまでのように時代としての定義付けが現状では困難であるため、本章では「翼」の形式上の解散以降の対立としてカルビッツの追放劇、新型コロナウイルス流行下でのAfD、この2点について簡潔に記述することに留める。

第1節 カルビッツ追放

中心人物からは追放者は出ておらず、むしろ党内の要職を占める数が年々増加し、解散という形にはなったものの依然としてそのネットワークは維持されたままであるというのがこれまでの「翼」であった。ただ2020年5月15日、ついに「翼」の重要人物に対して追放処分が下されることとなった。

連邦理事会での会議でモイテンの発議により、カルビッツを党から追放するか否かの投票が実施され、賛成7票、反対5票、棄権1票という形で彼の追放が決定された。ここで反対したのはいずれも「翼」とあるいはそれに近い人物、そして連邦理事会の一人として参加したカルビッツ自身であった。

カルビッツが追放されるに至った理由としては、かつて彼が共和党と憲法擁護庁より極右団体として分類されている「祖国へのドイツの若者 (Heimattreue Deutsche Jugend: HDJ)」に所属していたためであった。この2つはAfDの「不両立リスト (Unvereinbarkeitsliste)」に含まれており、リストに掲載された団体の所属歴を持つものはAfDへの入党が拒絶されている。ただ彼の「罪状」は所属歴そのものではなく、入党の際に所属歴を申告しなかったことであった。これは「罪状」が前者であれば党の裁判所での長期にわたるプロセスを必要とするのに対し、虚偽申告が理由であれば簡易的な投票で即刻決着をつけることができるためであった^[87]。

追放措置は即座に実行されたが、当然のことながらカルビッツは抵抗し、法廷闘争に持ち込むこととなった。ベルリン地方裁判所の指示を受けて、AfDの仲裁裁判所が判決を下すまでの期限付きで党員資格は回復したものの、7月25日に出された仲裁裁判所の判断は追放措置を認めるものであった。カルビッツはその後も抵抗を続けたものの、8月21日にベルリン地方裁判所から出された判断も同様のものであった。また彼は同時期に部下に暴行を加えて負傷させ、ブランデンブルク州議会での会派議長も辞任することとなり、AfDでのすべての職を失うこととなった^[88]。

カルビッツの追放というのは、AfDおよび「翼」にとって歴史的な出来事であったといえる。これまで「翼」は幾度となく反対層と対立してきたが、いずれも勝利を重ねてきたという過去があった。ただ彼の追放は連邦理事会での投票の段階から抵抗を見せ、法廷闘争にまで持ち込んだものの、結局その決定を覆すこ

^[87] Tilman Steffen, "Rechtsextremismus: AfD wirft Andreas Kalbitz aus der Partei", ZEIT ONLINE, 2020年5月15日, (<https://www.zeit.de/politik/deutschland/2020-05/afd-wirft-andreas-kalbitz-aus-der-partei>), 2021年1月11日アクセス

^[88] "AfD: Andreas Kalbitz scheitert mit Eilantrag gegen AfD-Parteiausschluss", ZEIT ONLINE, 2020年8月21日, (<https://www.zeit.de/politik/deutschland/2020-08/andreas-kalbitz-scheitert-mit-eilantrag-gegen-afd-parteiausschluss>), 2021年1月11日アクセス

とはできず、「翼」は初めて敗北を喫することとなった。またこれまで「翼」と激しく対立してきたルツケやペトリーは、最終的に敗北する形で離党する事象が続いたが、モイテンという例外が生まれることにもなった。

第2節 新型コロナウイルス流行下でのAfDの低迷

新型コロナウイルス流行への対応はドイツでも例に漏れず政治問題化することとなった。そうしたなかでAfDは、欧州問題や難民問題と同様にここでも連邦政府の施策への批判を展開した。これらでは存在感を示し、党の躍進に繋げることができたAfDであるが、新型コロナウイルス問題ではそうともいかず、逆に党の低迷を招くこととなった。

3月の段階ではこれまでの難民問題などとは異なり、連邦政府の対応そのものに反対するのではなく、むしろ迅速な国境・都市封鎖や病院機能の拡張などを求め、現行の対応策では不十分であるという論調での批判を展開した。また「共闘することがいまや第一の義務 (Zusammenstehen ist jetzt erste Bürgerpflicht)」とガウラントが述べたように、連邦政府の対策措置にAfDが賛成票を投じることさえもあった。

ただ4月末になるとモイテン、ガウラント、ヴァイデル、クルパラが共同でロックダウンの中止と経済活動の即時再開を要求する声明を出し、連邦政府への反対を再開することとなった。AfDは「反ロックダウン政党 (Anti-Shutdown-Partei)」と評されるようにもなり、対立が継続していたにもかかわらず、この反ロックダウンというコンセンサスは党派を超えて共有されている状態であった^[89]。

ただ新型コロナウイルス問題は逆にAfDの支持率低下をもたらした。これまで党内対立の先鋭化や憲法擁護庁による監視措置といった問題があってもにもかかわらず、2017年連邦議会選挙以降は概ね15%前後で推移しており、一時的な低下があってもすぐに回復するというのが基本であった。ただ新型コロナウイルス流行下では支持率の低下し、10%前後で推移することとなり、連邦議会入り後では一度もなかった10%を割ることもあった^[90]。

ではなぜここにきてAfDは支持を失うことになったのだろうか。まず一つ目に考えられるのはこれまでAfDが武器としてきた欧州・移民・難民問題や反イスラムなどは、新型コロナウイルスの流行とドイツおよび各国の移動制限政策により、政治議題の第一線から大きく後退したためである。実際のところ移民及び難民の流入は、防疫を理由とした入国制限や国境封鎖によりほとんど途絶えており、現状でこれらを扱うのは不可能に近い状態である。

2つ目に考えられるのは、ドイツ国民の多くが都市封鎖などの移動制限政策を支持していることが挙げられる。11月末にドイツの公共放送局ZDFによって実施された調査の結果によると、連邦政府および州政府による部分的な移動制限政策の延長について、現状の対応に賛成したのが35%、より強力な対応が必要と回答したのが49%で、多くの人々が移動制限政策自体は支持しており、対応が過剰すぎると回答したのはわずか13%であった^[91]。そのため、2015年の難民危機の時代と異なり、AfDは反連邦政府の国民世論を掬い上げることができなくなっているのである。

[89] Maria Fiedler, “Mit voller Kraft gegen den Lockdown: Wie die AfD versucht, aus dem Corona-Tief zu kommen”, Tagesspiegel, 2020年5月8日, (<https://www.tagesspiegel.de/politik/mit-voller-kraft-gegen-den-lockdown-wie-die-afd-versucht-aus-dem-corona-tief-zu-kommen/25808282.html>), 2021年1月12日アクセス

[90] “Sonntagsfrage”, Infratest dimap, (<https://www.infratest-dimap.de/umfragen-analysen/bundesweit/sonntagsfrage/>), 2021年1月12日アクセス

[91] “Verlängerung der Corona-Maßnahmen”, ZDFmediathek, 2020年11月27日, (<https://www.zdf.de/politik/politbarometer/politbarometer-corona-massnahmen-video-100.html>), 2021年1月12日アクセス

新型コロナウイルス流行下でのAfD支持者についてもいくつかの興味深い指摘が存在する。「パンデミックは人々を抑圧するための陰謀である」といった趣旨の陰謀論が世界中で広まっているが、「コンラート・アデナウアー財団 (Konrad-Adenauer-Stiftung)」による12月の調査によれば全体と比較してかなり多くのAfD支持者が陰謀論に対して肯定的な態度を示している。それは全体では確信が5%、おそらく正しいと答えたのが9%にとどまったのに対し、AfD支持者からは24%が確信、おそらく正しいと回答したのが41%と全体の数値と極めて乖離したものであった^{【92】}。

しかしながら、バーゼル大学のオリファー・ナハトヴァイ (Oliver Nachtwey) らが行った、ドイツ政府のコロナ対策に反対する「つむじ曲がりの人々 (Querdenker)」を対象とした調査では、彼らのなかで2017年にAfDに投票した割合は14%にすぎず、緑の党の21%、左派党の17%よりも低い数字になっている。AfDと反コロナ対策との関係については、今後も検討が必要であろう^{【93】}。

また、社会学者のマティアス・クヴェント (Matthias Quent) が代表をつとめる「民主主義と市民社会研究所 (IDZ)」の調査によれば、新型コロナウイルス感染者数とAfD支持者の数の間に関連性が存在するという結果がある。その関連性というのは2017年連邦議会選挙でAfDが多く票を集めた地域では、人口10万人あたりの感染者数 (2020年10月以降) が多くなる傾向がみられるというものである。しかしながらザクセン州ゲルリッツでは得票率 (32.9%)、感染者数 (2583.4人) とともに高い数値を記録していて当てはまるものの、ニーダーザクセン州クロッペンベルクではゲルリッツと比較してかなり低い得票率 (9.1%) にもかかわらず、かなり多くの感染者数 (2285.2人) を記録しているなど例外もある。そのためクヴェントはAfD支持者が感染した、あるいはウイルスを拡散しているという意味ではないと警告をしており、他の何かしらの要素が理由か全く偶然によるものであると現時点では結論付けている^{【94】}。この問題についてもさらなる検討が必要であろう。

【92】 Philip Eppelsheim, “Deutliche Mehrheit der AfD-Anhänger glaubt an Corona-Verschwörung”, FAZ.NET, 2020年12月20日, (<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/f-a-s-exklusiv-deutliche-mehrheit-der-afd-anhaenger-glaubt-an-corona-verschwoerung-17111064.html>), 2021年1月12日アクセス

【93】 Rüdiger Soldt, “Wen die “Querdenker” wählen - und wer sie sind”, FAZ.NET, 2020年12月4日, (<https://www.faz.net/aktuell/politik/inland/studie-zu-corona-protesten-wen-die-querdenker-waehlen-17085343.html?GEPC=s3>), 2021年1月12日アクセス

【94】 Eric Beltermann, Hendrik Lehmann, David Meidinger und Helena Wittlich, “Hängen AfD-Hochburgen und hohe Coronazahlen zusammen?”, Tagesspiegel, 2020年12月12日, (<https://interaktiv.tagesspiegel.de/lab/hotspots-und-rechte-haengen-afd-hochburgen-und-corona-hotspots-zusammen/>), 2021年1月12日アクセス

おわりに

本論文では極右とも評されることのあるAfDが、結党当初は欧州の通貨政策に反対する経済リベラル政党であり、そこから党内対立や分裂などを経験しながらCDU/CSUより右の、確立された右派政党へと変貌していった過程を示した。また右派政党といっても、複数の派閥とその派閥間の対立を内包していることがAfDの大きな特徴であり、その特徴は時が進むごとに明瞭となっていった。ただその対立は憲法擁護庁による監視の可能性が浮上して以降先鋭化し、2021年1月現在では決着がついたといえる状況ではない。

そして2020年からの新型コロナウイルス流行はAfDの立場を大きく変えるものであった。欧州問題や難民問題の時とは異なって有効な行動がとれているとはいえ、2017年連邦議会選挙以降でははじめての低迷期を迎えている。ただ、現状では10%前後と議席獲得要件である5%の壁を超える支持率は維持できているため、2021年9月26日に実施される、AfDとしては三度目の連邦議会選挙でも議席を保持する可能性は極めて高いと考えられる。

今後の課題としてはまず、新型コロナウイルス時代以降のAfDについての再検討が挙げられるだろう。現状では新型コロナウイルス流行の収束、AfDの党内対立の決着について見通しが立たない状況であり、早急にこの時代のAfDについて検討することは不可能と考える。ただ、このうちのどちらかは、党の歴史の中でAfDが次に経験する転換点となることは間違いないだろう。

また本論文ではAfDの反エコロジー政党としての姿には触れてこなかったものの、このことと新型コロナウイルス流行下でのAfDについて、デッカーによる興味深い指摘がある。ドイツではエコロジー運動が根強く存在していることはよく知られているが、2019年1月に始まる「未来のための金曜日 (Friday for Future)」では小・中学生にもエコロジー運動が広まった。この流れを受け、エコロジー政党である緑の党の支持率も高まり、SPDを超えるまでになった。それに対しAfDは、脱炭素ガスに反対して東部地域の炭鉱労働者の支持を得ようとするなど、反エコロジーの立場を示してはきた。彼によれば反エコロジー運動の面でのAfDはその姿勢は依然として漠然としたものであり、連邦政府の政策に対して(難民問題の時のような)簡潔で明確な立場を示すことができていない。そしてその「弱点」を克服することができないまま、AfDは新型コロナウイルス時代へと突入することとなり、これまで以上にその「弱点」が党勢に影響を及ぼすこととなった、と彼は指摘する (Decker 2020)。つまりところ新型コロナウイルス流行下でのAfDの低迷について過去の事例から分析するためにも、反エコロジー政党としてのAfDの検討も1つ重要な課題となるのではないか。

【参考文献】

[欧文文献]

- ・ Alternative für Deutschland (AfD), 2013. Wahlprogramm. Parteitagbeschluss vom 14.04.2013. Alternative für Deutschland
- 2016. Grundsatzprogramm der Alternative für Deutschland. Leitantrag der Bundesprogrammkommission und des Bundesvorstand. Vorlage zum Bundesparteitag am 30. 04. 2016 / 01. 05. 2016. Alternative für Deutschland
- ・ Amann, Melanie, 2017, *Angst für Deutschland. Die Wahrheit über die AfD: wo sie herkommt, wer sie führt, wohin sie steuert*. Droemer
- ・ Decker, Frank, 2016, The “Alternative for Germany”: Factors Behind its Emergence and Profile of a New Right-wing Populist Party, *German Politics and Society*, 34 (2): 1-16
- 2020, Wahlergebnisse und Wählerschaft der AfD, bpb.de (<https://www.bpb.de/politik/grundfragen/parteien-in-deutschland/afd/273131/wahlergebnisse-und-waehlerschaft>), 2020年12月30日アクセス
- 2020, Etappen der Parteigeschichte der AfD, bpb.de, (<https://www.bpb.de/politik/grundfragen/parteien-in-deutschland/afd/273130/geschichte>), 2021年1月12日アクセス
- ・ Friedrich, Sebastian, 2019. *Die AfD. Analysen - Hintergrund - Kontroversen*, Bertz + Fischer
- ・ Häusler, Alexander, 2013. Die "Alternative für Deutschland" - eine neue rechtspopulistische Partei?: Materialien und Deutungen zur vertiefenden Auseinandersetzung, Heinrich Böll Stiftung NRW
- ・ Höcke, Björn und André Poggenburg, 2015. Erfurter Resolution. Der Flügel
- ・ Neu, Viola und Sabine Pokorny, 2017. Bundestagswahl in Deutschland am 24. September 2017 Wahlanalyse: Endgültiges Ergebnis. Konrad Adenauer Stiftung
- ・ Olsen, Jonathan, 2018. The Left Party and The AfD: Populist Competitors in Eastern Germany, *German Politics and Society*, 36 (1): 70-83
- ・ Pfahl-Traughber, Armin, 2015. Pegida - eine Protestbewegung zwischen Ängsten und Ressentiments, bpb.de, (<https://www.bpb.de/politik/extremismus/rechtspopulismus/200901/pegida-eine-protestbewegung-zwischen-aengsten-und-ressentiments>), 2020年10月25日アクセス

[和文文献]

- ・ 佐藤成基 2018「グローバル化のなかの右翼ポピュリズム：ドイツAfDの事例を中心に」『社会志林』（第65巻2号 95-115）
- ・ 清水聡 2020「ドイツ政治と『ドイツのための選択肢』—ドイツ連邦議会選挙（2017年）とポピュリズム—」『玉川大学経営学部紀要』（第31巻 33-48）
- ・ 星野智 2019「2017年のドイツ連邦議会選挙と極右ポピュリズム政党の議会進出」『中央大学社会科学研究所年報』（第24巻 1-22）

[webサイト]

- ・ Cicero Online (<https://www.cicero.de/>)
- ・ DER SPIEGEL (<https://www.spiegel.de/>)
- ・ FAZ.NET (<https://www.faz.net/aktuell/>)
- ・ Infratest dimap (<https://www.infratest-dimap.de/>)
- ・ Merkur.de (<https://www.merkur.de/>)
- ・ Tagesspiegel (<https://www.tagesspiegel.de/>)
- ・ SZ.de (<https://www.sueddeutsche.de/>)
- ・ tagesschau.de (<https://www.tagesschau.de/>)
- ・ taz.de (<https://taz.de/>)
- ・ WELT (welt.de)
- ・ ZDFmediathek (zdf.de)
- ・ ZEIT ONLINE (<https://www.zeit.de/index>)

地域住民の「屈辱度」に着目した
自治体PR広告内の自虐的ユーモア表現について

河合 祐奈

【目次】

はじめに	87
第1章 先行研究の検討	88
第1節 地方創生	
第2節 自治体のPR活動	
第3節 自虐広告	
第4節 自虐的ユーモアと住民の屈辱度	
第2章 問題設定	93
第1節 屈辱感が及ぼす影響	
第2節 ユーモアの分類	
第3節 攻撃的ユーモアと屈辱度	
第4節 支援的ユーモアと屈辱度	
第3章 仮説	97
第4章 実験	98
第1節 本実験について	
第2節 測定尺度	
第5章 実験結果	100
第6章 考察	101
おわりに	103
参考文献	
分析表	
本調査用紙	
仮想広告	

はじめに

近年の日本にとって、東京一極集中に伴う地方都市の人口減少は大きな課題である。日本政府は地方の人口減少に歯止めをかけて活性化を図るために、地域創生を支援する様々な取り組みを行っている。そして地方自治体の自発的な活動が促進される中、多くの自治体が自らの地域の魅力について発信する自治体PR活動が激化している。例えば、ご当地ゆるキャラやB級グルメの考案など、他の地域と差別化を図る方法は様々である。そのような多種多様なPR方法の中でも、近年増加傾向にあるのが自虐広告である。自虐広告では、自治体が自らの地域のマイナス要素についてあえて言及し、それにユーモアを交えて表現する。このような表現方法は、目を惹きやすく、知名度や認知度の向上には効果があり、地域ブランディングとして地域外の人々の注目を集めるには一見有効である。しかし、このような地域外の人々に向けた広告であったとしても地域内の人々、つまり住民が広告をどのように捉えているのかを無視してはいけぬ。住民は、自らの住む地域が卑下されているような広告をどう捉えているのか。このような広告を「自虐ネタ」として受け入れ、地域に対する親近感が湧くこともあれば、広告に対して怒りを覚え、地域に対する誇りや愛着を減退してしまうこともあるだろう。

また住民の地域に対する態度は、自治体が地域を運営していく上で、協力や支持を得る観点から重要である。近年、日本の企業では、企業が従業員を「内部顧客」と捉え、従業員の満足度向上のための様々な施策が考慮されているが、この企業と従業員の関係性は自治体においても当てはまるとされる（田中ほか、2017）。つまり地域住民を「内部顧客」とした場合、彼らの広告に対する評価や態度は大いに重要視される必要があるだろう。また、自治体のPR広告は、地域住民から集めた税金を用いて制作されるため、批判が殺到するような広告は税金の無駄と受け取られ、地域住民の怒りを買いやすい傾向にある^{【1】}。一方で、批判される可能性のある要素を全て取り除いて出来上がった普遍的でありきたりな広告では、地域外部の人の注目すら集まらないため、PRとして本末転倒である。このような理由から自治体は、地域外の人々の注目を集めるが炎上の可能性もあるPR広告をいかにして地域住民からも高い評価を得られるような広告にできるかが重要である。つまり、自治体が制作する自虐広告に対して、地域住民が示す評価や、それに伴う地域に対する態度を検討する必要がある。

したがって、本研究では、自治体のPR広告における自虐的ユーモア表現について、どのような表現を用いるべきなのかを、地域に住む住民の視点から検討していく。

【1】 浅見隆行「リスク広報最前線 自治体だからこそ批判されやすい! PR動画に潜むリスクとは」広報会議2016年12月号
<https://mag.sendenkaigi.com/kouhou/201612/pr-risk-forefront/009362.php> (2021年1月10日アクセス)

第1章 社会背景

第1節 地方創生

日本の各地で進められている「地方創生」の取り組みは、地域で「ひと」を育て、「しごと」を生み出し、「まち」の活性化を図ることを目的としている（岩崎・渡辺，2017）。地方創生の動きが活発になる背景には、地方都市の存続が危ぶまれるような日本の現状が関係している。河井（2009）は、なぜ今地方創生を必要とするかという問題に対して、地域を取り巻く環境要因に以下の3点を挙げている。1点目は「財政的な課題」である。これは2004年に国と地方の行政改革を進める観点から打ち出された「三位一体の改革」の具体的な策である「地方分権」が、地域の自立を目指す一方で、地方自治体に財政的な困難をもたらすことになった。2点目は、「平成の大合併」である。この合併によって今までの名称を捨てた旧自治体や、事実上編入され、旧自治体に住んでいた住民が新しく生まれた自治体に帰属意識を持つためにも、地方創生の動きが必要となる。3点目は、「少子高齢化」であり、子供の数が減る一方で65歳以上の人口の増加は、自治体の稼働能力を大きく失うこととなる。

また日本創成会議は、2010年から2040年にかけて、20歳から39歳の若年女性人口が5割以下に減少する市区町村を「消滅可能性都市」と命名し、2040年には、全国に1799ある市区町村のうち896がこれに該当すると示した^{【2】}。このような自治体の状態にならないためにも地域の活性化にはより力を入れていく必要がある。安倍元首相は平成26年12月26日に行われた第4回「まち・ひと・しごと創生会議」において、各地方が自ら考え、そして行動し、改革を起こしていくことが重要であると述べ、地方自治体の自発的な活動を促進した^{【3】}。高寄（2015）は、この自発的な活動という部分に関して、自治体に求められているのは融資を通じて地域復興を牽引する、企画力・支援力であると指摘している。また山下（2014）は、現在自治体に必要な力として「外貨獲得能力」を挙げている。ここでいう「外貨」とは自治体の外から流れてくるお金のことであり、観光客が自治体に落とすお金や、名産品の認知が拡大し購入してもらうことで得たお金のことを指す。他にも企業誘致を行うことで外貨の獲得を行う自治体の事例もある。徳島県では、とくしま集落再生プロジェクトの一環として2011年度より「とくしまサテライトオフィスプロジェクト」を開始したところ、2018年12月末までには、美波町17社、神山町16社、美馬市8社、三好市7社にサテライトオフィスの誘致を成功させている^{【4】}。このような成功例がある一方で、すべての地域が観光客の集客や企業誘致に成功するわけではない。たとえ良い地域資源を持っていたとしても、それを外部へ発信する力がなければ人も企業も寄ってはこない。文化、歴史、自然、食など魅力のあるコンテンツが存在する「保有能力」と、それを生かして地域活性化につなげる「地域能力」は全くの別物である（定平ほか，2012）。

したがって、各地方自治体は、観光誘客、名産品の販売、企業誘致などと、外貨獲得の方法は様々であるが、まずは自治体外の人や企業にアピールするため、地域の魅力を効果的に発信する広報・PR活動といった取り組みに力を入れている。

【2】 増田寛也『「地域消滅時代」を見据えた 今後の国土交通戦略のあり方について』国土交通政策研究所 平成26年11月5日
https://www.mlit.go.jp/pri/kouenkai/syousai/pdf/b-141105_2.pdf（2021年1月10日アクセス）

【3】 首相官邸「平成26年12月26日 まち・ひと・しごと創生会議」
https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201412/26mati_hito_sigoto_kaigi.html（2021年1月10日アクセス）

【4】 小田宏信（2019）「徳島県におけるサテライトオフィス誘致と地域活性化（1）」『日本地理学会発表要旨集』
https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajg/2019s/0/2019s_49/_pdf/-char/ja（2021年1月10日アクセス）

第2節 自治体のPR活動

2013年は「自治体PR元年」と呼ばれており、その理由としては、従来「自治体」にとってのPRとは、主に「広告・イベント・印刷物」のことを指していたが、2013年は、PR会社を活用し、メディアを通じて自治体の情報発信をしようと大きくシフトしたからである^{【5】}。その結果、自治体のPR活動として観光資源となる素材を生かし、「ゆるキャラ」を誕生させたり、特産物を生かした「B級グルメ」を考案したりする自治体が続出した。2011年に始まった「ゆるキャラグランプリ」は、キャラクターのエントリー数が2011年に348体であったものの、徐々に数を増やしていき、全盛期の15年には1727体もの参加があった^{【6】}。またB級グルメで一躍有名となったものには富士宮やきそば、宇都宮餃子、三条カレーラーメン等が該当する（伊部，2011）。このような自治体のPR活動は、「シティプロモーション」の一環と言える。シティプロモーションとは、「地域を持続的に発展させるために、地域の魅力を地域内外に効果的に訴求し、それにより、人材・物財・資金・情報などの資源を地域内部で活動していくこと」である（河井，2009）。また、牧瀬（2018）は、シティプロモーションには競争という側面があると指摘する。

その結果、自治体は競争に勝つため、他の地域にはない自分たちの地域のオリジナリティに着目するようになる。そして差別化を意識するあまり、自治体のPRは徐々にユニークさと過激さが混ざったものへと変化していくのだった。このようなユニークさや過激さが意識されるようになった理由には、近年PR用に作成した広告はSNSをきっかけに消費者間へ広がっていく構造的背景がある。このSNSを中心とするネットメディアでユーザー同士のコミュニケーションによっておこる流行のことを「バズる」という（羽田ほか，2019）。例えば、Twitterであるツイートの反響が大きく、「いいね」されたりリツイートされたりし、多くの人に共有されることは「バズる」という現象である（正木，2020）。これは、「バズ・マーケティング」という、口コミの一種で人の口から口へと伝えていくマーケティング手法に由来されるものである（折笠，2007）。バズ・マーケティングに期待されることとして濱岡（2007）は、消費者間のお互いによって勝手に広がっていくバズ・マーケティングでは、成功すれば企業側にとって低コストでプロモーションを行うことができる」と述べている。また、近年の流行現象では、ネットメディアで話題になったものをマスメディアが取り上げ、さらに話題が広がるというパターンも多いため、ネットメディアとマスメディアの間には相互作用や循環機能が生まれると指摘する（市川，2018）。このような理由から、自治体のPR広告制作側としては、「バズる」ことを目標にしたPR広告を考えるようになっていく。

第3節 自虐広告

ネットメディアにて話題となった自治体のPR広告の中で、自らの地域を卑下し、ネガティブな情報についてユーモア表現を交えて伝える「自虐広告」を打ち出している地域が注目を浴びている。例えば、広島県は2012年に同県出身の芸人である有吉弘行をCMに起用し、「おいしい！ 広島県」という魅力はあるものの、どこか少し足りてないともいえるコピーで、自虐的ユーモア表現を展開し話題になった^{【7】}。また、富山県はPRポスターを制作し、「住みやすい」「暮らしやすい」「カニがうまい」という地域のポジティブな点を小

【5】 名和佳夫「地方創生でPR合戦も活況に 背景にある狙いと組織改革、そして課題とは？」宣伝会議2016年5月号
<https://mag.sendenkaigi.com/sendin/201605/city-promotion/007774.php>（2021年1月10日アクセス）

【6】 殿村美樹「ゆるキャラはどこへ消えた？」読売新聞オンライン2018年8月12日
<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20180801-OYT8T50038/>（2021年1月10日アクセス）

【7】 中野寛「『おいしい！ 広島県』絶妙の自虐戦略 賛否巡って話題沸騰」朝日新聞デジタル 2012年5月3日
<http://www.asahi.com/travel/aviation/OSK201205030009.html>（2021年1月10日アクセス）

さな文字で配置し、「印象が薄い」「遠い」「暗い」「寒い」「観光の目玉がない」という地域のネガティブな点を大きな文字で載せた結果、注目を浴びた^[8]。さらに、島根県が販売している「島根自虐カレンダー」は2011年に800部から販売がスタートし、3000部売れたら大ヒットと言われているカレンダー業界の中で、2014年には36000部を完売し人気シリーズへと成長を遂げた^[9]。また埼玉県川口市では、川口市のゆるキャラ「きゅぼらん」が、「治安だっていうほど悪くない」「割と都会」と自虐的な口調で川口市を紹介する「お願い住んで川口」PR動画を、JR東日本の一部車内モニターとYouTube上で公開した^[10]。自治体がこのようなPRを行うのは、自虐的ユーモア広告が他者からの注目を集めやすいという点にある。まず、自虐表現を用いることは、肯定的な情報を訴求することが定石である広告内で、否定的な情報を訴求するという新奇性によって人々の目を惹きやすい（Crowley & Hoyer,1994）。また、ユーモアにも人々の目を惹く機能が備わっているため（Weinberger & Leland 1990）、自虐的ユーモア広告は知名度や認知度を伸ばしたい自治体のPR広告で多く用いられている。また、自虐的ユーモア広告には、ただ注目してもらうだけではなく、地域に対して親しみを持ってもらう目的もあるだろう。企業が製品を売り出す際に自虐プロモーションを用いた場合、商品の美点を宣伝すべき企業があえて自虐することで、一般消費者は面白みを感じるとともに、企業や商品への親近感、好感度を上げていくという指摘がある^[11]。さらに、自ら弱さを公開することは他者からの共感を得やすいとされている（中川ほか、2019）。

また、日本は謙遜を美德とする文化であり、自己を卑下するようなユーモアは日本人には馴染みやすく他のユーモアよりも使用しやすいのではないかとされている（大賀・千葉、2020）。対人コミュニケーションにおいて、自己卑下は話し手が他人からよく思われたいという自己奉仕的な動機や、会話をスムーズに進めたいといった対人関係上に好まれる動機もある（隋、2018）。さらに自己卑下呈示の動機には、肯定的評価を得たいというものに加え、否定的評価を避けたいというものもある（吉澤、2020）。このことから自虐的なユーモアを用いた広告は、肯定的な反応を得る目的によって作成されており、その意図が伝われば、地域への親近感や、好感を生み出すことが可能であると予想される。このような自虐的ユーモア広告に期待される効果は、地域外部に向けた発信だけではなく地域内部の人々に対しても有効であるだろう。では、なぜ地域内部の人々に着目する必要があるのか。地域ブランドを確立するための課題の一つに、地域のアイデンティティに対して、地域内部の人々が好意的で協力的な態度を抱いている状態の実現がある（久保田、2004）。そのため、自治体がいくら外部へ向けて地域のアイデンティティを発信しようと、内部の人々がそのアイデンティティを認めなければ地域ブランドは確立しないのだ。つまり、地域内部の人から共感や理解をしてもらい、なおかつ好意を持ってもらえる可能性のあるPRこそ、今の自治体に求められているものであり、そのためにも自虐的ユーモア広告が地域住民に与える影響を明らかにすべきである。

さらに渡邊（2006）は、地域住民による地域の価値評価は、感情的意識として地域活動への積極的な参加を促す効果があると主張している。したがって、地域住民による自治体広告への評価が間接的に地域への評価にもつながるであろう。また鈴木・藤井（2008）の研究では、地域愛着が高い人ほど、町内活動やまちづくり活動などの地域への活動に熱心である傾向が示され、さらに地域愛着が高いほど地域内の活動につ

【8】ダ・ヴィンチニュース「突き抜けた埼玉デイスリが最高！全国的な自虐PRブームの火付け役！『翔んで埼玉』」2016年4月15日
<https://ddnavi.com/news/297108/a/>（2021年1月10日アクセス）

【9】高橋克則「『鷹の爪』と島根県の自虐カレンダー2016年版が登場 シリーズ累計8万部のヒット作」
エキサイトニュース2015年10月18日 https://www.excite.co.jp/news/article/Animeanime_25351/
（2021年1月10日アクセス）

【10】『ほぼ東京』川口市の自虐PR動画『プライド0で可愛い』一部で話題J-CASTニュース2017年4月7日
<https://www.j-cast.com/2017/04/17295813.html?p=all>（2021年1月10日アクセス）

【11】衣輪晋一「自虐宣伝で好感度アップ？“没メニュー”企画が企業バラエティの進化形に」ORICON NEWS 2018年7月31日
<https://www.oricon.co.jp/special/51507/>（2021年1月10日アクセス）

いて行政を信頼する傾向が示された。したがって、地域への評価が肯定的な感情を形成する場合、住民の地域活動への積極的な参加を促すことになるだろう。

つまり、自治体のPR広告は、地域外部へのアプローチを目的として制作される一方で、地域住民が親近感や好感を持ち、地域への愛着が高まるような広告になるためにも、住民の広告に対する評価や態度を検討すべきであろう。

第4節 自虐的ユーモアと住民の屈辱感

地域住民の広告に対する評価について検討した際に、自虐的ユーモア表現を用いた広告は、親近感や好感を抱く可能性がある一方、自らの住む地域が卑下されているという点では、地域に対する誇りや愛着を減退させる可能性も含んでいる。例えば、兵庫県東播磨（ひがしはりま）県民局が「観光PR動画」と銘打って2018年3月25日に公開したPR動画は、兵庫県南部の3地域を「HYOGO」という3人組アイドルグループに見立てたもので、人気の「神戸ちゃん」「姫路ちゃん」に比べて目立たない「東播磨ちゃん」の成長を伝えるというストーリーであった。しかし動画を公開した直後、東播磨地域にある明石市の市長から「明石はそんなにマイナーな街ではない」などの苦情があり、4月20日に公開中止となった^{【12】}。このように自虐的ユーモア表現は、人によっては侮辱的に聞こえることもあり、特にその地域に住み、その地で生活している人にとって自尊心を傷つける表現となってしまう可能性も少なくはない。そして、自尊心を傷つけられた住民にとって「シビックプライド」の形成は困難になると言えるだろう。「シビックプライド」とは市民が都市に対してもつ自負と愛着（河井，2009）、または市民としての誇り（伊藤，2017）のことであり、シビックプライドの醸成は自治体を運営していくのに不可欠な要素であるといえる。一方、内田（2018）は、シビックプライドとは、地域の景観やコミュニティになど、広義では空間から醸成されるものであると述べている。このような観点からすれば、広告の一つが炎上したところで地域の人が持つシビックプライドが揺るぐはずがないと考えるかもしれない。しかし、これを企業のマーケティングとして置き換えた際、広告の炎上がきっかけとなり企業に大きなダメージを与えてしまったという例は少なくない。キリンビバレッジは、2018年4月26日に「午後ティー女子」という商品を擬人化させたイラストをTwitter上で公開したところ、4月30日の夜に「ツイートが不快」と拡散され炎上し、キリンビバレッジは5月1日の早朝に対策会議を開いて緊急対応に当たり、同日10時に謝罪文をTwitterに投稿した。同時に「午後ティー女子」の投稿は削除するも、削除後も謝罪内容に対する意見が寄せられ、問い合わせは2日間ほど続いた^{【13】}。このように有名企業であっても広告一つで消費者の信頼を失ってしまう可能性がある。こういった現象に対して清水（2007）は、ブランドとは対象者の心の中に形作られているものであり、一度形成したところでそれは確固たるものではなく、盤石と思われたブランドがたった一度の企業の不祥事、買い手への裏切り行為によって崩れ去るのはいうまでもないと述べている。このように広告の炎上きっかけで顧客の信頼を失ってしまったり、ブランドイメージを損なってしまったりするのは、自治体のPR広告でも同じである。したがって、自治体のPR広告に含まれた自虐的ユーモア表現を見て、住民が自らの住んでいる地域を卑下されてどう感じるのか検証する必要があるといえよう。そして、その際に住民が「屈辱感」を認知したかどうかは、自虐的ユーモア表現が肯定的な効果を促進するか否かに重要な影響を及ぼすであろう。

【12】「【関西の議論】地味なアイドル東播磨ちゃん…自虐的なPR動画、『仲間割れ』で一時配信停止に」産経新聞2018年5月17日 <https://www.sankei.com/west/news/180517/wst1805170005-n2.html>（2021年1月10日アクセス）

【13】青木正典「『午後ティー女子』炎上から、キリンはどう学び、どう変わったのか」J-CASTニュース2019年7月29日 <https://www.j-cast.com/2019/07/29363752.html?p=all>（2021年1月10日アクセス）

一方、先ほど述べた「東播磨のPR動画」に比べて、過激な自虐を含んだ表現を多く使用したにも関わらず、人々から多大な支持を受けることに成功した映画作品に「翔んで埼玉」がある。この映画は、2019年2月の上映開始から観客動員は286万人を超え、興行収入も37億円を突破した^{【14】}。さらに、この映画では埼玉県を過激に自虐するような表現があるにも関わらず、映画公開一ヶ月後の週末には、さいたま新都心駅にほぼ直結しているMOVIXさいたまで、500席のスクリーンにて1日6回上映すると、すべてが満席となったことから埼玉県民の反応もむしろ好意的であったことが示されている^{【15】}。このことから、人々が「屈辱感」を認知していなかった場合は、過激な自虐的ユーモア表現であっても、人々に不快感を与えないことが予想される。また、ユーモアが受け手の好みであった場合、受け手は相手の依頼や説得を好意的気受け入れるため（牧野，2005）、広告効果があるといえよう。

したがって、自治体がPR広告において、適切な自虐的ユーモア表現を用いるためにも、「屈辱感」と自虐的ユーモア表現との関係性について検討していく必要がある。

【14】 宮田裕介「映画『翔んで埼玉』の監督、終わり方に込めた『ぞわっ!』」朝日新聞2019年6月30日
<https://www.asahi.com/articles/ASM5Z3RXXM5ZUCVL003.html>（2021年1月10日アクセス）

【15】 「『翔んで埼玉』の“聖地”と化すMOVIXさいたまに行ってみた」ライブドアニュース2019年3月11日
<https://news.livedoor.com/article/detail/16143205/>（2021年1月10日アクセス）

第2章 学術的背景

第1節 屈辱感が及ぼす影響

屈辱感とは、「自己を不当におとしめられ、嘲笑われ、けなされたとの認知に関連した強度に不快な感情である」と定義される (Hartling & Luchetta, 1999)。また屈辱感を感じた人は、憎しみの感情が生じやすく、自分を傷つけた相手に対して攻撃的になりやすい (Gilbert & McGuire, 1998)。菊池・有光 (2006) は、屈辱の感情はいずれも自己との関わりで感じ、自己との関係で意識されることが多いと述べている。また屈辱感、自己意識的感情と関係があり、自己形成要因に深く関係している事柄に関しては、屈辱感を感じやすい (薊, 2008)。例えば、自己の容姿に関するコンプレックスを他人に笑われて屈辱感を感じるのは、自己意識形成に深く関わる部分をけなされたと認知するからである。では、本研究の軸となる自らの住んでいる地域と自己意識的感情はどのような関係にあるのか。遠藤 (1997) は、日本人にとっては、社会的アイデンティティの方が個人的アイデンティティよりも重要な意味を持つことがあると述べている。また、一般に日本は集団主義が優勢であり、所属集団への帰属意識が強いとされている (Yamaguchi, 1994)。さらに、心理一体感の強い身内に関して、自己と同じような振る舞いをするという (村本・山口, 2003)。つまり、自らの住む地域に対して心理的一体感を強く抱く人は地域を自己のように捉えている可能性がある。したがって本研究では、帰属意識が高く、住んでいる地域に対して誇りやプライドを持っている人は、自らが生活する地域をおとしめられ、けなされるような表現がされた場合、屈辱感を認知しやすいと推測される。

さらに、薊 (2006) は屈辱感を感じるほど自己の置かれている状況からの逃避が生じやすいことを示している。また、対人コミュニケーションにおいて、屈辱感の生起は、「関係を放棄する反応」との間に正の相関が示されている (薊, 2010)。したがって、屈辱度を高く感じた人は、広告コミュニケーションにおいても、関係を放棄することが類推されることから、地域住民の感じる屈辱度の高低が広告に及ぼす影響について検討していく。

第2節 ユーモアの分類

まず、ユーモアとは「面白い」「おかしい」といった心の中に湧き上がる気持ちである (上野, 2003)。東島 (1994) は、様々な原因や刺激が発端となり、そこから「面白い」や「おかしい」といった笑いの感情が誕生すると述べている。この原因や刺激に関して東島 (1994) は、精神医学の分野である病的原因、くすぐりなどの肉体的刺激、言語や社会的文化を伴った知的刺激の3つに分類をしている。本研究では、広告に使われるユーモア表現を取り扱うため、知的刺激から笑いの感情につながった先行研究を参考にした。

また、ユーモアは心理学的機能も備えている。マーティン (2011) は、ユーモアには愉悅と呼ばれるポジティブな感情があり、これが社会的コミュニケーションやストレスに対処する働きを持っている。そのためユーモアは張り詰めた空気を瞬時にくつろいだものにさせるなど人間関係における潤滑油となる役割を果たすこともある (竹内, 1992)。しかし、すべての人間に同じユーモア刺激を用いたところで同じようにユーモアを知覚し、ポジティブな効果をもたらすとは限らない (上野, 1992)。ユーモアを知覚するには、なにを「面白い」「おかしい」と感じるかという個人差があるのだろう。一方でユーモア知覚は、個人差があるものの「感情喚起」に基づいて知覚されるものであり、肯定的な感情の際にユーモアは知覚されやすいとされている (伊藤, 2009)。つまり、ユーモアを知覚する以前の感情の高低は、ユーモアがどのように受け

手に伝わるかという点で重要であるといえよう。

また、コミュニケーションにおいてユーモアがユーモアとして伝わらない場面がしばしば存在する。伊藤(2007)は、ユーモアに結びつくためには、受け手が自分の予測は正常であり、知覚している対象はおかしいという認知が必要であるという。これは、漫才でいうところのボケとツッコミであり、聴衆が笑うのはツッコミによって「ボケのここがおかしいところ」という認知が生じるためである(伊藤, 2007)。また、場合によってはユーモアとしての意図が受け手に伝わらないだけでなく、時として受け手を不快にさせることもある。葉山(2007)は、冗談の不達という現象は、怒りの感情の喚起に関わっていることを指摘している。したがって、本研究において、住んでいる地域を卑下されたことに対して屈辱度をあまり感じなかった人は、ユーモアが知覚されやすいと推測する一方で、屈辱度を高く感じた人はユーモアを知覚することができずに、広告評価や広告態度が低くなると推測する。

また、本研究で使用するユーモア表現は自虐的ユーモアである。上野(1992)は、ユーモア表現を、「自己や他者を攻撃する動機に基づく攻撃的ユーモア」、「自己や他者を楽しませる動機に基づく遊戯的ユーモア」、「自己や他者を励まし心を落ち着ける動機に基づく支援的ユーモア」の3つに分類した。この分類によれば、自らを貶めて蔑んでいることから自虐的ユーモアは攻撃的ユーモアに分類される。しかし、これらの分類は、ユーモアの表出を「言う側の動機」に基づいて分類したものである。したがって、「ユーモアの受け手」側の観点から自虐的ユーモアの影響を考える必要がある。塚脇ら(2011)は、自虐的ユーモアの受け手への影響に関して、自虐的ユーモアは周囲に対して好印象を与え、関係性を円滑にすることを通して、ソーシャルサポートを誘発すると指摘している。この場合、自虐的ユーモアは攻撃的ユーモアではなく、支援的ユーモアとしての効果も持ち合わせていると捉えられるだろう。また、受け手への影響を考慮した際に、支援的な自虐ユーモア表現は、自己卑下表現と類似した点がある。自己卑下は、個人の心理としては一般的にネガティブなものであるが、それを他者に提示することで相手や周囲に笑いが起きれば、集団としてはポジティブな価値を持つ可能性がある(新居, 2020)。吉田・浦(2003)は、日本文化における望ましい自己呈示とは、自己卑下呈示であり、自己卑下呈示とは、「他者に対して選択的に自己の否定的な側面を呈示すること、自己の肯定的な側面を積極的に呈示することを避けること」と述べている。加えて日本では、対外的に用いられる自己卑下的な振る舞いは、第一に他者配慮の動機に基づいていると指摘されている(吉田・浦, 2003)。また、村本・山口(1997)は、相互依存・調和的な関係では失敗を他者に表明したとき、他者からの自尊感情をサポートするような好意的なフィードバックがなされることが期待できると指摘している。このことから支援的ユーモアに基づいた自虐表現を用いることで、誰かを励ます効果や、他者との円滑なコミュニケーションを図る効果が期待できると推測される。

したがって、本研究では自虐的ユーモアは「ユーモアの受け手」側への影響に注目し、「攻撃的な自虐ユーモア表現」と「支援的な自虐ユーモア表現」の2つに分ける。そして、受け手の感じる「屈辱度」の高低が「攻撃的な自虐ユーモア表現」と「支援的な自虐ユーモア表現」のそれぞれに与える影響の違いについて検討していく。

第3節 攻撃的ユーモアと屈辱度

まず、対人コミュニケーションに着目すると、攻撃的ユーモアを使用した会話では、受け手の否定的反応を促進するとされている(牧野, 2000)。また、攻撃的ユーモアを用いたコミュニケーションを行なった場合、送り手に対する好意が低減することが指摘されている(Gutman & Priest, 1969)。このことから、対人コミュニケーションにおいて攻撃的ユーモアが受け手に与える影響は、ネガティブな効果が注目されやす

い。また広告コミュニケーションにおいて、攻撃性を含んだ風刺的な内容は、ユーモア知覚をもたらしても、好意的な広告態度の形成には効果的でないことが主張されており、広告制作において風刺的な表現を用いる場合は、注意が必要であると指摘されている（李，2001）。

一方で、言語的攻撃に含まれる冗談やからかいは、場を和ませ、仲間同士の親密感や一体感を強められる（石原，2014）といった、攻撃的ユーモアのポジティブな効果についても主張がされている。塚脇（2018）は、受け手による攻撃的ユーモアに対する面白おかしさの認知も受け手の肯定的感情を生じさせるための重要な要因であることを指摘している。攻撃的ユーモアを笑ったり面白と感じたりするためには、受け手がその攻撃性を安全であるものだと解釈し、論理的不適合を“なるほど”と解決する必要がある（伊藤ほか，2011）。例えば、厳粛な場面での攻撃的ユーモアは受け手にとって安全だと感じづらい。これは場面との不釣り合いから受け手が笑うことは不謹慎だと感じるからである（矢島，2012）。一方で、受け手が安全だと感じる場面では、攻撃的ユーモアの攻撃性を低く感じ、攻撃的ユーモアが受け手にとって遊戯的ユーモアのように感じることもあり、その結果ポジティブな反応につながる（牧野，2000）。

また、Norrick（1994）は、親密な関係において、攻撃的ユーモアに対して親和的意図が推測できた場合、攻撃的ユーモアはポジティブな対人コミュニケーション効果を生じさせることを主張した。この親密な関係とは、交際期間が長くなれば自然と高まるものではなく、お互いを冗談の言い合える関係だと認知することが重要であり、このような関係であれば過激な冗談であっても親和的意図が伝わると期待される（葉山・櫻井，2008）。また、親友以外の友人と親友に対する冗談行動を比較した際、冗談行動が相手との関係によって異なることが示唆され、親友に対する冗談行動の方が親友でない友人よりも攻撃性の割合が高いとされている（葉山・櫻井，2008）。そのため親密な関係の中で起こる「からかい」は集団成員に楽しみを提供し、関係を強化すると示唆されている（島井・山崎，2002）。宮代・富田（2020）は、大学生の会話において「親しくない相手には攻撃的ユーモアをあまり使用しない」という結果から、相手を傷つけてしまわないためのリスク回避について考慮していると指摘する。さらに葉山・櫻井（2007）は、ユーモアが受け手に好意的に伝わるには、話題に関する要因が重要であると指摘している。したがって、攻撃的ユーモアがポジティブに働くには、受け手が話題に対して送り手の親和的意図を察知し、屈辱を感じないと捉える必要があるだろう。

つまり、本研究では、地域を卑下したことに関して「屈辱度を高く感じた人」は、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を否定的に捉えるが、「屈辱度を低く感じた人」は、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を肯定的に捉えると推測する。

第4節 支援的ユーモアと屈辱度

支援的ユーモアは、自己や他者を励ますユーモアである（上野，1992）。そのため、精神的健康との関わりにおいて、支援的ユーモアがどのように作用するのか、科学的に効果が示されているわけではないものの（森田，2018）、患者と医療従事者のコミュニケーションにおいて支援的ユーモアは攻撃的ユーモアよりも多く用いられている（清水，2004）。また、自己客観視によって自己を含む状況からユーモアを見出し、自己洞察によって得た結論の表現をユーモア刺激として提示することで、状況や自己に対する統制感を強くさせると指摘されている（上野，1992）。上野（1992）は、支援的ユーモアを用いると、特にネガティブな事象において、人々を落ち着かせ、気持ちを和らげると主張する。したがって、支援的ユーモアの与える効果は、受け手がネガティブな話題だと認知した時に、受け手に落ち着きをもたらす観点から効果的であるといえよう。

また、宮部・上野（1996）は、嫌なことや辛いことがあった際に、支援的ユーモアを用いると、諦めず最後まで問題解決に取り組む意欲を掻き立てる「ネガティブ事象における精神の持続性」と、辛いことや嫌なことを受け入れることができるといった「ネガティブ事象の受容性」との間に強い相関を持っていることを主張した。さらに、支援的なユーモアは、怒りを治めることに対して有効であると指摘されている（柏木，2016）。また、支援的ユーモアとほとんど同義的に扱われる親和的ユーモアは怒りや不安を緩和させネガティブ感情を軽減させる（櫻井，2015）。このことから、受け手がネガティブな話題だと認知し、話題に関して怒りを覚えた場合に、支援的ユーモアを用いることは、怒りを緩和させ、気持ちを和らげるといえるであろう。

したがって、本研究では、地域を卑下したことで「屈辱度を高く感じた人」に対しては、「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告を提示することで、気持ちを和らげ、「屈辱度」を低減させることができると推測する。

第3章 仮説

以上のことから、本研究では、地域を卑下した際に住民が感じる「屈辱度」の違いに着目し、その差によって「支援的な自虐ユーモア表現」と「攻撃的な自虐ユーモア表現」が住民に与える効果の違いを検証していく。

したがって、本研究では以下のような仮説を立てた。

仮説1：自らが住んでいる地域を卑下されたことに対して「屈辱度を高く感じた人」は、「屈辱度を低く感じた人」に比べて広告評価、広告に対して知覚するユーモア、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さ、地域に対する態度、広告対象への関心が低くなる。

仮説2：自らが住んでいる地域を卑下されたことに対して「屈辱度を高く感じた人」は、「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも広告評価、広告に対して知覚するユーモア、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さ、地域に対する態度、広告対象への関心が高くなる。

仮説3：自らが住んでいる地域を卑下されたことに対して「屈辱度を低く感じた人」は、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも広告評価、広告に対して知覚するユーモア、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さ、地域に対する態度、広告対象への関心が高くなる。

第4章 実験

第1節 本調査について

調査は、2019年8月7日から2019年9月2日にかけて行なった。また、本実験では愛知県の自治体PR広告という設定で仮想広告を制作したため、名古屋駅周辺、豊橋駅周辺、名古屋工業大学を中心に調査を行なった。男性92名、女性69名、合計161名に回答してもらい、回収率は100%であった。なお、アンケートは事前に承諾をもらった後に回答をもらった。

実験の独立変数は、被験者特性と広告パターンの2要因とし、被験者特性は地域を卑下されたことに対する「屈辱度」から被験者を高群低群に分け、広告パターンは「支援的な自虐ユーモア表現」を使用した広告と、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を使用した広告に分けた。

また被験者の「屈辱度」を測るために使用する、愛知県を卑下する内容のメッセージに関しては、予備調査を事前に行った。被験者20名に対して、4パターンの愛知県を卑下する内容のメッセージを提示し、その中から「屈辱度」の分散が一番大きく出たものを採用した。その結果、「愛知県の魅力って？特に思いつかず、我々愛知県を捨てちゃいました笑」と、愛知県にゆかりがあり、戦国時代において天下を統一へ導いた織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三人が広告キャラクターとして発言している内容を使用した。

さらに仮想広告に関して、「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告では、メインコピーで三武将が言う「我々愛知県を捨てちゃいました笑」の台詞に対し、ボディコピーで「ということは逆に愛知県は今どえりゃ〜平和かも!？」や「愛知県に遊びに来るなら今しかない!」など、愛知県を励ます表現を使用した。一方「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告では、メインコピーで三武将が言う「我々愛知県を捨てちゃいました笑」の台詞に対し、ボディコピーで「今なら誰でも天下取れちゃうヨ〜」や「天下人が見捨てた地」など、愛知県をさらに侮辱、攻撃するような表現を使用した。

実験手順としては、まず広告を見せる前に愛知県を卑下する内容のメッセージに対する「屈辱度」を訪ねた。その後、愛知県の自治体広告として仮想広告を見て、アンケートに回答してもらった。仮想広告は「支援的な自虐ユーモア表現」と「攻撃的な自虐ユーモア表現」の2種類のうち、一方の仮想広告と質問項目が印刷された調査用紙を合わせて被験者に配布した。質問項目には、愛知県を卑下した内容の文章に対する「屈辱度」を測定する項目と、従属変数である広告評価、広告に対して知覚するユーモア、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さ、地域に対する態度、広告対象への関心を加えた。

第2節 測定尺度

独立変数の測定尺度は、亀倉・安保（2019）の屈辱感尺度を参考にし、愛知県を卑下するメッセージに対して「この表現は屈辱感を与えるものだ。」「この表現は自尊心を傷つけるものだ。」「この表現はプライドを傷つけるものだ。」「この表現は不名誉と感じさせるものだ。」「この表現はくやしいと感じさせるものだ。」という項目を「1：全くそう思わない」～「7：非常にそう思う」の7段階で回答してもらった。

従属変数の測定尺度は、広告評価、広告に対して知覚するユーモア、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さ、地域への態度、広告対象への関心の計5つである。広告評価に関しては、李（1998）を参考に注目度、信頼性、専門性、有用性、情報性の5項目で測定した。広告に対して知覚するユーモアに関しては、Zhang（1996）を参考に「この広告は独特である。」「この広告にはユーモアがあると思う。」「この広告は面白い。」

の3項目で測定した。広告態度に関しては、MacKenzie et al. (1986) と Mitchell & Olson (1981) を参考に「この広告が好きである。」「この広告を見ることは楽しい。」「この広告に対して好意的である。」の3項目で測定した。広告の馴染み深さ・身近さに関しては、大風・竹内 (2009) を参考に「この広告は親しみがある。」「この広告はわかりやすい。」「この広告はやさしい。」「この広告は自分向きである。」の4項目で測定した。地域への態度に関しては、李 (1998) のブランド態度の測定尺度を参考に「あなたは愛知県が好きである。」「あなたは愛知県に好感を持つ。」「あなたは愛知県が良い地域だと思う。」の3項目で測定した。広告対象への関心に関しては、石崎ら (2002) を参考に「この広告を見る前よりも愛知県に対してより関心を持った。」「自分の生活との関わりを感じる。」「この広告は愛知県に行きたくなる。」「この広告は自分のような者を対象にしている。」の4項目で測定した。なお、全ての項目において、7段階評価(「1:全くそう思わない」? 「7:非常にそう思う」)に統一して、調査を行なった。

第5章 実験結果

被験者161名分のデータのうち、愛知県民以外の回答と記入漏れなどの無効な回答を除いた140名分のデータを分析に使用した。まずは、愛知県を卑下した内容のメッセージに対して、亀倉・安保（2019）の屈辱感尺度によって被験者を高群低群に分け、上位40%（ $n=54$ ）を「屈辱度を高く感じた人」とし、下位40%（ $n=57$ ）を「屈辱度を低く感じた人」とした。

次に、各従属変数に与える被験者特性と広告パターンの影響を分析するため、対応のない2要因の分散分析を行った。

その結果、まず広告評価、広告態度、地域の馴染み深さ・身近さにおいて、被験者特性の主効果に有意な差が見られ（表1参照： $F(1,107) = 4.868, p < .05$ ）（表1参照： $F(1,107) = 10.289, p < .05$ ）（表1参照： $F(1,107) = 18.416, p < .05$ ）、「屈辱度を低く感じた人」の方が「屈辱度を高く感じた人」よりも広告評価、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さの値が高かった。また、広告評価において、広告パターンの主効果に有意な傾向が見られ（表1参照： $F(1,107) = 3.734, p < .10$ ）、広告対象への関心において、広告パターンの主効果に有意な差が見られ（表1参照： $F(1,107) = 5.482, p < .05$ ）、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも、広告評価、広告対象への関心の平均値が高かった。

また交互作用は、広告評価において有意な差が見られ（表1参照： $F(1,107) = 3.982, p < .05$ ）、広告対象への関心において有意な傾向が見られた（表1参照： $F(1,107) = 3.358, p < .10$ ）。

そこで、単純主効果の検定（Bonferroni法）を行ったところ、広告評価について、広告パターンが「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告であるとき、「屈辱度を低く感じた人」の方が「屈辱度を高く感じた人」よりも広告評価が高かった（表2参照： $F(1,107) = 8.903, p < .05$ ）。また被験者特性が「屈辱度を低く感じた人」であるとき、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも、広告評価が高かった（表3参照： $F(1,107) = 7.927, p < .05$ ）。

また広告対象への関心について、広告パターンが「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告であるとき、「屈辱度を低く感じた人」の方が「屈辱度を高く感じた人」よりも広告対象への関心が高かった（表4参照： $F(1,107) = 4.069, p < .05$ ）。被験者特性が「屈辱度を低く感じた人」であるとき、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも、広告対象への関心が高かった（表5参照： $F(1,107) = 8.950, p < .05$ ）。

第6章 考察

本研究では、地域を卑下したことに対する「屈辱度」の違う被験者に、それぞれ「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告と「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告を提示し、広告評価、広告に対して知覚するユーモア、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さ、地域に対する態度、広告対象への関心の違いを調査することで、地域住民に対する適切な自虐的ユーモア表現の検討を目的とした。

実験の結果、愛知県を卑下した文章に対して「屈辱度を低く感じた人」は「屈辱度を高く感じた人」よりも、広告評価、広告態度、広告への馴染み深さ・身近さが高かった。ここから仮説1は一部支持されたといえる。「屈辱」の感情は、自らがおとしめられたと感じた際に生起し、ネガティブな感情を誘発する（右山・上杉，2003）。そして、ネガティブな感情状態が喚起されると、受け手は感情がそれ以上にネガティブになるのを恐れて広告メッセージを見ないようにする（田中・村田，2005）。このことから「屈辱感」というネガティブな感情を抱いた地域住民は、提示された広告のメッセージに対する情報処理を回避するような影響を及ぼしたのだろう。反対に、愛知県を卑下した文章に対して屈辱感を感じなかった人には、広告内の内容が肯定的に伝わり、その結果広告評価、広告態度、広告への馴染み深さ・身近さが高くなったといえる。

しかし、地域への態度においては、「屈辱度を高く感じた人」と「屈辱度を低く感じた人」の間に差が見られなかった。引地・青木（2005）は、地域への態度形成の観点から、地域の人々の誠実さや行政の評価、日頃の地域の人々とのふれあいが態度形成に直接的な影響を与えると指摘しており、地域への態度形成を促すには景観整備やイベント・祭りなど積極的に実行するとともに、道徳的な教育の強化、日々の行政評価の向上などに努めることが必要であると主張している。したがって、地域への態度の形成は、本研究のような地域を卑下した文章から感じた屈辱度の高低からは、あまり左右されなかったと推測できる。また、広告対象への関心、つまり愛知県への関心についても「屈辱度を高く感じた人」と「屈辱度を低く感じた人」の間に差が見られなかった。安藤（2019）は、自虐的ユーモアを用いたPRでは、目先の変わった逆説的なコミュニケーションとして無関心な他者に振り返ってもらう施策としては有効であるが、何度も使うものではないと述べている。本研究では、事前に被験者の愛知県に対する関心の高さについては調査しておらず、もともと関心の高い被験者にとっては屈辱度に関係なく、自虐的ユーモアのPRが有効でない可能性もあるといえる。

また、仮説2に関しては支持されなかった。「屈辱度を高く感じた人」にとって、「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも各従属変数の値が高くなるという推測であったが、差は見られなかった。薊（2010）は、対人コミュニケーションにおいては屈辱感と対人関係を放棄する反応に関係が見られたことを主張している。これを広告コミュニケーションに置き換えて考えると、地域を卑下されたことで「屈辱感を高く感じた人」は、広告との関係についても深く考えることなくネガティブな感情を持ったと考えられるであろう。その結果、支援的な表現が受け手に伝わらず、「屈辱度」が下がらないため、「攻撃的な自虐ユーモア表現」との差が見られなかった可能性がある。また、本研究で使用した「支援的な自虐ユーモア表現」では、十分に支援的な面が伝わらなかった可能性がある。本研究では、「逆に愛知県は今どえりゃ〜平和かも!？」や「愛知県に遊びに来るなら今しかない!」のボディコピーで、愛知県を励ます表現を使用した。が、「支援的な自虐ユーモアの表現」がより伝わるためには、一見文章では「弱み」を述べているように見えるが、それを逆手にとって「強み」として表現している点が

受け手に強く伝わる必要があるのではないか。安藤（2019）は、自己に不利なことでも隠さずネタにすることなど、ネガティブなことを積極的に伝える姿勢を「逆説的推奨」といった。例えば、三重県にあるテーマパーク志摩スペイン村の自虐PRでは、人が少なく空いているというテーマパークでは隠しておきたいはずの現実を「並ばないから乗り放題」「空いているから映え放題」など自虐を含めつつも、それをプラスに捉えていることがはっきりと示されている^[16]。このように「支援的な自虐ユーモア表現」がより支援的に聞こえるためには、受け手に対してわかりやすく「弱み」を「強み」としてアピールすることが必要になるだろう。

また仮説3に関して、自らが住んでいる地域を卑下されたことに対して「屈辱度を低く感じた人」は、「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いた広告の方が「支援的な自虐ユーモア表現」を用いた広告よりも広告評価、広告対象への関心が高くなった。ここから仮説3に関しては、一部支持されたといえる。「屈辱度を低く感じた人」は、地域を卑下されたことに対して怒りの感情がわずかであるため、過激な表現である「攻撃的な自虐ユーモア表現」を用いても親和的意図が相手に伝わり、肯定的な機能として働いたと示唆できるだろう。これはNorrick（1994）の親密な関係において、攻撃的ユーモアはポジティブな対人コミュニケーション効果をもたらすという先行研究を支持する結果であった。また攻撃的ユーモアは、攻撃性が強く親和性が伝わらないというネガティブ感情に対して、攻撃性よりも面白おかしさの認知というポジティブ感情が優った場合、肯定的評価につながる（塚脇，2018）。そのため、本研究では、「屈辱度を低く感じた人」には、「攻撃的な自虐ユーモア表現」はポジティブ感情を誘発させたということになるだろう。

一方、広告態度、地域への態度においては差が見られなかった。中島（2017）は、自虐広告では、企業が自社製品やサービスのマイナス面を提示することへの勇気に消費者は好感を示すと指摘している。そして、消費者がもともとマイナス面を認知している場合、そのマイナス面を自虐的に表現したときに、消費者は企業の覚悟が見られ好感が持てる指摘している（中島，2017）。本実験では、愛知県を卑下したことに対して「屈辱度を低く感じた人」は、愛知県が卑下されたことをマイナスに思っていない可能性が高いだろう。そのため、地域がリスクを背負って攻撃性の高い自虐広告を出していることが伝わらなかったと考察する。本実験とは違い、北海道夕張市の「夫妻」と「負債」を掛け合わせてキャラクターを誕生させた自虐プロモーションでは2007年に財政が破綻したという背景を住民が知っていることから、自治体のマイナス面を自虐プロモーションに変える勇気が賞賛された^[17]。このように地域の自治体PRでは、その地域の歴史や置かれている状況が重要視され、その差から、同じ自虐表現を用いたとしても広告態度や地域への態度に違いが生まれることが推測できる。特に「攻撃的な自虐ユーモア表現」は言葉をストレートに受け取ってしまうと誤解して伝わる可能性の高い表現である。そこで、地域の歴史や状況などを十分に考慮した表現をすることで、言葉は過激であっても敬意や愛を込めた「ネタ」であるということを受け手が理解できるのだ。また、成功している自虐マーケティングは、自虐しつつも本気でけなしているわけではなく根底に愛があるからこそ見ている人たちも不快に感じないとされている^[18]。したがって、自治体のPR広告において攻撃的な自虐ユーモアを用いる際は、受け手が肯定的な態度形成するためにも、地域の歴史や状況といった地域の特性を重要視する必要があるだろう。

[16] 「志摩スペイン村、空いていることを逆に自虐ネタ 応援ツイート続々、Twitterトレンド入りに『感謝』」BIGLOBEニュース 2019年2月14日 https://news.biglobe.ne.jp/trend/0214/blnews_190214_5885040001.html（2021年1月10日アクセス）

[17] 三寺雅人「負の負債から愛の夫妻へ」『宣伝会議』コラム 2012年5月24日 <https://www.advertimes.com/20120524/article68414/>（2021年1月10日アクセス）

[18] 窪田順生「なぜ『翔んで埼玉』はセーフで、『ちよどいいブス』はアウトなのか」IT media ビジネスオンライン 2019年3月26日 <https://www.itmedia.co.jp/business/articles/1903/26/news047.html>（2021年2月2日アクセス）

おわりに

本研究では、地域住民の視点から自治体のPR広告を検討した。これまでの地域ブランディング研究では、地域の外部からの視点での検討であったため、本研究のような住民視点の自治体PRに関する検討は、地域のブランド研究の高質化に貢献したところが多い。また、ユーモアを言う側の動機ではなく、受け手に与える影響に着目した点で、これまで自虐ユーモア広告と一括りにされていた部分を「攻撃的な自虐ユーモア表現」と「支援的な自虐ユーモア表現」に分けて検討することで、ユーモア広告が人々に与える影響を詳細に指摘することができただろう。

さらに、本実験の結果より、愛知県を卑下した文章に対して「屈辱度を低く感じた人」は「屈辱度を高く感じた人」よりも、広告評価、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さが高くなることがわかった。そのため、「屈辱度」を高く感じるような地域卑下の内容を、広告に用いることは、広告そのものに関して否定的に捉えられることが確認された。本研究では地域そのものを卑下したが、これが地域の名産品や、ご当地キャラを卑下した際でも、住民は「屈辱度」を高く感じた場合、広告評価、広告態度、広告の馴染み深さ・身近さが高くなることが予想されるため、この点については今後も検証が必要であろう。

また本研究では、広告を提示する前に、愛知県を卑下したメッセージを提示することで「屈辱度」を図ることを被験者特性とした。そのため、事前に住民が地域に抱く態度や被験者の住んでいる年数などの住民の特性に関する調査は行っていない。そのような項目と被験者の地域を卑下した時の「屈辱度」の関係を明らかにすることで、「屈辱」を感じる要因と住民のパーソナリティといった関係性についても検討することができるだろう。

さらに、本研究では愛知県という地域に絞って実験を行なったが、地域を自虐的に表現する場合、その地域の歴史や状況を加味する必要があるだろう。引地ら(2009)は、歴史的風景やランドマークが間接的に地域への愛着形成に効果があると指摘している。このような先行研究に基づいて、他の自治体においても検討することが必要となるだろう。また、同じ自治体で比較したとしても、その地域の経済状況や人口の動きなどは常に変化している。その点に着目すると、2020年は新型コロナウイルス拡大によって地域移住が増えるなど自治体にとって転換期を迎えた年であった。総務省の住民基本台帳人口移動報告によると、東京都の2020年1～11月の転入超過数は3万5773人で、前年同期の8万1439人の半分未満になるなど東京一極集中に変化の兆しが見えている^[19]。テレワークを導入する企業が増えており、都内の各種のイベントや文化施設も活動自粛が続いているため、混雑と高い家賃だけが残された東京から出て行く人が多い^[20]。岡田(2020)は地域の自治力が試されている時代であると述べている。今後は益々、自治体のPR広告は地域外部への発信だけでなく、地域住民が地域への愛着を高め、地域ブランドを共に創っていくことのできるような広告を目指すべきであろう。したがって、自治体のPR広告における自虐的ユーモア表現と、どのような地域特性または住民特性が好相性であるのかを今後は検討していきたい。

【19】「コロナ禍で東京一極集中に変化の兆し 本県も移住働き掛け」秋田魁新報社 2021年1月5日
<https://www.sakigake.jp/news/article/20210105AK0025/> (2021年1月10日アクセス)

【20】舞田敏彦「コロナ禍で加速する地方移住 東京が最大の人口流出地域に」ニューズウィーク日本版 2020年12月2日
https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/12/post-95110_2.php (2021年1月10日アクセス)

謝辞

本論文の作成にあたり、終始適切な助言を賜り、また丁寧に指導して下さいました諸上茂光先生、木暮美菜さんには心より感謝を申し上げます。そして、研究の趣旨を理解し快く協力して頂いた被験者の皆様、アドバイスをくださった先輩方、切磋琢磨しお互いに励ましあった諸上ゼミ12期生の皆様、心から感謝します。本当にありがとうございました。

【参考文献】

- Crowley, Ayn E. & Wayne D. Hoyer (1994), An Integrative Framework for Understanding Two-Sided Persuasion, *Journal of Consumer Research*, Vol.20, No.4, pp.191-203.
- Gilbert, P., & McGuire, M. T. (1998), Shame, status, and social roles: Psychology and evolution. In P. Gilbert & B. Andrews (Eds.), *Shame: Interpersonal behavior, psychopathology, and culture*. New York: Oxford University Press. pp.99-125.
- Gutman, J., & Priest, R. F. (1969) When is aggression funny?, *Journal of Personality and Social Psychology*, 12, pp.60-65.
- Hartling, L. M., & Luchetta, T. (1999) . Humiliation: Assessing the impact of derision, degradation, and debasement, *Journal of Primary Prevention*, 19, pp.259- 278.
- MacKenzie, Scott B. & Richard J. Lutz & George E. Blech (1986) ,The Role of Attitude toward the Ad as a Mediator of Advertising Effectiveness: A Test of Competing Explanations, *Journal of Marketing Research*, 23(2), pp.130-143.
- Mitchell, Andrew A. & Jerry C. Olson (1981), Are Product Attribute Beliefs the Only Mediator of Advertising Effects on Brand Attitude?, *Journal of Marketing Research*, 18 (3), pp.318-332.
- Norrick, N. R. (1994) . Involvement and joking in conversation, *Journal of Pragmatics*, 22, pp.409-430.
- Weinberger, Marc G. & Leland Campbell (1990),The Use and Impact of Humor in Radio Advertising, *Journal of Advertising Research*, Vol.30, No.6, pp.44-52.
- Yamaguchi, S. (1994) Collectivism among the Japanese: A perspective from the self. In U. Kim, H. C. Triandis, C. Kagitcibasi, S. C. Choi & G. Yoon (Eds.), *Individualism and collectivism*, Newbury Park, CA: Sage, pp.175-188.
- Zhang, Yong (1996), “Responses to Humorous Advertising: The Moderating Effect of Need for Cognition,” *Journal of Advertising*, 25 (1), pp.15-32.
- 新居佳子 (2020) 「自己卑下による笑いは損なのか得なのか ユーモアの効用」佐金武, 佐伯大輔, 高梨友宏編『ユーモア解体新書 笑いをめぐる人間学の試み』清文堂pp.123-140.
- 安藤真澄(2019) 「シティブロモーションにおける逆説的コミュニケーション手法に関する考察:名古屋市の事例を中心に」『日本広報学会 広報研究』(23), pp.146-158.
- 薊理津子 (2006) 「恥と罪悪感の機能の検討-Tangneyのshame, guilt理論を基に-」『聖心女子大学大学院論集』28, pp.77-96.
- 薊理津子 (2008) 「恥と罪悪感の研究の動向」『感情心理学研究』第16巻1号, pp.49-64.
- 薊理津子 (2010) 「屈辱感, 羞恥感, 罪悪感の喚起要因としての他者の特徴」『パーソナリティ研究』第18巻2号, pp.85-95.
- 遠藤由美 (1997) 「親密な関係性における高揚と相対的自己卑下」『心理学研究』第68巻5号, pp.387-395.
- 羽田優太, 松本和幸, 吉田稔, 北研二 (2019) 「リプライを用いたバズツイートの分類」『言語処理学会 第25回年次大会 発表論文集』 pp.237-240.
- 濱岡豊 (2007) 「バズ・マーケティングの展開」『AD STUDIES』Vol.20, pp.5-10.
- 葉山大地, 櫻井茂男(2007) 「冗談に対する怒り喚起プロセス及びその要因の探索的検討」『日本心理学会大会発表論文集』
- 葉山大地, 櫻井茂男 (2008) 「過激な冗談の親和的意図が伝わるという期待の形成プロセスの検討」『教育心理学研究』第56巻4号, pp.523-533.
- 葉山大地, 櫻井茂男 (2008) 「友人に対する冗談関係の認知が冗談行動へ及ぼす影響」『心理学研究』第79巻第1号, pp.18-26.
- 東島敏明 (1994) 「『笑い学』について」『笑い学研究』第1巻, pp.15-18.
- 引地博之, 青木俊明 (2005) 「地域に対する愛着形成の心理過程の検討」『景観・デザイン研究講演集』(1), pp.232-235.
- 引地博之, 青木俊明, 大瀬憲一 (2009) 「地域に対する愛着の形成機構-物理的環境と社会的環境の影響-」『土木学会論文集D』第65巻2号, pp.101-110伊部泰弘(2011) 「地域活性化における地域ブランドの役割」『新潟経営大学紀要』(17), pp.63-75.
- 市川孝一 (2018) 「社会問題化した広告表現:炎上CMから見えてくるもの」『明治大学文学部紀要』134, pp.51-75.
- 石原俊一 (2014) 「対人ストレスユーモアコーピングにおける心理学的健康への効果」『人間科学研究』第36巻, pp.67-77.
- 石崎徹, 水野由多加, 広瀬盛一 (2002) 「消費者満足と広告表現記憶に関する研究」『広告科学』第43巻, pp.99-124.
- 伊藤幸 (2007) 「ユーモア経験に至る認知的・情動的過程に関する検討: 不適合理論における2つのモデルの統合へ向けて」『認知科学』第14巻1号, pp.118-132.
- 伊藤幸 (2009) 「感情現象としてのユーモアの生起過程—統合的モデルの提案—」『心理学評論』第52巻4号, pp.469-487.
- 伊藤香織 (2017) 「都市環境はいかにシビックプライドを高めるか 今治市を事例とした実証分析」『都市計画論文集』第52巻3号, pp.1268-1275.
- 伊藤理絵, 本多薫, 渡邊洋一 (2011) 「攻撃的ユーモアを笑う」『山形大学人文学部研究年報』第8巻, pp.215-227.
- 岩崎祐子, 渡辺研司 (2017) 「P2Mフレームワークから見た地方創生プロジェクトの課題」『国際P2M学会研究発表大会

- 予稿集』 pp.59-71.
- 亀倉大地, 安保英勇 (2019) 「自己愛傾向とストレス反応の関連 自我脅威場面に着目して」『パーソナリティ研究』第27巻3号, pp.190-199.
- 柏木哲夫 (2016) 「癒しのユーモア いのちの輝きを支えるケア」『長崎いのちの電話だより』第48号, pp.3-4.
- 河井孝仁 (2009) 『シティブロモーション〜地域の魅力を創るしごと〜』東京法令出版
- 菊池章夫, 有光興記 (2006) 「新しい自己意識的感情尺度の開発」『パーソナリティ研究』第14巻2号, pp.137-148.
- 久保田進彦 (2004) 「地域ブランドのマネジメント」『流通情報』4月号, pp.4-18.
- マーティン・R・A著, 野村亮太, 雨宮俊彦, 丸野俊一訳 (2011) 『ユーモア心理学ハンドブック』北大路書房
- 牧野幸志 (2000) 「心理的リアクタンスに及ぼすユーモアの効果」『高松大学紀要』34, pp.43-52.
- 牧野幸志 (2000) 「説得に及ぼすユーモアの種類の効果 (3)」『高松大学紀要』34, pp.53-68.
- 牧野幸志 (2005) 「説得とユーモア表現—ユーモアの効果の生起メカニズム再考—」『心理学評論』第48巻1号, pp.100-109.
- 牧瀬稔 (2018) 『地域ブランドとシティブロモーション』東京法令出版
- 正木大貴 (2020) 「なぜわれわれはSNSに依存するのか? : SNSに“ハマる”心理」『現代社会研究科論集 : 京都女子大学大学院現代社会研究科紀要』第14号, pp.161-170.
- 右山裕一, 上杉喬 (2003) 「感情体験の分析 (V) : 屈辱について」『言語と文化』第16巻, pp.81-100.
- 宮部美樹, 上野行良 (1996) 「ユーモアの支援効果の検討 支援歴ユーモア志向尺度の構成」『心理学研究』pp.67, 270-277.
- 宮代こずゑ, 富田茉莉 (2020) 「『あなたと私は仲が良い』?—大学生の攻撃的ユーモア利用とその背景—」『宇都宮大学教育学部研究紀要』第70号, pp.71-78.
- 森田亜矢子 (2018) 「心理的援助への笑いとうもあへの適用に関する研究の動向と課題 心理療法、精神疾患、ユーモアと笑いのセラピーに焦点をあてて」『笑い学研究』第25巻pp.17-41.
- 村本由紀子, 山口勸 (1997) 「もうひとつのself-serving bias 日本人の帰属における自己卑下・集団奉仕的傾向の共存とその意味について」『実験社会心理学研究』pp.37, 65-75.
- 村本由紀子, 山口勸 (2003) 「“自己卑下”が消えるとき 内集団の関係性に応じた個人と集団の成功の語り方」『心理学研究』第74巻3号, pp.253-262.
- 中川篤, 柳瀬陽介, 榎葉みつ子 (2019) 「弱さを力に変えるコミュニケーション 関係性文化理論の観点から検討する当事者研究」『言語文化教育研究』第17巻, pp.110-125.
- 中島和哉 (2017) 「広告コミュニケーションにおける企業の『BRAVERY』の重要性」『大正大学研究紀要』pp.376-392.
- 岡田知弘 (2020) 「『コロナ禍』を地域・自治体から考える」『住民と自治』自治体問題研究所, 2020年7月号
- 大賀佳子, 千葉敦 (2020) 「看護職の同僚に対するユーモアの表出と, 心身のストレス反応及び同僚からのサポートとの関連」『産業衛生学雑誌』pp.1-20.
- 大風かおる, 竹内淑恵 (2009) 「パッケージ・コミュニケーション尺度の開発 食品分野への適用を目指して」『消費者行動研究』第16巻1号, pp.1-22.
- 折笠和文 (2007) 「マーケティングの新定義と最新理論をめぐる解釈: 激変するマーケティングの世界とその批判的見解」『名古屋学芸大学研究紀要. 教養・学際編』pp.17-33.
- 李津娥 (1998) 「事前ブランド態度が近くされたユーモアの広告効果に及ぼす」『社会心理研究』第13巻3号, pp.183-190.
- 李津娥 (2001) 「ユーモア広告のタイプと広告態度」『広告科学』第42巻, pp.59-69.
- 定平誠, 斎藤忍, 松浦克樹 (2012) 「ソーシャルメディアによる地域コンテンツのイメージ戦略とブランド化: 埼玉のブランディング力向上をめざした地域活性化計画」『尚美学園大学芸術情報研究』第21巻, pp.1-16.
- 櫻井研司 (2015) 「職場不作法が被害者の対人・組織逸脱行動, および感情的ウェルビーイングへ及ぼす影響—対人ユーモアスタイルの交互作用—」『経営行動科学』第27巻3号, pp.193-208.
- 島井哲志, 山崎勝之 (2002) 『攻撃性の行動科学-健康編-』株式会社ナカニシヤ出版
- 清水晶子 (2004) 「看護師の勤務時間におけるユーモアの実態」『笑い学研究』第11巻, pp. 3-10.
- 清水良郎 (2007) 「地域ブランド育成におけるマーケティング実践」『名古屋学院大学論集社会科学篇』第44巻1号, pp.33-45.
- 鈴木春菜, 藤井聡 (2008) 「地域愛着が地域への協力行動に及ぼす影響に関する研究」『土木計画学研究・論文集』第25巻2号, pp.357-362.
- 高寄昇三 (2015) 『『地方創生』で地方消滅は阻止できるのか』公人の友社
- 竹内一夫 (1992) 「対人援助関係におけるユーモアと遊び心の効用」『川崎医療福祉』第2巻2号, pp.67-73. 田中知恵, 村田光二 (2005) 「感情状態が広告メッセージの精緻化に及ぼす影響 TV広告を用いた検討」『広告科学』第46巻, pp.104-117.
- 田中道雄, テイラー雅子, 和田聡子編 (2017) 『シティブロモーション 地方創生とまちづくり』同文館出版
- 塚脇涼太, 深田博己, 樋口匡貴 (2011) 「ユーモア表出が表出者自身の不安および抑うつに及ぼす影響過程」『実験社会心理学研究』第51巻1号, pp.43-51.
- 塚脇涼太 (2018) 「攻撃的ユーモアはポジティブな対人的機能をもつのか: 相手との親密度と攻撃的ユーモアの攻撃度か

- らの検討』『対人コミュニケーション研究』第6号, pp.13-28.
- 内田奈芳美 (2018)「文化のまちづくりとシビックプライド～金沢における二つの循環～」『彩の国さいたまづくり広域連合政策情報誌 Think-ing』第19号, pp.19-24.
- 上野行良 (1992)「ユーモア現象に関する諸研究とユーモアの分類化について」『社会心理学研究』第7巻2号, pp.112-120.
- 上野行良 (2003)『ユーモア心理学』サイエンス社
- 渡邊勉 (2006)「地域に対する肯定観の規定因:愛着度、住みやすさ、地域イメージに関する分析」『地域ブランド研究』第2巻, pp.99-130.
- 矢島伸男 (2012)「『笑い』の教育的意義:『ユーモア・センス』の概念を中心に」『創価大学大学院紀要』34, pp.199-221.
- 山下祐介 (2014)『地方消滅の罅「増田レポート」と人口減少社会の正体』ちくま新書
- 吉田彩乃, 浦光博 (2003)「自己卑下呈示を通じた直接的・間接的な適応促進効果の検討」『実験社会心理学研究』第42巻2号, pp.120-130.
- 吉澤英里 (2020)「自己卑下の呈示と評価への恐れとの関連について」『パーソナリティ研究』第29巻3号, pp.147-149.
- 隋曉静 (2018)「日本語の自己卑下表出に関する一考察」『北海道大学文学研究科』第18巻, pp.63-76.

【参考サイト】

- 青木正典「『午後ティー女子』炎上から、キリンはどう学び、どう変わったのか」J-CASTニュース2019年7月29日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.j-cast.com/2019/07/29363752.html?p=all>
- 浅見隆行「リスク広報最前線 自治体だからこそ批判されやすい! PR動画に潜むリスクとは」広報会議2016年12月号 (2021年1月10日アクセス)
<https://mag.sendenkaigi.com/kouhou/201612/pr-risk-forefront/009362.php>
- 「コロナ禍で東京一極集中に変化の兆し 本県も移住働き掛け」秋田魁新報社 2021年1月5日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.sakigake.jp/news/article/20210105AK0025/>
- ダ・ヴィンチニュース「突き抜けた埼玉ディスりが最高! 全国的な自虐PRブームの火付け役! 『翔んで埼玉』」2016年4月15日 (2021年1月10日アクセス)
<https://ddnavi.com/news/297108/a/>
- 「『ほぼ東京』川口市の自虐PR動画『プライド0で可愛い』一部で話題」J-CASTニュース2017年4月7日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.j-cast.com/2017/04/17295813.html?p=all>
- 衣輪晋一「自虐宣伝で好感度アップ? “没メニュー” 企画が企業バラエティの進化形に」ORICON NEWS 2018年7月31日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.oricon.co.jp/special/51507/>
- 「【関西の議論】地味なアイドル東播磨ちゃん…自虐的なPR動画、『仲間割れ』で一時的配信停止に」産経新聞2018年5月17日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.sankei.com/west/news/180517/wst1805170005-n2.html>
- 窪田順生「なぜ『翔んで埼玉』はセーフで、『ちょうどいい布斯』はアウトなのか」IT media ビジネスオンライン 2019年3月26日 (2021年2月2日アクセス)
<https://www.itmedia.co.jp/business/articles/1903/26/news047.html>
- 舞田敏彦「コロナ禍で加速する地方移住 東京が最大の人口流出地域に」ニューズウィーク日本版 2020年12月2日 (2021年1月10日アクセス)
https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2020/12/post-95110_2.php
- 増田寛也「『地域消滅時代』を見据えた 今後の国土交通戦略のあり方について」国土交通政策研究所 平成26年11月5日 (2021年1月10日アクセス)
https://www.mlit.go.jp/pri/kouenkai/syousai/pdf/b-141105_2.pdf
- 三寺雅人「負の負債から愛の夫妻へ」『宣伝会議』2012年5月24日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.advertimes.com/20120524/article68414/>
- 宮田裕介「映画『翔んで埼玉』の監督、終わり方に込めた『ぞわっ!』」朝日新聞2019年6月30日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.asahi.com/articles/ASM5Z3RWXM5ZUCVL003.html>
- 中野寛「『おいしい! 広島県』絶妙の自虐戦略 賛否巡って話題沸騰」朝日新聞デジタル 2012年5月3日 (2021年1月10日アクセス)
<http://www.asahi.com/travel/aviation/OSK201205030009.html>
- 名和佳夫「地方創生でPR合戦も活況に 背景にある狙いと組織改革、そして課題とは?」『宣伝会議』2016年5月号 (2021年1月10日アクセス)
<https://mag.sendenkaigi.com/sendin/201605/city-promotion/007774.php>

小田宏信 (2019) 「徳島県におけるサテライトオフィス誘致と地域活性化(1)」『日本地理学会発表要旨集』(2021年1月10日アクセス)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/ajg/2019s/0/2019s_49/_pdf/-char/ja

「志摩スペイン村、空いていることを逆手に自虐ネタ 応援ツイート続々、Twitterトレンド入りに『感謝』」BIGLOBEニュース 2019年2月14日 (2021年1月10日アクセス)
https://news.biglobe.ne.jp/trend/0214/blnews_190214_5885040001.html

首相官邸「平成26年12月26日まち・ひと・しごと創生会議」(2021年1月10日アクセス)
https://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201412/26mati_hito_sigoto_kaigi.html

高橋克則「『鷹の爪』と鳥根県の自虐カレンダー2016年版が登場 シリーズ累計8万部のヒット作」エキサイトニュース 2015年10月18日 (2021年1月10日アクセス) https://www.excite.co.jp/news/article/Animeanime_25351/

殿村美樹「ゆるキャラはどこへ消えた？」読売新聞オンライン2018年8月12日 (2021年1月10日アクセス)
<https://www.yomiuri.co.jp/fukayomi/20180801-OYT8T50038/>

「『翔んで埼玉』の“聖地”と化すMOVIXさいたまに行ってみた」ライブドアニュース2019年3月11日 (2021年1月10日アクセス)
<https://news.livedoor.com/article/detail/16143205/>

【分析表】

検定結果

[表 1] 対応のない 2 要因の分散分析

被験者間効果の検定						
ソース	従属変数	タイプ III 平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
修正モデル	広告批評	19.781	3	6.594	4.317	.006
	広告に対して知覚するユーモア	8.542	3	2.847	1.199	.314
	広告態度	28.395	3	9.465	3.942	.010
	広告の馴染み深さ・身近さ	32.857	3	10.952	6.602	.000
	地域への態度	4.615	3	1.538	.579	.630
	広告対象への関心	18.291	3	6.097	3.389	.021
切片	広告批評	1490.744	1	1490.744	975.995	.000
	広告に対して知覚するユーモア	2461.980	1	2461.980	1036.403	.000
	広告態度	1616.337	1	1616.337	673.185	.000
	広告の馴染み深さ・身近さ	1526.511	1	1526.511	920.143	.000
	地域への態度	2529.889	1	2529.889	952.618	.000
	広告対象への関心	1224.489	1	1224.489	680.697	.000
屈辱度高低	広告批評	7.435	1	7.435	4.868	.030
	広告に対して知覚するユーモア	6.194	1	6.194	2.607	.019
	広告態度	24.704	1	24.704	10.289	.002
	広告の馴染み深さ・身近さ	30.552	1	30.552	18.416	.000
	地域への態度	1.184	1	1.184	.446	.506
	広告対象への関心	1.828	1	1.828	1.016	.316
広告パターン	広告批評	5.703	1	5.703	3.734	.056
	広告に対して知覚するユーモア	.013	1	.013	.006	.941
	広告態度	.042	1	.042	.017	.895
	広告の馴染み深さ・身近さ	2.121	1	2.121	1.278	.261
	地域への態度	3.260	1	3.260	1.228	.270
	広告対象への関心	9.861	1	9.861	5.482	.021
屈辱度高低* 広告パターン	広告批評	6.082	1	6.082	3.982	.049
	広告に対して知覚するユーモア	2.281	1	2.281	.960	.329
	広告態度	3.518	1	3.518	1.465	.229
	広告の馴染み深さ・身近さ	.089	1	.089	.054	.817
	地域への態度	.096	1	.096	.036	.849
	広告対象への関心	6.040	1	6.040	3.358	.070
誤差	広告批評	163.433	107	1.527		
	広告に対して知覚するユーモア	254.179	107	2.376		
	広告態度	256.910	107	2.401		
	広告の馴染み深さ・身近さ	177.512	107	1.656		
	地域への態度	284.162	107	2.656		
	広告対象への関心	192.480	107	1.799		
総和	広告批評	1684.360	111			
	広告に対して知覚するユーモア	2734.806	111			
	広告態度	1915.111	111			
	広告の馴染み深さ・身近さ	1750.750	111			
	地域への態度	2825.778	111			
	広告対象への関心	1442.438	111			
修正総和	広告批評	183.214	110			
	広告に対して知覚するユーモア	262.721	110			
	広告態度	285.305	110			
	広告の馴染み深さ・身近さ	210.369	110			
	地域への態度	288.777	110			
	広告対象への関心	210.770	110			

記述統計

	屈辱度高低	広告パターン	平均値	標準偏差	度数
広告評価	屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	3.414814814814815	1.268464760646842	27
		攻撃的な自虐ユーモア	3.400000000000000	1.230384555269674	27
		総和	3.407407407407408	1.237747779936021	54
	屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	3.464285714285714	1.230541671067178	28
		攻撃的な自虐ユーモア	4.386206896551722	1.215296594584171	29
		総和	3.933333333333334	1.297983784475717	57
	総和	支援的な自虐ユーモア	3.440000000000000	1.237919401433084	55
		攻撃的な自虐ユーモア	3.910714285714286	1.309500747534040	56
		総和	3.677477477477477	1.290573141506917	111
広告態度	屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	3.543209876049382	1.737342868338096	27
		攻撃的な自虐ユーモア	3.148148148271605	1.353480266587506	27
		総和	3.345679012160493	1.555355882393990	54
	屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	4.130952380714286	1.361853269146241	28
		攻撃的な自虐ユーモア	4.448275862068965	1.697981673179103	29
		総和	4.292397660701753	1.536681354420742	57
	総和	支援的な自虐ユーモア	3.842424242060606	1.571157924856777	55
		攻撃的な自虐ユーモア	3.821428571488096	1.662375427956424	56
		総和	3.831831831681682	1.610492034763809	111
広告の 馴染み深さ・ 身近さ	屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	3.0185	1.28775	27
		攻撃的な自虐ユーモア	3.3519	.98610	27
		総和	3.1852	1.14840	54
	屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	4.1250	1.16964	28
		攻撃的な自虐ユーモア	4.3448	1.60553	29
		総和	4.2368	1.40027	57
	総和	支援的な自虐ユーモア	3.5818	1.33944	55
		攻撃的な自虐ユーモア	3.8661	1.42220	56
		総和	3.7252	1.38291	111
広告対象への 関心	屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	3.1296	1.16720	27
		攻撃的な自虐ユーモア	3.2539	1.02018	27
		総和	3.1944	1.08774	54
	屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	2.9196	1.06513	28
		攻撃的な自虐ユーモア	3.9828	1.88383	29
		総和	3.4605	1.61521	57
	総和	支援的な自虐ユーモア	3.0227	1.11105	55
		攻撃的な自虐ユーモア	3.6339	1.55940	56
		総和	3.3311	1.38423	111

[表2] 単純主効果検定：広告パターン×被験者特性

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
広告パターン	(I)屈辱度高低	(J)屈辱度高低	平均値の差(I-J)	標準誤差	有意確率 b
支援的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-.049	.333	.882
	屈辱度低い	屈辱度高い	.049	.333	.882
攻撃的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-.986	.331	.004
	屈辱度低い	屈辱度高い	.986	.331	.004

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
広告パターン	(I)屈辱度高低	(J)屈辱度高低	95% 平均差信頼区間 b		有意確率 b
			上限	下限	
支援的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-.710	.611	
	屈辱度低い	屈辱度高い	-.611	.710	
攻撃的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-1.641	-.331	
	屈辱度低い	屈辱度高い	.331	1.641	

1 変量検定						
従属変数：広告批評						
広告パターン		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
支援的な自虐ユーモア	対比	.034	1	.034	.022	.882
	誤差	163.433	107	1.527	.882	
攻撃的な自虐ユーモア	対比	13.599	1	13.599	8.903	.004
	誤差	163.433	107	1.527		

[表3] 単純主効果検定：被験者特性×広告パターン

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
屈辱度高低	(I) 広告パターン	(J) 広告パターン	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率 b
屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	.015	.336	.965
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	-.015	.336	.965
屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-.922*	.327	.006
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	.922*	.327	.006

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
屈辱度高低	(I) 広告パターン	(J) 広告パターン	95% 平均差信頼区間 b		有意確率 b
			下限	上限	
屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-.652	.682	
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	-.682	.652	
屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-1.571	-.273	
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	.273	1.571	

1 変量検定						
従属変数：広告批評						
屈辱度高低 (I) 広告パターン		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
屈辱度高い	対比	.003	1	.003	.002	.965
	誤差	163.433	107	1.527		
屈辱度低い	対比	12.108	1	12.108	7.927	.006
	誤差	163.433	107	1.527		

[表4] 単純主効果検定：広告パターン×被験者特性

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
広告パターン	(I)屈辱度高低	(J)屈辱度高低	平均値の差(I-J)	標準誤差	有意確率 b
支援的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	.210	.362	.563
	屈辱度低い	屈辱度高い	-.210	.362	.563
攻撃的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-.723*	.359	.046
	屈辱度低い	屈辱度高い	.723*	.359	.046

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
広告パターン	(I)屈辱度高低	(J)屈辱度高低	95% 平均差信頼区間 b		有意確率 b
			上限	下限	
支援的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-.507	.927	
	屈辱度低い	屈辱度高い	-.927	.507	
攻撃的な自虐ユーモア	屈辱度高い	屈辱度低い	-1.435	-.012	
	屈辱度低い	屈辱度高い	.012	1.435	

1 変量検定						
従属変数：広告批評						
広告パターン		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
支援的な自虐ユーモア	対比	.606	1	.606	.337	.563
	誤差	192.480	107	1.799		
攻撃的な自虐ユーモア	対比	7.319	1	7.319	4.069	.046
	誤差	192.480	107	1.799		

[表5] 単純主効果検定：被験者特性×広告パターン

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
屈辱度高低	(I) 広告パターン	(J) 広告パターン	平均値の差 (I-J)	標準誤差	有意確率 b
屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-.130	.365	.723
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	.130	.365	.723
屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-1.063*	.355	.003
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	1.063*	.355	.003

ペアごとの比較					
従属変数：広告批評					
屈辱度高低	(I) 広告パターン	(J) 広告パターン	95% 平均差信頼区間 b		有意確率 b
			下限	上限	
屈辱度高い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-.853	.594	
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	-.594	.853	
屈辱度低い	支援的な自虐ユーモア	攻撃的な自虐ユーモア	-1.768	-.359	
	攻撃的な自虐ユーモア	支援的な自虐ユーモア	.359	1.768	

1 変量検定						
従属変数：広告批評						
屈辱度高低 (I) 広告パターン		平方和	自由度	平均平方	F 値	有意確率
屈辱度高い	対比	.227	1	.227	.126	.723
	誤差	192.480	107	1.799		
屈辱度低い	対比	16.101	1	16.101	8.950	.003
	誤差	192.480	107	1.799		

【本調査用紙】

自治体広告に関するアンケート調査

このたびはお忙しいところ、アンケートにご協力いただき誠にありがとうございます。

今回お答えいただいたデータは統計的に処理されます。研究以外の用途に使用することは決してございませんので、できるだけ正確にお答えいただきますよう、お願い致します。

調査者：法政大学 社会学部 諸上ゼミナール 3年 河合祐奈

●あなたの性別に○をつけ、年齢を記入してください。

性別 (男 ・ 女) 年齢 () 歳

●あなたの現在住んでいる地域を記入してください。

() 都・道・府・県 () 市・町・村

●下記の四角で囲まれた中の文章は、愛知県の自治体広告の一部です。

そして広告には、現在の愛知県（当時は尾張国と三河国）出身で戦国時代において天下を統一へ導いた織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三人が以下のように愛知県を表現します。

(信長・秀吉・家康のセリフ)

「愛知県の魅力って？ 特に思いつかず、我々愛知県を捨てちゃいました笑」

上記の表現に対して、以下の項目であなたの考えに最も近いところに○をつけてください。

1. この表現は屈辱感を与えるものだ。

全く そう思わない	そう思わない	あまり 思わない	どちらとも 言えない	少しそう思う	そう思う	非常に そう思う
--------------	--------	-------------	---------------	--------	------	-------------

1 2 3 4 5 6 7

2. この表現は自尊心を傷つけるものだ。

1 2 3 4 5 6 7

3. この表現はプライドを傷つけるものだ。

1 2 3 4 5 6 7

4. この表現は不名誉と感じさせるものだ。

1 2 3 4 5 6 7

5. この表現はくやしいと感じさせるものだ。

1 2 3 4 5 6 7

次のページからは別紙の広告を見てお答えください。

この広告を見て、広告に関して以下の項目であなたの考えに最も近いところに○をつけてください。

6. 目に止まらない 1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7 目に止まる
7. 信頼できない 1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7 信頼できる
8. 専門性がない 1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7 専門性がある
9. 有用でない 1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7 有用である
10. 情報的でない 1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7 情報的である

11. この広告は独特である。

全く そう思わない	そう思わない	あまり 思わない	どちらとも 言えない	少しそう思う	そう思う	非常に そう思う
1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7						

12. この広告にはユーモアがあると思う。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

13. この広告は面白い。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

14. この広告が好きである。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

15. この広告を見ることは楽しい。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

16. この広告に対して好意的である。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

17. この広告は親しみがある。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

18. この広告はわかりやすい。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

19. この広告はやさしい。

1 …… 2 …… 3 …… 4 …… 5 …… 6 …… 7

20. この広告は自分向きである。

1 2 3 4 5 6 7

次に広告を見て、愛知県に関して以下の項目であなたの考えに最も近いところに○をつけてください。

1. あなたは愛知県が好きである。

全く そう思わない	そう思わない	あまり 思わない	どちらとも 言えない	少しそう思う	そう思う	非常に そう思う
--------------	--------	-------------	---------------	--------	------	-------------

1 2 3 4 5 6 7

2. あなたは愛知県に好感を持つ。

1 2 3 4 5 6 7

3. あなたは愛知県が良い地域だと思う。

1 2 3 4 5 6 7

4. この広告を見る前よりも愛知県に対してより関心を持った。

1 2 3 4 5 6 7

5. 自分の生活との関わりを感じる。

1 2 3 4 5 6 7

6. この広告は愛知県に行きたくなる。

1 2 3 4 5 6 7

7. この広告は自分のような者を対象にしている。

1 2 3 4 5 6 7

ご協力ありがとうございました。

【仮想広告】

① 〈支援的な自虐ユーモア表現を用いた広告〉

愛知県の魅力って？
特に思いつかず、
我々愛知県を
捨てちゃいました笑

信長は安土へ（滋賀）
秀吉は大坂へ（大阪）
家康は江戸へ（東京）
天下人たちは揃いも揃って
愛知県から去って行きました…

ん？ということは
愛知県は今どえりゃ〜平和かも！？

愛知県に遊びに来るなら
今しかないっ！

ようこそ愛知県へ 検索

② 〈攻撃的な自虐ユーモア表現を用いた広告〉

愛知県の魅力って？
特に思いつかず、
我々愛知県を
捨てちゃいました笑

信長は安土へ（滋賀）
秀吉は大坂へ（大阪）
家康は江戸へ（東京）
天下人たちは揃いも揃って
愛知県から去って行きました…

そこで愛知県で天下を取るなら
今がチャ————ンス！！
今なら誰でも天下取れちゃうヨ〜☆

天下人が見捨てた地
愛知県へようこそ

ようこそ愛知県へ 検索

現代日本人の宗教意識

—「無宗教」に対する考察—

廣田 留香

【目次】

はじめに	123
第1章 宗教の役割と分類	125
第1節 「宗教」の概念規定と役割	125
第2節 「創唱宗教」と「自然宗教」	126
第3節 日本人が示す「無宗教」と無神論の違い	129
第1章 まとめ	130
第2章 日本人が宗教＝創唱宗教であると認識する歴史的経緯	131
第1節 社会変動・社会不安と信仰の因果関係	131
第2節 明治維新时期に生まれた「宗教」の意識	132
第2章 まとめ	138
第3章 現代日本と宗教	140
第1節 戦後の政教分離と宗教離れ	140
第2節 和を重んじる日本人	145
第3章 まとめ	147
結論	149
参考文献一覧	151

はじめに

NHK放送文化研究所は国際比較調査グループ (ISSP) の一員として、日本で2018年10月・11月に「宗教」をテーマに調査を実施した。「ふだん信仰している宗教はありますか。冠婚葬祭の時だけの宗教でなく、あくまで、あなたご自身が、ふだん信仰している宗教をお答えください」という質問に対して、何らかの宗教を信仰していると答えた人は合わせて36%であった。一方で、信仰している宗教はないと答えた人は62%に上った^{【1】}。

現代の多くの日本人は、「宗教を信仰していない」と言う。一方で、統計数理研究所が5年に1度行っている調査の中の「いままでの宗教にはかかわりなく、宗教的な心というものを、大切だと思いますか、それとも大切だとは思いませんか?」という質問において、宗教心は大切だと答えた人は66%であった。また、大切でないと答えた人は21%であった^{【2】}。この設問に対して「宗教心は大切だ」と答えた人の割合は1988年から2013年に至るまで一貫して約70% (1の位を四捨五入) である。

NHK放送文化研究所が5年に1度行っている「日本人の意識」調査の第10回 (2018年) では、「宗教とか信仰とかに関係すると思われることがらで、あなたがおこなっているものがありますか。ありましたら、リストの中からいくつでもあげてください」という質問の「宗教とか信仰とかに関係していると思われることがらは何もおこなっていない」という項目に回答したのは11.5%のみである。1978年から2018年まで、この項目に答えた人の割合は一貫して約10% (1の位を四捨五入) である^{【3】}。

【1】 小林利行『日本人の宗教的意識や行動はどう変わったか～ISSP国際比較調査「宗教」・日本の結果から～』, p.53
https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190401_7.pdf (2020年12月20日閲覧)

【2】 2018年度の結果は公表されていないため、2013年度の結果を記載
 統計数理研究所『「宗教心」は大切か』
https://www.ism.ac.jp/kokuminsei/table/data/html/ss3/3_2b/3_2b_all.htm (2020年12月20日閲覧)

【3】 NHK放送文化研究所『第10回「日本人の意識」調査(2018) 結果の概要』, p.15
https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190107_1.pdf (2021年1月4日閲覧)

「宗教とか信仰とかに関係すると思われる事柄で、あなたが行なっているものがありますか。ありましたら、リストの中からいくつでもあげてください。(複数回答)」

	(略称)	'73年	'78年	'83年	'88年	'93年	'98年	'03年	'08年	'13年	'18年
ア. くだんから、礼拝、お勤め、勤行、布教など宗教的なおこないをしている	礼拝・布教	15.4	16.0	17.0>	14.9>	13.2>	11.4	12.4	12.3	11.4>	9.7>
イ. おりにふれ、お祈りやお勤めをしている	お祈り	16.6	15.8	15.8>	14.2	14.1	12.7	12.0	12.4	11.8	10.6>
ウ. 年に1、2回程度は墓参りをしている	墓参り	62.0>	64.8>	67.7>	65.0>	69.7>	67.5	67.6	68.4>	72.0	70.9>
エ. 聖書・経典など宗教関係の本を、おりにふれ読んでいる	聖書・経典	10.7	10.6	10.4>	8.9>	7.4	6.8	6.4	5.4	6.0	5.3>
オ. この1、2年の間に、身の安全や商売繁盛、入試合格などを、祈願しにいったことがある	祈願	23.0>	31.2	31.6	32.2>	28.4	29.1>	31.3	29.7	28.7>	25.4>
カ. お守りやおふだなど、魔よけや縁起ものを自分の身のまわりにおいている	お守り・おふだ	30.6	34.4	36.2	34.6	32.8>	30.6>	35.0	34.9	34.7>	30.4
キ. この1、2年の間に、おみくじを引いたり、易や占いをしてもらったことがある	おみくじ・占い	19.2>	22.8	21.9	20.5	22.2	22.7	23.4	25.3	24.8	24.4>
ク. 宗教とか信仰に関係していると思われることがらは、何もおこっていない	していない	15.4>	11.7>	9.6	9.9	8.8>	11.4	10.2>	8.7	7.5>	11.5>
ケ. その他		0.2	0.3	0.4	0.5	0.4<	0.8	0.6	0.7	1.0	0.7>
コ. 無回答	NA	1.4	1.8>	1.0<	1.9<	2.6>	1.7<	3.0	3.3	2.5>	1.1

〈表1〉 宗教的行動

出典：NHK放送文化研究所『第10回「日本人の意識」調査（2018）結果の概要』, p.15

以上の統計資料が示すように、日本人は無宗教と言いながら様々な宗教を生活に取り入れている。「宗教」と聞くと日本人は何をイメージするのだろうか。ある人はISのテロリズムや世界の宗教紛争、オウム真理教事件に代表されるようなカルトによる犯罪行為や信者に対する洗脳を思い浮かべるかもしれない。しかし日本の生活には宗教が溶け込んでいる。日本人の多くは正月に初詣に行く。神社では賽銭と共に願い事をし、おみくじを引く。七五三では子供の成長を神社で祝う。彼岸には墓参りに訪れる。法事など年忌法要を繰り返す。キリストの生誕を祝うクリスマスをお忘れることは無い。このように、日本文化には宗教的な行いが溶け込んでいる。宗教とは、ニュースで報道されるような特殊な事例ではなく、私達の暮らしの一部であり、より身近な文化であると言えるだろう。

日本人が標榜する「無宗教」とは何だろうか。本論では、日本社会にある「無宗教」の本質について考察を進めていく。

第1章 宗教の役割と分類

第1章では「宗教」という言葉の意味を考え、「実体論的」「機能論的」という2つの宗教における役割と、「創唱宗教」「自然宗教」という2つの宗教の分類について論じる。

第1節 「宗教」の概念規定と役割

「宗教」という言葉の意味

はじめに辞書の定義を確認し、「宗教」という言葉の意味を規定する。

①『広辞苑（第7版）』岩波書店

(religion) 神または何らかの超越的絶対者、あるいは卑俗なものから分離され禁忌された神聖なものに関する信仰・行事。また、それらの連関的体系。帰依者は精神的共同社会（教団）を営む。アニミズム・自然崇拜・トーテミズムなどの原始宗教、特定の民族が信仰する民族宗教、世界的宗教すなわち仏教・キリスト教・イスラム教など、多種多様。多くは教祖・経典・教義・典礼などを何らかの形でもつ。

②『大辞林（第4版）』三省堂書店

(1) 神仏などを信じて安らぎを得ようとする心のはたらき。また、神仏の教え。

(2) [religion] 経験的・合理的に理解し制御することのできないような現象や存在に対し、積極的な意味と価値を与えようとする信念・行動・制度の体系。アニミズム・トーテミズム・シャーマニズムから、ユダヤ教・バラモン教・神道などの民族宗教、さらにキリスト教・仏教・イスラム教などの世界宗教にいたる種々の形態がある。

このように、辞書が示す「宗教」という言葉の意味は、一見似ているようでニュアンスが異なる。そこで、三上真司・堀江宗正が説く宗教の「実体論的定義」と「機能論的定義」から、上記2種類の辞書による「宗教」言葉の意味を考える。

実体論的定義と機能論的定義から考える2つの役割

三上真司・堀江宗正によると、宗教には実体論的定義と機能論的定義がある。実体論的定義とは「宗教を構成するのに必要な条件を、文字化された教義や表面的に観察可能な儀礼や社会的に認知可能な教団組織などに求めるもの」（堀江宗正）である^{【4】}。①『広辞苑』では、「信仰・行事・精神的共同社会（教団）」に注目しているため、また、「多くは教祖・経典・教義・典礼などを何らかの形でもつ。」とあるため、宗教を実体論的定義の側面から定義づけていると言える。この側面から見た「実体論的宗教」は、教典や教団、儀礼により、思想的な生き方や考え方を示し、個人的・集団的アイデンティティの形成を伴う。

対して、機能論的定義とは「宗教が人間の生活の中で果たす機能に注目する定義。例えば、共同体の結束を再確認したり、その統一を強化するといった機能、人々が抱えている究極的な問題に答えを出してくれると

【4】 堀江宗正 責任編集（2018）『いま宗教に向きあう① 現代日本の宗教事情 国内編1』岩波書店、pp.11-13

いう機能」(三上真司)である^{【5】}。②『大辞林』では、「心のはたらき」や「現象や存在に対し、積極的な意味と価値を与えようとする」機能に着目しているため、機能論的定義の側面で定義づけていると言える。本論文では機能論的定義の側面から見た宗教「機能論的宗教」としては、「信仰・行事・精神的共同社会(教団)」を持たなくても、「神仏などを信じて安らぎを得ようとする心のはたらき」(『大辞林』より)を役割として果たすならば、宗教であると規定する。

以上のように「宗教」の意味・役割は、実体論的定義から見た意味・役割(具体的には教典や教団、儀礼により、思想的な生き方や考え方を示す、アイデンティティを形成するといった役割等)、機能論的定義から見た意味・役割(具体的には共同体の結束を再確認したり、その統一を強化したりする、人々が抱えている究極的な問題に答えを出すといった役割等)という2点に分けることができる。本論文ではこれらの役割を「実体論的役割」「機能論的役割」と称する。

第2節 「創唱宗教」と「自然宗教」

創唱宗教と自然宗教という2つの分類

宗教には「実体論的役割」と「機能論的役割」という2つの役割がある。また、役割だけでなく、宗教そのものを「創唱宗教」と「自然宗教」の2つに分けることができる。第3節ではこれら2つの宗教の分類について論じる。

阿満利磨によると「創唱宗教」とは、「特定の人物が特定の教義を唱えてそれを信じる人たちがいる宗教」のことである。教祖・教典・教団によって成り立っている宗教である^{【6】}。代表的な例としては、キリスト教・仏教・イスラム教・新宗教が挙げられる。創唱宗教は教祖・教典・教団を持つため、実体論的役割を必ず果たすと同時に人間同士の結束を深めたり、心のはたらきを生むなど、機能論的役割を果たしていると言える。

「創唱宗教」に対して「自然宗教」とは、「文字通り、いつ、だれによって始められたかも分からない、自然発生的な宗教」のことである。「自然」と言うと大自然を信仰対象とする宗教と誤解される場合もあるが、自然宗教は創唱宗教のような教祖や教典を持たず、その発生が自然的で特定の教祖によるものではないということである。「自然に発生し、先祖たちによって無意識に受け継がれ、続いてきた宗教」のことを指す。自然宗教は教祖・教典・教団を持たないため、宗教として実体論的役割を果たすことは無く、機能論的役割のみを果たしている。

初詣と祖先崇拝の例

阿満利磨は、自然宗教の具体例として初詣を挙げている^{【7】}。普段は神社に足を運ぶことは無い、若者から中年層、高齢者を含めた多くの人々は、正月の元旦に初詣に出かける。庭野平和財団が2019年に行った調査では、69.4%の人が神社に、17.7%の人がお寺に初詣の際にお参りをすると答えている^{【8】}。

【5】 三上真司(2013)「Religio——宗教の起源についての考察のために」『横浜市立大学論叢人文科学系系列』Vol.64 No. 3,横浜市立大学学術研究会, pp.164-166

【6】 阿満利磨(1996)『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書, p.11

【7】 阿満利磨(1996)『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書, p.13

【8】 別の設問であるため、神社にお参りする人・お寺にお参りする人が重複している可能性がある。

「あなたは、どのような時に神社にお参りに行きますか。この中からいくつでもあげてください。」

	1999年	2004年	2009年	2019年
1. 日課として	1.2	1.9	2.0	1.7
2. 何気なく・通りかかった時	14.6	14.0	14.2	15.6
3. 初詣	70.1	69.5	74.9	69.4
4. 厄除	20.6	16.7	19.6	19.0
5. 七五三	26.6	24.9	27.3	25.3
6. お祭りの時	33.8	30.1	31.4	23.4
7. 何か願い事がある時	15.5	12.9	16.8	14.5
8. その他(具体的に)	3.0	2.4	2.0	3.3
9. お参りはしない	11.8	14.7	10.6	13.7
10. わからない	0.1	0.5	0.2	0.4

〈表2〉 神社への参拝

	1999年	2004年	2009年	2019年
1. 日課として	1.2	1.2	2.2	1.0
2. 何気なく・通りかかった時	6.4	8.9	8.1	8.4
3. 初詣	16.4	15.3	15.6	17.7
4. 厄除	4.5	4.4	5.3	5.9
5. 七五三	2.2	2.3	2.7	4.3
6. お祭りの時	56.4	55.0	56.8	47.7
7. 何か願い事がある時	4.2	4.8	5.7	6.0
8. その他(具体的に)	12.8	10.6	8.4	9.8
9. お参りはしない	23.4	23.9	23.3	24.6
10. わからない	0.7	0.7	0.6	1.0

〈表3〉 お寺への参拝

出典：公益財団法人庭野平和財団『世論調査：日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年
－ 1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から－』, p.6を基に筆者が作成

これは日本人が、初詣という宗教行事を儀礼として無意識に受け継いでおり、自然宗教と言えるだろう。この分類方法から考えると、七五三や葬式等も自然宗教の儀礼に含まれる。

また阿満は、自然宗教とは「ご先祖を大切に作る気持ちや村の鎮守に対する敬虔な心」であり、墓参りも自然宗教に含むと述べている^{【9】}。NHK放送文化研究所の調査によると70.9%の人々は年に1, 2回程度は墓参りをしているという^{【10】}。ここでは墓参りの際に行う墓石に水をかける行為に着目する。柳田国男によると、日本人が墓参りの際に墓石に水をかけるのは、祖先にゆかりある人々や土地が近くにあることを示すためであるという^{【11】}。元々墓石にかける水は、墓の中に眠る故人が生まれた時に産湯として使用した井戸の水でなければならなかった。その水を使うことで、故人にあなたは死んでも決して故郷から遠いところへは行っていない、ゆかりのある人々の近くにいるのだ、と示す。日本の生活に仏教が浸透し、人は死ねば極楽

【9】 阿満利磨 (1996)『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書, p.15

【10】 NHK放送文化研究所 (2018)『第10回「日本人の意識」調査 (2018) 結果の概要』, p.15
https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190107_1.pdf (2021年1月4日閲覧)

【11】 柳田国男 (1962)『先祖の話 定本柳田国男集第10巻』筑摩書房

浄土という現世から遙か離れた場所へ行くという教えが広まる中で、日本人はゆかりのある人々や土地から離れることに抵抗があったため、墓参りの際に必ず墓石に水をかけるようになったという。墓石に水をかける理由は諸説あるが、祖先の苦しみを和らげるため、感謝を伝えるため、浄めるためなど、どれも祖先を大切にすゝる気持ちからである。墓石に水をかけないという考え方もあるが、墓石や遺骨自体は物体にすぎない中、人々は線香をあげ、墓石に向かって祖先に話しかける。前述の通り、墓石に水をかける行為はもちろん、墓参りそのものが祖先を敬い、大切にすゝる気持ちから成立する極めて自然宗教的な行為なのである。墓が民衆に普及したのは18世紀ごろからであり、大昔からのただの風習とは言えない。祖先によって無意識に受け継がれた、このような意識こそ自然宗教であると考えられる。

加えて、山折哲雄は日本人の信仰において、「先祖」という存在が持っていた権威と役割は、欧米社会における「神」の存在に極めて類似していると主張している^{【12】}。日本人の多くは、自分たちの日常生活を見守り、その行動の正邪を判断するだけでなく、その運命をも予知し、予言する存在が先祖であり、先祖の霊であると考えてきたという。また、櫻井圀郎は、祖先崇拜における祖先と生存家員の関係を以下のように述べている^{【13】}。生存家員は、家や自己の存在が祖先に由来するものと考え、「祖先あつての自己」として、祖先への感謝と崇拜をささげ続ける一方で、祖先は子孫やその家を祝福し、恩恵を与え、災厄や不幸を除去し、不慮の事故や事件から守るなどをし続けることになる。ここには、祖先と子孫との間の恒常的な交流の関係が存在する。

同時に櫻井圀郎は、人々はあくまでも「祖先祭祀は宗教ではなく、祖先と子孫との交流であり、家の一致を図るためのものであるにすぎない」という認識なのであって、「祖先祭祀は宗教である」という意識は起こされていないと指摘している^{【14】}。祖先祭祀は社会儀礼であり、人間としての当然の勤め、自然の成り行きであると考えするという。「創唱宗教」と「自然宗教」の分類から考えると、櫻井が指摘した「人々」が考える宗教とは、創唱宗教を示している。一方で、「人間としての当然の勤め、自然の成り行きである」とあるように、祖先崇拜（先祖祭祀）とは、「ご先祖を大切にすゝる気持ちや村の鎮守に対する敬虔な心」が基になっており、「自然に発生し、先祖たちによって無意識に受け継がれ、続いてきた宗教」、つまり自然宗教であると言えるだろう。祖先崇拜は特に多くの日本人の間で受け継がれ、社会構造の一部となったために「宗教」という認識が欠かれているが、その在り方から見ると祖先崇拜は立派な自然宗教である。また、「家の一致を図るためのものであるにすぎない」という点においては、祖先崇拜が自然「宗教」として、「共同体の結束を再確認したり、その統一を強化したりするといった機能」という機能論的役割を果たしていると言える。

このように、多くの日本人は祖先崇拜を無意識に受け継ぎ、行うことで自然宗教に触れている。また、祖先崇拜を行う中で、祖先は権威や役割を持ち、時には「亡くなったおじいちゃん（祖先）が見守ってくれている」等という欧米社会における「神」と類似した役割を担うこともあるのだ。

阿満は初詣に出かけること、お盆や彼岸、墓参りを大切にすゝることこそ、日本人の多くが自然宗教の信者である証拠なのだと言う^{【15】}。信者と言えるかどうかは、「信者」という言葉をどのように定義づけるかによって変わるが、日本人の多くが自然宗教を生活の中に無意識に取り入れていることは間違いない。日本人の多くは祖先から無意識に受け継いだ、「自然宗教に親しむ心」を持っているのだ。

【12】 山折哲雄(2011)『日本の「宗教」はどこへいくのか』角川選書, pp.74-75

【13】 櫻井圀郎(2003)『日本人の宗教観と祖先崇拜の構造』『キリストと世界 東京基督教大学紀要』13号,東京基督教大学教授会, p.74

【14】 同上

【15】 阿満利磨(1996)『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書, pp.15-17

第3節 日本人が示す「無宗教」と無神論の違い

論文冒頭で示したように、信仰している宗教はあるかと問われた際に日本人の62%は宗教を信仰していないと答える。しかし第2節で論じたように、日本人の多くは無意識に自然宗教を受け継いでいる。自然宗教を受け継いでいる点を踏まえると、日本人の多くが抱く一般的な「無宗教である」という意識は、「無神論」という主張とは異なることが分かる。ほとんどの日本人が、自然宗教に基づく考え方に多かれ少なかれ触れているとは言え、もちろん無神論を主張する日本人がいることはあり得るだろう。しかしここでは、多くの日本人が抱く一般的な「無宗教である」という意識と無神論を比較したい。

櫻井圀郎は、日本人が抱く一般的な「無宗教」という意識は「無神論」という主張とは異なり、極めて感覚的で、極めて非合理的な意識であると述べる^{【16】}。なぜなら「無神論」とは、神の存在を否定し、神の非存在を証明するなど、それなりに合理的な思考を経て達した主張であるのに対して、日本人の「無宗教」意識とは、「宗教の存在を否定するわけでもなければ、宗教の非存在を主張するわけでもなく、単に自ら宗教には関わりあいになりたくないという漠然とした意識の表明であるに過ぎないから」であるという^{【17】}。

第2節で示した、庭野平和財団が2019年に行った調査の「どんな時に神社にお参りする？」という項目の回答を例に挙げるができる^{【18】}。この質問に対して「お参りはしない」「わからない」と答えた人は、合わせて14.1%のみである^{【19】}。残りの85.9%の人々はお参りに行くことがあると答えている。お参りとは宗教施設を訪れ、神仏や祖霊を拝む行為である。このお参りという行為を行うことに着目すると、神仏に対する明確な信仰心があるかどうかは別として、多くの日本人は「神の存在を否定している」とは言えない。事実、日本人の多くの「無宗教」者は、「神の存在」を否定はしておらず、自らはっきりと「無神論」者を任じているわけでもない。櫻井圀郎によると、実際にキリスト教の伝道や弁証の現場で、「宗教は信じない」という日本人の多くが、「神や仏は信じないが、私の心の中には神がいる」「特定の教えは信じないが、神仏が自分の周りにいる」「自分は神に守られている」などという感覚を持っていることを知らされることがあるという^{【20】}。

多くの日本人が「無宗教」意識を抱いているが、同時に無意識に自然宗教に親しむ心を持っているため、「無宗教」は「無神論」の主張とは異なる。それどころか、無宗教意識を持つ人の中にも「宗教は信じないが、神は信じている」という感覚を持つ者もいる。多くの日本人が言う無宗教とは、「創唱宗教に対する無関心」もしくは「創唱宗教に共感を示さない、創唱宗教を論じることは気が進まない」という意味なのだ。宗教心が全く無いという訳ではなく、多くの場合は自然宗教を生活に取り入れている。習俗として自然宗教に親しみ、宗教的感性を持っているにも関わらず、創唱宗教ではないという理由で「自分は無宗教である」という意識を抱いている

【16】 櫻井圀郎 (2003)「日本人の宗教観と祖先崇拝の構造」『キリストと世界 東京基督教大学紀要』13号,東京基督教大学教授会, p.55

【17】 同上

【18】 公益財団法人庭野平和財団『世論調査：日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年 - 1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から-』, p.6 https://www.npf.or.jp/pdf/2019_research.pdf (2021年1月5日閲覧)

【19】 神社と寺それぞれに「お参りをするかどうか」という設問があるため、14.1%の中に神社にはお参りをしないが、お寺にのみお参りをするという人を含む。

【20】 櫻井圀郎 (2003)「日本人の宗教観と祖先崇拝の構造」『キリストと世界 東京基督教大学紀要』13号,東京基督教大学教授会, p.55

第1章まとめ

まず第1章では、「宗教」という言葉の意味を実体論的定義・機能論的定義から確認した。その上で実体論的役割（具体的には教典や教団、儀礼により、思想的な生き方や考え方を示す、個人的・集団的アイデンティティを形成するといった役割等）、機能論的役割（具体的には共同体の結束を再確認したり、その統一を強化する、人々が抱えている究極的な問題に答えを出すといった役割等）という2点に宗教の役割を分類した。

また、役割だけでなく宗教そのものを分類した「創唱宗教」「自然宗教」という2つについて論じた。「創唱宗教」とは、「特定の人物が特定の教義を唱えてそれを信じる人たちがいる宗教/教祖・教典・教団によって成り立っている宗教」のことである。対して「自然宗教」とは、「文字通り、いつ、だれによって始められたかも分からない、自然発生的な宗教/自然に発生し、先祖たちによって無意識に受け継がれ、続いてきた宗教」のことを指す。阿満は初詣に出かけること、お盆や彼岸、墓参りを大切に思うことこそ、日本人の多くが自然宗教の信者である証拠なのだと言う。日本人の多くは自然宗教を生活の中に取り入れ、祖先から無意識に受け継いだ自然宗教に基づく考え方を持っている。また、ここでは墓参り・祖先の権威と役割の例を挙げた。

日本人の62%は宗教を信仰していないと言う。多くの日本人が「無宗教」意識を抱いているのだ。しかし同時に無意識に自然宗教に親しむ心を持っているため、日本の一般的な「無宗教」は「無神論」の主張とは異なる。無宗教とは、「創唱宗教に対する無関心」もしくは「創唱宗教に共感を示さない、創唱宗教を論じることは気が進まない」という意味なのだ。宗教心が全く無いという訳ではなく、NHK放送文化研究所の調査で日本人の87.4%が「宗教や信仰に関係すると思われる事柄を行うことがある」と答えているように、習俗として自然宗教に親しみ、宗教的感性を持っている。神の存在を否定する訳ではなく、むしろ、我々日本人の生活の中には宗教が溶け込んでいるのだ。一方で、創唱宗教ではないという理由で「自分は無宗教である」という意識を持っている。宗教＝創唱宗教という認識なのだ。

第2章 日本人が宗教＝創唱宗教であると認識する歴史的経緯

第1章で論じたように、日本人の生活には自然宗教が溶け込んでいる。一方で多くの日本人が「宗教＝創唱宗教」であると認識している。その認識には歴史的経緯が関わっている。第2章ではまず社会変動・社会不安と創唱宗教に対する信仰の因果関係に触れ、明治維新期の政策を中心に、明治時代から第2次世界大戦後までの「宗教＝創唱宗教」という意識の形成について論じる。

第1節 社会変動・社会不安と信仰の因果関係

社会変動と創唱宗教

社会変動や社会不安と創唱宗教の興隆変化には、一定の因果関係があると言える。社会変動等により、社会不安が増大することでとある宗教が流行したり、あるいは宗教の内部に変化が起こったりするということである。創唱宗教にはもちろん不変の部分があるが、同時に社会変化に応じて絶えず変化し続けていると言える。

玄侑宗久によると、日本では国家の揺籃期に儒教・道教・仏教が流入し、国の枠組みを作るのに役立てられたという^[21]。また天変地異や病気に対する霊的な解釈から、平安時代には密教や陰陽道が隆盛になる。貴族社会から武家社会への変化も、人々には相当の不安を招いたと考えられるが、そのタイミングで、浄土宗といういわば死後の安寧を説く宗教が凄まじい勢いで広がるのである。創唱宗教が本当の意味で民衆化したのは鎌倉仏教の勃興によるが、法然を皮切りに多くの祖師たちが比叡山を下り、総合的だった天台の教えを様々に突出させ、あるいは中国に留学して新宗派を開く。このように社会変化に応じてそれぞれに変化を遂げ、奈良仏教に始まる日本仏教は日蓮宗・浄土真宗・曹洞宗等といったように拡がり、現代まで続く基礎が築かれていった。国が乱れ、生活と安心の基盤が失われた時に実体的役割を果たす創唱宗教は力を持つ。

ロフランド＝スターク・モデル

次に伊藤雅之のロフランド＝スターク・モデルの研究を参考に、人々はどのような場面で創唱宗教に対する信仰を持つのか論じる^[22]。ロフランド＝スターク・モデルとは、1965年に発表された、ある個人が入信に至るまでのプロセスであり必要となる7つの条件を提示した入信モデルである。ここで言う入信とは、実体的役割を果たす創唱宗教に対する入信である。

このモデルは特に新宗教運動研究において入信モデルとして検討されることが多く、社会学の文献の中で、最も広範に引用された入信の枠組みであるという。7つの条件とは以下の通りである。

ロフランド＝スターク・モデル

(1) 信者が人生の一時期に激しい緊張状態を経験していること

緊張、すなわち悩みの原因として貧しさ・病気・人間関係の問題・生きる意味の喪失などの内面的な葛藤が考えられる。ある人がどのような緊張を経験するかには、個人の心理的特性に加え、年齢・職業・教育歴

[21] 玄侑宗久 (2014) 「社会不安と宗教の移ろい」『学燈』2014年冬号、丸善出版

[22] 伊藤雅之 (1997) 「入信の社会学—その現状と課題—」『社会学評論』48巻2号、日本社会学会、pp.164-165

などの社会的属性が密接に関連している。更に、特定の時代の社会状況が個々人の悩みに影響していると思われる。

(2)緊張を抱えた人たちが、それを超越的な存在や論証不可能な宇宙の構造、あるいは先祖の因縁などに結び付け、宗教的な視点によって問題を解釈しようとする事

(3)自己を宗教的探求者として位置づけて、具体的な探求をしているかどうか

(4)入会する宗教と接触する時期

特定の宗教に出会う直前か、ちょうど出会った時に人生の転機に直面していることが必要になる。人生の転機とは、過去から継続していた行動様式が途切れたり、完結するなどして、新しい生活を送る義務や機会が生じた状況である。

(5)入信へのプロセスにおいて、将来入信する者とすでに信者である者との間に積極的な人間関係が形成されること

(6)信者との友好関係の発達に伴って社会一般の人々との繋がりが弱まっていく、あるいは最初から親や友人との感情的な繋がりが弱いこと

(7)他の信者と集中的に交流すること

このモデルは、7つの条件全て満たす必要があるのか等、様々な議論が行われている。伊藤雅之によると、7つの条件はそれぞれに独立した要因であり、強い相関関係は無く、全ての条件が入信プロセスにおいて必要不可欠では無いという^[23]。もちろん1人1人入信プロセスは異なるため、7つのうちそれぞれが満たしている条件の数や組み合わせは異なる。

この入信モデルから、社会変動・社会不安と創唱宗教への信仰の因果関係を読み取ることができる。社会変動期、または社会不安を感じる場合において、7つの条件のうち(1)人生の一時期に激しい緊張状態を経験していること、(2)その緊張や悩みを宗教的な視点によって解釈しようとする事、(4)過去から継続していた行動様式が途切れるなど、人生の転機に特定の宗教と出会う、という3点のいずれか、もしくは全てを満たす場合がある。社会変動は貧困や病気、人間関係の変化・アイデンティティの混乱などの緊張や悩みを生み、人々が生活を変える、または生活を変えざるを得ない要因になるからである。人間は、社会変動によって起きる緊張・悩み、または社会不安を、創唱宗教によって解消・解釈しようとする場合があるのだ。(1)(2)(4)のようなプロセスをきっかけに入信、またはその後他のプロセス(7つの条件のうち他の条件)を通り、入信することもある。このように、社会変動や社会不安と創唱宗教の興隆変化には、一定の因果関係がある。

第2節 明治維新时期に生まれた「宗教」の意識

第1章で述べたように、多くの日本人は創唱宗教を信仰していない＝無宗教であると認識している。人々がこの認識を持つようになるきっかけは、明治初期に生まれた翻訳語としての「宗教」という言葉、そして明治維新时期に行われた政策、そしてそれから約80年間続いた国家神道にある。

[23] 伊藤雅之 (1997)「入信の社会学—その現状と課題—」『社会学評論』48巻2号,日本社会学会, pp.168-172

翻訳語としての「宗教」とその背景

現在の日本人が使う意味の「宗教」という言葉は、明治初期に「religion」を翻訳するために仏教語から借りてきた言葉である。阿満利磨によると、「宗教」という言葉は、古くから仏教においても見られるが、それは今でいう宗旨の教えという意味である^{【24】}。現在の意味の「宗教」という言葉が成立した背景には、政治の影響が強く及んでおり、この「宗教」という言葉こそ、多くの日本人が抱く無宗教意識が芽生えるきっかけである。

明治時代、政府は徳川幕府と同様にキリシタンを禁制とした。キリシタンが天皇の神聖を危うくする可能性があるかと危惧したからである。阿満利磨は、翻訳語としての「宗教」という言葉は、明治維新政府におけるキリシタンの取り扱いをめぐる生まれたと論じている^{【25】}。

明治維新政府はキリシタンを禁制としたが、この禁制が列強諸国との外交を確立しようとした時に大きな障害となった。そこで、政府はキリシタン禁制の高札を撤去することにより、キリスト教の信仰や伝道が自由になったかのように外国には説明し、一方国内では、キリシタン禁制は周知のことであり、あえて高札を立てておくにも及ばないため撤去したという、国内外で全く相反する姿勢を見せることになった。しかしこのような詭弁を維持することは次第に難しくなり、キリスト教にどのような対策を講じる必要があるかを正面から論じることが、当時の政治家・思想家たちの課題となったという^{【26】}。

こうした状況の中で、キリスト教や仏教、神道を含めてそれらを1つに扱う概念が必要となり、宗旨（宗門の協議の趣旨・宗派）という意味ではない、現在まで使われる翻訳語の「宗教」という言葉が登場し、定着することとなった。阿満によると、ここで重要なことは、この翻訳語の「宗教」という言葉にはキリスト教や仏教をはじめとする制度宗教、つまり創唱宗教を意味しており、自然宗教を含む言葉ではないということである。当時は時代が文明開化路線に終始しており、自然宗教は創唱宗教に比べると劣った宗教だという考え方があり、生活や伝統に根付いている自然宗教を排除した「宗教」という翻訳語が成立した。

この自然宗教を排除した造語である「宗教」という言葉とその意味が人々の中で一般化する中で、自然宗教は宗教としてまともに研究対象として取り上げられることは少なく、「自然宗教こそが多くの日本人の宗教意識の主流をなしている」といった認識ではなく、「日本人は創唱宗教を信仰していない」、つまり無宗教であるという意識が生まれたという。宗教という翻訳語ができる際に無いものとされた「自然宗教」を、柳田国男らは民俗学の中で取り扱ったが、その中でも自然宗教は宗教ではなく、伝承や民間信仰として扱われた。

宗教は「個人の私事」という常識

キリシタン禁令撤去に伴うキリスト教の進出に際して、国家はどのように対処すれば良いかが、廃仏毀釈に次いで明治維新政府が直面した宗教政策の課題であった。この課題に対して意見を求められたのが、後に「大日本帝国憲法」や「教育勅語」の実質的な執筆者の井上毅であり、阿満利磨は彼の宗教論が現在まで続く宗教における1つの常識を創ったと述べている^{【27】}。

井上毅が述べた意見とは、キリスト教の「内想」は許すが、「外顯」は禁止する、つまり統治と法律に反するような社会的に目立つ行為は禁止されるべきというものであった。具体的には聖書などの出版物、説教などの布教活動、キリスト教式の葬式が禁止された。このような、宗教を「内」（個人の内面）と「外」（布

【24】阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，pp.73-74

【25】同上，pp.74-81

【26】同上，p.74

【27】阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，pp.77-82

教活動)に分けて、「内」の部分のみを宗教の正統と見なす考え方は当時の知識人の間に共通する見方であったという。

この「宗教を内と外に分断する考え方」は、大日本帝国憲法にも表れている。

第28条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス^{【28】}

この28条には、「安寧秩序を妨げない」そして「臣民の義務に背かない」限り、信教の自由があると書かれている。また、大日本帝国憲法の逐条説明書である憲法義解には「個人の内部における信教の自由は完全で、1つとして制限を受けることは無いが、布教や礼拝という外部になると、法律や規制の制限を受けるのは当然である」という内容が書かれている^{【29】}。この憲法義解は、井上毅が原案を起草し、伊藤博文の名で公刊されたものである。内心ではキリスト教等のような宗教を信じていても良いが、布教など社会に働きかける場合は法律によって制限するということである。井上毅の「内」と「外」に分断した宗教論は、統治上の観点から大日本帝国憲法においても貫かれている。阿満によると、ここで宗教は「個人の私事」だという常識が明確に確立したことになるという^{【30】}。また、阿満はこの常識は現代まで無意識に受け継がれていると主張している。例としてはオウム真理教による事件の際に、多くの人々が宗教は社会の秩序を乱すものではあってはならないと力説した例を挙げている。

天皇崇拜と神道非宗教論

大日本帝国憲法の草案作成は、井上毅が質問し、ドイツ人顧問ロエスレルが回答する形で助言を得て作成された。中島三千男によると、その中でロエスレルは、信教の自由について一般的に述べながらも、宗教は精神上、経済上、国民生活の基礎となるものであるため、宗派の分裂は政治上の分裂を招く。だから政府は宗教を統一することに努めなければならない。そのために政府は正教と^{びようきょう}謬教を区別し、後者に対しては前者と同等の自由な権利を与えてはならないと述べたという^{【31】}。大日本帝国憲法第28条制定時においては、国家神道の崇拜を国民に義務付ける明確な意思は未確定であったが、後に日本は天皇を中心とする強固な中央集権国家を目指すこととなる。

阿満によると、明治維新政府はできることならば神道を国家宗教にしたかったという^{【32】}。天皇を支配体制の中心に据える国家運営を目指す以上、天皇を神聖な存在し、天皇を絶対化する宗教、ないしは宗教に近いイデオロギーを国家の力で保護・育成できるならば、民衆の支配は容易になる。しかし神道の国家宗教化は、「信教の自由」に触れ、また、外国に対してもキリスト教を禁ずることになり、いわゆる不平等条約の改正が果たされないことになるため、頓挫することとなる。寺田喜朗・小島伸之によると、浄土真宗本願寺派僧侶の島地黙雷は、「神社」が布教・信教の自由、政教分離の対象としての「宗教」であるならば、それは「私的信仰」に属するものとなり、それに対する信仰・崇拜を国民に要求することはできないはずだと主張し、批判したという^{【33】}。

しかし「天皇は日本をつくった神の子孫である」という論理によって天皇支配を正当化した明治維新政府にとって、天皇制を支えてゆくためにはどうしても天皇を絶対視する宗教、ないしは宗教に近い「教化」手

【28】 国立国会図書館「大日本帝国憲法」第28条 <https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html> (2021年1月9日閲覧)

【29】 国立国会図書館「大日本帝国憲法」帝国憲法義解：新訳 <https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html> (2021年1月9日閲覧)

【30】 阿満利磨 (1996)『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書, p.81

【31】 中島三千男 (1977)『「大日本帝国憲法」第28条「信仰自由」規定の成立過程』『奈良大学紀要』6号,奈良大学, p.133

【32】 阿満利磨 (1996)『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書, pp.85-92

【33】 寺田喜朗・塚田穂高・川又俊則・小島伸之編著 (2016)『近代日本の宗教変動 実証的宗教社会学の視座から』ハーベスト社, p.11

段が必要不可欠であった。そして島地黙雷らの批判を受けた明治政府は、天皇を絶対視する神道を「信教の自由」の見地から国教にすることができないという問題を、神道を宗教と見なさないという方法で解決した。宗教と見なさないとするならば、神道を国民に強制しても「信教の自由」には一切抵触しないのだ。

「祭祀」と「祈願」

井上毅は山県参議宗教処分意見案の中で、次のように主張した。「神道をもって宗教と考えるのは、近代に入ってからわずかの国学者が言い出したことに過ぎないのであり、もともと神道とは、祖先を崇敬し、その祭祀に従うことであって、それはあくまでも国家の掟、朝廷の掟に属する。このような神道の祭祀を、宗教という礼拝、祈念と同じものと考えすることは間違いである^{【34】}。井上毅は物事を朝廷の掟・国家の掟という意味である「朝憲」と、宗教をさす「教憲」に分けるという視点を明確にし、神道は朝憲であり教憲では無いと説いた。国家の掟である以上、人民が掟に服することは当然であるということになり、こうして井上毅は神道非宗教論を政策化し、実質的には神道を国教化した。

この神道非宗教論で着目したいのは、この政策によって信仰が「祭祀」と「祈願（祈念）」に分離されたという点である。井上毅は神道を宗教ではなく、あくまでも国家の祭祀であると主張した。しかし阿満は、神々への信仰は「祭祀」と「祈願（祈念）」に分離できないと考える^{【35】}。例として神社の参拝を挙げている。神社で参拝する際には、祈願があつて初めて拍手という儀礼が伴う。しかし井上毅の考えは、神道とは、祈願もせずただ拍手をするという儀式だけにとどめておくというものなのだ。

天皇崇拝が変えた日本人の信仰システム

阿満によると、日本人の信仰は雑多で曖昧だとよく耳にするが、「雑多で曖昧」になったのは、明治以後、天皇崇拝を中心とする国家神道が勢いを得てからだという^{【36】}。天皇崇拝以前の日本人の伝統的な信仰生活はどのようなものであったか、阿満は民家における神仏の祭り方を例に挙げている^{【37】}。土間には火のカミや水のカミ、敷居には敷居のカミが祀られ、更には家には祖先や鎮守の神が祀られている仏壇や神棚や、伊勢神宮や春日大社などのお札があつた。日本人は、身近で親しみのあるカミ（土間や敷居のカミ）から、そのカミを通じて霊力の強い神仏に連なり、更にはもっと遠くのいっそう強力な靈威に服するといった信仰の段階を組み合わせる暮らしをしてきたという。神と仏に関しても、神々にはこの世のことを願ひ、仏たちには神々の導きによってあの世や来世のことを願うという暮らしをしてきた。これは現代に関しても、神社ではお参りで日々の願望を願ひ、寺では法事を行い、死者の冥福を願う傾向があるため、イメージしやすいのではないだろうか。つまり、天皇崇拝以前の日本人の信仰システムは自然宗教と創唱宗教が連なったものだった。

このような信仰は日本人の精神生活の大きな特徴であった。この信仰システムが大きく変更せざるを得なくなつたのは、天皇崇拝を中心とする国家神道の登場による。天皇を支配体制の中心に据える政治運営を目指す政府は、神々の世界においても天皇の祖先神であるアマテラスを唯一絶対的な神として大規模な再編を行った。そのために神仏判然令・神社合祀令を打ち出し、結果として神社から仏教色が一掃された。神仏判然令とは神社を対象に神道と仏教の施設的な分離を命じた廃仏毀釈運動のきっかけになつたものである。神社合祀令とは全国の神社を天皇崇拝に取り込むものと取り込まないものに、ふるいをかけ、また、官僚としての神官を全国の神社に配置するには予算の限度があり、1地域に1つの神社に減らすために神社を統廃合

【34】阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，p.93

【35】同上，p.106

【36】同上，p.101

【37】阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，pp.101-103

する政策である。この政策によっておよそ11万あった神社は、国家が運営する、天皇崇拝を取り込むものは2000以下となり、その他10万以上の神社は天皇崇拝のシステムから外れることとなった。国家の祭祀を担うものは「国家神道」、そうでないものは「教派神道」として国家が厳しく管理した。

神社を政治的に統合整理することは、人々にとって身近で親しみのある神の否定に繋がった。今まで地域の氏神として厚い信仰を得ていた神社が他の村の神社と合併され、地域によっては神社が遥か遠いものとなった。また、神々は国家によって正統とされるものを除き、いかがわしい神というレッテルが貼られ、信仰すら禁止され、天皇崇拝に伴う親しみのない神に取って代わられた。日本人の精神生活の一部であった日本人ならではの「信仰」の根本の部分が排除されたのだ。

また、阿満は天皇崇拝の導入において生じた重要な問題は、日本人の間で成立していた一種の信教の自由論を抹殺してしまったことだという^{【38】}。自分とは関わりのない他の土地の神々に対する敬意を表現する「敬神」と、そのような見知らぬ神々への敬意ではなく各自が生まれながらに属している氏神に対する「祈願（信仰）」の区別が曖昧になってしまったという。この区別は、互いに他人の信仰を認め合い、家々の異なる神々を敬い合うことを意味したが、この政策によって制度としてだけでなく、精神的にもある種の信教の自由が損なわれたのだ。

約80年続いた国家神道

村上重良は明治維新から終戦までの約80年間にわたる国家神道の歴史を以下の4つの時期に区分し、要約している^{【39】}。

①形成期 明治維新（1868年）～明治20年代初頭（1880年代）

祭祀と宗教の分離によって国家神道の基本的性格が定まった時期。

②教義的完成期 帝国憲法発布（1889年）～日露戦争（1905年）

国家神道が超宗教となって、国家祭祀として神仏基の公認宗教の上に君臨する体制ができた。教育勅語が国家神道のイデオロギー的な基礎になる。

③制度的完成期 明治30年代末（1900年代後半）～昭和初期（1930年代初頭）

日本資本主義が帝国主義化した時期。

④ファシズム的国教期 満州事変（1931年）～太平洋戦争敗戦（1945年）

国家神道が国民に対する精神的支配の武器としての真価を発揮した時期。

このように、約80年にわたって国家神道はあらゆる政策を組み合わせながら続いた。

これまで述べたように、政府は神社神道を国家組織の中に取り込み、天皇制を中心とした統治の中で利用するために、整備に必要な諸政策を行い、他方で他の諸宗教に対して一部は排除・禁止した。篠原巖によると、その後政府は多宗教に対して黙認ないし公認し、更にはそれらの宗教組織の頂点を国家組織と結びつける諸措置をとっていったという^{【40】}。その後次第に天皇制国家の骨格が対内的対外的に形成されていくに伴い、諸外国・キリスト教、仏教との関係を調整しながら国民統合の手段として国家神道体制の基礎が創られていった。その中で多くの国民は第1に国家神道を強制もしくは誘導され、更に自ら選んだ創唱宗教に対す

【38】 同上, pp.107-108

【39】 村上重良（1970）『国家神道』岩波新書, p.78-80

【40】 篠原巖（1990）「国家神道体制と信教の自由・政教分離原則—諸宗教の上下二重構造の分析を媒介として—」『富山大学紀要 富大経済論集』35巻,富山大学経済学部, pp.67-70

る信仰がある場合は、信仰内容まで国から統制されて宗教活動を行った。国家神道を上、教派神道・仏教・キリスト教など他の創唱宗教を下とする上下二重構造が形成され、人々の間にはそういった価値序列が生まれ、また、一部は2つの信仰を持つような宗教生活を余儀なくされることとなった。

篠原によると、重要な点は、国家神道体制形成の波及効果は、宗教のみならず思想、道徳、その他文化一般に関する全ての事柄に及び、それらを政府諸機関の命令によって決定していくことが当然とされていったことだという。国民統合のための、天皇＝国家を正統化するイデオロギー政策は複線的で、国家神道と「道徳」、具体的には教育勅語・戊申詔書等の組み合わせであった。政府は統制しながらも、他の宗教への僅かながらの配慮をしたり、欧米の科学技術の導入による富国強兵・殖産興業、戦争を含めたその他の国策遂行上の国家神道信仰の利用可能性を見極めながら、国家神道を含めた宗教全体を国策遂行上の、そしてそれへ向けての国民統合・動員的手段として利用したという。太平洋戦争時には、絶対主義的天皇制とその侵略戦争に反対する思想及び宗教を弾圧し、国家神道とそれに従う諸宗教・臣民を戦争に動員していったのは周知の事実だろう。

このように、信仰のあり方や思想に対する国家の統制を伴って、国家神道は約80年間続いてきた。これまで第2節で述べてきた宗教意識の変化は、この約80年の間に人々の中で更に定着していったと考えられる。

国家神道・神道非宗教論が生んだ意識

これまで述べてきたように、天皇崇拝とそれに伴う神道非宗教論・実質的な神道国教化、そして国家神道が約80年間続いたことは、日本人の宗教意識を大きく変え、創唱宗教においても自然宗教においても歪みや変質をもたらした。「宗教」という創唱宗教のみを宗教とする言葉が生まれ、人々の精神生活の一部であった自然宗教や自然宗教に対する考え方も変化した。また、創唱宗教においては、信仰は個人の私事とされ、布教や礼拝という社会的活動は、法律や規制といった国家の制限を受けるのは当然であるという意識が形成された。創唱宗教は教えと儀式を伴うものであるにもかかわらず、これを、宗教を「内」と「外」に分けることを怪しむことなく、分けて当然とする意識が生まれたことを意味する。

「宗教」という創唱宗教のみをさす言葉。自然宗教色が強かった神道の中から国家の祭祀を担う「国家神道」が生まれ、天皇及び祖先を崇拝し、その祭祀に従うことは宗教ではないとされたこと。以上は、「明確な教義と教団によって構成されたもの」のみが宗教であるという意識、つまり創唱宗教のみが宗教だという意識を生んだ。同時に、自然に発生し、祖先たちによって無意識に受け継がれ、生活の中の習慣として続いてきた自然宗教は宗教とはみなされないという意識、また、それは創唱宗教と比べて程度の低い宗教であるという考え方が生まれることとなった。これが、現代まで続く創唱宗教のみを宗教とみなす意識の発端である。

阿満は、このような中で多くの人々が創唱宗教に積極的に近づこうとしなくなったのは当然であると考えられる^[41]。また、廃仏毀釈の痛手を負ったとはいえ、葬式仏教は生きており、檀家制度は残存していたため、多くの日本人は葬式仏教の世話になることで個人の宗教の問題は解決したという傾向が強くなったという。そして、多くの日本人は宗教に関しては「無宗教」を標榜し続けるようになった。「無宗教」は、近代日本の状況にあっては、明らかに身の安全を保障する言葉でもあったのだ。

では、創唱宗教が絶えなかったのはなぜなのだろうか。これについては第2章第1節で述べた入信モデルが参考になるだろう。国家神道が存在した約80年間は言うまでもなく社会変動期であり、多くの緊張及び社会不安があった。政府は国家神道を国民の精神的な礎にしようとしたが、自然宗教の色が強い神道は実体

[41] 阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，p.110

論的役割の側面が薄い。ましてや祭祀のみで「宗教」とされない国家神道は、アイデンティティや思想的な生き方を示す言葉が無かった。明治維新时期以降の多くの国民は「無宗教」を標榜した一方で、一部の国民は緊張や社会不安から、実体論的性質が薄い国家神道ではなく、創唱宗教を求め続けた。そういった中で創唱宗教は規模を縮小されながらも一定の力を持ち、絶えることなく、一部では国に反発しながらも続いていた。

第2章 まとめ

第2章ではまず社会変動・社会不安と創唱宗教に対する信仰の因果関係に触れ、明治維新时期の政策から第2次世界大戦後までの歴史的経緯から、現代の多くの日本人が抱く「宗教＝創唱宗教」という意識の形成について論じた。

社会変動・社会不安と創唱宗教の興隆変化の因果関係を、ロフランド＝スターク・モデルという入信モデルを用いて考察し、人間は、社会変動によって起きる緊張・悩み、または社会不安を、創唱宗教によって解消・解釈しようとする場合があると結論付けた。社会変動や社会不安と創唱宗教の興隆変化には、一定の因果関係がある。社会が不安定になり、何を信じたら良いのか見えなくなった時に、実体論的な性格を持つ創唱宗教は力を現す。

次に、現代の日本人の多くが創唱宗教を信仰していない＝無宗教であるという認識を持つようになるきっかけを歴史的経緯から論じた。

1つ目は翻訳語としての「宗教」という言葉である。明治維新政府におけるキリシタンの取り扱いをめぐる生まれた「宗教」という言葉は、キリスト教や仏教をはじめとする制度宗教、つまり創唱宗教を意味しており、生活や伝統に根付いている自然宗教を含む言葉ではなかった。「宗教」という言葉とその意味が人々の中で一般化する中で、「自然宗教こそが多くの日本人の宗教意識の主流をなしている」といった認識ではなく、日本人は創唱宗教を信仰していない、つまり「無宗教であるという」意識が生まれたという。

2つ目に宗教を「内」（個人の内面）と「外」（布教活動）に分けて、「内」の部分のみを宗教の正統と見なす考え方である。「個人の内部における信教の自由は完全で、1つとして制限を受けることは無いが、布教や礼拝という外部になると、法律や規制の制限を受けるのは当然である」という認識であり、「宗教を内と外に分断する考え方」が生まれた。この考え方により、宗教は「個人の私事」だという現代まで無意識に受け継がれている「常識」が確立した。

3つ目に天皇崇拝と国家神道および神道非宗教論が変えた日本人の信仰の形を述べた。明治維新政府は、神道非宗教論を政策化し、実質的には神道を国教化した。それまで日本人は、様々な場所にカミが宿り、身近で親しみのあるカミから、そのカミを通じて霊力の強い神仏に連なり、更により遠く、より強力な靈威に服するといった信仰の段階を組み合わせ、自然宗教と創唱宗教が連なった信仰システムを持っていた。しかし政策によって神社から仏教色が一扫され、更に神社は政治的に統合整理された。これらは人々にとって身近で親しみのある神の否定に繋がり、それまでの信仰システムは崩れた。また一連の政策は、日本人の間で成立していた一種の信教の自由を損なうこととなり、制度としてだけでなく、精神的にも宗教に対する意識が曖昧になった。そして1つ目に述べた「宗教」という言葉のみならず、神道非宗教論も、「自然に発生し、先祖たちによって無意識に受け継がれ、生活の中の習慣として続いてきた信仰、つまり自然宗教・自然宗教的な信仰心は、宗教とはみなされないという意識、明確な教義と教団によって構成されている宗教、つまり創唱宗教のみが宗教だ」という意識を生んだ。その後、明治初期から始まった国家神道は、信仰のあり方や思想に対する国家の統制を伴って約80年間続き、これまで述べた宗教意識の変化はその間に人々の中で更

に定着していった。

このような宗教を規制し、思想を統制する政策がとられた中で多くの人々が宗教、特に創唱宗教に積極的に近づこうとしなくなったのは当然である。「無宗教」は、近代日本の状況にあっては、明らかに身の安全を保障する言葉となり、多くの日本人は宗教に関しては「無宗教」を標榜し続けるようになった。一方で、社会変動期であったこの約80年の間にも、実体論的性質が強い創唱宗教を求め続ける人々がいた。そういった人々の存在により、創唱宗教は絶えることなく続いていった。

第3章 現代日本と宗教

第3章では太平洋戦争以降の政策に伴う宗教意識の変化と、多くの人々が抱く「無宗教意識」に深くかわる、日本人の「和」を重んじる性格について論じる。

第1節 戦後の政教分離と宗教離れ

第1節では戦後の政教分離を中心とした政策・法律から、日本人の宗教意識について考察する。

政教分離が生んだ「忌避」

第2章で述べたように、明治維新时期から戦前まで「宗教ではない」とされた国家神道は、国政運営と深く結びついていた。国から特権を与えられ、政治的に力を持ち、教育などの活動がなされ、信仰や思想の統制にも大きな影響を与えた。このような「国家神道体制」に対する反省から、日本国憲法に盛り込まれたのが「政教分離」原則である。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔公の財産の用途制限〕

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない^{【42】}。

日本国憲法には、以上のように記載されている。条文中にその文言自体は無いが、以上が「政教分離」原則として一般的に理解されている。

塚田穂高によると、戦後急にもたらされた「政教分離」は、直ちに人々に浸透したわけでは無いという^{【43】}。敗戦という大きな衝撃はあったが、戦後も戦前と変わらない心情を持ち行為を続けるような人々は存在し、政教分離が浸透する過程で生まれた齟齬が、「政教問題」として顕在化したという。塚田は政教問題を以下4点にまとめている^{【44】}。

①靖国問題

戦前の国家の慰霊・顕彰施設が、戦後には一宗教法人となったことが淵源の問題である。

【42】 衆議院『日本国憲法』http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm (2021年1月12日閲覧)

【43】 西村明 責任編集 (2018)『いま宗教に向きあう② 隠される宗教、顕れる宗教 国内編Ⅱ』岩波書店, pp.32-33

【44】 西村明 責任編集 (2018)『いま宗教に向きあう② 隠される宗教、顕れる宗教 国内編Ⅱ』岩波書店, p.33

②種々の政教分離訴訟

地鎮祭や忠魂碑、靖国や護国神社への関わりなど、戦前より「伝統」「習俗」「あたりまえ」と考えられてきたものの戦後社会における妥当性が問われた問題である。

③宗教教育

公教育で禁止されている中で宗教に関する知識や宗教的情操についてどのような形と内容での教育が可能かという問題である。

④宗教団体の政治活動

塚田はこの4点の問題の中で、「政教分離」「政治と宗教の問題」と言われ、現代の多くの人々が思い浮かべるのは④宗教団体の政治活動であると述べている。また、同時にこれに対する社会的評価・認識は、一言で言えば「忌避」とであると述べる。塚田は、人々の間で「宗教は個人の心の問題」と見る向きが強く、「宗教はあまり社会に出るべきではない」という視線が強く、それが「とりわけ政治的活動には」と繋がって意識され、「忌避」に至っていると述べる^[45]。これは戦後の政教分離によって生まれた認識である。

データを参考にする。少し古いデータになるが、1999年に「宗教団体が選挙で政党や候補者を支持・推薦したりすることがあるが、どう思うか」という世論調査が行われた。結果は、多い順で「選挙に関わることは好ましくない」35.2%、「特定政党を支持することは好ましくない」27.0%であった^[46]。國學院大學日本文化研究所が2015年に大学生を対象として行った調査では、「特定の宗教団体が特定の政党を支持するのはよくない」という設問に対し、「そう思う」47.9%、「どちらかといえばそう思う」29.9%であった^[47]。また、公益財団法人庭野平和財団が2016年に行った調査では、「宗教団体が行う活動として、どのような活動を期待しますか（複数回答可）」という設問に、10個の選択肢の中で最も多かった回答は「平和の増進に関する活動」で36.8%であるのに対し、最も少なかった回答は「政治への積極的な参加や発言」4.0%であった^[48]。

塚田が指摘し、データからも分かるように「忌避」の風潮があることは間違いないだろう。しかし「政教分離」とは、「宗教団体は国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。公の財産は、宗教上の組織が便益若しくは維持のため、支出し、利用に供してはならない。」という内容であり、宗教団体による政治活動を禁止している訳では無い。なぜそのような「忌避」が行われているのだろうか。

理由は大きく2点あると考えられる。1点目は第2章で述べた、宗教を「内」（個人の内面）と「外」（布教活動）に分ける意識である。個人の内部における信教は自由だが、宗教は社会の秩序を乱すものではあってはならない、あくまで「個人の私事」だという意識である。この意識については第2節で改めて述べるが、塚田が主張するように、多くの日本人は「宗教は個人の心の問題」と見る向きがあり、それが外、特に公共である政治の場で表すべきではないと感じることが「忌避」の理由の1つだろう。

2点目は、新宗教に対するイメージだ。伝統宗教よりも、そこから派生、もしくは新しく誕生した新宗教の方が、政治活動に積極的に参加する傾向がある。塚田によると、日本の新宗教の共通特徴として信者が積

【45】 同上, p.34

【46】 石井研士 (2007) 『データブック現代日本人の宗教 増補改訂版』 新曜社

【47】 國學院大學『第12回学生宗教意識調査 (2015年)』 <https://www.kokugakuin.ac.jp/research/oard/ijcc/ijcc-publications/p01> (2021年1月12日閲覧)

【48】 公益財団法人庭野平和財団『「宗教団体の社会貢献活動に関する調査」報告書』 https://www.npf.or.jp/pdf/2016_research.pdf (2021年1月12日閲覧)

【49】 西村明 責任編集 (2018) 『いま宗教に向きあう② 隠される宗教、顕れる宗教 国内編II』 岩波書店, p.37

極的に布教するという点があるという^[49]。その背景には、自らの抱える様々な問題状況から救われたいとする動機（現世利益）と、多くの他者を救いたいという利他主義との間を繋ぐ教えの構造があるという。これは現世社会へ働きかける形で実践され、「世界平和」「人類救済」などの究極的目標と理想世界の実現に向かわせるのだ。教団とその信者にとって「宗教活動・救済活動」とは、自分ひとりや家族だけ、個人の心の問題だけに留まるものではない。自教団の教えと理想に適ったより良い方向に社会を改良していこうという社会活動、つまり社会性を伴う実践である。この社会活動に政治活動が含まれるが、1点目で述べたように、これは宗教が内から外（社会）へ出る、日本人が忌避しやすいことである。

更に、公益財団法人庭野平和財団が2019年に行った調査では、「新しい宗教団体への信頼度は？」という設問で、多い順で「全く信頼できない」47.0%、「わからない」29.0%「あまり信頼できない」20.0%という結果が出た。また、「新しい宗教団体のイメージは？（複数回答可）」という設問では、「特別にない・分からない」44.3%、「強引な勧誘」27.6%、「金儲け主義」27.4%、「教祖の強い個性」25.3%、「怖い・ぶきみ」20.0%であった^[50]。

「新しい宗教団体への信頼度は？」

	1999年	2004年	2009年	2019年
1. 非常に信頼できる	0.6	0.5	1.0	0.9
2. まあまあ信頼できる	2.2	2.9	3.8	3.2
3. あまり信頼できない	14.0	21.8	23.5	20.0
4. まったく信頼できない	52.3	52.5	46.4	47.0
5. わからない	31.0	22.3	25.3	29.0

〈表4〉新宗教団体に対する信頼度

「新しい宗教団体のイメージは？（複数回答可）」

	1999年	2004年	2009年	2019年
1. 心・精神的	2.8	3.2	3.9	5.6
2. 伝統行事・冠婚葬祭	0.4	0.6	0.3	1.0
3. 御利益	2.2	2.7	2.7	1.3
4. 伝統文化	0.1	0.1	0.1	0.8
5. 神秘的	1.0	2.5	2.0	1.7
6. 超能力の強調	8.0	13.6	9.5	6.0
7. 怖い・ぶきみ	26.2	33.1	25.6	20.0
8. 教祖の強い個性	23.9	35.1	28.2	25.3
9. 金もうけ主義	35.9	45.8	34.8	27.4
10. 強引な勧誘	30.0	40.0	31.5	27.6
11. 内部抗争・分裂	8.8	15.1	9.8	9.8
12. 特別にない・わからない	40.4	29.0	37.2	44.3

〈表5〉新宗教団体のイメージ

出典：公益財団法人庭野平和財団『世論調査：日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年 - 1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から -』, pp.8-11を基に筆者が作成

【50】公益財団法人庭野平和財団『世論調査：日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年 - 1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から -』, pp.8-11 https://www.npf.or.jp/pdf/2019_research.pdf (2021年1月5日閲覧)

このデータから分かるように、新宗教には「分からない・信頼できない」というイメージ、または、マイナスなイメージを抱く人が多いのだ。宗教が内から外へ、また、分からない・信頼できない、マイナスなイメージがある新宗教がそれを行うため、多くの日本人は宗教の政治活動を忌避しやすいと考えられる。

政教分離によって日常的に宗教（主に創唱宗教）に触れる機会が減ったことは容易に考えられる。更にこの政策によって、宗教が社会活動である「政治」に関わることは、「個人の私事」を越える活動、忌避されるものとなった。それによって、「内から外に出た」宗教に対しても忌避の感情が生まれ、より日本人が創唱宗教を避ける理由の1つになったと言える。

「脱宗教教育」の現代

戦後、政教分離が規定されると共に、教育においても、宗派的宗教教育が禁じられることになった。日本国憲法第20条には「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と記された^[51]。しかし、この文言だけ見ると、公立学校において、あらゆる意味において宗教教育が禁止されたかのように読める。

そこで政教分離の根本原理に立ち返る。杉原誠四郎によると、「政教分離は自由主義憲法の場合、宗教の価値を十分に認め、国民の信仰生活を実り豊かなものにするための国家と宗教、個人と宗教の関係として、方便的に政治と宗教の分離、国家と宗教の分離という意味の政教分離の形式を取り入れたものである」という。よって文言上では公立学校であらゆる意味での宗教教育が否定されているように読めても、宗教尊重の精神の下、そのように解釈するのは正しくないという^[52]。正しくは、「公立学校においては宗派的宗教教育のみを禁じたもの」という解釈である。しかし、日本のように様々な宗教が複合的に存在する国では、ほとんどの宗教教育が既存の宗派宗教と何らかの接触関係を生み出すことになり、事実上宗教教育は不可能である。事実、今日の日本の公立学校では、宗派的宗教教育の範囲を拡大解釈して、結果として憲法はあらゆる意味での宗教教育を禁止したものかのように解釈するのが主流となっており、宗教教育は行われていない。

杉原は、宗教教育は教育的には「子供の宗教心」に答え、それを健全に育もうとするものであると述べる^[53]。しかし政教分離後には、公立学校ではあらゆる宗教要素を排除した「脱宗教教育」が行われている。それにより宗教に触れる機会はもちろん、同時に、歴史的・客観的ではなく、「身近なものとしての宗教（創唱宗教・自然宗教）」について自覚的に考え、己の宗教心と向き合う機会も圧倒的に減ったのだ。公立学校の脱宗教教育では、己の宗教心（自然宗教に対するものも含む）を自覚することが難しいと言える。また、言うまでもなく脱宗教教育で創唱宗教に対する宗教心を育むことは不可能である。教育面から考えても現代は戦前と比べ、宗教を身近なものと感じにくくなり、多くの人々の中で宗教（特に創唱宗教）に対する距離が生まれただろう。

宗教法人法が強化した「宗教＝創唱宗教」という意識

戦後に成立した「宗教法人法」も、日本人の「宗教」に対する意識に影響を与えたと考えられる。堀江宗正は、戦後の宗教イメージを考える上でも宗教法人法は手掛かりになると述べる^[54]。

宗教法人法は、日本国憲法の信教の自由に基づいて宗教団体を法的に位置づけ、保護するための法律である。この法律では宗教団体を以下のように定義している。

【51】 公衆議院『日本国憲法』 http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm (2021年1月12日閲覧)

【52】 杉原誠四郎 (2006) 「日本の宗教文化と戦後の宗教法制」『宗教法』25号, 宗教法学会, p.187

【53】 同上, p.189

【54】 堀江宗正 責任編集 (2018) 『いま宗教に向きあう① 現代日本の宗教事情 国内編1』 岩波書店, p.7

第二条 この法律において「宗教団体」とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする左に掲げる団体をいう。

一 礼拝の施設を備える神社、寺院、教会、修道院その他これらに類する団体

二 前号に掲げる団体を包括する教派、宗派、教団、教会、修道会、司教区その他これらに類する団体

第四条 宗教団体は、この法律により、法人となることができる。

二 この法律において「宗教法人」とは、この法律により法人となった宗教団体をいう^{【55】}。

この法律はあくまで中立な規定であるが、ここで述べられている「宗教」とは、創唱宗教のことである。創唱宗教は「教祖・教典・教団によって成り立っている宗教・特定の人物が特定の教義を唱えてそれを信じる人たちがいる宗教」であり、「宗教団体」というものが成り立つのは実体論的性質を持つ宗教のみであるため、当然である。しかし堀江宗正は、この法律が作る「宗教（創唱宗教）」のイメージは、宗教は一般社会と区別される特殊なものだというイメージと掛け合わせると、世間一般に受容されていない特殊な教義や儀礼と独自の建物を持ち、それを広め、また規模を大きくしようとする団体だという、ややマイナス寄りの「宗教」イメージに繋がると指摘している^{【56】}。また、法律でこのように定義することで、「宗教」とは教義・教団を持ち、信者を育成するものである、つまり宗教＝創唱宗教であるという、明治時代に生まれたイメージを更に強くしている。

また、文化庁が作成している『宗教法人運営のガイドブック』には宗教団体の要件として以下のように示されている^{【57】}。

宗教団体の要件

教義をひろめる

宗教なら、当然、教義があるはずです。また、単にあればいいというのではなく、それを人々にひろめる活動をしていなければなりません。

(以下略)

「宗教なら当然教義があるはずだ」とあるのだ。教義がある宗教とは創唱宗教のことである。この文章から分かるように国・法律としては、宗教とは創唱宗教のことであると断定している。「宗教には当然教義があるはず」と国が公に断定するのは、日本における自然宗教の長い歴史を考慮するといささか乱暴であり、多くの現代人の間で「宗教＝創唱宗教」という意識を強くさせるだろう。

都市化・過疎化という社会変化

これまで宗教や信仰は、「個人の私事」として極めて個人的なものとして受け取られてきたと述べた。澤井義次によると、このような傾向は、村落共同体を基盤とする従来の伝統宗教のあり方とは明らかに異なっているという^{【58】}。その背景には、戦後の都市化・過疎化による社会の変化がある。日本における人口の都

【55】文化庁『宗教法人運営のガイドブック』, p.5

https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/h22_shukyohojin_unei_guidebook.pdf (2021年1月6日閲覧)

【56】堀江宗正 責任編集 (2018) 『いま宗教に向きあう① 現代日本の宗教事情 国内編 I』岩波書店, p.7

【57】文化庁『宗教法人運営のガイドブック』, p.4

https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/h22_shukyohojin_unei_guidebook.pdf (2021年1月6日閲覧)

【58】澤井義次 (1994) 「現代日本社会における宗教現状」『天理大学おやさと研究所年報』1号,天理大学附属おやさと研究所, p.28

市集中化は、1960年代の高度経済成長期以後に大規模に生じた。この社会の変化によって、宗教の視点から見れば、いわゆる伝統宗教に帰属しない人々の増加を引き起こしたという。かつて、寺院も神社も地域社会すなわち村落共同体における「家」を基盤としていたが、都市部へ転入した多くの人々は、郷里との人間関係が疎遠になると共に、郷里での自分たちの家族が保持してきた従来の寺檀関係や神社との氏子関係などから次第に切り離され、伝統的に続いた創唱宗教との繋がりは薄れていった。

同時に、都市化に伴う農山村の過疎化は、村落共同体における宗教にも深刻な影響を及ぼしたという。地域社会における寺院では、檀家の数が減少し、また、神社の氏子の数が減少し、寺院や神社を維持していくことが難しくなった。その結果、無住寺院も多くなったり、祭りや年中行事が簡素化されたり行われなくなったりした寺院や神社も多い。このような社会の変化は、伝統的ないわゆる「家」の崩壊とも深く連関している。こうした社会の変化あるいは宗教状況の変化に伴い、都市部・農村共に伝統的な創唱宗教は影響力を次第に弱め、更には自然宗教への自覚的な意識が薄れたと考えられる。また、都市化・過疎化という社会変化に伴い、宗教は「個人の私事」という意識が強まったと考えられる。

第2節 和を重んじる日本人

これまで、宗教を「内」（個人の内面）と「外」（社会活動）に分け、個人の内部における信教は自由だが、宗教は社会の秩序を乱すものではあってはならない、あくまで「個人の私事」だという意識を、多くの日本人は持っているとして述べた。この意識は、宗教を「個人の心の問題」ととらえ、それを外・社会で表すべきではないと考える、そして外で表した場合はその行動や表した人を忌避することに繋がっている。この意識が生まれたのは明治政府の政策によると述べた。そしてこの意識は、戦後の宗教分離の政策と都市化によって現代人にとって一般化されていった。更にこの理由を考察すると、そこには日本人の「和を重んじる」性格があると考えられる。

「平凡」志向とサガ流し

また、阿満利磨は「創唱宗教」に共感を示さないという「無宗教意識」や、宗教を論じることには気が進まないという宗教嫌いは、日本文化が育ててきた「平凡」志向と密接な関係があると述べる^[59]。阿満は信州の天竜川筋でかつて行われていた「サガ流し」という行事を「平凡」志向の例として挙げている。

「サガ」とは、「持って生まれた運命」「良いところ悪いところ」「善悪」という意味だという。この行事は、良いことも含んだ「物議の種」や「問題になる事件」を、水のほとりて正月の飾りと共に流し、何も問題が起らないように「平凡」になるというものである。サガ流しに似た行事は、日本各地で見られるという。人々は平穏無事を好み、村から日常生活を維持していく上で不都合なことを、善悪共に追放したという。「善悪共に」というのは、良いことも度が過ぎると羨望の気持ちを引き起こし、結局は妬みや憎しみに代わるため、良いことも悪いことも流してしまうという。これは、良いことがあっても「大したことはない」と「謙遜」し、あくまでも謙虚に、普通であるように振る舞うことに似ている。このサガ流しという行事は日本人の平凡志向がよく表れていると言える。

また、阿満は「平凡」の追及は、神々をも日常の暮らしの中に留まる存在に限定して、キリスト教や浄土真宗が説くような、強い超越性を持つ神や仏を必要とはしなかったという^[60]。平凡を求め、卓越した幸福

【59】阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，p.125

【60】阿満利磨（1996）『日本人はなぜ無宗教なのか』ちくま新書，p.129

よりも、尋常の幸福が多くの日本人の理想となったために、強い超越性を持つ神々よりも、安定をもたらす、暮らしに密着した神々を必要としたことが理由だ。多くの日本人が尋常の幸福を理想とすることは、「普通が一番」という、我が国でよく耳にする言葉に表れている。また、「平凡」志向は、悪業や不条理に襲われた時にはひたすらそれがおさまるまでじっと待つしかない、という楽観論に繋がったという。「平凡」志向は宗教においても「平凡」を求めたのだ。

ムラから生まれた「和」を重んじる性格

この「平凡」志向の根底に見えるのは、日本人の「和」を重んじる性格だろう。阿満はこの意識は、日本で長く続いたムラという集団のあり方から形成されたと述べている^[61]。ムラとは、昔から人々がひとまとまりとなって暮らしてきた生活の単位であり、行政のための村とは区別されたものである。そしてムラにとって最も大切なことは、「何事につけても1つにまとまる」という点にあるという。しかし1つにまとまると言っても、常に意見が同じだということはありません。したがって、意見や気持ちが異なるときも、ムラを割るようなことが無いように、様々な知恵や工夫がこらされるという。つまり、集団の維持を第1にしながら、しかも個人の考えや感情を抑圧し過ぎないような生活の知恵が発達している集団、それがムラである。阿満はこの「知恵」の例として、金持ちの家に悪いことが起こった際に、「あの家は良いことが続いていたからしょうがない」とその不幸を喜び、物質的な平等だけでなく、感情的な平等を得ることを挙げている^[62]。ムラでは「1つにまとまる」ことが最も重要であり、悪はもちろん、善でも大きすぎる善はムラに波風を立てる恐れがあるために村から追放される。阿満は、そのような風土では、宗教もムラを割らない範囲でしか認められず、日本人の宗教は、ムラを維持してゆくためという側面があったという。日本は自然豊かな土地の稲作文化であり、協力しないと生きていけない文化である。だからこそムラを維持していくために汎神論が受け入れられ、ムラを乱す可能性が少ない自然宗教がより根付いていったことが頷ける。一方で一神教を代表するユダヤ教は砂漠の宗教と呼ばれ、自然資源が少なく、他民族とは共生できない土地で生まれた宗教である。イスラエルの民はヤハウェを信じることで団結を図り、砂漠で生き残った。このように宗教の成り立ちや求められた役割からも、日本では創唱宗教よりも自然宗教が根付いている理由が分かる。

ムラから受け継がれた意識

第1節で述べたように、1960年代の高度成長期における都市化・過疎化によって、ムラの多くは衰退してしまった。改めて、日本人の宗教に「ムラ」を維持してゆくためという側面があったことを考慮すると、都市化・過疎化によって都市部・農村共に伝統的な創唱宗教は影響力を次第に弱め、更には自然宗教への自覚的な意識が薄れたことはいくらも言えない。「ムラ」の多くは衰退してしまっていたが、阿満はムラの「1つにまとまる」ことを大切にし、それを妨げるものを嫌う考え方は、現在でも依然として様々な組織の中で生きているという^[63]。「1つにまとまる」ことで日常生活の平穏が保証され、「1つのまとまり」を危うくする恐れがある考え方や行動が受け入れられないという、現在まで続くムラの心理の延長線上に、今日の日本人の多くが生きている。そして、その表現の1つが「無宗教」であり、改めて「無宗教」という言葉が、「1つのまとまり」を自分は乱さないという、身の安全を保障する言葉になった。そして、これまで述べてきた様々な要因が相まって、「無宗教」を標榜して怪しまない精神が成立したのである。

【61】 同上, p.146

【62】 同上, p.147

【63】 阿満利磨 (1996) 『日本人はなぜ無宗教なのか』 ちくま新書, pp.145, 150

正義となり、共存を生んだ「和」

多くの日本人には「和」を重んじる性格がある。それは同時に「和」を乱すものを嫌う性格でもある。創唱宗教とは、教義・教団を持ち、宗教的な行動や、時に社会活動を行うものである。見方によれば、創唱宗教はある種「和」を乱すものにも見える。しかし日本は世界から見ても宗教に寛容であり、創唱宗教も自然宗教も含めてあらゆる宗教が共存する国である。それはなぜか。ここでも「和」を重んじる性格が表れていると言える。創唱宗教を排除し、極端に嫌うことは、創唱宗教を信じる人を排除することになり、それはそれで自分自身で「和」を乱すことになるのだ。信教の自由が保障されているという側面と共に、「和」を重んじる性格があらゆる場面で働いているからこそ、日本ではこれほど多くの創唱宗教・自然宗教が共存していると考えられる。

第3章まとめ

第1節では戦後の政教分離を中心とした政策・法律から、日本人の宗教意識について考察した。ここでは政教分離後に顕在化した政教問題のうち、「宗教団体の政治活動」を扱った。宗教団体の政治活動に対する社会的評価・認識は、データからも分かるように「忌避」である。「忌避」という認識に至った理由は2点ある。1点目は、人々の間に宗教を「内」と「外」に分ける意識があり、「宗教は個人の心の問題」であるから、外、特に公共である政治の場で表すべきではないと感じるからだ。2点目は、新宗教に対するイメージだ。伝統宗教よりも、新宗教の方が政治活動に積極的に参加する傾向がある。しかしデータから分かるように、新宗教には「分からない・信頼できない」というイメージ、または、マイナスなイメージを抱く人が多い。そのようなイメージの宗教団体が、宗教を内から外へ表していることが、「忌避」の理由の1つだ。

政教分離によって、日常的に宗教（主に創唱宗教）に触れる機会は減り、更にこの政策によって、宗教が社会活動である「政治」に関わることは、「個人の私事」を越える活動、忌避されるものとなった。それによって、「内から外に出た」宗教に対しても忌避の感情が生まれ、より日本人が創唱宗教を避ける理由の1つになったと言える。

また、政教分離後には、公立学校ではあらゆる宗教要素を排除した「脱宗教教育」が行われることとなった。しかしそういった教育では、己の宗教心（自然宗教に対するものも含む）を自覚することが難しい。また、言うまでもなく脱宗教教育で創唱宗教に対する宗教心を育むことは不可能だ。教育面から考えても現代は戦前と比べ、宗教を身近なものと感じにくくなり、多くの人々の中で宗教（特に創唱宗教）に対する距離が生まれただろう。

戦後に成立した「宗教法人法」も、日本人の宗教に対する意識に影響を与えたと考えられる。この法律はあくまで中立な規定であるが、法律内で述べられている「宗教」とは、創唱宗教のことであり、多くの現代人の間で「宗教＝創唱宗教」という意識を強くさせる。また、この法律が作る「宗教（創唱宗教）」のイメージは、「宗教は一般社会と区別される特殊なものだ」というイメージと掛け合わせると、世間一般に受容されていない特殊な教義や儀礼と独自の建物を持ち、それを広め、また規模を大きくしようとする団体だという、ややマイナス寄りの「宗教」イメージに繋がる。

1960年代の高度経済成長期以後には、都市化・過疎化が起こった。それによって、都市部・農村共に伝統的な創唱宗教は影響力を次第に弱め、更には自然宗教への自覚的な意識が薄れることとなった。また、都市化・過疎化という社会変化に伴い、宗教は更に「個人の私事」という意識が強まった。

第2節では、日本人の「和を重んじる」性格について論じた。この性格は、日本で長く続いたムラという集団のあり方から形成された。ムラでは「1つにまとまる」ことが最も重要であり、悪はもちろん、善でも

大きすぎる善はムラに波風を立てる恐れがあるために村から追放された。そのような風土では、宗教もムラを割らない範囲でしか認められず、日本人の宗教は、ムラを維持してゆくためという側面があった。宗教の成り立ちや求められた役割からも、日本では創唱宗教よりも自然宗教が根付いている理由が分かる。

ムラの「1つにまとまる」ことを大切にし、それを妨げるものを嫌う考え方は、現在でも依然として様々な組織の中で生きている。この考え方が生きているからこそ、「無宗教」という言葉が、「1つのまとまり」を自分は乱さないという、身の安全を保障する言葉になった。そして、これまで述べてきた様々な要因が相まって、「無宗教」を標榜して怪しまない精神が成立した。

多くの日本人には「和」を重んじる性格がある。それは同時に「和」を乱すものを嫌う性格でもある。創唱宗教はある種「和」を乱すものにも見える。しかし、創唱宗教を排除し、極端に嫌うことは、宗教を信じる人を排除することになり、それはそれで自分自身で「和」を乱すことになる。信教の自由が保障されているという側面と共に、「和」を重んじる性格があらゆる場面で働いているからこそ、日本ではこれほど多くの創唱宗教・自然宗教が共存していると考えられる。

結論

本論では、現代日本人の宗教意識、特に「無宗教」意識の本質について考察した。多くの日本人は「自分は無宗教である」と言う。しかし、彼らは正月には初詣に行き、彼岸には墓参りに訪れ、法事に参加し、クリスマスを祝う。日本文化には、宗教的な行いが豊富に溶け込んでいるのだ。多くの日本人が持つ「無宗教」意識とは、非宗教でも、無神論でもない。「創唱宗教に対する無関心」もしくは「創唱宗教に共感を示さない、創唱宗教を論じることは気が進まない」という意味である。無宗教と言っても、宗教心が全く無いという訳ではなく、日本人は無意識のうちに自然宗教に親しむ心を受け継いでいるのだ。その心があるからこそ、様々な宗教・様々な神を機能論的に習俗として取り入れることができる。

一方で、多くの日本人は創唱宗教を敬遠する。その要因の1つとして、日本人の「和」を重んじる性格が挙げられる。「和」を重んじることは、同時に「和」を乱すものを嫌うことである。日本には「宗教はあくまでも私事」という考え方がある。信仰者である以前にある集団の構成員であり、その和を乱す行い＝宗教を外（社会）に表すことは忌避されるのだ。創唱宗教は基本的には個人の心の問題に留まるものではなく、社会性が伴う実践である。つまり、創唱宗教を信じることは、現代の日本では世の中や集団から突出し、社会の和を乱すことを意味するのだ。更に、創唱宗教を信じることは、特定の宗教・特定の神を信仰することになり、自然宗教的な神々への親しみは後退していくことになる。それは、自己の内面の宗教的調和を失うことである。

また、創唱宗教を遠ざける要因として政教分離・脱宗教教育・高度経済成長期における都市化・新宗教のネガティブな影響が挙げられる。これらは、人々と創唱宗教の間に溝を生んだだけでなく、「無宗教」であることは「和」を乱さず、最も安全であると、無宗教を肯定した。「無宗教」という言葉は、「1つのまとまり」を自分は乱さないという、身の安全を保障する言葉になった。そして、これまで述べてきた様々な要因が相まって、「無宗教」を標榜して怪しまない精神が成立したのだ。また、一部の創唱宗教を信仰する者にとっても、「無宗教」は身の安全を保障する言葉だろう。日常生活や友人の前では自らの特定の信仰を表すことは無く、自分が所属する非宗教的な共同体の和を重んじている。この点で「無宗教」は、創唱宗教を信じる者にとっても後ろ盾になっている。

創唱宗教とは、教義・教団を持ち、宗教的な行動や、時に社会活動を伴うものである。見方によっては、創唱宗教はある種「和」を乱すものだ。しかし日本は世界から見ても宗教に寛容であり、創唱宗教も自然宗教も含めてあらゆる宗教が共存する国である。なぜ共存が実現しているのか。ここでも「和」を重んじる性格が表れていると言える。創唱宗教を排除し、極端に嫌うことは、創唱宗教を信じる人を排除することになり、それはそれで自分自身で「和」を乱すことになるのだ。信教の自由が保障されているという側面と共に、「和」を重んじる性格があらゆる場面で働いているからこそ、日本ではこれほど多くの創唱宗教・自然宗教が共存していると考えられる。

本論で述べた通り、多くの日本人が抱く「無宗教」意識は、ただ「宗教」が「無い」などという単純なものではなく、自然宗教に親しむ心によって、様々な宗教・神を習俗として取り入れた、日本特有の宗教文化である。良いとこ取りのように見える無宗教であるが、無宗教には対応していない問いがある。それは、人間が根源的に抱いている、なぜ生まれ、なぜ死ぬのか、なぜ生きるのか等という創唱宗教のテーマの1つでもある問いだ。「無宗教」は、あくまでも機能論的にしか創唱宗教に触れないため、このような問いに答える創唱宗教固有の超越的・他界的なメッセージを十分に理解し、受け入れることはできないのだ。そのような問いに直面した際、様々な宗教を機能論的にのみ取り入れた「無宗教」はどのように作用するのか。これ

が本論を通して生まれた新しい疑問である。無宗教意識がより強くなりつつある現代日本で、今後どのように宗教意識が変化していくのか注目しつつ、今回生まれた疑問について考えていきたい。

参考文献

[文献]

- ・阿満利磨 (1996) 『日本人はなぜ無宗教なのか』 ちくま新書
- ・馬場毅 (2006) 「近代国家と宗教弾圧—日中両国を比較して—」 『現代中国学方法論とその文化的視覚[方法論・文化篇]』, 愛知大学国際中国学研究センター
- ・場知賀礼文 (1991) 「宗教の定義について (I) —欧米の文献を中心に—」 『佛教大学社会学研究所紀要』, 佛教大学社会学研究所
- ・玄侑宗久 (2014) 「社会不安と宗教の移ろい」 『学燈』 2014年冬号, 丸善出版
- ・堀江宗正 (2011) 『若者の気分 スピリチュアリティのゆくえ』 岩波書店
- ・堀江宗正 責任編集 (2018) 『いま宗教に向きあう① 現代日本の宗教事情 国内編 I』 岩波書店
- ・井上順孝 (1992) 『新宗教の解説』 筑摩書房
- ・井上順孝 (1999) 『若者と現代宗教—失われた座標軸』 ちくま新書
- ・石井研士 (2007) 『データブック現代日本人の宗教 増補改訂版』 新曜社
- ・伊藤雅之 (1997) 「入信の社会学—その現状と課題—」 『社会学評論』 48巻2号, 日本社会学会
- ・菅野博史 (2003) 「ルーマン宗教論再考—宗教の社会学的定義をめぐって—」 『帝京社会学』 16号, 帝京大学文学部社会学科
- ・勝本正實 (2019) 『日本人は何を信じてきたのか—クリスチャンのための比較宗教講座—』 いのちのことば社
- ・木村文輝 (2014) 「現代日本における「宗教」の意味」 『愛知学院大学文学部紀要』 44号, 愛知学院大学文学部
- ・松田一也 (2006) 「無神論と現代日本」 『ルーテル学院研究紀要』 40号, ルーテル学院大学
- ・松村明 三省堂編修所 編 (2019) 『大辞林 第4版』 三省堂書店
- ・三上真司 (2013) 「Religio—宗教の起源についての考察のために」 『横浜市立大学論叢人文科学系列』 Vol.64 No. 3, 横浜市立大学学術研究会
- ・村上重良 (1970) 『国家神道』 岩波新書
- ・中島三干男 (1977) 「「大日本帝国憲法」第28条「信仰自由」規定の成立過程」 『奈良大学紀要』 6号, 奈良大学
- ・西村明 責任編集 (2018) 『いま宗教に向きあう② 隠される宗教、顕れる宗教 国内編 II』 岩波書店
- ・小川原正道 (2014) 『日本の戦争と宗教 1899-1945』 講談社
- ・岡崎匡史 (2012) 『日本占領と宗教改革』 学術出版会
- ・櫻井囃郎 (2003) 「日本人の宗教観と祖先崇拜の構造」 『キリストと世界 東京基督教大学紀要』 13号, 東京基督教大学教授会
- ・櫻井義秀 (2017) 『人口減少時代の宗教文化論 宗教は人を幸せにするか』 北海道大学出版会
- ・澤井義次 (1994) 「現代日本社会における宗教現状」 『天理大学おやさと研究所年報』 1号, 天理大学附属おやさと研究所
- ・芹川博通 (1999) 『現代人と宗教世界—脳死移植・環境問題・多元主義等を考える—』 北樹出版
- ・島田裕巳 (2009) 『無宗教こそ日本人の宗教である』 角川書店
- ・新村出 編 (2018) 『広辞苑 第7版』 岩波書店
- ・篠原巖 (1990) 「国家神道体制と信教の自由・政教分離原則—諸宗教の上下二重構造の分析を媒介として—」 『富山大学紀要 富大経済論集』 35巻, 富山大学経済学部
- ・杉原誠四郎 (2006) 「日本の宗教文化と戦後の宗教法制」 『宗教法』 25号, 宗教学会
- ・田所承己・菅野博史編 (2016) 『つながりをリノベーションする時代—<買わない><恋愛しない><働けない>若者たちの社会学』 弘文堂
- ・高橋典史・白波瀬達也・星野壮編著 (2018) 『現代日本の宗教と多文化共生 移民と地域社会の関係性を探る』 明石書店
- ・寺田喜朗・塚田穂高・川又俊則・小島伸之編著 (2016) 『近代日本の宗教変動 実証的宗教社会学の視座から』 ハーベスト社
- ・渡邊秀司 (2008) 「江戸期の宗教を考える」 『佛大社会学』 33号, 佛教大学社会学研究所
- ・山折哲雄 (2004) 『さまよえる日本宗教』 中央公論新社
- ・山折哲雄 (2011) 『日本の「宗教」はどこへいくのか』 角川選書
- ・柳田国男 (1962) 『先祖の話 定本柳田国男集第10巻』 筑摩書房

[URL]

- ・文化庁『宗教法人運営のガイドブック』
https://www.bunka.go.jp/seisaku/shukyohojin/kanri/pdf/h22_shukyohojin_unei_guidebook.pdf
(2021年1月6日閲覧)
- ・GALLUP INTERNATIONAL, Losing Our Religion? Two Thirds of People Still Claim to Be Religious
<https://www.gallup-international.bg/en/33531/losing-our-religion-two-thirds-of-people-still-claim-to-be-religious/>
(2020年12月20日閲覧)

- ・ 小林利行 『日本人の宗教的意識や行動はどう変わったか～ISSP国際比較調査「宗教」・日本の結果から～』
https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190401_7.pdf (2020年12月20日閲覧)
- ・ 公益財団法人庭野平和財団 『「宗教団体の社会貢献活動に関する調査」報告書』
https://www.npf.or.jp/pdf/2016_research.pdf (2021年1月12日閲覧)
- ・ 公益財団法人庭野平和財団『世論調査：日本人の宗教団体への関与・認知・評価の20年－1999年・2004年・2009年・2019年の世論調査から－』
https://www.npf.or.jp/pdf/2019_research.pdf (2021年1月5日閲覧)
- ・ 國學院大學『第12回学生宗教意識調査(2015年)』
<https://www.kokugakuin.ac.jp/research/oard/ijcc/ijcc-publications/p01> (2021年1月12日閲覧)
- ・ 国立国会図書館『大日本帝国憲法』
<https://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j02.html> (2021年1月9日閲覧)
- ・ NHK放送文化研究所『第10回「日本人の意識」調査(2018)結果の概要』
https://www.nhk.or.jp/bunken/research/yoron/pdf/20190107_1.pdf (2021年1月4日閲覧)
- ・ 衆議院『日本国憲法』
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/shiryo/dl-constitution.htm (2021年1月12日閲覧)
- ・ 統計数理研究所『「宗教心」は大切か』
https://www.ism.ac.jp/kokuminsei/table/data/html/ss3/3_2b/3_2b_all.htm (2020年12月20日閲覧)

「少子高齢化の観点から見る
都市と地方のお祭りの存続について」

—東京都八王子市の八王子まつりと福島県相馬市の相馬野馬追の比較—

平岡有優

【目次】

第1章 はじめに	157
第2章 先行研究の検討	158
第1節 地域概要	158
第1項 八王子市の地理	158
第2項 相馬市の地理	158
第2節 歴史	158
第1項 八王子市の歴史	158
第2項 相馬市の歴史	158
第3節 人口推移	159
第1項 八王子市の人口推移と高齢化率	159
第2項 相馬市の人口推移と高齢化率	161
第4節 八王子まつりの歴史と現在	163
第5節 相馬野馬追の歴史と現在	165
第3章 問題設定	169
第1節 比較軸	169
第2節 仮説：お祭りは少子高齢化の影響を受けている	169
第3節 データ	169
第4章 八王子まつりと相馬野馬追の今後の存続についての諸相	170
第1節 観光資源	170
第2節 実行委員会・執行委員会	173
第3節 担い手	174
第4節 費用	177
第5節 伝統継承	180
第6節 新型コロナウイルスの影響	182
第7節 共通点・相違点	184
第5章 地域住民とのつながり	186
第6章 今後の存続のための政策提言	188
第1節 八王子まつりにおける政策提言	188
第1項 計画手法	188

第2項 情報提供手法	188
第2節 相馬野馬追における政策提言	189
第1項 野馬追地域の人に興味を持ってもらう政策	189
第2項 野馬追地域以外の人に興味を持ってもらう政策	189
第7章 今後のお祭りの存続について	191
第8章 謝辞	193
参考文献一覧	193

第1章 はじめに

少子高齢化による人口の減少、高齢者の増加、過疎化などの社会的情勢により、日本の伝統的な祭りが衰退している。日本の祭りの特徴として、以下の2点が存在する。1つ目は、露店や出し物を出すことにより、地域の人々が集まることによる地域コミュニティの役割。実際に祭りに集まることを通じて、地域コミュニティの形成が行われている。2つ目は、歴史を伝える役割。形式や伝統を変えず、その地域に伝わるものを残していくことで後世に歴史を伝えていく。以上の2点が祭りにおいて重要な役割を果たしている。しかし、祭りがこれらの役割を果たすことに重きを置きすぎているために、起こりうる問題もある。それが、資金不足や、担い手の減少である。今回の論文を執筆するにあたり、東京都八王子市で開催される八王子まつりと福島県相馬市で開催される相馬野馬追の2つのお祭りを比較する。どちらのお祭りも300年以上続く歴史あるお祭りである。そこで、お祭りと地域がどのようなつながりを持ち、どのように継承されてきたのかを知りたいと思った。過去のお祭りと、現在のお祭りがどのような変化をし、お祭りが抱える問題を分析し、今後のお祭りの存続について検討する。

第2章 先行研究の検討

第1節 地域概要

第1項 八王子市の地理

八王子市は東京都の南西部、多摩地域に位置し、186.4km²の土地を有している。八王子市全体の約46%が森林となっており、陣馬山など標高500mから900m弱の山々を西端と山々に囲まれていることが特徴である。中でもミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで3つ星評価を受けた高尾山が有名である。西部の山地に源を発する浅川は、市の中心部を流れ多摩川に合流する。交通では、中世から近世、近代にいたるまで東西を走る甲州街道と、川越や日光などの関東北西部、小田原、鎌倉、横浜などの関東南西部、南東部を結ぶ街道が交差する交通の要であり江戸時代には甲州街道の宿場町として栄えた。現在は、JR 中央線、横浜線、八高線の交点となり、京王電鉄の駅も存在する。

第2項 相馬市の地理

相馬市は福島県の北東部、浜通り北部に位置し、197.79km²の土地を所有している。相馬市全体の約52%が森林となっており、阿武隈高地、霊山を最高峰に西端が山々に囲まれ、東が太平洋に面していることが特徴である。宇多川や小泉川は、市の中心部を通り太平洋の河口まで流れる。交通では、西へ福島市に国道115号線、東北中央自動車道が通じており、北の宮城県、南の関東方面へは、常磐自動車道や国道6号線が通じている。また、相馬駅にはJR常磐線が通っており、特急「ひたち」が2020年3月14日に全線復旧したことにより、いわき駅、水戸駅、上野駅、品川駅、東京駅に乗り換えなしでアクセスが可能となった。

第2節 歴史

第1項 八王子市の歴史

戦国時代には後北条氏、徳川氏から軍事拠点として位置づけられて城下町となり、江戸時代には宿場町として栄えた。絹織物産業、養蚕業が盛んであったため桑の都という美称がある。また、大久保長安が八王子の代官頭をつとめ、甲州街道の整備を行った。その結果、八王子横山十五宿は甲州街道中の最大の宿場町として、多摩地域の物資の集散地として栄えた。中でも中心となったのが、横山宿、八日宿、八幡宿であり、明治以降もこの界隈が八王子中心市街地を形成してきた。今回お話を伺った追分町は、八幡宿（町）の近隣のまちである。しかし、昭和後期には甲州街道沿いの百貨店などが相次いで撤退し、商業の中心は八王子駅へと移っていった。とはいえ、今現在も甲州街道沿いには古くからの商店が複数存在する。一方で、近年はマンション化が進み若い方々が住み始め、新しいまちへと変化している。以上のように、宿場町として栄えた名残が、商店街として残り、八王子まつりの重要な盛り上げ手として機能している。

第2項 相馬市の歴史

戦国時代から相馬氏の本拠地であり、江戸時代には中村藩6万石の城下町として栄えた。しかし、中村藩では天明3～4年（1783～1784）の大凶作「天明の飢饉」により、人口の激減、田畑の荒野化、藩の財政存続が危機的状況に陥った。その際に、人口増加のため浄土真宗門徒移民政策や、財政立て直しのための報徳仕法を行った。二宮尊徳の1番弟子である富田高慶（とみたこうけい）は、江戸で報徳仕法を学び、中村藩立て直しに大きく貢献し、成功に導いた。報徳仕法とは、至誠（誠実であること）、勤勞（心身を勞して

懸命に仕事に励むこと)、分度(身の丈に合った生活をする)、推譲(将来への貯蓄をおこない、他者や社会のために一部を譲ること)の4つを基礎とした、徳を持って徳に報いる報徳精神である。古くは武士道精神(野馬追)、新しくは報徳精神という二大指導精神が相馬を支えてきたとも言われる。以上のように、武士道精神、報徳精神が相馬市民の心として残り、相馬野馬追の重要な心意気として機能している。

第3節 人口推移

第1項 八王子市の人口推移と高齢化率

2019年現在、人口約57万人の市であり、東京都で唯一中核市(おおむね人口20万人以上の市)に指定されている。東京都の市町村では第1位の人口数である。主な理由として、国や東京都の出先機関、商業施設や商店街、オフィスやビルが集積する特徴があるためである。また、市内に大学、短期大学、高専が23校あるため、外国人留学生約3100人を含む約11万人の学生が存在する全国有数の大学都市であることも特徴である。グラフから、平成22年度までは人口は増加していたが、平成23年度以降は横ばいであることが分かる(図1)。年齢構成としては、学園都市であることから他の地域に比べると20代の割合が高い(図2)。また、人口の年齢構成のグラフからも他の地域に比べて20代の割合が高いことが分かる。今後の人口の推移としては、これから年々人口は減っていき、2045年までにさらに16.1%減少し、2045年には、約48万人となる見込みである。2045年の平均年齢は2015年の45.2歳から6.6歳上昇し、51.8歳となる。以上のように、学園都市であることから若者の数も多いが、その傾向が見られるのは八王子の中心部のみである。中心部を離れると、他の市町村と同じように高齢化し、平均年齢も年々上がっていくことが分かる。したがって、八王子市の今後の人口は高齢者の割合が増える上に、人口も年々減少していく。八王子市の高齢化率は25.8%である(平成29年6月)。図3のグラフからは、高齢化率は年々上昇していくことが読み取れる。また、2030年度以降は全国平均を上回ることが予想され、約3人に1人が高齢者となる。また、令和2年をピークに人口が減少していくと予測されているため、ますます高齢化が進んでいくことが想定できる。しかし、八王子市の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率は)は25.0%である。全国平均の26.6%よりも1.6%低い。この結果は、学園都市であるために20代の割合がほかの都市よりも多いことが要因であると考えられる。しかし、高齢化が進んでいないわけではなく、町単位で見ると他の市町村同様に高齢化は進んでいる。また、表1から、高齢者のいる世帯数が約1万5千世帯増加し、一般世帯数に占める高齢者のいる世帯数の比率は、約27.7%から約31.3%に増加し、世帯の高齢化が進んでいることが読み取れる。このように、八王子市でも高齢化が本格化してきていることが分かる。

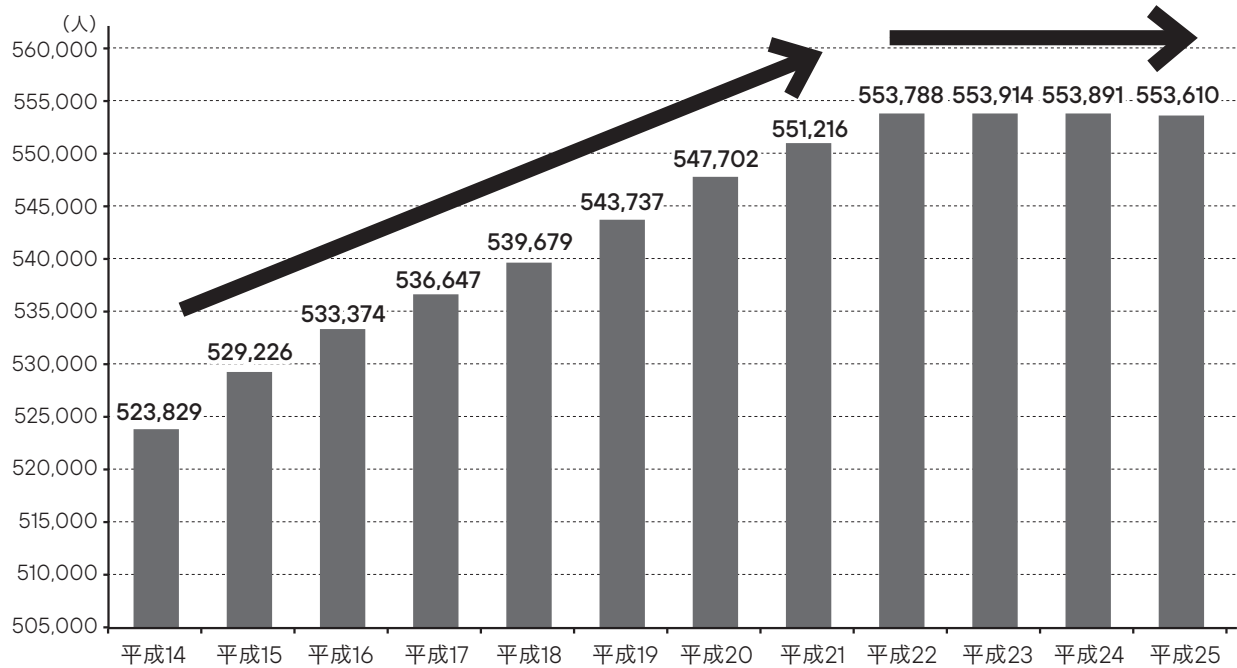


図1) 八王子市の人口推移

出典：八王子市の人口減少の現状と課題について (P.3)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000304456.pdf

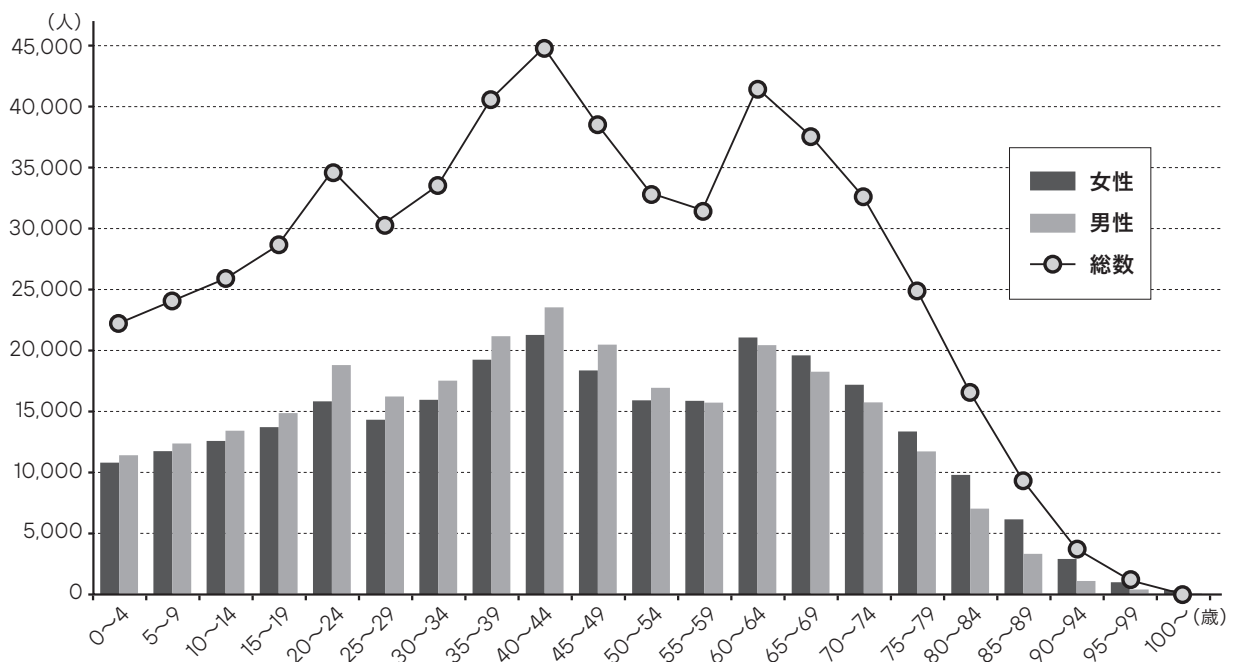


図2) 八王子市の年齢構成

出典：八王子市の人口減少の現状と課題について (P.5)
https://www.soumu.go.jp/main_content/000304456.pdf

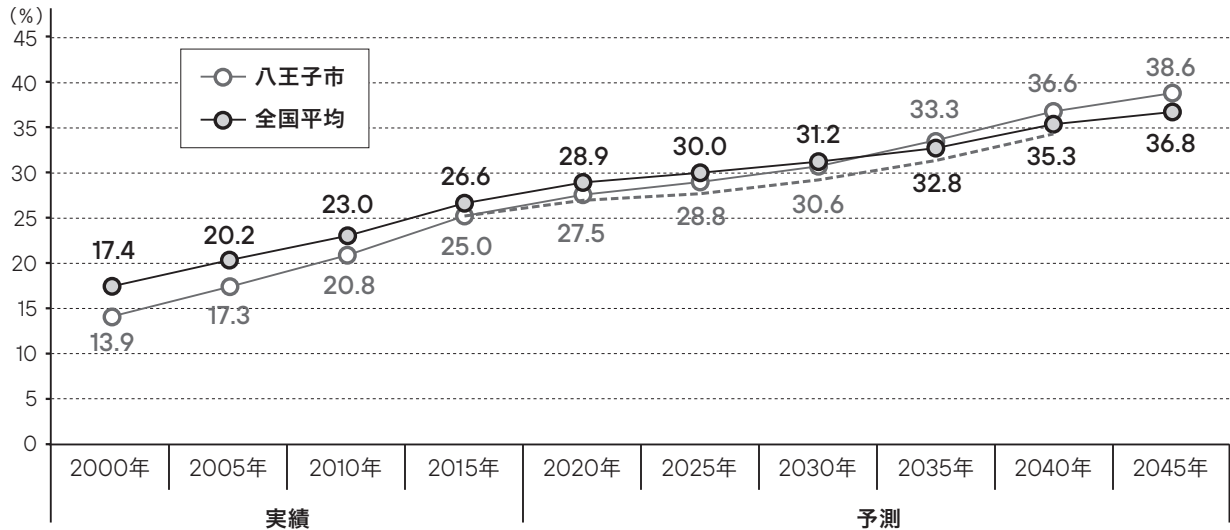


図3) 八王子市の高齢化率の推移

※高齢化率：総人口にしめる65歳以上の人口割合(%)、年齢不詳を除いて算出

※図中の点線は、前回2013年3月公表の「将来人口推計」に基づく当地域の高齢化率

出典：GD Freak! <https://jp.gdfreak.com/public/detail/jp010050000001013201/1>

	平成17年	平成22年
高齢者のいる世帯数	63,084 (27.7%)	77,983 (31.3%)
うち 子らとの同居世帯	19,576 (8.6%)	28,101 (11.3%)
うち 一人暮らし高齢者世帯	14,075 (6.2%)	20,123 (8.1%)
うち 夫婦のみ高齢者世帯	14,589 (6.4%)	19,489 (7.8%)
うち その他的高齢者世帯	14,844 (6.5%)	10,270 (4.1%)
一般世帯数	227,804	249,512

表1) 高齢者世帯の推移

「国勢調査」平成17年、平成22年より筆者作成

第2項 相馬市の人口推移と高齢化率

2020年現在、人口約3万4千人の市である。福島県の中では55市町村のうち11番目に人口が多い市である。グラフから総人口の推移は横ばいであるように見えるが、緩やかな減少傾向が続いている（図4）。また、0～14歳の年少人口の減少、65歳以上の老年人口の増加と少子高齢化が進んでいることが分かる（図4）。出生・死亡数のグラフからも、出生数が年々減少し、死亡数が増加し、平成13年以降死亡数が出生数を上回っていることから、少子高齢化影響を読み取ることができる（図5）。今後の人口の推移としては、これから年々人口が減っていくと予測する場合、30年後の2050年には2020年現在より約1万2千人減少し、約2万4千人となる見込みである（図6）。以上のことより、年少人口が減り老年人口が増えていくことで市の平均年齢が年々上がり、人口も減少していくことが分かる。したがって、少子高齢化が急速に進んでいく。相馬市の2015年の高齢化率は、28.2%である。図7のグラフから、八王子市同様高齢化率が年々上昇していることが分かる。2000年の高齢化率が21.9%であるのに対し2015年は28.2%と15年で6.2%増加している。人口が年々減ってきていることや、高齢化率が全国平均の26.6%を上回っていることから、相馬市の高齢化も深刻化していくことがうかがえる。

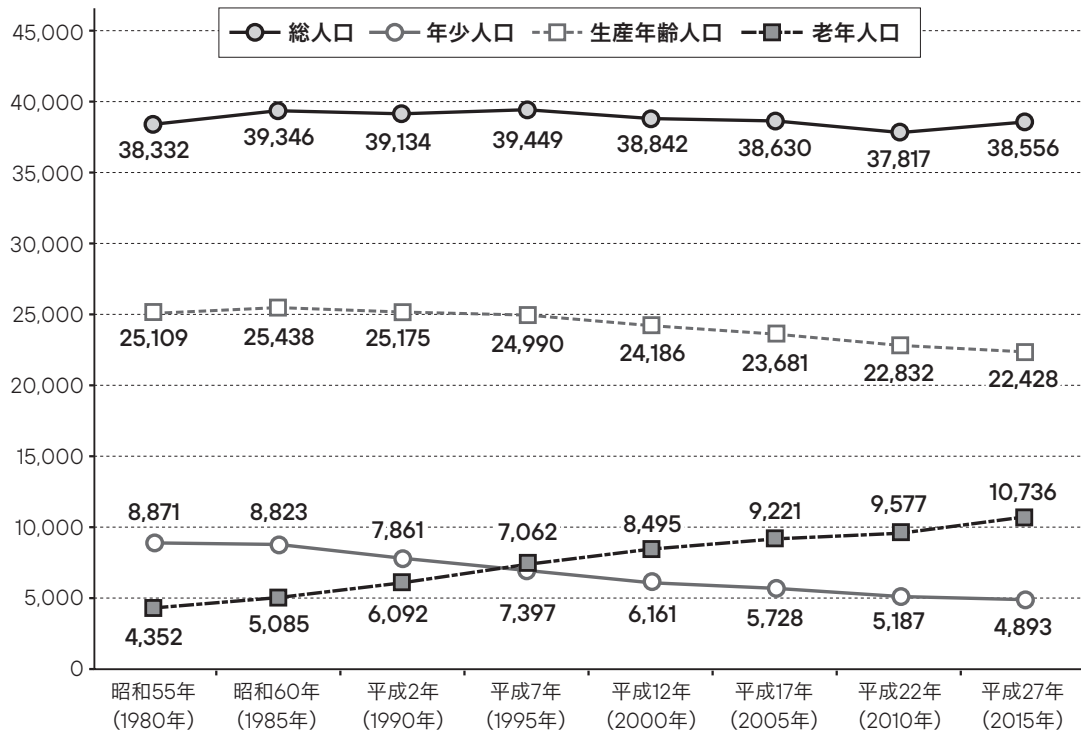


図4) 総人口及び年齢3区分別の推移

出典：相馬市人口ビジョン第2.0版 (P.7)

<https://www.city.soma.fukushima.jp/material/files/group/5/20200529zinkobijon2.pdf>

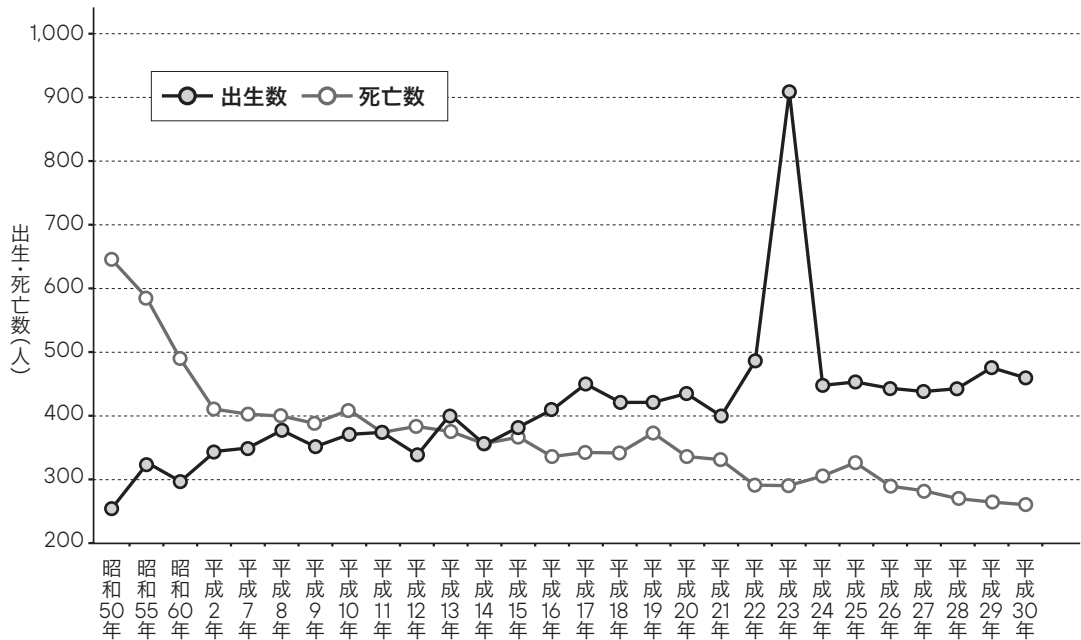


図5) 出生・死亡数の推移

出典：相馬市人口ビジョン第2.0版 (P.11)

<https://www.city.soma.fukushima.jp/material/files/group/5/20200529zinkobijon2.pdf>

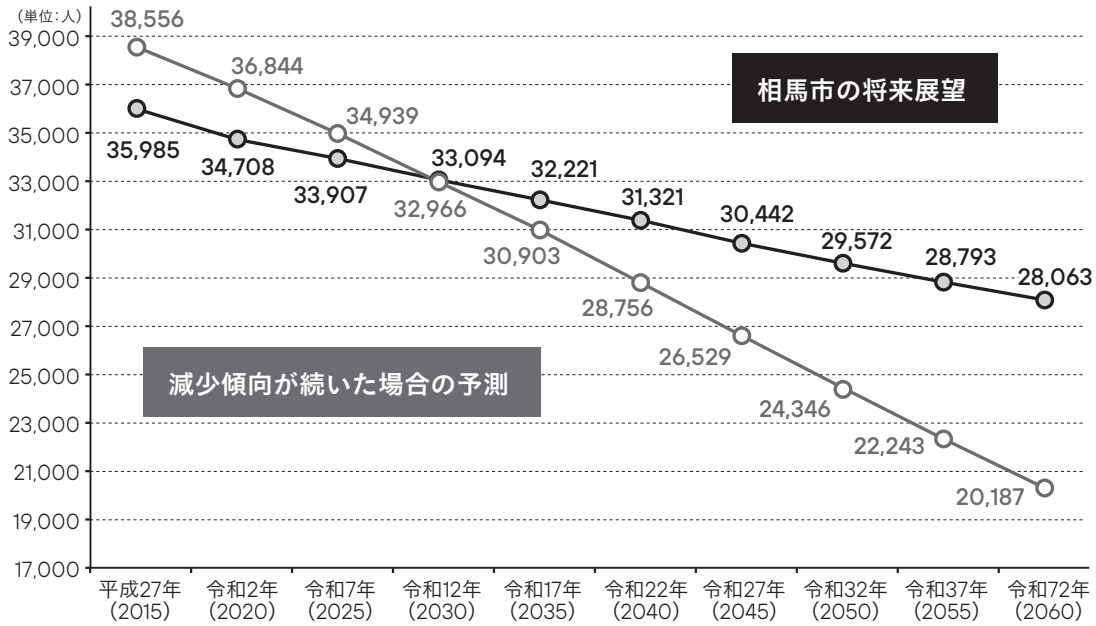


図6) 将来の人口推計

出典：相馬市人口ビジョン第2.0版 (P.30)

<https://www.city.soma.fukushima.jp/material/files/group/5/20200529zinkobijon2.pdf>

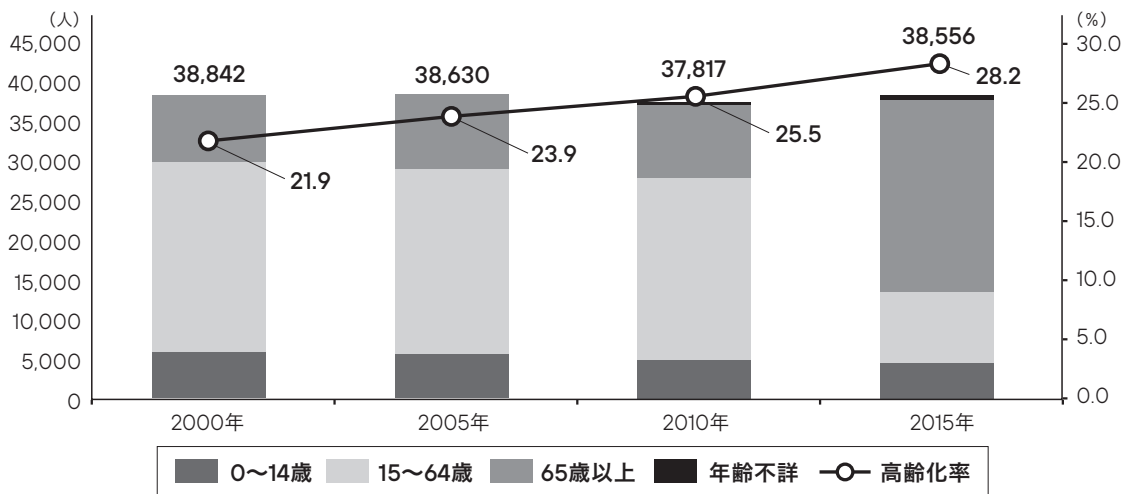


図7) 相馬市の高齢化率の推移

出典：GD Freak! (p.1) <https://jp.gdfreak.com/public/detail/jp010050000001007209/7>

第4節 八王子まつりの歴史と現在

八王子まつりのメインとして、山車祭りがあるが、そもそもなぜ八王子では山車が多く作られるようになり、八王子で山車が有名になったのか。山車研究家の相原悦男は、次のように指摘している。

かつて八王子が街道宿としても織物のまちとしても栄えていたころ、経済的な潤いから旦那衆や町人には山車を造れる基盤と余裕がありました。もちろん、山車を中心として、町の連帯感やコミュニティの活性化につなげていこうという心意気もあったことでしょう。江戸時代には江戸一帯は山車の文化が盛んで

した。八王子もこの流れを受けて山車造りに精を出します。「それに神輿だと担ぎ手が限られますが、山車なら大勢でわいわい曳けますよね。町人同士のつながりを強く意識させてくれる山車は、まさに町のシンボルだったわけです」(hachitopi 2011:2)。

以上のように、江戸で盛んであった山車文化が、経済的に余裕のあった八王子にも流れ込み、八王子の活性化につなげようと八王子市内で多く生産されるようになったことがわかる。また、山車には今のお祭りと同じ地域コミュニティの形成の役割があり、地域の住民同士の絆を深めてくれる効果もあることが分かった。「八王子まつり」は昭和35年、富士森公園で行われた子供たちのためのジャンボリーの際、当時の八王子市長が「市民全体の祭りにできないだろうか」と呼びかけ、翌年第1回の市民祭りが開催されたことがきっかけである。第6回からは花火大会が加わり、第7回には交通安全を祈願する「火の祭り」や夜店の出店が始まり、回を重ねるごとに各種イベントが加わっていった。昭和43年第8回八王子まつり（この年より市民祭りを八王子まつりと改称）には、各町内の山車の引き回しが正式に参加するようになり、上の祭り（多賀神社）と下の祭り（八雲神社）の氏子たちがこの祭りに大きな役割を果たし祭りを大いに盛り上げたことが、八王子まつりの目玉である山車祭りの始まりである。氏子とは、その地域の住民であり、その土地の氏神にお祭りをする人という意味を持つ。2002年から八王子まつりは、「関東屈指のまつり」を目指して大きな改革に着手する。主に、山車や神輿を中心とした伝統行事へと姿を変え、翌2003年には地域伝統芸能活用センター主催の「地域伝統芸能大賞」を受賞した。2008年には、「地球にやさしい八王子まつり」というキャッチフレーズを掲げ、300個の電球を省エネ型にするなど、地球環境に配慮した取り組みを始める。以上のように、八王子まつりは市民祭りを経て、八王子の伝統、文化を最大限に活かしたお祭りとなり、現在に受け継がれている。八王子まつりは、現在も八王子市の中で最大のお祭りとして存続している。八王子まつり実行委員会が主催し、関東屈指の山車祭りとしても名を広めている。メイン会場は、甲州街道駅入り口交差点から追分町交差点までの約1.8キロである。八王子の地域文化の創造と継承、観光産業の振興、市民相互の連携と融和、八王子のイメージ高揚の4点を目的に、毎年8月の第一金曜日を初日とする、金土日の3日間で開催している。主に金曜日は子供の盆踊り大会、氷の彫刻展、土曜日は関東太鼓大合戦、民謡流し、神輿渡しが行われる。最終日の日曜日はお祭りのメインである千貫みこし、山車巡行、山車辻合わせなどが行われる。全身の市民祭りから数えて2019年現在で59回目を迎えた。「八王子まつり」と改称されて以来、観光資源としてのメリットを内外にアピールし、現在まで実施されている。八王子まつりでみられる山車は、



図8) 山車祭りのルート

出典：2019年八王子まつりパンフレット <https://www.hachiojimatsuri.jp/float.html>

全部で19台あり、江戸時代末期に造られた山車もあれば、2008年に造られた新しいものもある。どの町会の山車の彫刻も目を見張るほどの精巧さで、一度に19台もの山車や山車における直国作品のような、芸術作品を見られるのも八王子まつりの醍醐味である。今現在、19台ある山車の中で14台もの山車が市の指定有形文化財に登録されている。

名称	年度	人口	内容
天王社大祭	1659	不明	この年より新町、横山宿、八日宿が氏子に加わり、大祭執行
天王社大祭	1782	不明	本宿、横宿、馬乗宿、寺町が氏子町として加わると記録に残る。
多賀明神祭礼	1819	不明	八幡宿山車人形が新調
(名称不明)	1822	不明	多賀明神祭礼の仮宮を八幡宿に置くと書き残される
(名称不明)	1824	不明	八幡宮、天王社が焼失。八日市、横山宿などの山車も焼失
(名称不明)	1863	不明	大横町山車人形新調
}			
(名称不明)	江戸末期	不明	多賀神社に六角宮神輿の額が奉納
第1回市民祭	1961	約16万人	「3万人の夕涼み」と銘打って8/26のみ富士森市民球場で開催
第2回市民祭	1962	約17万人	「5万人の夕涼み」と銘打って8/11開催
第4回市民祭	1964	約19万人	主催会場を甲州街道に移してパレード中心の催しに
第6回市民祭	1966	約21万人	市制50周年記念行事 7/30-1週間開催
第7回市民祭	1967	約22万人	夜店の出店始まる 火の祭り開催
第8回八王子まつり	1968	約23万人	「八王子まつり」に改称各町内の山車引き回しが正式参加
第9回八王子まつり	1969	約24万人	太陽踊りができる
}			
第18回八王子まつり	1978	約36万人	多賀神社千貫みこしが72年ぶりに渡御
第19回八王子まつり	1979	約37万人	関東太鼓大合戦開催
第20回八王子まつり	1980	約38万人	姉妹都市の日光、苫小牧市長が初参加
第22回八王子まつり	1982	約39万人	最終日台風により初めて中止
八王子まつり	2002	約53万人	山車や神輿を中心とした伝統行事になる
八王子まつり	2003	約53万人	地域伝統芸能大賞を受賞
八王子まつり	2008	約55万人	全国祭りポスター展開催。提灯の電球300個を省エネ型に
八王子まつり	2016	約75万人	Largest Bon Dance 2130人で踊る民謡流しがギネス世界記録に認定される
八王子まつり	2019	約80万人	令和初の開催

表2) 八王子まつり略年表

出典：八王子市公式ホームページ、八王子まつり実行委員会ホームページより筆者作成

第5節 相馬野馬追の歴史と現在

相馬野馬追は、現在の千葉県、当時の下総の国で始まった。関東地方の豪族であった平将門は、貴族の時代を終わらせ武士の時代を作るため、939年に平将門の乱を起こす。軍事訓練として、当時の流山、柏、松戸、船橋、鎌ヶ谷の広大な原っぱで野生の馬を捕まえ、神様に馬を奉納していた。奉納していた神様は、平将門が信仰していた妙見菩薩であった。妙見菩薩とは、北斗七星と北極星を神格化したものである。北極星は北の空に構え動かず、北極星を中心に北の空は回っているため力のある強い星であるということから、当時から軍事の神様として人気があった。また、北極星を取り巻いて動いている1番近い星が北斗七星であったため、北極星と北斗七星を妙見菩薩という神様に見立てた。以上のように、平将門が軍事訓練で捕まえた

馬を、軍事の神様として人気のあった妙見菩薩に奉納することが野馬追の起源とされている。現在の相馬家も妙見菩薩を信仰しており、家紋は妙見菩薩をデザイン化した九曜紋を使用している（図9）。星の数が9つあり、真ん中の大きな丸が北極星、周りの8つの丸が北斗七星を表している。では、そもそもなぜ現在の相馬地方で野馬追が始まり、相馬家の祖先が平将門であるといわれているのか。1189年の奥州合戦で、源氏の家来である千葉家が手柄を立て奥州藤原家に勝利し、源頼朝が鎌倉幕府を作り上げた。戦に勝った源氏は家臣であり、戦で活躍した千葉家に領地を与えた。千葉家の次男である千葉師常（もろつね）は、現在の南相馬市原町区、小高区の領地を与えられた。これが相馬地方の始まりである。当時の下総の国に相馬という地名の御厨（みくりや）と呼ばれる土地があった。大きな神社などに奉納するための土地であり、相馬御厨で採れた米や麻、絹、馬などの産物は全て伊勢神宮等の神社に奉納された。相馬御厨の土地は千葉家が所有し、治めていた。千葉家の次男である千葉師常が相馬御厨の土地を相続したことで、千葉師常は相馬御厨の土地の名前をとって相馬師常と名乗るようになった。相馬師常には後継ぎがいなかったため、平師国の養子に入る。このことで、相馬家は平将門の直系の子孫となり、相馬家のご先祖様は平将門となった。しかし、平将門の子孫であるという明確な資料はなく、口承での言い伝えである。初代相馬師常から5代相馬師胤（もろたね）までは関東に拠点を置いていたが、6代相馬重胤（しげたね）から現在の相馬地方に移り住んだ。その際に、先祖である平将門が信仰していた妙見信仰と野馬追も相馬地方に持ち込み、取り入れ始めた。野馬追には馬を捕まえる軍事訓練と、それを妙見菩薩に奉納する2つの意味がある。これら2つを合わせて行う行事を野馬追と呼ぶようになり、相馬地方で行われるようになったことから相馬野馬追と呼ばれるようになった。6代相馬重胤が初めて住んだ場所は、現在の福島県南相馬市原町区の太田神社付近であった。その後すぐに、南相馬市小高区の小高神社がある場所に住み始めた。時が経ち江戸時代初め、17代相馬利胤（としたね）のころに、相馬地方、相馬藩と呼ばれる地域が領地として出来上がっていた。そのころ力をつけ始めていた伊達政宗に相馬地方を取られないために、伊達藩と相馬藩の境界に引っ越しをした。それが現在の相馬中村神社である。相馬太田神社（南相馬市原町区）、相馬小高神社（南相馬市小高区）、相馬中村神社（相馬市中村）が現在まで神社として残っており、相馬三妙見と呼ばれ、野馬追を行う上で大切な場所となっている。相馬藩は、平将門が始めた野馬追を時代の流れとともに改良、改革を重ね絶やすことなく現在まで引き継いできた。中でも19代相馬忠胤（ただたね）、21代相馬昌胤（まさたね）の時代には様々な改革を行い、現在の野馬追に通じるスタイルが出来上がった。江戸時代が終わり明治時代に入ったころ、廃藩置県が行われたことで新しい時代が始まり、野馬追の一千年の歴史の中で大きな分岐点となった。それまでは、相馬藩が軍事訓練として行い、信仰している妙見菩薩に馬を奉納し、市民の安寧を祈るという流れが野馬追であったが、廃藩置県により主催者である相馬藩が廃止されてしまった。しかし、平将門から一千年以上続く野馬追をここで止めてしまうわけにはいかないという思いから、太田神社、小高神社、中村神社の相馬三妙見が中心となりスタイルを変えて行うこととなった。江戸時代までは馬を捕まえる軍事訓練であったが、明治時代からは馬を捕まえる代わりに、打ち上げた旗を馬に乗ったままとる（つかまえる）神旗争奪戦へと変化した。伝統は受け継ぎつつも、時代に合わせたスタイルを見つけて現在まで続いてきた。しかし、藩中心の野馬追から神社中心の野馬追、そして現在まで平将門が始めた野馬追以来変わらない唯一の神事がある。それは、相馬野馬追3日目に行われる野馬懸（のまかけ）である。野馬懸は、御小人という役割の若者が裸の馬を捕まえ小高神社に奉納するものである。3日間の中で1番知名度が低いとされているが、一千年形を変えずに行われているこの野馬懸こそが、貴重であるとして昭和53年5月22日に国の重要無形民俗文化財に指定された。野馬追精神の根とも言える野馬懸が野馬追の野馬追た

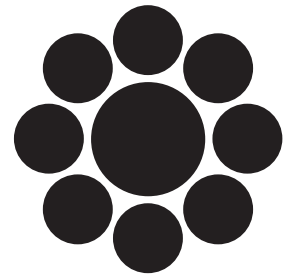


図9) 九曜紋

る由縁である。現在の相馬野馬追は、7月最終週の土曜、日曜、月曜の3日間で開催している。初日は相馬中村神社、相馬太田神社、相馬小高神社の各妙見神社で出陣が行われる。出陣の準備が整うと、旧相馬中村藩の藩主総大将が出陣を命じ軍者の振旗を合図に螺役が螺を吹き出陣する。宇多郷のお行列は、総大将のほか、先頭から御先乗、軍者、御使番、功労者、神名旗、供奉纏（くぶまとい）、纏奉行（まといぶぎょう）、鳥毛、熊毛など48もの役とそれぞれの旗、甲冑、道具を身につけ相馬中村神社を出発する（写真1）。北郷（南相馬市鹿島区）陣屋では、副大将中心に侍大将、副軍師がそろい整列して総大将をお迎えする。総大将訓示後、宇多郷、北郷が雲雀ヶ原祭場地向かい進軍する。午後2時には、雲雀ヶ原祭場で、白鉢巻きに陣羽織、野袴姿の騎馬武者たちによる1周1,000mの宵乗り競馬が行われる。その後、宵乗り軍者会が行われ、初日が終わる。2日目の日曜日は、9時30分の花火を合図に陣螺、陣太鼓が鳴り響き宇多郷、北郷、中ノ郷、小高郷、標葉郷の5郷500余騎の行列が雲雀ヶ原祭場地向かいと繰り出す。500余騎の騎馬武者の威風堂々、豪華絢爛なお行列は動く文化財とも言われる。正午、雲雀ヶ原祭場に到着した行列は、兜を脱ぎ白鉢巻きを締めた若武者が先祖代々の旗をなびかせ、人馬一体となる甲冑競馬が始まる（写真2）。午後1時、山頂の本陣から戦闘開始の陣螺が鳴り響くと、満を持していた騎馬武者たちが雲雀ヶ原一面に広がる。打ち上げられた花火が炸裂し2本の御神旗が舞い降りてくると、数百騎の騎馬武者たちが旗の方向へと行き、鞭を振りかざし旗を奪い合う。花火2発御神旗40本が打ち上げられ雲雀ヶ原祭場は最高潮に達する（写真3）。最終日の月曜は、昔の名残をとどめている唯一の神事である野馬懸けを行う。騎馬武者数十騎が裸の馬を追い込み、白鉢巻きを巻いた御小人たちが多くの馬の中からおぼし召しにかなう馬を素手で捕まえ神前に奉納する（写真4）。この野馬懸をもつて3日間にわたる相馬野馬追は幕を閉じる。



（写真1）お行列

出典：南相馬市観光情報サイト
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/tourist/events/nomaoi/index.html>



（写真2）甲冑競馬

出典：ふくしまの旅福島県観光情報サイト（2017年）
<https://yahoo.jp/AAVB11>



（写真3）神旗争奪戦

出典：南相馬市観光情報サイト
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/tourist/events/nomaoi/index.html>



（写真4）野馬懸

出典：南相馬市観光情報サイト
<https://www.city.minamisoma.lg.jp/tourist/events/nomaoi/index.html>

日程	行事	場所
7月最終土曜日	出陣	相馬中村神社 相馬太田神社 相馬小高神社
土曜日	総大将お迎え	北郷陣屋（南相馬市鹿島区）
土曜日	宵乗り競馬	雲雀ヶ原祭場地
日曜日	お行列	野馬追通り（南相馬市原町区）
日曜日	甲冑競馬	雲雀ヶ原祭場地
日曜日	神旗争奪戦	雲雀ヶ原祭場地
日曜日	お上がり行列	相馬市
月曜日	野馬懸	相馬小高神社

表3) 現在の相馬野馬追

出典：八王子市公式ホームページ、八王子まつり実行委員会ホームページより筆者作成

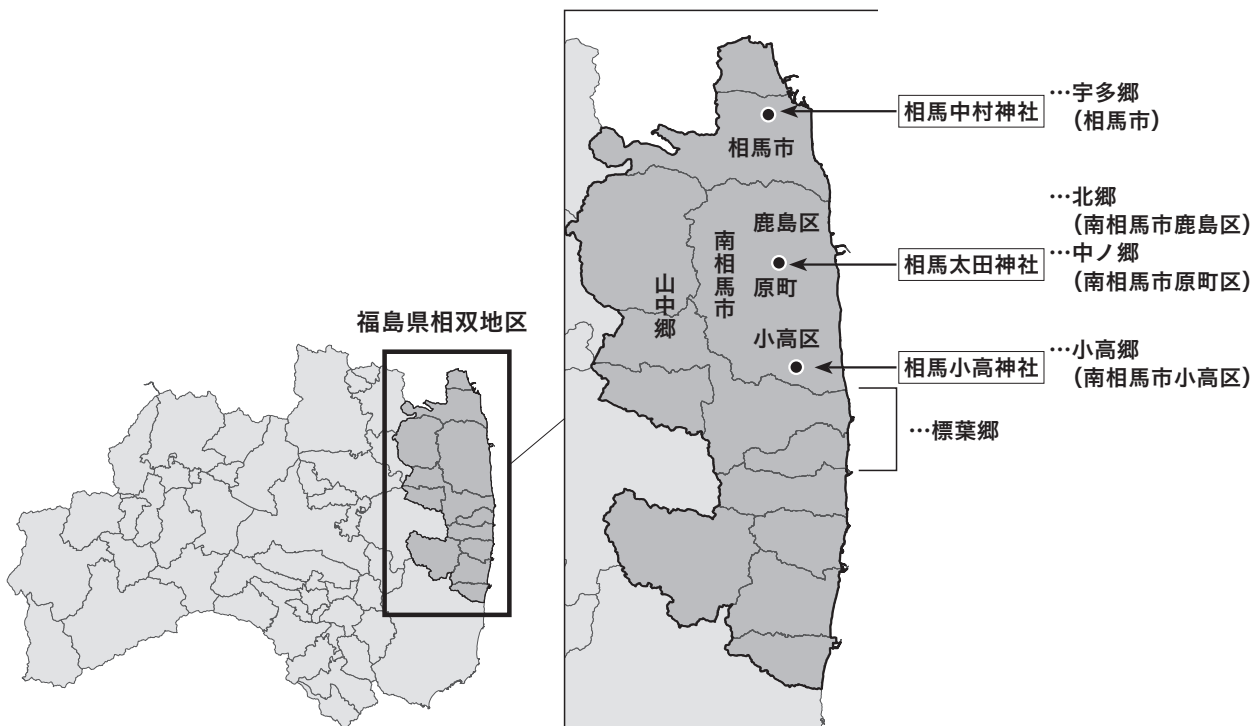


図10) 相馬野馬追の開催場所

出典：福島県相双地区地図

<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=ae1%2bvvvX&id=E95FF233BDAA5982477AC19453D5F1EB6886ADD4&thid=OIP.ae1-wvX8uCPcFll7fGvggHaGH&mediaurl=https%3a%2f%2fimage.jimcdn.com%2fapp%2fcms%2fimage%2ftr ansf%2fdimension%3d520x10000%3aformat%3dgif%2fpath%2fs8dc9a3c701d620f8%2fimage%2fie7804bb742e226eb%2fversio n%2f1463076410%2fe6%9d%b1%e5%8c%97%e9%9b%bb%e6%b0%97%e7%ae%a1%e7%90%86%e6%8a%80%e8%a1%93%e8 %80%85%e5%8d%94%e4%bc%9a%e7%a6%8f%e5%b3%b6%e7%9c%8c%e6%94%af%e9%83%a8.gif&exph=430&expw=520&q =%e7%a6%8f%e5%b3%b6%e7%9c%8c%e7%9b%b8%e5%8f%8c%e5%9c%b0%e5%8c%ba&simid=608004083762859287&ck=E C07E16E30F1EB7B4EFB4AEB87273E45&selectedIndex=6&FORM=IRPRST&ajaxhist=0>

第3章 問題設定

第1節 比較軸

今回の論文を執筆するにあたり、300年以上続くお祭りをピックアップした。300年以上続くお祭りの中でも、人口が50万人以上の「都市」と人口5万人以下の「地方」に分別し、お祭りの存続について検討する。そこで、「都市」のお祭りを八王子市で開催される八王子まつり、「地方」のお祭りを相馬市で開催される相馬野馬追とし、同じ項目において比較を行う。

第2節 仮説：都市のお祭りも地方のお祭りも少子高齢化の影響を受けている

「都市と地方のお祭りの存続について」という研究テーマと、以上の先行研究より「都市のお祭りも地方のお祭りも少子高齢化の影響を受けている」という仮説を立てた。八王子まつり、相馬野馬追どちらのお祭りも時代に合ったスタイルを確立させ、現在まで途切れることなく続いてきたが、今後の存続において重要になってくるのは「少子高齢化」という問題であると考え。そこで、1. 観光資源としてのお祭りについて、2. 実行委員会・執行委員会の概要、3. お祭りの担い手の数の変化、4. お祭りの規模、活気、5. お祭りの費用、6. お祭りを存続していくための伝統継承の6点から、「都市」のお祭り八王子まつりと「地方」のお祭り相馬野馬追の存続と少子高齢化の影響について検討していく。また、都市と地方のお祭りの比較から、人口の違いがお祭りに与える影響を明らかにする。以上のことより、「都市のお祭りも地方のお祭りも少子高齢化の影響を受けている」という仮説を立てた。

第3節 データ

前述の「都市のお祭りも地方のお祭りも少子高齢化の影響を受けている」という仮説を研究するにあたり、以下のデータを参考に進めていく。八王子まつりのデータとして、追分町町会長、八王子まつり実行委員会副委員長の戸田さんに2019年11月23日に行ったインタビューデータを使用する。戸田さんは、八王子市追分町で育ち、幼少期から八王子まつりに参加してきた。そんな戸田さんだからわかる八王子まつりについてお話を伺い、八王子まつりについての学びを深めることができた。また、八王子まつりのホームページ資料も参考にする。相馬野馬追のデータとして、2020年11月16日の立谷秀清相馬市長へのインタビュー、2020年9月30日、10月20日宇多郷騎馬会組頭遠藤真さんへのインタビュー、2020年9月3日、23日相馬看護専門学校局長紺野薫さんのインタビューのデータを使用する。普段なかなかお聴きすることができない貴重なお話が多くあり、学び多いインタビューとなった。また、相馬市役所ホームページ資料、野馬追執行委員会ホームページ資料も参考にする。

第4章 八王子まつりと相馬野馬追の今後の存続についての諸相

第1節 観光資源

観光資源とは、「人々の観光活動のために利用可能なものであり、観光活動がもたらす感動の源泉となり得るもの、人々を誘引する源泉となり得るもののうち、観光の対象と認識されているもの」（日本交通公社）である。その中でも、八王子まつりや相馬野馬追は「寺社や市町村あるいは各種団体が開催日を決め、年中行事として行われているもののうち、観光的に魅力あるもの」（日本交通公社）として定義される。「八王子まつりを八王子市の観光資源として考えている」（戸田さん）。「相馬野馬追は相馬市の観光資源として良いと思う」（紺野局長）。以上のコメントから検討を進める。観光とは、「住んでよし、訪れてよしのまちづくり」。これは平成15年に内閣に設けられた観光立国推進会議の提言の中にある言葉である。観光資源を活かした観光を提案することで、その地域に住む人々にとっても、その街を訪れる観光客にとっても過ごしやすく、豊かな街になることが期待される。お祭りを市の観光資源として考え、市の観光の目玉とすることで、その市に住む人にとっても、お祭りを見に来る観光客にとっても、良いまちとしてあり続けることができる。また、観光資源がまちにもたらす経済効果も期待できる。須田寛は観光の経済効果について、次のように指摘している。

観光消費が経済にもたらす直接・間接の効果はきわめて大きいことは数字を見ると明らかです。なお以下の数字は旅行消費額等から算出したものです。したがって、ビジネスによる宿泊等の場合の消費も含まれますが、観光のウエイトがきわめて高いと考えられるので観光の経済効果として考えるのが普通です。…さらに、観光の消費額の波及効果を調べると、52.9兆円の巨額にのぼり、雇用効果は442万人であることが示されています。この52.9兆円という数字は日本のGDPの5.6%に当たります。…数字だけから見る限り、観光は日本の基幹産業といって良い大きな経済効果を持っています（須田2009：19—20）。

総額 23.5兆円 (100%)	①宿泊旅行	15.7兆円 (66.6%)
	②日帰り旅行	4.7兆円 (20.1%)
	③海外旅行	1.7兆円 (7.4%)
	④訪日外国人旅行	1.4兆円 (5.8%)

表4) 観光消費額とその構成（平成18年度）

出典：須田寛（2009）P.20

以上のように、観光によってもたらされる経済効果はまちにとってとても大きなものになることが予測できる。観光資源としてお祭りをアピールする八王子市、相馬市にとっても、観光客が市に足を運び、モノを買い、宿泊することで良い経済効果を期待することができる。このような観光が果たすべき役割、機能について須田寛は次のように指摘している。

第一に「観光」と「文化」、「観光」と「経済」、「観光」と「まちづくり」が、それぞれ密接につながっており、いわば表裏の関係ともいえる強い相互補完の関係があることです。第2に、さらに進んで「観

光」は広義の「文化」であり、また「観光」は「経済」活動の一部でもあり、さらに「観光」は「まちづくり」そのものとなりつつあるということでした。つまりこの両者はしだいに一体となって、社会経済活動の基盤を構成しつつあると言っても過言ではありません。すなわち観光は社会経済の諸機能を結びつけるものであり、また諸機能の原動力や基盤でもあります。われわれはこのように観光を幅広い立場に立って分析し、受け入れ体制を整え、その機能を社会の発展のために活かさなければなりません（須田2009：25-26）。

以上のことから、観光と経済効果は表裏一体の関係であり、観光がまちづくりそのものとなってきていることが分かる。お祭りを市の観光資源と考えることによって、お祭りを活性化させ、人を多く呼び込むことで、祭りを開催する責任や、町民同士のつながりが八王子、そして相馬のまちづくりそのものとなっていることが考えられる。また、観光を構成するものとして、須田は以下のように述べている。

観光は次の諸要素で構成されています。①「観光客」観光の主体、すなわち観光する人のことを言います。観光客とは観光を主として経済活動としての側面から見て、経済活動の当事者として捉えた場合の表現です。②「観光動機」観光客が観光しようとする気になる動機のことを言います。すなわち観光客に観光を行おうとする行動をとらせようとするきっかけのもので、観光客の心の動きが中心です。③「観光（支援）基盤」観光行動を支援し、その効果をより高めるものをいいます。その機能、サービスの存在が観光客の観光動機を刺激することもあります。宿泊、交通、情報等がこれに当たります。観光インフラとも言います。④「観光資源」観光客にとって観光行動の対象となるものです。そこから観光客が一定の観光効果を得た場合、それは観光資源として認められます（須田2009：46-47）。

以上のことより、八王子市、相馬市の観光の諸要素について考える。①の「観光客」は市を観光しようと思訪れる人である。お祭りに置き換えてみると、毎年訪れる来場者のことである。八王子まつりの来場者数は、市民祭りを経て、八王子まつりが始まって以来増え続けている（図11）。年々衰退傾向のある日本のお祭りにおいて、来場者数が増え続けている八王子まつりは特殊であると感じた。近年は猛暑の影響により、以前ギネス世界記録に認定された八王子まつりの見どころでもある民謡流しなどの中止に伴い来場者数が一時減少したが、近年はほぼ横ばい、少々の増加傾向である。また、八王子まつり略年表より第1回の市民

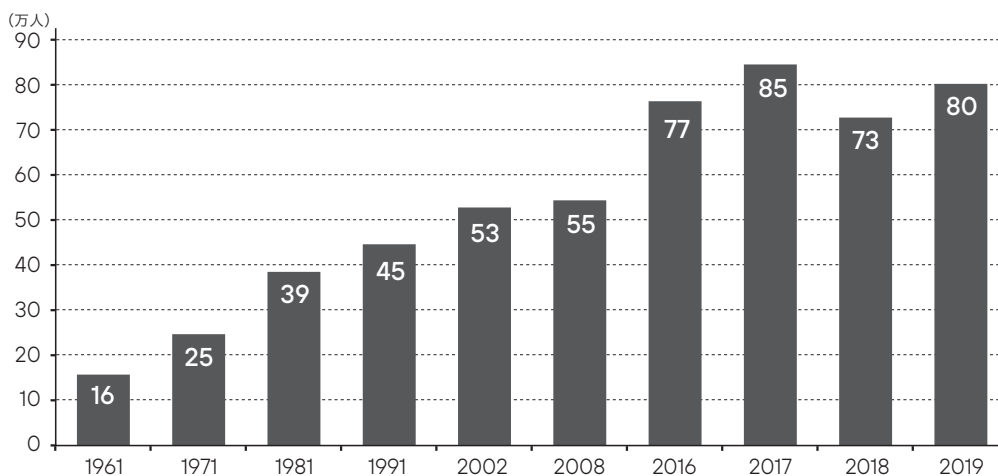


図11) 八王子まつりの来場者数の変化

出典：八王子トピックスを基に筆者作成

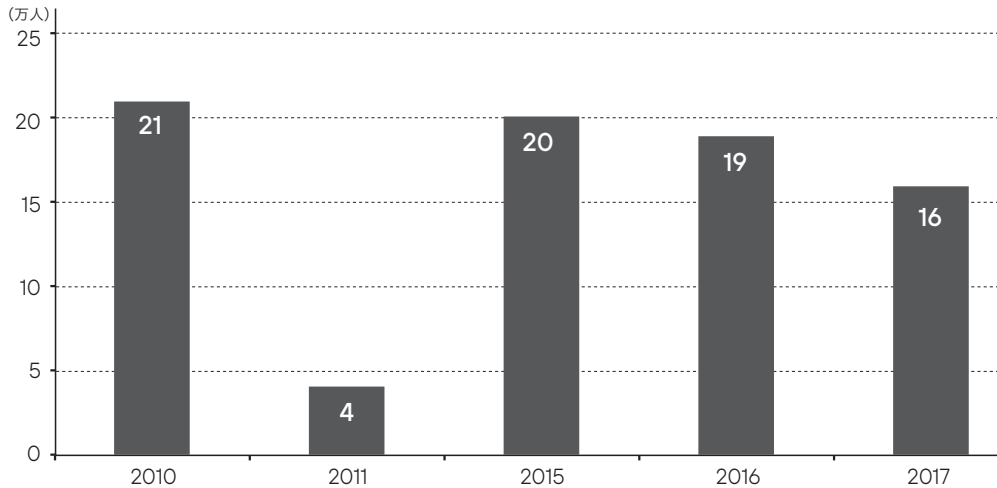


図12) 相馬野馬追の観光客数

出典：福島県観光客入込状況を基に筆者作成

祭りから来場者数は現在に至るまで増え続け、約4倍にまで増えている。観光客の減少や伝統継承困難のために衰退していくお祭りが多いため、八王子まつりは図の11からもわかるように、年々増加の傾向にある。対して相馬野馬追の観光客数は、年々減少している傾向にある（図12）。2011年は、東日本大震災と東京電力福島の影響により相馬市のみで開催されたため、観客数が大幅に減少している。八王子まつりとは、逆の現象となっている。②の「観光動機」においては、観光客の心を引き付けるものとして、電鉄会社のPR活動や、お祭りのポスターなどがあげられる。また、八王子まつりでは2003年に受賞した地域芸能伝統大賞や、電球を省エネ型にするなどの環境に配慮した政策、民謡踊りを大人数で行いギネスに登録させようという催し。相馬野馬追では、岩沼駅—原ノ町駅間の常磐線、一ノ関駅—新白河駅間の東北本線、仙台駅—山形駅間の仙山線において相馬野馬追のラッピング列車を運行していることや、うちわや手ぬぐいなどの相馬野馬追グッズを販売していることも、観光客に観光を行おうとさせる行動につながる観光動機であると考えられる。③の「観光基盤」は、八王子駅、相馬駅につながっている、JR 東日本や京王電鉄が挙げられる。④の「観光資源」としては、八王子市では高尾山や、夕焼け小焼け、相馬市では松川浦及び尾浜海水浴場、そして、今回の主体となる八王子まつり相馬野馬追も含まれる。これらのことから、八王子市及び相馬市には観光の諸要素である資源や基盤があるが、都市と地方の違いも存在する。大きな違いとして、①「観光客」として重要となる人口が挙げられる。八王子まつりでは民謡祭りを2000人以上で踊ることで世界記録に挑戦

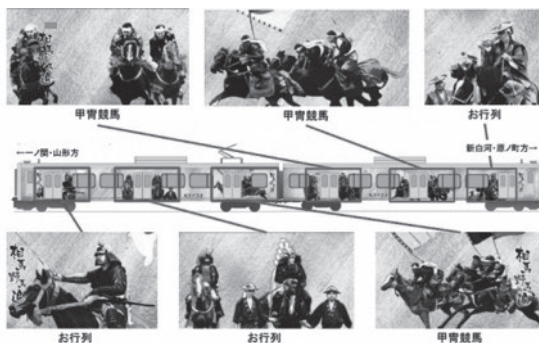


写真5) 相馬野馬追ラッピング車両

出典：JR東日本水戸支社

www.jrmito.com/press/180518/press_02.pdf



写真6) 野馬追ラッピングバス

出典：東北アクセス

<https://yahoo.jp/7ALrdp>

した。人を集めるために八王子市民はもちろん、近隣の立川市や多摩市の方にも呼びかけを行いギネス記録に挑戦した。このように、都市では周りの市区町村も人口が多く人を集めやすい環境が整っている。また、③「観光基盤」である人を集めるための手段にも違いがある。相馬市ではJR常磐線が通っているが、八王子市はJR中央線、中央本線、横浜線、八高線、川越線、相模線、そして京王線が存在する。人を集めるための手段が多く備わっている。以上のことより、都市の八王子市と地方の相馬市には観光の要素となる資源が同じく存在するが、人口や交通手段の規模に違いが生じていることが分かる。

第2節 実行委員会・執行委員会

【八王子まつり】

初めに、八王子まつりを運営している八王子まつり実行委員会について調査する。八王子まつり実行委員会は、実行委員長をはじめ、山車、神輿を担当する部会、交流、親睦部会、協賛、広告宣伝部会、防火、防災部会、環境美化部会、警部交通部会、など多方面にわたり八王子まつりを運営するにあたって様々な活動を行っている。また、八王子まつりにおける露店の方とのやり取りも八王子まつり実行委員会が行っている。八王子まつりに出店している出店は、露天商の方が出店している。「露天商てのは、プロの出店の人。八王子市外から来てる人。約260店以上の出店がある。八王子の甲州街道の商店の人も店を出しているけれど、商店の人は八王子商工会議所を通して店を出している。だいたい130店から140店くらい出ている」(戸田さん)。以上のように、出店に関しては八王子市内外から多くの方が店を出店している。八王子市外の露天商の方の管轄は、八王子まつり実行委員会が担っている。また、戸田さんによれば、八王子まつり実行委員会は「1年間を通して活動している。ほんとに休みなくやっている。八王子まつりが終わったばかりだけど、今年の決算の会議が終われば、もう来年の八王子まつりに向けての集まりが始まってくる」(戸田さん)。このように、八王子まつり実行委員会は、通年で八王子まつりの運営について話し合いを重ね、毎年八王子まつりを存続させ、継承している。実行委員会はそれぞれの町会の町会長や、代表から構成され約50名在籍している。八王子まつりを存続していくにあたり欠かせない存在である。

【相馬野馬追】

次に、相馬野馬追を取り仕切っている相馬野馬追執行委員会について調査する。相馬野馬追執行委員会は、相馬市をはじめ、南相馬市、新地町、飯舘村、浪江町、大熊町、双葉町の7市町村で構成されている。八王子まつり執行委員会の構成員の主体は、町会長をはじめとするお祭りの出場者や関係者であったが、相馬野馬追執行委員会は自治体が主体となっている。では、なぜ自治体が主体となっているのだろうか。

野馬追の1番のコアな部分は妙見様、神様に馬を奉納して世の中の幸せをお殿様が祈るという事に変わりはないんだけど、今現在は神事だけではなくて、観光、お祭りのイベントが加わっているので、主催は3妙見社の神社だけれど、神社だけには任せておけない、頼りがいがないから任せていけないというわけではなくて、お客様を呼び込んだりすると、どうしても市役所とか行政の力がなくて何もできないので、執行委員会は行政主体で組織されている。(紺野局長)

相馬野馬追の要素ってのは、相馬家と、神社と兵隊たちの3社5郷。3社は中村、太田、小高。5郷は宇多郷、北郷、中郷、標葉郷、山中郷。その中心は相馬家なんだよ。相馬家の神事なんだから。けど、この3社5郷で野馬追を継続していく力はない。だから、行政が執行委員会という野馬追の継続を図るため

の一種の行政組織だよな。これを作ってやりだすようになった。おそらく、明治以降だよ。野馬追の主権者は執行委員長なんだよ。執行委員会としてやっているんだから。野馬追をするぞというのは相馬家なんだよな。相馬家の神事なんだから。野馬追の行事一連を、行事を担っているのが執行委員会なんだ。(立谷秀清相馬市長)

以上のように、相馬野馬追の継続の強化を図るために相馬野馬追執行委員会は自治体を中心となり、「相馬野馬追に関する一切の運営並びに充実強化を図ることを目的とする」(相馬野馬追執行委員会)として、活動している。また、相馬野馬追は相馬野馬追執行委員会のみでなく、相馬野馬追そのものを保存していく活動を行っている相馬野馬追保存会や、各郷ごとに組織がある。様々な組織が存在し相馬野馬追の存続、継承に欠かせない存在となっている。以上のことから、お祭りに実際に参加する、携わる市民が中心となりお祭りを運営している八王子まつり、お祭りを支える市町村が中心となりお祭りを運営している相馬野馬追のように、運営を行う立場の違いが分かった。

第3節 担い手の数

全国のお祭りでは、お祭りを担う人手が減っているのが現状である。全国には約30万件の祭りが存在する。古くからある農村地域では豊作祈願など、毎年決まった時期に決まった所作で行うのが主である。また、地域行事の祭りは地域住民の運営によって継続されてきた。しかし、過疎化や地域の住民の減少、日常のライフスタイルの変化や多様化、そして、少子高齢化が拍車をかけ祭りの担い手不足が課題となってきている。

【八王子まつり】

八王子まつりの担い手の数について、戸田さんは以下のように指摘している。

昔の方が圧倒的に子供が多いから、当然今よりもっと山車の引手はたくさんいた。だんだんだんだんと山車を引く人、神輿を担ぐ人が少なくなってきている…小さい頃は、山車を引く縄に触れられないくらい人がたくさんいて混みあっていた。縄を引くと手が真っ黒になるんだよ。今では1人が両手で引いても縄が余るくらい人がいない。これからこの問題が大変になってくるだろうね。子供がいないからしょうがないんだけど。(戸田さん)

以上のように、八王子まつりにおいても、少子化による担い手不足が深刻になっていることが分かる。地域住民のみではお祭りの担い手が十分ではなくなってきている状況である。日本三大祭りの1つとして知られる、神田祭でも担い手不足は例外ではない。2015年には、神輿の参加者を一般公募し参加者の数を増やすことによって、神輿の担ぎ手を集めた。では、八王子まつりでは担い手の数を確保するためにどのような政策を行っているのか。

八王子の近くにある外国人センターから外国人を引っ張ってきて山車などを引いてもらっている町会もある。ただ、追分町はまだ山車を引く外国人が10人程度で少ない方。外国人が増えることでもなかなか思うようにはいかない。外国人に手伝ってもらうにしても、ここまで来るまでのバス代、昼食代を出さなきゃいけない。予算がないから難しい。(戸田さん)

以上のように、八王子まつりでは、少子高齢化による担い手不足を補うために地域の外国人に手伝ってもらって仕事を利用していることが分かった。主な外国人は若い留学生が多い。このことは、八王子市が学園都市であることが関係している。今後、少子高齢化が本格化していくことが予想できる八王子であるが、学園都市であるという特徴を活かすこと若者を多く集められると感じた。しかし、若者を多く集めることができても、昼食代や交通費などの資金の問題が絡んでくる。

【相馬野馬追】

相馬野馬追の担い手の数、出場騎馬数において以下のように指摘している。

従来、野馬追には親や親戚の縁で特定の人々が出てきた。加速する少子高齢化を踏まえると、「どうしてもしりすばみになってしまう」(『福島民報』2020年10月4日朝刊8ページ)

今は、うちの行政区から野馬追に出ている人はいない。でも、おじいさんの代のときは世帯数が35軒あって、そのうちの3分の2は野馬追に出ていた。当時はね。明治、大正、昭和の初期のころ。出やすい環境で、なんでかって言うと、農作業に必要な牛とか馬とかを農機具の代わりに使っていたから。各家庭に馬がいて野馬追に出やすい環境があった…昔の時代だと百姓をやっている野馬追に出るのが普通だったんだけど、今はもう時代が、文化が変わった。農機具が進めば必然的に馬も牛もいらなくなって、出場する騎馬武者も減るといことよ。担い手の減少は、少子化、高齢化の影響もあるけれど、時代の変化もあるよね。(遠藤さん)

以上のように、相馬野馬追においても少子化、高齢化、そして農業の機械化などの時代の変化における出場騎馬数の減少、担い手不足が深刻化していることが分かる(図13)。東北三大馬市に数えられるほど有名であった、つがる市馬のせり市も例外ではない。農業の機械化が進むにつれて農耕馬は減少し、馬市は衰退していった。では、相馬野馬追では担い手の確保、馬の確保をするためにどのような取り組みを行っているのか。

担い手の確保として、紺野局長、遠藤さんは以下のように指摘している。

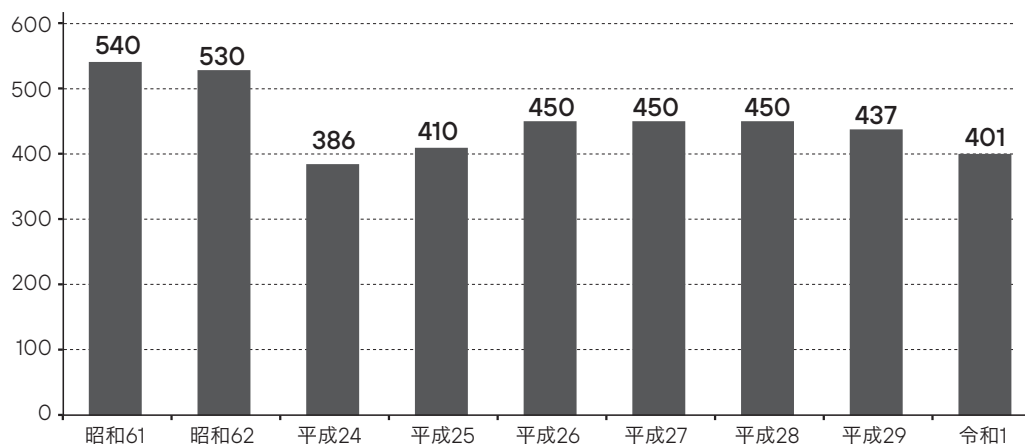


図13) 出場騎馬数の推移(騎)

出典：『相馬市政だより』(1986,1987),『福島民報』(2012-2017,2019)

騎馬武者だけでなく、青年隊とかも出て伝統を絶やさないように試行錯誤している。子供たちを集めて、段ボールで鎧を作ってそれを着て野馬追の行列に参加するというのも青年会でやっている。昔はそんなことはなかったんだけどね。…段ボールで鎧を作って子どもたちが参加することで、お祭りを通しての世代間交流の場にもなるし、伝統行事に参加して、将来の野馬追の参加のきっかけにもなって、担い手の育成にもつながるかもしれない。(紺野局長)

宇多郷騎馬会として、子ども乗馬体験とか1日騎馬武者体験という行事をやっている。後継者、担い手の育成のために馬に興味を持ってもらう、野馬追に興味を持ってもらうって言う行事に取り組んでいる。で、親御さんが子どもと一緒に来るわけよ。乗馬体験に来る子供たちは野馬追に出たい！という子供たちが多いいけれど、親御さんたちはお金の面で出せないなと渋い顔をする。(遠藤さん)

以上のように、相馬野馬追では、少子化による担い手不足を補うために実際に、子どもに野馬追に参加してもらい試みや、乗馬体験を通して馬と触れ合い、興味を持ってもらう試みを行うことで、担い手の育成に取り組んでいることが分かった。「見る」だけでなく実際に体験「する」ことで子どもにとっても良い刺激になると考える。また、相馬野馬追に出場する騎馬武者にとって欠かせない馬であるが、農業の機械化により、明治、大正、昭和初期に比べると自宅で飼う家庭も少なくなった。馬を飼っていない騎馬武者の馬の確保について、遠藤さんは以下のように指摘している。

今相馬地方で馬を自分で飼って飼育している人間は、頭数でいうと、宇多郷だと20頭だから20人くらい。宇多郷は全員で70人くらいいるんだけど。宇多郷から標葉郷までの騎馬頭数って、去年だと約400頭、ここ30、40年で一番騎馬頭数が多かった時で、550頭くらい。宇多郷から標葉郷までで、自馬で出ているのは大体200頭くらい。200頭以外の半分の200頭はどこから来るかという、乗馬クラブ。宮城県、栃木県、群馬県とかの乗馬クラブ。ハイ層の人たちが休日用に買って乗馬クラブに預けている馬たち。そういう乗馬クラブから、馬主さんたちの了解を得て借りてくる馬が約半分くらい。それ借りるのにどのくらいお金がかかるかという、大体20万くらい。2日間で。馬だけ借りても宇多郷みたいに行列を6回もやらなきゃいけないときは、途中相馬鹿島間の移動、鹿島原町間の移動。昔の車社会じゃない時代は馬に乗ってずっと行列して原町まで行ったんだけど、車社会になってからはトラックに乗せて移動するようになった。だから、行事自体も短縮になった。ここ20年くらいは、次の日もあるけれどいったん相馬に帰ってきている。馬を持ってない人は馬の移動のトラックも借りなければいけない。乗馬クラブから馬を借りると、移動用のトラックも借りるとなると2日間で30万くらいかかる。(遠藤さん)

よって、相馬野馬追に欠かすことのできない馬は、隣県の乗馬クラブから野馬追期間のみ借りてきていることが分かった。以上のことから、八王子まつりでは少子化による担い手の不足が顕著に表れている。少子化による担い手不足の対策として、近隣の市町村から担い手を呼び込むことや、八王学園都市の特徴を活かし留学生にお手伝いしてもらうことなど都市の特徴を活かしている。対して、相馬野馬追は少子化による担い手不足、時代の変化における馬の減少が担い手不足の原因として挙げられる。少子化における担い手不足を解消するために地元の小学生に向けた体験を行っている。担い手不足における八王子まつりと相馬野馬追の違いとして、八王子まつりは体一つでお祭りに参加できるが相馬野馬追は馬と甲冑等の準備が必要であることが挙げられる。また、八王子まつりでは、近隣の人口の多い市町村から人を借りることができるが、相

馬野馬追では近隣の市町村と共にお祭りを行っていることや、近隣の市町村の人口が少ないことなど八王子とは異なる点が違いとして挙げられる。相馬野馬追では馬を借りること、相馬野馬追に出場すること、そして八王子まつりでは人を集めることに資金の問題が発生する。そこで、八王子まつり、相馬野馬追が抱える資金の問題について考える。

第4節 費用

【八王子まつり】

八王子まつりを開催するにあたっての主な資金源は、町内会からの寄付、市役所の補助金、八王子まつりのスポンサーである。主な使用先は、以下のようなことである。「提灯をぶら下げたり、花掛けといって町内の誰にいくらもらったという印、山車を引いてくれた子どもへのお菓子、それから山車を出すにあたっての掃除、運転。お昼代など切りがないくらいにかかるね。実際お祭りをやるとなると、各町会200万円以上かかるのが現状」（戸田さん）。お祭りを開催するにあたって、資金運用は重要な役割を果たす。資金が足りなければ、山車祭りを行うこと、継承していくことも困難となってくる。このように、お祭りを継承するにあたり優先的に考えなければならない問題である。八王子まつりの資金面について戸田さんは、以下のように話していた。

平成15年の市長さんが八王子市の歴史と文化を地域伝統文化にしようということで、神輿と山車の祭りにした。で、それから山車祭りにも八王子市からもお金が出るようになった。八王子市からの補助金。2003年に、地域伝統大賞ってのを、もらってるんだよ。それまでは八王子市から、各町会に補助金として2万円までしか出なかった。今は、今年は35万円まで出る。町内はどこも同じ金額で、山車を持っていれば35万円同じ金額。けど、その年によって違う額の予算が八王子市から出る。それらの補助金が足りないから、八王子まつりを東京都の祭りに登録してもらおうという活動を行っている（戸田さん）。

以上のように、戸田さんによるとお祭りを開催するには多大な資金が必要になることが分かる。しかし、運営費として各町会200万円必要であるが、市からの補助金として35万円のみ補助というのはあまりに少額すぎる。残りの運営費は町内会の寄付金で補完しなければならない。八王子市の補助金の金額により、各町会の住民の負担額が決定する。八王子市の補助金が多ければ多いほど住民の負担は軽減する。このような現状に対して、戸田さんは以下のように述べている。

八王子市からの補助金だけでは全然足りないよ。町内会からの寄付金は毎年200万円弱集まるけど足りない状況。スポンサーがついてるって言ったけど、それは八王子まつりについていて、山車祭りを行う町内会にはほとんど入ってこない。だから、お金を集めるのが大変。昔は今よりも住民も多かったし、町内会に入ってる人も多かったから、だいたいいつも余るくらいの寄付金が集まった。だからご苦労さん会をしてたくらい。今は住民の数も減って高齢化が進んでいるよ。（戸田さん）

以上のことより、町に住む住民の数が減ってしまったこと、町内会に参加する人が減ってしまったことにより、資金集めが難しくなっていることが分かる。以前は各町会200万円以上の寄付が集まっていたために、町会で山車祭りに参加することによって、プラスの利益となり、町会も潤っていた。しかし、現在は八王子市の補助金と住民の寄付金のみではマイナスの運営となってしまうことで、各町会の山車祭りの運営も大変

になってきている。また、戸田さんによると、以下のように町会の山車が壊れてしまった際の修理代や、山車の維持費にも膨大な資金がかかり町会の負担となることが分かる。

結局お金は、どこからか引っ張ってくるしかない。昔はここら辺は全部商店街だった。だから、結構多くの商店街の方が出してくれて毎年50から60万円残っていたけど、ここ10年は50万円から60万円足りない状況。私の前の町会長まではお金を残してくれていて、追分町には800万円くらい余りがあったけど、ここ最近はお金が足りなくて、ほとんど使ってしまった状況。ほんとうに山車祭りをするにあたって、根本的にお金が足りない。前より住民の原資が少ない。あと、山車を直すのに500万円以上かかる。それで昔は八王子市から半分きりの修理費しか出なかったんですよ。だから、必然的に300万円くらい常に町会で出すことになるから800万円くらい貯金があったとしても、300万円プラス他の事（運営費など）に使えば500万円は使うから、結局残りは300万円きりしか残らない。それで、19の町会の山車が八王子市の文化財になっている。そのうち12町会が八王子市の市指定有形文化財に登録されている。それ（市指定有形文化財に登録されている山車）に対しては、何年前までは八王子市から修理代の半分の補助金が出ていた。けど、最近では8割出るようにした。だから、例えば3町会の山車の修理の申し込みがあったら、八王子市も予算があるから8割を負担する。でも、まず一番危ない屋根と足回りが壊れていたら、優先的に500万円かかろうが、いくらかかろうが優先的に直すことにしている。あとの修理は来年に回すようにしている。八王子市は各町会に対して前は決まった金額しか出してくれなかった。ここ最近、八王子市も補助金や修理代を出してくれるようになった。前までは、もし修理に1000万円かかるとしても200万円までしか出なかった。例えば5台直したいと申請があって、各200万円ずつかかったら、トータルで1000万円になっちゃう。だったら、一番足回りの悪いこの町会の山車の修理で600万円かかるとしても、八王子市が8割補助してくれるなら町会では120万円だけの負担で済む。そういう風に制度を変えた。残りの2割は町民からこういうふうな山車の修理をするからといって、町民から寄付もそれなりに募る。その時は少し多めにもらう。この意味としては、町内の伝統を守る意識を持ってもらうことが大切。だけど八王子市の市指定有形文化財の山車じゃないと補助金がでないってのはなあ。（戸田さん）

以上のことから、八王子市が補助金を少しでも出してくれることで、町内の負担が大きく変わってくるのが分かる。お祭りの資金が減ってしまったことは、第2章1節でもあったように、宿場町として栄えた八王子であり、その名残として甲州街道沿いには多くの商店街が立ち並んでいたが、高齢化の影響により営業を止めてしまった店舗も多いことも要因である。以上のようなことから、町内会の寄付金が減ってしまったことも1つの要因として挙げられる。このように、収入源は少子高齢化により住民が以前より減少してしまった影響によって減り、お祭りをを行う、山車を運営する資金集めが難しくなっていることが分かった。

【相馬野馬追】

相馬野馬追は、相馬野馬追に騎馬武者（担い手）として出場するための資金と野馬追を開催するための資金の2つに分類して考える。まず、相馬野馬追に騎馬武者（担い手）として出場するための資金について考える。実際に宇多郷騎馬会組頭として毎年野馬追に出ている遠藤さんは以下のように指摘する。

馬道具とか甲冑を持ってない人は自分で調達しなきゃいけない、買わなくちゃいけない。ピンキリだけでも鎧だと50万から500万くらい。馬道具だと50万から200万くらいかな。自費だからね。先祖代々出ている人は祖父、父が買った甲冑があれば直近で自分が支出するお金はないかもしれないけれども、初め

て出る人はそれくらいの投資が必要。1番ハードルが高いのはお金の部分だね。(遠藤さん)

以上のように、相馬野馬追に騎馬武者として出るには多額の資金が必要になることが分かる。また、「馬を借りればレンタル代、馬の移動代、人件費などもかかってくる。馬に乗る技術も必要だし、お金も相当かかる。それは全部自費で出さなければならない。行政から騎馬会を通して1人いくらっていう助成金はあるから、野馬追に出ると1人いくらかはもらっている。けどそのお金ではとても足りないから。残りは自費で補うしかない」(紺野局長)。このように、相馬野馬追に騎馬武者として出るためには多額の資金が必要となる。相馬野馬追も、行政から騎馬武者1人1人に助成金が出るが、助成金のみでは足りていない状況である。行政からの補助金の金額により、相馬野馬追に出る騎馬武者1人1人の負担金額が決まり、行政からの助成金が多ければ多いほど騎馬武者の負担金は軽減する。これらのことは、八王子まつり同様、行政からの補助金、助成金によってお祭りの担い手の負担が決まる事例である。次に、相馬野馬追を開催するための資金について考える。相馬野馬追開催にかかる資金について以下のように指摘している。

お金のことでいうと、執行委員会負担金というのは、野馬追執行委員会が運営するためにお金が必要で、そのお金を出しているのが、構成自治体の相馬市、南相馬市、新地町、飯館村、浪江町って全部がそれぞれ決められた割合、額で毎年お金を出している。これは運営費という事。お祭りを開催するため、執行するための資金です。それとは別に、文化振興費という名目で教育委員会の文化係、まさしく野馬追の文化を保存していきましようという取り組みにもお金を出している。無形文化財なのでそれを毎年維持していくためにもお金がかかるわけで、野馬追という伝統文化を継承するために文化財として教育委員会では、お金を出している。野馬追そのものに直結はしないんだけど、野馬追という事に関しては関係するお金。いろいろなところがかかっている。いろんなところからのバックアップがあって、野馬追を支えているのだと思う。それだけじゃなくて、野馬追をみる観覧費っていうのもあって、甲冑競馬を見るためにチケットを売ってお金をもらったり、そういうのも野馬追の経費にしている。いろんなところでお金がかかっている。(紺野局長)

行政の経費でもって、寄付を集めるのも執行委員会として集めている。執行委員会としての年間予算は5,000万円なんだよ。そのほかに、各郷でお金がかかる。相馬市は宇多郷騎馬会のために金を出している。だから、それ全部を合わせると5,000万円が7,800万円になるんだろうな。それだけの経費のかかる行事なんだよ。この行事の、今何が問題かという、各郷の支援は各市、各町でやっている。だけど、執行委員会の予算のうち行政が直接出しているのは1500万円くらいだ。残りは観覧料、それから寄付金。寄付金は企業からの寄付金。観覧料がだいたい毎年1,600万円くらい入る。かつてはね、2010年までは、3社5郷の神事だから、神社の例大祭に合わせていたの。例大祭は7月23日に決まっている。7月23日にやると決めた。そうすると曜日が確定しない。執行委員会としての悩み。土日開催じゃないと観覧客が減って、予算が集まらない。執行するための財政を組むのが大変だ。そういう理由と、土日にしないとサラリーマンが出られない。昔は農家のおやじが家で飼っている馬に乗って、でできた。今、農耕馬なんてない時代だから。戦前までは農耕馬だった。昭和30年までは農耕馬がいた。だけどそれが軽トラック、トラクターになって、機械化が進んで農耕馬がいなくなった。そうするとみんな馬借りて出るわけ。経費もかかる。だけど今は馬運車も必要。馬も借りてこなければならぬ、会社も休まなければならぬとなると、それは大変で、土日開催にしようとなった。だけれども、神社が抵抗しました。神社が抵抗したんだけど、野馬追の存続のためには時代に合わせなければならない。2010年から週末開催になり、7月

最終土日にしめしようと。週末開催するためにいろんな困難があった。2011年は相馬でしかできなくて、南相馬市の雲雀ヶ原祭場は屋内退避準備地域になった。お祭りやるなんてとんでもないということで相馬だけやった…出るのに金がかかるんだから。趣味の世界だけで出るわけにはいかないのよ。家族も大変だし、会社も大変だし。だから、そのところを行政が援助しないとできない。(立谷秀清相馬市長)

	執行委員会 負担金 (運営費)	執行委員会 補助金	宇多郷騎馬会 補助金	相馬野馬追保存会 負担金 (文化振興費)
H20年度	1,392,000	700,000	6,320,000	245,000
H21年度	1,432,000	700,000	6,440,000	252,000
H22年度	1,433,000	700,000	6,360,000	252,000
H26年度	747,000	1,270,000	5,840,000	427,000
H27年度	1,458,000	1,270,000	7,430,000	418,000
H28年度	3,820,000	2,372,000	6,420,000	486,000
H29年度	1,465,000	1,600,000	7,240,000	441,000
H30年度	1,646,000	1,600,000	7,470,000	475,000
R1 年度	2,309,000	1,600,000	6,230,000	484,000

表5) 相馬野馬追に係る相馬市の一般会計決算額の変遷 (円)

出典：相馬市一般会計決算書より筆者作成

以上のように、相馬市は相馬野馬追を開催するためのお金（執行委員会負担金+執行委員会補助金+宇多郷騎馬会補助金）として、毎年平均970万円の補助を出している。これらの補助金のほかにも、野馬追を保存、継承していくためのお金として相馬野馬追保存会負担金を文化振興費として負担している。野馬追を開催する資金としても多方面にわたり多額の資金が必要となっている。第4章3節より、騎馬武者として相馬野馬追に出る担い手が少子高齢化によって年々減っているデータがあったが、少子高齢化に加え若手の担い手がお金の面で大変だからという理由により、出場を諦めてしまうといった資金の問題も担い手不足の要因となっていることが分かった。以上より、八王子まつりは参加するために個人が負担するお金は多くはないが、所属する町内会の山車を維持するためのお金として毎年負担している。対して相馬野馬追は出場するためには馬の確保、甲冑や兜の確保といった個人で負担するお金の額が多いことが分かる。その地域に住む住民が多いほど寄付金が集まりやすく、1人が負担する金額も少なくなる。都市と地方の違いとして人口の違いがあるが、お祭り資金と人口の多さも関係している。

第5節 伝統継承

【八王子まつり】

第4章3節、担い手不足、第4章4節、資金不足において少子高齢化が関係しているとのデータがあったが、実際に八王子まつりに足を運び、山車祭りを見た際に若い方が多く活躍していると感じた。山車の中でお囃子を行う方、獅子舞やキツネなどを踊る方など、各町会に多少の差はあったものの、若い方が多かった。戸田さんは、お祭りにおける伝統継承について次のように指摘している。

小学生を今、追分町ではお囃子を行うグループの囃子連に入ってもらっている。ほかの町会はお囃子を行う人が少ないから、助っ人として五日市なんかから来てもらっている。追分町では囃子連に小学生10人くらいいて、お囃子の育成を行っている。子供会ではなく、河野さんが責任者で行っている。子供たちは強制ではなく、有志で集まっている。現在は自分の地区で囃子連を持っているのは少なく、借りてきてもらっている地区の方が多い。特に、昔は上地区と下地区でお祭りの開催時期が分かれていたから、上のお祭りのときは下の人を囃子を行う人として借りてくることができたけど、今は合同で山車祭りを開催しているから、上、下で囃子を行う人を貸し借りすることができないから、お囃子を行う人がいなくて困っちゃいます。(戸田さん)

以上のように、地域の子供たちに祭りを受け継いでもらうために、小学生を巻き込んだ伝統継承が行われていることが分かった。お祭りを継承していくために囃子連という組織を作り、小学生のうちからお囃子を学び、町会に貢献している。また、囃子連を組織し、小学生を巻き込んで伝統を継承している点から、後継者の確保、育成の取り組みに成功している。しかし、少子高齢化という点から、他の地域では子供が少なく後継者がいないという少子化の影響、お囃子などの伝統を伝える役割の方が高齢であるという高齢化の影響をうけていることが顕著に表れている。

【相馬野馬追】

相馬野馬追を見た際に、「進め」という言葉を「参れ」という昔の言葉を使った表現をしたり、螺の音を状況に合わせて変えて吹いている場面など伝統に則った騎馬武者の姿を目にしたことがある。また、「螺の音は30~50通りくらいある」(遠藤さん)とのコメントから、時代の変化に合わせた改革を行ってきた野馬追であるが、現在に至るまで伝統をどのように継承してきたのかについて検討する。遠藤さんは、伝統継承について次のように指摘している。

野馬追に出て1年目2年目の馬乗りたちはこういうしきたりとか分からないから、組頭が中心になって、若い騎馬武者たちを集めて事前に野馬追についての勉強会を行っている。宇多郷騎馬会を例にとると、3つの研究部を作っている。馬術研究部、甲冑研究部、陣螺研究部の3つ。それは、野馬追に出るにあたって必ず1つの研究部に所属しなければならない規約(ルール)があるのですけれども、組織なので規約を作っている。そこで陣螺研究部では毎月集まって螺の練習をしています。陣螺も昔からいろいろな流派があって、今の野馬追の陣螺の流派は昔とは違うやつだよと言うことで歴史の資料を調べていったら実は違っていた。一千年以上続いているものだと、口承伝承、口での言い伝えで残っているものはもちろんだけれども、書面で残っているものはなかなかないんです。相馬忠胤さんの時に行列に陣螺、陣太鼓を取り入れて送り出しを行った。最近までは武田信玄の武田流陣螺術という話で来てたのですが、それは違うんじゃないのかとか、何が正しいのかわからないんですけど。ただ、行列やっているときには用意、出発、停止などの音があって、その螺の音で騎馬武者たちが行う行動があるのですがそれが今は35通りくらいあります。それがわからないと野馬追の行列には出ることができない。伝統はそれぞれの研究部で、研究しあって伝承している。野馬追は3日間だけじゃなくて年がら年中の行事。人が集まっているんことを決めている。(遠藤さん)

以上のように、相馬野馬追の若い騎馬武者たちに伝統を受け継いでもらうために、出場歴の長い騎馬武者たちが3つのチームに分かれて伝統を継承している。お祭りを継承していくために、馬術研究部、甲冑研究

部、陣螺研究部という組織を作り若手を巻き込んで伝統を継承している点から、後継者の確保、育成に励み担い手の減少への対策を行っている。以上より、八王子まつりでは地域の小学生を巻き込みお囃子等を教える試み、相馬野馬追では若手のための勉強会を行ったりと都市のお祭りも、地方のお祭りも若手の育成に取り組んでいる。八王子まつりでは若手の育成を行っているほか、近隣の市町村から人を呼び八王子まつりに出してもらうことで、伝統を途絶えずに継承してきた。しかし、親から子へ、子から孫へと代々継承されてきたが、八王子まつり同様、少子化による継承される側の若手の減少、伝承する側の高齢化という点から少子高齢化の影響を受けていることが分かった。

第6節 新型コロナウイルスの影響

【相馬野馬追】

今年度の相馬野馬追は、新型コロナウイルスの影響により江戸時代の飢饉時にも行われたとされる「御省略野馬追」として7月25日から27日まで開催された。初日は、「相馬市の相馬中村神社で執り行われた奉上祭（ほうじょうさい）と出陣式では、同神社に供養奉（くぶ）する宇多郷（相馬市）や北郷（南相馬市鹿島区）の騎馬武者らが、新型コロナウイルス感染の収束と東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興を祈願した」（福島民報2020年07月27日朝刊8ページ）。2日目の7月26日は、「南相馬市原町区の太田神社で例大祭を開いた。同神社に供奉（くぶ）する中ノ郷の騎馬武者ら13人が臨み、新型コロナウイルスの収束、東日本大震災と東京電力福島第一原発事故からの復興を願った」（『福島民報』2020年07月27日朝刊8ページ）。最終日の7月27日は、「南相馬市小高区の相馬小高神社で野馬懸の一部である『上げ野馬の神事』を執り行った。同神社に供奉する小高郷と標葉郷の騎馬武者ら約29人が臨み、御神馬（ごしんめ）に地域の繁栄と安寧の願いを託した」（『福島民報』2020年07月28日朝刊8ページ）。以上のように、コロナ渦であっても相馬野馬追を全く行わないのではなく、御省略という形で神事を執り行い、伝統を次世代に継承した。このように、御省略という形で執り行うことを決定するにあたり、遠藤さんは次のように指摘した。

2月の時点ではコロナの特性が分からなかったのでどうしようもなく、4月に今年の相馬野馬追は全ての行事ではなく省略の形でやることが決まった。軍者以上が集まって、神社に今年は御省略の形でやりますという報告をした。来年の相馬野馬追のことは、年を越した2月に決まる。執行委員会で決められる。今年の2月の段階での会議は、コロナウイルスの特性がわからなかったので、書面で会議を行った。紙を作って郵送で話し合いを行った。（遠藤さん）

以上のように、コロナ渦の中で対面では会議を行うことができず、書面でのやり取りによって今年の相馬野馬追の開催の詳細が決まったことが分かる。お祭りは人が多く集まる場であるため、感染のリスクも伴う。立谷秀清相馬市長は、コロナ渦の中での相馬野馬追の開催について次のように指摘している。

マスクかけてやる分には何の問題もない。マスクかけて野馬追はできる。野馬追に出る人の立場からするとそういうこと。マスクかける代わりに手ぬぐいで縛れば、馬に乗って歩く分には何の心配もない。だけど、観客という観点からしては問題。だから、この点がある程度割り引いて考えなければいけない。その場合、経済的に成り立つかどうかということが問題。経済的なことについては支援すればいい。支援することによってその問題は解決しようと思っている。だけど、伝統的なことを続けていかないといけないから今年もなんとか名目のたつような野馬追の形をとった。出陣だけはやった。だけど、野馬追の練り

歩きが野馬追の本体なのかという点とまた違うんだよね。甲冑競馬なんて昔やってたはずはないんだから。時代とともに変わってきたことなんだけれども、野馬追の精神をずっと受け継いでいくという意味ではね、どういう形であっても時代、現代の状況に応じた形で継続していこうと考えている。継続のためには、行政の継続的な支援もある程度定型化していかないといけない。今はそれで頭を悩めている。(立谷秀清相馬市長)

以上のように、相馬野馬追はコロナ渦の中でも時代に合った方法で伝統を継承していくことが分かる。江戸時代の飢饉時や、昭和時代の戦争、平成の東日本大震災時でもその時々状況に合わせて開催し、伝統継承が成されてきた。今回のコロナウイルスの特徴として、人が多く集まることで感染のリスクが高まることが挙げられる。第4章4節にあったように、お祭りに欠かすことのできない観客が入ってこなくなることで、お祭りの収入源でもある資金が集まらなくなる。このことについて、立谷秀清相馬市長は次のように指摘している。

人が集まるからそもそも野馬追ができない。今年は2年も止めたらなくなっちゃうからやるべというこで、今年やるにあたって1つ問題。観覧者が来ないだろう。人がそもそも集まらないだろうと。それで予算が組めるかと。これからの課題、行政の出費。行政の出費＝出場騎馬の確保。で、来年はある意味で試金石になる。来年は観覧料はそうは入ってこないだろうと。基本そう集まらない。だから、今までみたいな野馬追のこの経費この経費みたいな考え方ではできない。切り詰めてやらないといけない。足りない分は市町村が負担しなければならない。行政はそれなりの覚悟をしないと、これから先の存続はできない。(立谷秀清相馬市長)

以上のように、新型コロナウイルスの影響により観客が減少し、観覧料が例年のように入らないことが予想される。第4章4節において、相馬野馬追を開催すること、騎馬武者として出場することは、多くの資金が必要であることが分かった。その資金源の一部となる観覧料を補う程度の資金を確保することがコロナ渦の中で相馬野馬追を開催するにあたり重要となる。そこで、相馬野馬追執行委員会をはじめとして観覧料の補足となる試みが行われた。

相双地方の伝統行事「相馬野馬追」の騎馬会員らが所有する野馬の飼育費をクラウドファンディングで募る企画は20日に締め切られ、目標額の1千万円を達成した。467人が協力し12,244,000円が集まった。相馬野馬追執行委員会が実施した。集まった資金は騎馬会員らに分配する。10月末まで申し込みを受け付ける。資金から返礼品代を差し引き、申請のあった頭数から一頭当たりの支援額を決める。執行委によると、一頭当たりの飼育費は年間30万円程度。新型コロナウイルスの影響を受けている会員も多く、金銭的な支援を求める声が上がっているという。(『福島民報』2020年09月25日朝刊9ページ)

以上のように、新型コロナウイルスの影響により、相馬野馬追に直接足を運び観覧することができなくても、クラウドファンディングというオンライン上で寄付を募る試みを行い、新型コロナウイルスによる資金不足の解消を行った。

第7節 共通点・相違点

以上の第4章1節、観光資源、第4章2節、実行委員会・執行委員会、第4章3節、担い手の数、第4章4節、規模・活気、第4章5節、収入源、第4章6節、伝統継承の6つの指標から八王子まつりと相馬野馬追の共通点、相違点を考える。

	八王子まつり	相馬野馬追
人口	約60万人	約3万5千人
歴史	江戸時代から	平将門から
近隣都市	町田市、多摩市、日野市	伊達市、丸森町
来場者数	増加	減少
観光資源	○	○
執行機関	実行委員会→市民が運営	執行委員会→行政が運営
担い手	減少 →①神輿の担ぎ手、山車の引手である子どもが少ない →②留学生に手伝ってもらおう …少子高齢化の影響あり	減少 →①農耕馬の減少（時代の変化） →②若手の担い手の減少 →③東日本大震災の影響 …少子化、時代、天災の変化の影響あり
費用	資金不足 →①お祭り開催にあたり多くの資金が必要 →②補助金の不足 →③住民の減少、町内会に参加する人の減少により以前のように寄付金が集まらない …少子高齢化の影響あり	資金不足 →①お祭り開催にあたり多くの資金必要 →②騎馬武者として出るにも多くのお金必要 →③助成金不足 →④担い手不足の1要因 …少子高齢化＝担い手不足＝資金不足
伝統継承	→①伝統継承のための組織あり →②継承される側の少子化 →③継承する側の高齢化 …少子高齢化の影響あり	→①伝統継承のための組織あり →②継承される側の少子化 →③継承する側の高齢化 …少子高齢化の影響あり
コロナウイルス	2020年度における八王子まつりは全日程中止	御省略野馬追 →①書面での会議 →②資金源である観覧料はなかったが、クラウドファンディングによって資金を集めた

表6) 八王子まつりと相馬野馬追の比較

	都市（八王子祭り）	地方（相馬野馬追）
実行委員会・執行委員会	市民中心	行政中心
担い手	近隣の市町村人口多い →近隣から呼び込める	近隣の市町村人口少ない 近隣の市町村も野馬追 →近隣から呼び込めない
費用	個人負担少ない 住民多い＝寄付金集まる	個人負担多い
伝統継承	若手の育成 近隣市町村から助っ人	若手の育成

表7) 都市と地方の相違点

以上のように、担い手、費用、伝統継承の点において八王子まつり、相馬野馬追は、少子高齢化の影響を受けていることが分かった。今後、少子高齢化が本格化していくことが予測できる八王子市、相馬市であるが、八王子まつり、相馬野馬追にも少子高齢化による多くの影響がある。また、都市のお祭りと地方のお祭りの位置づけにおいて、都市のお祭りは、近隣の人口の多い市町村や学園都市における学生の起用といった人口の多さを利点に、お祭りを開催、継承していることが分かった。対して、地方のお祭りは近隣の市町村の人口が都市に比べ少ないため、都市のような近隣市町村から人を借りてくるという特徴はなかったが、市のみでなく近隣市町村が一体となり、お祭りを絶やさず存続していこうという市民の気持ち、志が大きいことで伝統を継承し、お祭りを存続してきていると感じた。都市と地方のお祭りの違いとして、人口の多さが大きく関わるということが分かった。今後、伝統あるお祭りを存続していくために、都市、地方の特徴を活かしつつ、少子高齢化の点に考慮する必要がある。

第5章 地域住民とのつながり

都市と地方の違いの1つとして、マンション数の違いや地域住民の入れ替わりの頻度の違いも挙げられる。地方のお祭りの相馬野馬追では、マンションや新住民についてのデータがなかった。そのため、今回は都市のお祭りの八王子まつりで問題として挙げられた、地域住民とのつながりについて考える。衰退してしまうお祭りは、地域住民同士のつながりが薄れてしまったことが要因として挙げられるが、八王子市の追分町では地域住民のつながりはどのように保たれてきたのだろうか。戸田さんは以下のように指摘している。

昔は、町内の行事という意識だったから、町内同士の住民の関わりとかは言わずもがなであった。だけど、新しいマンションが建つようになってから住民の参加率が悪くなって、八王子まつりは見るお祭りか、参加するお祭りかで10年くらい議論になっている。前は、追分町はお神輿を担ぐ人を募集していたから、町内の人ならだれでも担げた。今は、千貫神輿に関しては半纏合わせといって、半纏を着ている人しか担げないルールができた。(戸田さん)

以上のことから、新住民の加入によって見るお祭りか、参加するお祭りが議論されていることがわかるが、地域住民同士のつながりを強めるのも、八王子まつりを存続させていくにも参加するお祭りであることが望ましい。また、新しくマンションが建てられ、新しい住民が増えたことによる課題について、以下のように指摘している。

10年前ぐらいまでは、新しいマンションの人との関係をどう築いていくかみたいなそんなような話が出ていた。新旧融和みたいな話。けど、今はそんな話はない。昔から八王子に住んでた人と新しく住み始めた人とどう融和していくかみたいな問題は昔はあった。そこでマンションの人を町会の三役にする仕組みを作った。昔は新しく入ったマンションの人を役員にはしなかった。だからうまくいかなかった。けど、今は役員に入れてしまう。そういう政策を入れておくと必然的にマンションに住む子供も町会に多く集まってくる。1つのマンションから最低1人は役員に出てもらおうようにしてるから、マンションに住む人との新旧融和はできている。(戸田さん)

以上のことから、八王子市の追分町では地域住民同士のつながりはうまくいっていることがわかる。このように、町会の役員をマンション住民から選出することで、マンションの住民との関わり場の設けることができ、子供や若い人を呼び込むことができる。もし、このような政策がなければ、町会はマンション住民との関わり合いがなくなり、同じ町会同士のコミュニケーションの場も損失してしまう。よって、八王子まつりは町会住民にとって身近な祭りも関わらず、参加する祭りではなく見る祭りになってしまう。また、お祭りにおいて山車を曳いたり、神輿を担ぐ中でトラブルも発生する。そのような状況になった際に対応する、八王子まつり独自の仕組みを取り入れている。

ケンカもたびたび起こる。大きいケンカをするとイエローカードとレッドカードを出す仕組みを作った。イエローカードを出されたら、八王子の祭りに参加することがあったら、1年間様子を見るとしましょう。もし、レッドカードを出されたら来年の八王子まつりには参加できません、という仕組みを作ってケンカやトラブルの対応をしている。(戸田さん)

以上のように、住民同士のつながりを確保するための政策や、住民同士のトラブルを回避する政策を八王子まつりでは取り入れていることが分かった。スポーツのようにルールを取り入れることで、住民の間に不公平が生まれなくなり、行き過ぎる行動を防ぐこともできる。1人1人がルールを守ることで、より良い八王子まつりを形成していくことができる。

第6章 今後の存続のための政策提言

第1節 八王子まつりにおける政策提言

以上のことを踏まえて、八王子まつりが今後存続していくために、どのような政策が必要であるかを検討する。第6章1節1項、計画手法は、今現在追分町で実施している既存の政策である小学生への八王子まつりへの講話をもとに、より多くの小学生を巻き込むために既存の政策を強化した政策である。既存の政策をより成果を得やすくするための提言である。また、第6章1節2項、情報提供手法は、新しい政策として提言する。

第1項 計画手法

小学生を巻き込んで子どもの人数、担い手を増やす（計画手法）。山車の引手が少子高齢化によって、以前に比べて減少しているという問題に対して、町内会で山車の引手を何人にするという計画（目標）を立てる。その行動として小学生への講話などを行いお祭りに興味を持ってもらう。地域の小学生を巻き込むことで以前のような子供が多くいる活気あるお祭りを取り戻すことができる。表8のメリットから、今現在も小学生に向けた講話を行っているため、時間をかけずに実現しやすい。しかし、今行っているにもかかわらず子どもの数が増えていないのが現状なのでより強化していく必要がある。強化する案として、八王子まつり会場までのスクールバスの手配をおこない、会場から離れた場所にすむ子たちの移動手段を確保するなどの方法も、付け加えて補強できる。

第2項 情報提供手法

電鉄会社との協働（情報提供手法）。第4章1節であったように、観光を行ってもらうために、交通手段の確保としての観光基盤が必要である。また、観光客に観光地のアピールを行う観光動機も観光にとっては必要不可欠である。そこで、JR東日本、京王グループなどの八王子を通っている交通網にお祭りのPRなど行ってもらい、情報発信を手伝ってもらう政策を提案する。現在京王電鉄の車内や、駅などには高尾山を中心としたポスターが多くある。そこで、高尾山のPRが少ない、夏と冬の期間がねらい目であることから、八王子まつりが開催される夏の期間は八王子まつりの宣伝を車内でPRしてもらう。山車祭りが行われるのは西八王子側であるが、八王子の大通り（甲州街道）を歩いてもらうことで露店の売り上げにもつながる。バスを利用する観光客もいると思うので京王グループの売り上げにも影響することができる。また、JRや京王線と共同でスタンプラリー等のイベントを行うことで子供の集客にもつながる。表のメリットから、多く

	メリット	デメリット
①小学生	<ul style="list-style-type: none">・今現在も実現できている部分がある・小学校を対象とすることで母体数が大きい	<ul style="list-style-type: none">・学校側の協力が必要・高齢化による話者の減少・目標をどのように決めるか
②電鉄	<ul style="list-style-type: none">・大勢の方に見てもらえる・八王子だけでなくその電鉄を利用する方（他地域）にも宣伝できる	<ul style="list-style-type: none">・八王子まつりとの提携はなさそう・高尾山を推している・季節が限られてしまう

表8) 政策提案のメリットとデメリット

の人、地域に宣伝することができる。そのため、結果が出やすいと考えるが、なぜ今まで京王電鉄は高尾山を大々的に宣伝し、八王子まつりを宣伝してこなかったかを明らかにする必要がある。

第2節 相馬野馬追における政策提言

相馬野馬追が今後存続していくために、どのような政策が必要であるかを検討する。第6章2節1項、野馬追地域の人に興味を持ってもらう政策は、今現在、相馬市でも実施している既存の政策である小学生の郷土の歴史を学ぶ学習の一環にプラスして、馬に触れ合う体験の時間を取り入れ興味を持ってもらう政策である。第6章2節2項、野馬追地域以外の人に興味を持ってもらう政策も、最近新しく始まった政策に追うプラスして行う提言である。既存の政策に新しい要素を加えることでより成果を得やすくするための提言である。

第1項 野馬追地域の人に興味を持ってもらう政策

野馬追地域の小学生を巻き込んで子どもの担い手の確保につなげる。相馬野馬追の騎馬武者としての担い手が少子高齢化の影響により、年々減少しているという課題があった。この課題を解決するために、現在行われている小学生の郷土の歴史を学ぶ授業の一環として、実際に馬と触れ合える、乗馬体験ができる時間を取り入れる。宇多郷騎馬会が、子ども乗馬体験や1日騎馬武者体験という行事を行っているとお聞きしたが、有志で集まる子どもたちではなく、小学校の授業の一環にプラスすることで興味を持つ子どもたちが増え、担い手の増加につなげることができると思う。表9のメリットから、今現在も小学校で郷土の歴史を学ぶ授業があること、騎馬会単位ではあるが乗馬体験等の馬と触れ合える企画があることから、時間をかけずに実現しやすいと考える。しかし、騎馬会の方は働いている方が多いため、小学校に合わせた平日の時間の確保が難しいことや、動物が苦手な子が少なくともいる可能性があることなどの懸念点がある。

第2項 野馬追地域以外の人に興味を持ってもらう政策

第4章4節、費用の項目より、相馬野馬追を開催するにあたり多額の資金が必要なが分かった。大切な資金源の1つとして観覧料がある。観覧料をより多く集めるには多くの観光客に足を運んでもらう必要がある。相馬野馬追の知名度を上げ、観光客に興味を持ってもらうことが必要不可欠である。そこで、プロ野球チームやプロサッカーチーム、プロバスケットチーム等の隣県スポーツチームと共にPRを行い、情報発信を行う政策を提案する。「仙台市の楽天生命パーク宮城で開かれたプロ野球の東北楽天イーグルスソフトバンクホークス戦の場外ステージイベントに出演し、来場者に向けて野馬追の魅力を発信した。相馬野馬

	メリット	デメリット
小学生	<ul style="list-style-type: none"> 郷土の歴史の学習も乗馬体験も現在行っている政策なので実行しやすい 市内の全小学生を対象にすることで母体数の確保ができる 子供が対象なので興味を持ってもらいやすい 	<ul style="list-style-type: none"> 学校側と騎馬会側の協力が必要 小学校に合わせると平日開催なので、騎馬会の方たちの平日の時間の確保が難しい 動物が苦手な子がいる
PR	<ul style="list-style-type: none"> 大規模施設なので、多くの人に知ってもらうことができる 隣県のスポーツチームのみでなく、対戦相手の地域の人にも知ってもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツチーム側と野馬追側の話し合いが必要 騎馬武者や馬の交通費がかかる シーズンがある

表9) 政策提案のメリットとデメリット

追執行委員会によると、野馬追と野球がコラボするのは初めてという」(福島民報2020年10月02日)。以上のように、プロスポーツチームとタッグを組む企画は、今年初めて行われた。今回の企画は、甲冑競馬や神旗争奪戦の様子はビデオで流したが、規模を縮小した催しを披露したり、乗馬体験や兜、鎧に触れる体験を実際に行うことでリアルさを体感し、相馬野馬追の集客の助けとなると考える。表のメリットから、2チーム以上集まること、それぞれのチームのファンが集まるといったスポーツの利点を利用することで、多くの人、地域に宣伝することができる。そのため、結果が出やすいと考えるが、スポーツごとにシーズンや決まり等があるため野馬追側とスポーツチーム側との話し合いが重要となる。

第7章 今後のお祭りの存続について

以上のことより、都市のお祭り八王子まつりと地方のお祭り相馬野馬追は、担い手の減少、資金不足、伝統継承者の高齢化等の点から少子高齢化の影響を受けていることが分かった。お祭りを多くの人に知ってもらい、今までよりも多くの人に足を運んでもらえるお祭りになっていくことが今後の望みである。今回の論文を執筆するにあたり、立谷秀清相馬市長、紺野薫局長、遠藤真さん、戸田さんのデータを活用させて頂いた。おひとりおひとりお祭りに対する言葉に重みがあり、お祭りに対する気持ちが伝わった。その中でも、インタビューで語った印象的な言葉があった。

野馬追を続けていくのにいろんな問題がある。財政の問題、担い手の問題、担い手の気持ちの問題。1番は担い手の気持ちの問題で、騎馬会がプライドを持って野馬追に出てこないといけないわけですね。昔は野馬追に出るといことは非常にプライドの高いことだった。今の野馬追の1番の課題はそこだね。相馬市は伝統の上にある。相馬藩の城下町で中村城を守ってきたというプライドがある。野馬追の歴史もそうなんだけれども、それは相馬がずっと背負ってきたもの。野馬追はその1つのシンボルだから。(立谷秀清相馬市長)

野馬追って千年の伝統があって、平将門からずっと今まで続いているポリシーをみんな持っている。そこが1番の伝統だと思う。千年間1度も絶やしたことがない、やらなかった年もなかった。第2次世界大戦の戦争中でも、規模は大幅に縮小したけど行った。やめなかった。東日本大震災のときもやった。今回のコロナでもできることをやって中止にはしなかった。それはやっぱり、伝統。千年続いているというポリシーなんでしょうね。ご先祖様から代々受け継いで続けてきて、自分たちの代で絶やすわけにはいかないという心意気なんでしょうね。そう言う気持ちが、行政の人たちにもあるし、出る騎馬会の人たちにもある、市民にも相馬野馬追という気持ちがあって、みんなが気持ちが1つになれるというのはなかなかないことで、伝統文化、お祭りの強みでもあると思います。なかなか、他のことでできることではなくて、伝統文化お祭りというのは、人を集める、1つにまとめる見えない力があると思います。これが伝統ってやつだと思います。幸いにして野馬追は、コロナだろうが東日本大震災だろうが、何するものぞという気持ちで乗り越えて、伝統が守られている。(紺野局長)

この地域は野馬追が作ってきた地域。妙見様の行列をする馬と騎馬武者に会うことができて良かった、うれしいという思いが相馬市民の思いだと思うの。そういう役割を担っていることに、我々騎馬会の人間は誇りに思っている。年に3日間だけれども市民の皆さんと心が1つになれる瞬間でもある。気持ちが1つになって、一体化できる素晴らしい行事だと思います。野馬追はそのような力を持っている。野馬追を継続していくためにきっかけはどうかであれ、興味があればまずは出てもらえればいい。そして、最終的に何のためにやっているかってのを分かってもらえればいい。(遠藤さん)

この地に生まれて、この地で育ってきたからこうやって八王子まつりの歴史が分かる。実際参加して、地域に加わって見ないと見えない景色がある。人の問題、お金の問題とか大変だけど、祭りが好きだからできている。興味がなかったら何にもできない。八王子で育って、祭りの良さを知ってるからこそこんな大変なことも何とかやってられる。好きだからできる。これがモチベーションだな。これからの八王子ま

つりが存続していくために問題の解決も重要だけど、やっぱり1番はやる人の心意気が大切。(戸田さん)

また、観光において人材の重要性について、須田寛は以下のように指摘している。

「観光は人なり」といわれます。秀でた観光資源に恵まれたところでも、地元の人々がそれを意識して観光対象として位置づけ、的確な情報発信と受け入れ体制の整備をしなければ、観光は事業として成立しません。このためには、推進に当たる地域・各界の一致した連携・協定が前提ですが、それにはいわゆる仕掛人といわれる人の存在と役割が大きいことを先進例は物語っています。いわば秀でた観光指導者の存在です。…観光ニーズの多様化で各地で新しい観光振興が必要となり、このような指導者をより多く、しかも組織的に育成していくことが求められています。また、観光に従事する人はもちろん、一般市民も観光に対する正しい知識を持ち、いつでもどこでも観光を推進できるように、また、観光に参加できるようにすることが必要になってきました。観光は、このように観光に関わる人材育成がそのカギを握ることになります。(須田2009：200)

以上の言葉から、お祭りを存続していくため、観光を行っていくためには、まず「人」がキーポイントとなることが分かった。第4章、今後の存続についての指標では、お金の問題や、担い手の問題などを取り上げた。しかし、今後の八王子まつり、相馬野馬追そしてお祭りを存続していくためには、お祭りを運営していく人、お祭りに関わっている人が重要となってくる。住民が、代々伝統を継承してきたお祭りを、自らのまちの宝であるということ意識し、お祭りを守っていこう、継承していこうという心意気を持つことが大切である。また、今回インタビューを行った4名のお言葉から、郷土愛を感じた。八王子市、相馬市には奥深い歴史や、文化があることを調査していくうちに知ることができた。どの町にも、そして八王子にも相馬にも歴史があり、それが語り継がれてきた背景がある。代々受け継がれ、栄えたからこそ生まれた伝統ある。郷土のお祭りを多くの人に知ってもらうことでお祭りを開催する市民が、そして担い手が、お祭りの関係者が自分のまちを誇り、郷土愛を持つことができる。お祭りを開催し、継承させていく方々の、豊かな自然、歴史、伝統の中で生まれ育った経験をもとに、お祭りを継承させていこうという心意気、気持ち、今後のお祭りの存続においての1つのポイントとなる。

第8章 謝辞

最後に、本論文を執筆するに当たり貴重なお話と貴重なお時間をくださった、立谷秀清相馬市長、紺野薫局長、遠藤真さん、戸田さんに心より感謝いたします。また、法政大学社会学部教授樋口明彦先生、相馬市役所企画政策課のみなさんには温かいご指導を賜りました。心より感謝申し上げます。

参考文献一覧

- ・浦山明俊, 2007, 『神社のしきたり』, 株式会社角川マガジンズ
- ・追分町会, 1958, 『追分町のあゆみ』, 追分町会
- ・尾家建生・金井萬造, 2008, 『これでわかる! 着地型観光』, 学芸出版社
- ・久保田裕道, 2018, 『日本の祭り解剖図鑑』, 株式会社エクスタレッジ
- ・佐藤喜子光, 椎川忍, 2011, 『地域旅で地域力創造』, 学芸出版社
- ・須田寛, 2009, 『観光～新しい地域づくり～』, 株式会社学芸出版社
- ・相馬市情報政策課, 『相馬市政だより』, 1986, 1987
- ・内藤錦樹, 2009, 『観光活性化のマネジメント』, 同文館出版株式会社
- ・中村吉且, 2000, 『目で見える八王子の山車まつり』, のんぶる舎編集部
- ・八王子市市史編集委員会, 2014, 『八王子市史研究第4号』, 河北印刷株式会社
- ・『hachitopi』, 2011, 揺籃社
- ・『福島民報新聞』
- ・松岡三五郎, 2013, 『いつかある日足跡が』, ふだん記全国八王子編集部
- ・松岡三五郎, 2017, 『江戸の祭りの変遷』, 恵友印刷株式会社
- ・南相馬市教育委員会博物館市史編さん係, 2018, 『原町市史』, 南相馬市
- ・渡辺千賀恵, 2011, 『観光まちおこしに成功する秘訣 - 成果を上げるための処方箋 - 』, ぎょうせい

インタビューデータ

八王子まつり

戸田さん (2019年11月23日)

1. 八王子まつり実行委員会はどのようなお仕事をされているのでしょうか
…1年間を通して活動している。ほんとに休みなくやっている。
2. 八王子まつりの出店は八王子の商店街の方が店を出しているのですか
…ではなくて、露天商。商店の方も出している。露天商の方は～260くらい。商店の方は商工会議所。露天商てのは、プロの人。プロの夜店出す人。商工会議所が窓口になっているのが各店の前に出す露店で、130～140でてる。
3. 露天商は八王子の方なのですか
…八王子の人ではない。あちこちの町から来てる人。
4. 過去と現在の八王子まつりを比較して、だしの担い手の変化はどのようなのですか

…昔のほうが子供が多いから、当然今よりももっと引手がたくさんいた。あともう一つ、昔は昭和36年、1961年から八王子まつりが始まった。その前までは上地区と下地区のお祭りで、上はエルシイから追分の千人町までが上で、それが8月15、16のお祭りだった。それから、エルシイから八王子駅までが下のお祭りで8月22、23、それが一体となって昭和36年に八王子まつりになった。それで、第8回から今の八王子まつりになったんです。1968年に第八回大会、それまでの八王子まつりは、パレードとかカラオケ大会の何とかとか、鼓笛隊とかが出てたんだよ。だけど、昭和48年の第八回大会から今の八王子まつりとなって、山車とか神輿が出るようになった。

5. それは今までは市民祭りとしてやっていた？

…そうそう。昭和36年から43年までは市民まつりで、山車は出なかった。

6. どうしてそのように変化したのですか？山車を出すように、利益があるから？

…だんだんだんだんと機運がね高まってきて、子供たちの鼓笛隊とか何とかかはよくないんじゃないかと、八王子本来のお祭りを取り戻そうということで昭和43年から今のお祭りになってきた。で、平成15年の市長さんが八王子市の歴史と文化を地域伝統文化にしようということで、神輿と山車の祭りした。で、それからお金が出るようになった。八王子市からの補助金。2003年に、地域伝統大賞ってのをもらってんだよ。

…それまでは各町会2万円までしか出なかった。今は、今年は35万まで出る。町内はどこも同じ金額で、山車を持ってれば35万同じ金額。けど、その年によって違う。八王子市から予算が出る。それが足りないから、八王子まつりを東京都の祭りに登録してもらおうという活動を行っている。

…15年から補助金を出して大きくしたけど、結構前から八王子のお祭りって有名だった。けど、観客が伸びなかった。昭和36年までは上下のお祭りで日程が別々だったから、なおさら観光客は来なかった。昔は町内の行事っていう意識だったから、町内では人がどうのとかは関係なかった。見るお祭りか参加するお祭りかで10年前くらいから議論になっている。前は、追分なんかのお神輿は町内の人が担ぐ人を募集してた。だから、町内の人ならだれでもかつげた。今は、千貫神輿は半纏合わせとって、半纏を着ている人しか担げないルールができた。

…この地にいるからこうやって歴史のことがわかる。やっぱり実際参加してるし、加わってるから様子がすごく見える。

・高齢化の問題なんですけど、具体的にどんな問題が発生しますか

…山車を引く人、神輿を担ぐ人が少なくなってきている。それでも追分町はまだ子供が出てくれるからいいけど、やっぱりお祭りがある土曜日の昼間とかは出にくい。それが一番の問題で。外国人とかいろいろ。北島三郎のうちの近くの外国人センターから外国人を引っ張ってきて山車などを引いてもらっている町会もある。ただ、追分町はまだ山車を引く外国人が10人程度で少ない方。外国人が増えることでもなかなか思うようにはいかない。外国人に手伝ってもらうにしても、ここまで来るまでのバス代、昼食代を出さなきゃいけない。予算がないから難しい。私達が小さい頃は、綱に触れないくらい人がいっぱいいて混んでいた。手が真っ黒になるんだけど、今は一人で両手で引いても綱が余るくらい人がいない。これから

この問題が大変。子供がいないからしょうがない。

- ・けれど、お囃子をやってる人が若い人が多いと感じたのですが
 - …小学生を今追分町では囃子連に入ってもらっている。ほかの地区は五日市なんかから来てもらっている。追分では小学生10人くらいいて、囃子連の育成を行っている。子供会ではなく、河野さんが責任者で行っている。子供たちは強制ではなく、有志で集まっている。自分の地区で連を持っているのは少なく、借りてきてもらっている地区の方が多い。特に、昔は上地区と下地区で分かれていた方、上のお祭りで下の人を借りてくることができたけど、今は合同で借りることができないから人がいなくて困っちゃいます。

- ・市役所のみでなく、町内の方からもお金を集めるのですか？
 - …そうです。寄付金を集めないと運営していけない。お祭りをやると200万〜かかる。
- ・主にどのようなことに使うのですか？
 - …提灯ぶら下げたり、花掛けとっていくらもらったというもの、山車を引いた子供へのお菓子、それから山車を出すにあたっての掃除、運転。お昼代などでお金はかかる。
- ・市役所の30万はないですね。
 - …全然足りないよ。寄付金は200万弱集まるけど足りない状況。
- ・スポンサーをつけることは考えないのですか？
 - …ついている。けど、八王子祭りに入るけど、各町会にはほとんど回らない。お金を集めるのが大変。昔はだいたいいつも余るくらいの寄付金が集まってご苦労さん会をした。昔はね〜。今は、川越と八王子が提携してる。

…お金が大変だけど、祭りが好きだからできる。これが興味がなかったら何もできない。ここ八王子で育って、祭りの良さを知ってるからこそなんとかやってられる。好きだからできる。これがモチベーションだな。

- …喧嘩もたびたび起こる。大きい喧嘩をすると、イエローカードとレッドカードを出すようにした。イエローカードは1年間様子を見るとしましょう、レッドカードは来年出さないようにする。レッドカードが出たら神輿を担げなくなる。

- ・新しくマンションができて、他の地区から新しい住民が入ってくることはどのように関係性を創るのですか？
 - …10年前ぐらいまではそんなような話が出ていた。新旧融和みたいな話。今はそんなことはない。昔から八王子に住んでた人と新しく住み始めた人とどう融和していくか昔はあった。そこでマンションの人を町会の三役にする仕組みを作った。昔は新しく入ったマンションの人を役員にはしなかった。だからうまくいかなかった。けど、今は役員に入れてしまう。

- ・これから八王子祭りが存続していくために何が必要だと考えますか？
 - …やる人の心意気だ。

- ・今の問題は
 - …お金と人。人が一番大変

・人の対策としては？

…育成をしていく。子供がいない。高齢化。

・お金は？

…どこからか引っ張ってくるしかない。昔はここら辺は全部商店街だった。だから、結構商店街の方が出してくれて50～60万残っていたけど、ここ10年は50～60万足りない状況。私の前の町会長まではお金を残してくれていて800万くらいあったけど、ここ最近はお金が足りなくてほとんど使ってしまった。根本的にお金が足りない。原子がない。あと、山車を直すのに500万～かかる。それで昔は半分きり出なかったんですよ。300万くらい常に町会で出すことになるから800万くらいあったとしても300万プラス他の事に使うと500万は使うから結局300きりしか残らない。それで、八王子市の補助金、19の山車が八王子の有形文化財になっている。そのうち12町会が登録されている。それに対しては、何年前までは半分の補助金が出ていた。けど、最近では8割出るようにした。だから3町会申し込みがあったら、八王子市も予算があるから8割を、まず一番危ない屋根と足回りが壊れていたら、優先的に500万かかろうかいくらかかろうか優先的に直すことにしている。あとは来年に回すようにしている。八王子市は前は決まった金額しか出してくれなかった。ここ最近八王子市も出してくれるようになった。修理に1000万かかるとしても200万までしか出なかった。例えば5台直したいと申請があって、各200万ずつかかったら1000万になっちゃう。だったら、一番足回りの悪いこの町会で600万かかるとしても8割補助してくれるなら町会では120万だけの負担で済む。そういう風に制度を変えた。残りの2割は町民からこういうふうな修理をするからといって、町民から寄付をもそれなりに募る。少し多めにもらう。町内の伝統を守る意識を持ってもらうことが大切。だけど八王子の有形文化じゃないと補助がでない。

・山車を直すのも八王子市ですか？

…じゃなくていい。その町会にまかせている。八王子にも1社直すところがあるけれど、大体は新潟県の村上が多い。輪っかを直すのだと青梅かな。

・少子化、高齢化の対策、これからどうしていきたいか

…少子化は日本国と同じ、どうやっても人がいないからね。マンションに住む人が多くなったけど、融和はできている。三役はマンション住民が多いからね。そういう政策を入れておくと子供は多く集まってくるね。1つのマンションから最低1人は役員に出てもらおうようにしている。

・ほかの地区からお祭りに手伝いに来てもらうこともあり？

…全然大丈夫。問題ないOK。今現在もお祭りに出てる人で町会に入っていない人も半分もいるからね。町会に入ることでなんのメリットがあるのかと聞かれることも多い。けど、なんのメリットもないって答えるけどね(笑)そこに住んでるから義務とは思わなくなってきている人が増えている。

…いま東京都に八王子祭りを民族有形何とかがってのを申請する動きがあるのよ。

…好きを通り越しているからこそ町会長も続けてられる。

…八王子祭りは八王子市の歴史と伝統文化継承をするものに関しては八王子祭りに参加いいですよという決まり。山車神輿、民謡は盆踊りとしてやってる。こういうのは八王子市の伝統や、歴史として参加している。

相馬野馬追

紺野薫さん(2020年9月23日)

1. 野馬追執行委員会について

- ・1番取りしきっているの、取りまとめているのは野馬追執行委員会

- ・甲冑競馬とかは南相馬市で行われるから、南相馬市役所に事務局が置かれている。
- ・新地町は基本的には関係ない、出場者もあまりいない、ほとんどいない
- ・野馬追は昔のからの郷単位で今でもイベントをやっているの、騎馬会っていうのがあって、郷単位でもいろいろと組織があって、その中で、全体としてお祭りを取り仕切っているのが南相馬だけれど、宇多郷には宇多郷騎馬会があるし、北郷には北郷騎馬会がある。それぞれの郷単位でもお祭りを役割分担がある。何が言いたいかというと、この執行委員会1つで物事がすべて動くわけではない。いろんな組織があって、その中で1番大きいのが執行委員会であるということ。相馬には宇多郷騎馬会がある。また、それとは別に野馬追保存会というのもある。これは、野馬追そのものを保存していきましょうという組織。執行委員会はどちらかというと野馬追のおまつりを取り仕切る組織。いろいろ役割分担がある。似たような構成だけれども、やっていることは違う。あて職で委員長が決まっているのであって、市長が変わったからと言って役職が変わるわけでもない。総大将を相馬市長が行うこともあるけれども、副市長であるわけは南相馬のほうが動き安から。野馬追の1番のコアな部分は妙見様、神様に馬を奉納して世の中の幸せをお殿様が祈るという事に変わりはないんだけど、今現在はお祭りというイベントが加わったので神事だけではなくて、観光、お祭りのイベントが加わっているの、主催は3妙見社の神社だけれど、神社だけには任せておけない、頼りがないから任せていけないというわけではなくて、お客様を呼び込んだりするとすると、どうしても市役所とか行政の力がないと何もできないので、執行委員会が行政主体で組織されている。

2. 野馬追が相馬市に与える影響

いろいろあると思います。目に見える影響、目には見えない影響とがあると思います。目に見えるというのは形として残っているという事だから、お客さんがいっぱい来てお金を落としてくれるという経済的な効果とかが1番大きいと思う。だから観光という事で行政がかかわっているんだけど。目に見えないというのは、精神的な事で伝統とか文化とか。それは目に見えない影響であると思う。目に見えない影響といっても行政が関われる部分と関われない部分とがあるから。目に見えない部分で影響だと、行政としてかかわれるのが市民憲章とか、相馬市民の歌とか相馬市民の心を1つにぎゅっとまとめるキーワードになるようなこととか、そういうことで行政が関わって市民憲章にも野馬追のことが1部うたわれてたりとか、そういうのがある。子供たちの教育という事でいえば、小学校の4年生で郷土の歴史という勉強をするときに、野馬追の話だったり、歴史だったりを相馬の文化として子供たちに教える。そういう部分は教育委員会が行うことで行政が、相馬の文化を広めていきたいと思いますとか、子供たちに教えましょうという事では行政に関わる。あとは、野馬追そのものを途絶えることなく続けていくには参加する人たちの力がないとダメなので、そうすると野馬追って、開催する日にちを変えていく。その時その時の事情によって変わっていった。もともとは伝統行事の文化だから、やる日にちは根拠のある日にちで決まっていたんですよ。ですが、現代に来るにしたがってイベント化したので梅雨時だとお客さんが集まらないから梅雨時を避けましょうという事で、時期をずらしたり、日にちで7月23、24、25と決めていたけれど、その年その年で曜日がずれて土日が絡まないで平日3日間という時もある。そうすると騎馬武者として出る人も仕事があって出づらいし、お客さんも夏休み期間ではあるけれど子供は夏休みでも。親は平日は仕事してるから、そうするとお客さんも平日は少ない。なるべくお客さんを集客するには土日にぶつけたほうがいいという事で、7月最後の土日月に落ち着いた。それは、震災の年から変わった。でもこれは偶然で、2011年から日にちを変える何年間か会議を行っていた。でもなかなか日にち決めが決まらなかった。相馬、原町、小高の3地区で行うから、相馬とすれば金土日開催になってしまうと、毎年平日になってしまうから土日月にしてほしい。小高とすれば土日

月開催になってしまうと3日目の月曜になってしまう。野馬追の一番大事なイベントは小高神社の野馬駆けであって、1番地味であるけど1番大事であるから平日はどうか、絶対日曜日だという議論でなかなか決まらなくて、何年かかけて7月最後の土日目で落ち着いた形になった。観光客を呼び込んでお金を沢山落としてもらうためには、曜日がかなり大事になってくる。平日よりは土日にしたことになった。このような決め事は神社だけでは任せておけないので、行政も加わって行った。これらからわかるように、野馬追が相馬市に与える影響というのはかなりおおきくて、いろいろある事がわかる。開催日一つ取っても。神事って言ったけど、3妙見社の神社主催のお祭りなので行政は神事には加わってはいけないう決まりになっている。宗教に対しては行政は一線を引かなければならない。宗教に対してはお金を出してはいけない。だから、野馬追が神事だけであれば行政はなにも加わることが出来ないから、お祭り、観光を加えて、行政も加わっている。それが、伝統と観光、神事と観光のせめぎあい、線引きが難しい。けれど、今は観光メインになっているから道路整理とか、交通整理とかは市の職員が駆り出される。市役所として行政としてそういう形で、側面からサポートしている。あと、野馬追のときは相馬市が大切にお付き合いしているいろんなお客様を招待して、接待する。例えば相馬に起業しているIHIの本社の社長とかをお招きして野馬追を見てもらう。そうすると3日間くらいつきっきりで職員がご案内をして相馬市のPRを行うような事も市の職員で行っている。市役所総出で野馬追をバックアップしている。

3. 野馬追に出場する方たちについて

自分で出たいですと言ったら全員出れるのか

出れる。けれど、旗とか鎧兜とかが必要だから、今まで野馬追に全く関係ない人とかがいきなり出るとしても出れるものでもない。馬に乗る技術も必要だし、けど出れないわけではない。朝乗馬の練習をしたり。あと、企業の人が出たりしたりもするから、全く野馬追に関係ない人が出ではいけないという決まりはない。出たい人は出れる。準備がとても大変。資金、準備の面が担い手不足にも関係している。馬を野馬追の為に飼っている人がいる。昔は農耕馬として飼っていて野馬追にも出でいたけど、今は野馬追の為に飼っている人がほとんど。飼うにもお金がかかるけど、それはもうその人のポリシーだよね。野馬追は自分の馬で出るといっていい。馬がない人は東北地方の乗馬クラブとかの馬を借りてきて乗ってる。中央競馬とかの競馬馬とか、引退した馬を借りてきている。だから、野馬追の前日とかに初顔合わせで当日乗りこなしている。借りればレンタル代、馬の移動代、人件費などもかかっている。馬に乗る技術も必要だし、お金も相当かかる。それは全部自費で出さなければならない。行政から騎馬会を通して1人いくらという助成金は出ているから、野馬追に出ると1人いくらかはもらっている。けどそのお金ではとても足りないから。残りは自費で補うしかない。お金も手間暇もかかる。毎朝美木多浜とかで乗馬の練習もしている。砂浜で練習をしている。(ポスター) 乗りこなすためにも練習は相当している。だから、そういう負担も大きい。サラリーマンならなおさらだね。仕事抱えて野馬追出る人は、仕事と野馬追の両立だからかなり大変。それでも出るのは、やっぱり騎馬武者としての誇りだったり、魂であって、それが伝統というものなのかもね。それでも出る人が減ってきているというのは、それだけ苦労があるという事で、伝統との板挟みになっている。お金のことでいうと、執行委員会負担金というのは、野馬追執行委員会が運営するためにお金が必要で、そのお金を出しているのが、構成自治体、相馬市南相馬市新地飯館浪江って全部がそれぞれ決められた割合、額で毎年お金を出している。これは運営費という事。お祭りを開催するため、執行するための資金です。だから、野馬追を行うためにどのくらいかかっているかというのは一概にはわからない。これらの自治体が毎年どのくらいずつ出しているかを足し算しなければならない。相馬市だけの負担金は。

4. 執行委員会の役割

野馬追に関する一切の運営、充実強化を図ること。

- ・相馬市の予算は、市民からの税金で成り立っている。それを野馬追のお金に充てている。

別に、文化振興費という名目で教育委員会の文化係、まさしく野馬追の文化を保存していきましょうという取り組みにもお金を出している、無形文化財なのでそれを毎年維持していくためにもお金がかかるわけで、野馬追という伝統文化を継承するために文化財として教育委員会では、お金を出している。野馬追そのものに直結はしないんだけど、野馬追という事に関しては関係するお金なわけで、だから野馬追でどのくらいお金がかかっていますかという質問は非常に難しい。いろいろなところがかかっている。いろんなところからのバックアップがあって、野馬追を支えているのだと思う。それだけじゃなくて、野馬追をみる観覧費っていうのもあって、甲冑競馬を見るためにチケットを売ってお金をもらったり、そういうのも野馬追の経費にしている。いろんなところでお金がかかっている。

5. 今と昔の変化

騎馬の数は減少傾向にある。

お客さんの入数にも変化があって、それを防ぐために曜日の変更とかもやっている。昔は相馬の観光と言って思いつくのは野馬追だとは思いますが、でも観光客が一番多いのは野馬追かというところでもない。観光客が一番多いから一番有名なイベントというわけではなくて、有名なのは野馬追かもしれないけど、お客さんの数でいうと海水浴客には到底及ばなかった。50万人とかが海水浴に訪れて東北で一番多かった。昔は、海水浴に行くまで観光の臨時列車が郡山とかから出ていた。だから、相馬の1番の観光客、経済効果があったのは海水浴だった。野馬追も夏にやるから野馬追と海水浴がセットで民宿に泊まってもらって、相馬に来たお客さんを引き留めて、お金を落としてもらうことを昔はやっていた。でも、だんだんと観光というのも志向が変わってきて、個人で好きに遊んだり、車を使って出かけたりとなって、海水浴も珍しくなくなったのでだんだんとお客さんが減っていった。だから、いかにしてお客さんを引き留めるかを毎年試行錯誤している。相馬市は野馬追3日間のうちの初日だけで、2日目が原町で甲冑競馬とか神旗争奪戦でメインだからできれば、相馬の民宿に泊まってもらって3日間相馬を起点に原町とかに移動してもらえれば、相馬にお金が落ちるんだけど、大概の観光客は相馬は相馬の午前中で終わっちゃうからすぐになくなってしまって、相馬でいかに長く引き留めるかが1番の課題でもある。最近は泊まってみに来る観光客が電車とか車の発達によって少なくなっている。昔は観光バスとかで多くの人が見に来て、泊まっていったんだけどね。生活様式が大きく変わったから、お祭りに対する生活様式も変わっているわけで、観光客の入込にも影響がある。JRとタイアップして首都圏のお客さんを常磐線で来てもらって、民宿に泊まってもらうツアーもやったことはあります。(資料にもあり) 現状と課題

- ・相馬の野馬追の1番のネックは初日の午前中で終わってしまうことだから、いかにして相馬にお金を落としてもらうか、相馬に滞在してもらうかが市役所では考えに苦労している。
- ・担い手の年齢は、高齢化している。

騎馬武者だけでなく青年隊とかも出て伝統を絶やさないように試行錯誤している。子供たちを集めてダンボールで鎧を作ってそれを着て野馬追の行列に参加するというのも青年会でやっている、昔はそんなことはなかった。

・世代間交流の場として、小学生の地域の伝統を学ぶことが1つ挙げられる。青年会議所がダンボール鎧を作って子供たちが参加することで、お祭りを通しての世代間交流にもなっている。伝統行事に参加して、将来の野馬追の参加のきっかけにもなるかもしれない。野馬追に出る方は何かきっかけがあって出る方もいる。けど1番多いのは代々出ているから出るのが多い。江戸時代までは武士しか出れなかったけど明治以降はだれでも出れるようになった、殿様のお祭りから庶民のお祭りに変わったから出やすい環境にはなったけど、鎧兜とか馬とかの準備となると毎年出てる家じゃないとなかなか出れないかもしれない。野馬追は家族内で不幸があったときは喪中として野馬追には出れない決まりになっている。だから、毎年出場の数に変動がある。

・PR

グッズを作ってお祭りで売ったり、映画に出演したり、電車やバスの模様にししたり、他のお祭りにお呼ばれしたら出場するとかしてPRしている。神田祭とか、中央競馬の競馬場で走ったり、楽天の試合のセレモニーに参加したり、お誘いがあれば積極的に参加して、PRの一環として出ている。時代が変わって、SNSとかの活用をフル活用したり、歴女などを巻き込んだり。PRするのは行政だと観光課とかが主体だけど、民間だと商工会議所とか観光協会とかもいろんなやり方でPRしている。

・収入源

税金、チケット代駐車場代、グッズ代など

野馬追のときに出ている出店の出店料も場所代などで少しはもらって資金源にしている。江戸時代も、野馬追をみに全国から観光客が相馬に足を運んでいて、その当時も、出店があって、儲けようとして値段を釣り上げて食べ物や物品を売ってぼったくっりにしていた。

・野馬追は昔も全国に名が知れていて、観光客で収入を得ようとしていた。

・紺野さんコメント

野馬追って千年の伝統があって、平将門からずっと今まで続いているポリシーをみんな持っている。そこが1番の伝統だと思う。千年間1度も絶やしたことがない、やらなかった年もなかった。第2次世界大戦の戦争中でも、規模は大幅に縮小したけど行った。やめなかった。東日本大震災のときもやった。今回のコロナでもできることをやって中止にはしなかった。それはやっぱり、伝統。千年続いているというポリシーなんだろうね。ご先祖様から代々受け継いで続けてきて、自分たちの代で絶やすわけにはいかないという心意気なんだろうね。そう言う気持ちが、行政の人たちにもあるし、出る騎馬会の人たちにもある、市民にも相馬野馬追という気持ちがあって、みんなが気持ちが1つになれるというのはなかなかないことで、伝統文化、お祭りの強みでもあると思います。代々受け継いできたお祭りだから、東日本大震災によって避難を余儀なくされて、相馬藩の半分は避難していなくなっちゃったけど、自分たちが長年住んできた地元のお祭りだという意識があるから、できることだけでもやろうという気持ちで途切れさせなかった。なかなか、他のことでできることではなくて、伝統文化お祭りというのは、人を集める、1つにまとめる見えない力があると思います。これが伝統ってやつだと思います。ただ、生活様式が時代時代で変わってくるので、伝統と生活様式のギャップを埋めていけるかが重要だと思います。伝統を守っていくというのは、生活様式が乖離(かいり)していくと伝統を守り切れなくなってしまうので、いかに長年伝わってきたお祭りに生活様式が変わっても、寄り添えるか、寄せていけるかが大切で、より添えきれないほどのギャップが出来ちゃうと、

伝統が途切れる時だと思うんです。幸いにして野馬追は、コロナだろうが東日本大震災だろうが、何するものぞという気持ちで乗り越えて、伝統が守られている。

・重要無形民俗文化財について

市民の人で重要無形文化財について知っている人はそれほど多くはないと思います。野馬追には野馬追の伝統があるとわかっている、どのくらい文化的価値があるかを客観的にわかる人は少ないと思う。別に知らなくてもいいことで、知らしめるとすればやっぱり子供の教育だと思います。小学校くらいの郷土の歴史を勉強するあたりから、野馬追はこういう歴史でこういう文化があるんだよ、それでご先祖様から受け継いできたんだよって、そこを知ってもらえるにはやっぱり教育だと思う。それができれば野馬追の伝統の太さが細くならないで太いままずっと受け継いでいけるとと思います。

遠藤真さん (2020年9月30日)

1. 役職を教えてください

宇多郷騎馬会 組頭

2. 野馬追に参加しようと思ったきっかけ

うーんとね、長いよ。総大将ってどういう人たちができるか理解している？相馬家の人間、後は家老職。中村藩のね。あと、相馬市長だけなのよ。家老は熊川さんって家の当主がやるか、相馬市長に限られている。だいたい、相馬みちたねさんが今やってるけれども、みちたねさんが出られないときには市長頼むよってなって、立谷市長が何回か今まで総大将で出たときあるんだけれども、馬の練習をしてね。その時に僕、立谷市長の秘書をやったので、総大将に付きの人間にいたけれども、着替えたりなんだりの世話する人間。その人間を総大将付きっていうね、役職なんだけれども、実際野馬追に出るのよ。総大将の脇を徒士(かち)って歩いて歩くのよ。馬に乗らないで歩く役職。それを最初に相馬市長が総大将を相馬家からやってねと言われて立谷市長が総大将をやった時に、総大将付きの役で出たのが野馬追に出るきっかけ。その時に、自分のじーちゃん、祖父がかぶってた陣笠をかぶって出て、野馬追に出たんだけど、歩いてね。陣羽織、袴を着て出たんだ。僕はもともと馬も好きだし、野馬追に出たいと思ってたんだけど、市の職員だから、市の職員っていうのは野馬追当日って裏方役なのよ。警備だったりお客様の接待だったり、いろいろ仕事があるから野馬追の表舞台に出るような立場ではないって理解していて、表舞台に出れることはないだろうなあと考えていたんだけど。平成16年前までは総大将の乗る車の運転役とかを市の職員の立場としてスーツを着てやったりして野馬追には携わっていたけども、実際、野馬追の表舞台に出ることはないだろうと思ってたけどたまたま相馬市長が平成16年に総大将をやった時に、付きで俺のじさまの陣笠をかぶって出たら、景色が全然違ったのよ。景色が違うっていうのは、総大将のお付として本陣山で甲冑競馬とか神旗争奪戦が始まるじゃない、そしたらね、わからないんだけど涙が出て止まらなくなったの。その時に強く思ったのが、「この素晴らしい野馬追を絶やしてはいけない、自分たちの代で絶やしちゃいけない」と強く思って、その年から馬に乗る練習をして、宇多郷騎馬会に世話になって、次の年から馬に乗って甲冑を着て、自分の家の旗を刺して、出た。元々は士族だったから出やすい環境だった。けど、遠藤家の一族として出ようというきっかけではなくて、市長の付をやって出ようという気持ちになった。僕の体の中の先祖から受け継いだ血がそうさせたんだと思う。

3. ご近所で野馬追に出場している方はいるのですか

今はうちの行政区で出ている人はいない。でも、おじいさんの代のときは35件あってそのうちの3分の2は出ている。当時はね。明治、大正、昭和初期のころ。出やすい環境で、なんでかっというと農作業に必要な牛とか馬とかを農機具の代わりに使っていたから、各家庭に馬とかがいて野馬追に出やすい環境があった。

4. 馬の乗り方とかの伝統継承の方法

まず、野馬追が好きじゃないとやれない。きっかけは何でもいいんだけど、自分みたいに、相馬地方にとって大事な文化であり、行事だと認識して出る人間もいれば、単純に目立ちたくて野馬追出るとかっこのいいよねと思って出る人間もいるし、雲雀が原で甲冑競馬がやりたくて出る人もいるし、いろいろ人それぞれきっかけとか、出た理由は違うんだけど、それはそれでいいと思う。野馬追を継続していくためにきっかけはどうであれ出てもらえればいい。ただ、何のために野馬追をやっているのかっていうのを最終的にわかってもらえればいい。長年野馬追に出ていると、自分の中で誇りが出で来る。自分のサラリーで稼いだお金を投資して、馬を飼って飼育したり、甲冑をかったり、お金がかかるわけ。

5. 実際お金はどのくらいかかるんですか

自分の場合は、馬は頂いて面倒を見ている。お金の話で、例えばだけど馬を持っていない人間もいる。今相馬地方で馬を自分で飼って飼育している人間は、頭数でいうと、宇多郷だと20頭だから20人くらい。宇多郷は70人くらいいるんだけど。宇多郷から標葉郷までの騎馬頭数って、去年だと役400頭、ここ30、40年で一番騎馬頭数が多かった時で、550頭くらい。宇多郷から標葉まで、自馬で出ているのは大体200頭くらい。200頭以外の半分の200頭はどこから来るかという、乗馬クラブ。宮城県、栃木県、群馬県とかの乗馬クラブ。High層の人たちが休日に買って乗馬クラブに預けている馬たち。そういう乗馬クラブから馬主さんたちの了解を得て借りてくる馬が約半分くらい。それ借りるのにどのくらいお金がかかるかというと、大体20万くらい。二日間で。馬だけ借りても宇多郷みたいに行列を6回もやらなきゃいけないときは、途中相馬鹿島間の移動、鹿島原町間の移動。昔の車社会じゃない時代は馬に乗ってずっと行列して原町まで行ったんだけど、車社会になってからはトラックに乗せて移動するようになった。だから、行事自体も短縮になった。ここ20年くらいは、次の日もあるけれどいったん相馬に帰ってきている。馬を持ってない人は馬の移動のトラックも借りなければいけない。乗馬クラブから馬を借りると、移動用のトラックも借りるとなると二日間で30万くらいかかる。プラス馬道具とか甲冑を持ってない人は自分で調達しなきゃいけない、買わなくちゃいけない。ピンキリだけでも鎧だと50万から500万くらい。馬道具だと50万から200万くらいかな。自費だからね。先祖代々ね、出ている人は祖父が買った甲冑があれば直近で自分が支出するお金はないかもしれないけれども、初めて出る人はそれくらいの投資が必要。1番ハードルが高いのはお金の部分だよ。だから、相馬市役所も宇多郷騎馬会の協力を得て子供乗馬体験とか1日騎馬武者という行事をやっていたり、何のためにやっているかという後継者の育成の為に馬に興味を持ってもらう、野馬追に興味を持ってもらうっていう行事に相馬市として取り組んでいます。で、若い親御さんが子供と一緒に来るわけよ。乗馬体験にくる子は野馬追に出たい！という子供たちが多くて、親御さんたちはお金の面で出せないとしぶい顔をする。あとは、勤め人の社会になったじゃん。今までだと、第1次産業で生計を立てている家計に生まれて、昔の時代だと百姓やって野馬追に出るというのが普通だったんだけど、今はもう文化がかわって、生活がよくなってくるとお金も必要になって、サラリーマンになったほうがいいってなるわけよ。そうすると、勤めて第1次産業が近代化して、機械代も高くなる。そういう機械を買うためにこうやってサラリーで稼いで農機具を買って、安い米を作るために先祖から引き継いだ田んぼを売るわけにもい

かないし、汗水流して開墾して作ってくれたご先祖様に申し訳ないから、田んぼをやっぴりやらなくちゃいけない。農機具が進めば必然的に馬も牛もいらなくなって、騎馬武者も減ると言うことよ。だから、よっぽどの思いがないと、野馬追はお金がかかるし、馬だって馬道具買うんだって、甲冑買うんだってハードルが高い。人が、騎馬武者の数が減る要因はそこ。だから、野馬追が好きじゃないと出場しても続かない。

6. 今野馬追に出場している方のきっかけ

代々先祖が出てきた人が多い。ポーンと出てくる人もいるけれどやっぱり続かない。炎天下の中で甲冑着て馬に乗って、ただ馬に乗るだけでも大変なのに熱中症に気を付けながら、へとへとになるくらい大変な思いして、高いお金出してってなるとやっぱり大変。野馬追が好きで人間じゃないと続かないと思う。もういいやって辞めていく若い人もいる。毎年何人かは新しい人が入ってくるんだよ。でも、数年たつと来なくなって辞めちゃう。大変なんだよ。鎧は30キロもあるしね。

7. それでも遠藤さんが毎年で続けているのは

半分義務だと思っているから。遠藤家の。ましてや、遠藤家の一族で出ているのは私一人だから。昔は何人かいたんだけどね。お金もかかるし生活もあるから。馬が好きだからね。野馬追も好きだから。動物を飼う覚悟と苦勞もある。好きじゃなきゃできない。野馬追に出れることを誇りに思わないと。

相馬の我々の地域を守る神様、妙見信仰、地域の安全、人々の健康を祈願する野馬追。昔は行政の仕事だった。藩という行政。昔も行政がやってたし、今も自治体の行政がやって、お金を集めて寄付金をもらって。新地から大熊までの組長が執行委員長、副執行委員長を務めながら組織を作って、寄付金をもらって、住民の皆さんから寄付もらってお金集めて、やっているんだけど。なんでそんなにお金必要なのっていうのは、もし知りたければ執行委員会の会計をお見せします。雲雀が原祭場地は去年の台風で洪水で大変になった。最近執行委員ではクラウドファンディングをやったりしているんだけど。行事をやるにはお金はかかるんですよね。

- ・馬に乗って野馬追出たときに、叔母たちに感動したと泣かれてやめるわけにいかない

8. 遠藤さんにとって野馬追とは

生活の一部。うん。お金はかけたくないんだけどね。多分自分の中から野馬追をとったらだめになっちゃうじゃないかな。大きい存在。年をとって表舞台に出れなくなったとしても、何かしらサポートしていきたい。何らかのかかわりを持っていたいと思う。お手伝い、手助け。

9. 今後の野馬追でこうなってほしいとかの思いはありますか

今やっていること、宇多郷の送り出し行列、おあがり行列を幕末当時までやっていた行事を粛々とやること。なぜかという、明治以降については特になんだけど明治維新政府の許可を得て神事としてやってきているので、お妙見様をおみこしに入れてやるわけですよ。常に本殿にいるお妙見様をみこしに乗せて年に1回出すわけじゃん。我々宇多郷は渡御という役職を担っている。神事なので、それも半世紀からずっと続いている大事な宇多郷としての仕事なので、それは変えずにずっと継承していくべきだ。変える必要はない。省略してはいけない。宇多郷の送り出しと、おあがりのこの2つの行列はなにがあってもやるべき。お妙見様、神様を出して市民の皆さんに披露すること。

10. 今年

大手門までやった。おみこしはやらずに少し行列だけ。馬に乗せた総大将とあとは徒歩だけ。

通常通りではなくて、省略した形で。

第二次世界大戦の空襲の最中でも、200頭くらいで行列をやった記録が出てきた。

使命感が騎馬武者にはある。戦争から地域を守るという気持ちで、祈る気持ちでやったんだと思うよ。

遠藤真さん（2020年10月20日）

1. 野馬追のお祭り中にケンカとかは起こることはありますか

ないです。ケンカしているように見えるだけ。ケンカしているんじゃないかって、それぞれの役割を果たしているだけ。御使い番、中頭、組頭、軍者、役職名いろいろあって、それぞれ役を持っているんですよ。御使い番っていうのは、軍者とか侍大将とか副軍師とかの幹部の人たちに御使い番をつけています。で、御使い番が何をやるかっていうのは、軍者や侍大将、副軍師それぞれ役割があるんですけど、その幹部たちが出す指示命令を下級の武士に指示してくる役をお使い番が担って、伝達しに行く役割です。行列って単純なものに見えるんですけど、あれだけの徒歩（かち）の人間と馬に乗った人間の数を合わせると、宇多郷で騎馬武者だけで最低50騎はいます。それプラス旗を持って歩く人間もいます。そういう人たちを入れると100人弱になります。行列っていうのは先頭から後尾までかなりの距離になります。だいたい300メートル以上くらい。人間と人間の間は大体2メートル間隔、馬同士も1頭半ずつ間隔をあけなさいという約束事ルールを決めてやっています。このように全部ルールにのっとってやっています。野馬追っていう行列を含めて。ルールを決めてやらないと物事はうまくいかない。市役所も同じようにルールにのっとってやっている。行列中に均等間隔でずっと行列していればいいんですけど、馬も人間も暑い炎天下の中でやっているんで水分補給をしながらやっている。沿道にいる市民の方々がボランティアで水を出してくれたりもする。そのような状況になると行列からいったん離れることになって、そこが空いてしまいます。そういうことが行列の中であちこちで起きれば、行列も乱れるわけです。間隔があきすぎたり、先頭が先に行ってしまうたり。なので、等間隔にするために、行列全体の間隔を仕切るのは組頭の役職の人間が行うようになっています。その組頭が役職が下の中頭等に指示して先頭から最後尾までの行列の間隔とか空きすぎているところとかを指示している。神様、尾妙見様をおみこしでお供していて、おみこしを挟んで宮司がいて後ろにいろんな役割がいてと順序が決まっている中で、原町の雲雀が原まで行くわけです。行列が途切れたり、間隔が空きすぎたり、乱れたりしないように、1つの団体組織、行列1本の蛇のようにずっと移動していかなければならないんですよ。なので、組頭が中頭に指示をしたり、組頭自身も先頭まで行って間隔が均等になっているか、後ろの最後尾までも行って間隔が均等になっているかを確認しながら、「止まれ」とか「進め」とかを言うんですが、そのまま直接「止まれ」と言うのではなくまず、副軍師という宇多郷では1番トップの侍に報告をして、次に先頭にいる軍者にも「現在御法連の後ろ30メートル間隔が空いています」と馬上で報告をします。その際は大声で声を張り上げていうのでけんかのように聞こえる。軍者から組頭に、「凱役、副軍師にその旨報告し、押度目の凱をすいそするように」と指示をされ、組頭から副軍師、凱役にその報告を行い、貝役がほらをふいて先頭を止めて後ろが追いつくように調整しながら行列を進めている。だから、けんかしているように聞こえるけれども、けんかしているわけではなくて状況を報告しているシチュエーションだね。

伝統継承

・野馬追に出て1年目2年目の馬乗りたちはこういうしきたりとか分からないから、組頭が中心になって、若い騎馬武者たちを集めて事前に野馬追についての勉強会を行っている

2. 伝統を継承するために、八王子祭りでは地域、地区からお祭りに必ず1人は出すというルールがあったんですけど、伝統を絶やさないために地区から1人出すというルールは野馬追にはありますか

全くないです。

全くないのですが、義務化できない理由として、まず馬に乗れる技術がないと野馬追には出られない。馬に乗るためには乗馬クラブ等にかよったり、馬を飼っている人間のところに通って馬乗りの指導をしてもらうとかあると思うんだけど、あと、野馬追当日に馬をどこからどうやって調達してくるかという課題もあるけれども、1番はお金がかかることです。馬を2日間借りるにしても20万30万かかったり、移動費もかかるわけですよ。馬道具を買うのも50万100万200万ってかかって、甲冑にも50万から500万かかる。「おたくの地区から野馬追出る人間を出して」って言っても、そのお金はだれが負担してくれるのって話。個人が負担するしかない。できれば義務化したい気持ちはあるけれどもなかなか踏み出すことはできない。宇多郷騎馬会でも宇多川町商店街から騎馬武者を出してほしいという話はしているけれども、これは要請であって、必ずというわけではない。なかなかね。みんな仕事をしているわけだし、仕事で生計、生業を立てているからね。だから、ほんとに好きな人間じゃないと、馬に乗るための練習の時間を作り出すとか、馬道具を買うとか、甲冑を買うとか、じゃないと無理じゃん。義務で出たとしても好きじゃなければ続かないし。そういった点でハードルが高い。だからと言って、手をこまねいているわけではなくて、宇多郷騎馬会と相馬市役所は年に5回くらい子供たちを馬に乗せて乗馬体験を毎年やっているけれども、3年前から1日騎馬武者という、甲冑を着させて馬に乗せるという後継者をつくる試みをしている。子供たちは喜んで参加するけど、親御さんたちはお金がかかるのがわかっているから体験で終わってしまう。

3. ほら貝とかは吹き方を練習しないとふけないと思うのですが、吹き方とかの伝統継承という部分はどのようにおこなっているのですか

宇多郷騎馬会を例にとると、3つの研究部を作っている。馬術研究部、甲冑研究部、陣貝研究部の3つ。それは、野馬追に出るにあたって必ず1つの研究部に所属しなければならない規約（ルール）があるんですけど、組織なので規約を作っている。そこで陣貝研究部では毎月集まってほら貝の練習をしています。ほらの音は30から50通りくらいある。陣貝も昔からいろいろな流派があって、今使っているのは、今の野馬追の陣貝の流派は違うやつだよというふうな、歴史の資料を調べていったら実は違っていた。一千年以上続いているものだと、口承伝承、口での言い伝えで残っているものはもちろんだけれども、書面で残っているものはなかなかないんです。そうまたたねさんの時に行列に陣貝、陣太鼓を取り入れて送り出しを行った。最近までは武田信玄の武田流陣貝術という話できてたのですが、それは違うんじゃないのかとか、何が正しいのかわからないんですけど。ただ、行列やっているときには用意、出発、停止などの音があって、その貝の音で騎馬武者たちが行う行動があるのですがそれが今は35通りくらいあります。それがわからないと野馬追の行列にはでれない。

伝統はそれぞれの研究部で、研究しあって伝承している。野馬追は3日間だけでなく年がら年中の行事。人が集まっているんなことを決めている。

4. コロナ渦での影響について

2月はコロナの特性がわからずでしたが、4月時点で今年の野馬追は行わないように決まった。軍者以上が集まって、神社に今年はお省略の形でやりますという報告をした。来年のことは、2月に決まる。執行委

員会で決められる。執行委員が決める。今年の2月の段階での会議は、コロナウイルスの特性がわからなかったもので、書面で会議を行った。紙を作って郵送で話し合いを行った。

・この地域は野馬追が作ってきた地域。東日本大震災の年の野馬追では騎馬武者たちをみて手を合わせて拝むご年配の方が多かった。なんでかという、御妙見様、神様をお供している行列なわけですよ、渡御の役割でもあるわけですよ。ですから、神様の行列でもあるわけです。神様というのは、我々人間を健康で幸せに、長生きさせてくれるように守ってくださる、要は人間の菩薩様であって自分の子孫たちを守りたいという思いだと思いますよ。野馬追ってというのはそういう事です。神事。妙見信仰を具現化する行事でもある。妙見様の行列をする馬と騎馬武者に合うことが出来てよかった、うれしいという思いが相馬市民の思いだと思うの。そういう役割を担っていることに、我々騎馬会の間は誇りに思っている。それも、自分の稼いだ給料を投資してやっているわけで、年に3日間だけれども市民の皆さんと心が一つになれる瞬間でもある。我々はお妙見様をお供して表舞台に出る、地域の方々がそれを見守ることで気持ちが一つになって、一体化できる素晴らしい行事だと思います。野馬追はそのような力を持っている。この地域に野馬追がなくなったら何もなくなってしまうと、いち行政マンとしても、騎馬武者としても思います。

相馬市長（2020年11月16日）

・旧行方軍…南相馬（鹿島、原町、小高）＋飯館

本拠地

相馬に来てからは700年だから、一千年以上続く相馬野馬追という言い方は正しくないと思う。下総でやってたのを相馬野馬追っていいっていいのかどうか。そのあと続いていたのは、信仰心と軍事訓練のため。政宗軍と敵対するようになって相馬以外は全部政宗軍にやられてしまった。日本松、白川、会津はみんなやられたけど相馬だけ残った。なぜかという、強かった。強かったのと野馬追をやっていたというのは関係あるかもしれない。戦だという、中村神社に集まってみんなで絵馬を焼いて灰にして、その灰に水をかけてその汁をすすって死ぬ気で出かけていった。野馬追のおあがりのとき、無事の御帰還をお喜びしますっていうんだけど、どこからの帰還かという、私は思うんだけどあの世とこの世の間、いったん死ぬ覚悟をして、出陣している。そういう精神をもって相馬軍を守ろうとした相馬の武士たちは強かった。相馬は昔から弓をもって名を成してきた感じなんだよ。伊達藩に警戒しながら相馬は生き延びてきた。江戸時代においては軍事訓練の要素が強かった。相馬が伊達に備えるための1つの精神的支柱だった。野馬追は。危機を何度か乗り切ってきた。だけど、相馬家にも逆らえない流れがあって、大政奉還だよ。大政奉還で、江戸に相馬家が行ったときに、野馬追の習俗、伝統を残しましょうと。で、相馬家の家臣たちと、それから当時の行政が一緒になってやったんだろうな。海老原家がずっと野馬追の副大将をやっているのは野馬追の存続に大変な努力をしたから、永世的に副大将になった。そこからずっと続いているんだけど、野馬追っていうのはね、相馬家の神事なんだよ。相馬家がさ、自分の領土安泰、千葉家の時代から、相馬御厨を相続してからそうなんだ。領土の安泰を願った。領地の安泰を願う相馬家の神事なんだよ。その神事の担い手だから神社なんだよ、その家来である騎馬たち。軍事訓練てことは相馬家の侍なんだよな。相馬野馬追の要素ってのは、相馬家と、神社と兵隊たちの3社5郷。3社は中村、太田、小高。5郷は宇多郷、北郷、中郷、標葉郷、山中郷。その中心は相馬家なんだよ。相馬家の神事なんだから。けど、この3社5郷で野馬追を継続していく力はない。だから、行政が執行委員会という野馬追の継続を図るための一種の行政組織だよな。これを作ってやりだすようになった。おそらく、明治以降だな。野馬追の主権者は執行委員長なんだよ。執行委員会と

してやっているんだから。野馬追をするぞというのは相馬家なんだよな。相馬家の神事なんだから。野馬追の行事一連を、行事を担っているのが執行委員会なんだ。だから、殿様も、神社も、騎馬会も執行委員会の上に乗っかっている。行政の経費でもって、寄付を集めるのも執行委員会として集めている。年間予算は執行委員会として5千万円なんだよ。そのほかに、各郷でお金がかかる。相馬市は宇多郷騎馬会のために金を出している。だから、それ全部を合わせると5千万円が7、8千万円になるんだろうな。それだけの経費のかかる行事なんだよ。この行事の、今何が問題化というと、各郷の支援は各市、各町でやっている。だけど、執行委員会の予算のうち行政が直接出しているのは千五百万円くらいだ。残りは観覧料、それから寄付金。寄付金は企業からの寄付金。観覧料がだいたい毎年千六百万円くらい入る。かつてはね、2010年までは、3社5郷の神事だから、神社の例大祭に合わせていたの。例大祭は7月23日に決まっている。7月23日にやると決めた。そうすると曜日が確定しない。執行委員会としての悩み。土日開催じゃないと観覧客が減って、予算が集まらない。執行するための財政を組むのが大変だ。そういう理由と、土日にしないとサラリーマンが出られない。昔は農家のおやじが家で飼っている馬に乗って、でできた。今、農耕馬なんてない時代だから。戦前までは農耕馬だった。昭和30年までは農耕馬がいた。だけどそれが軽トラック、トラクターになって、機械化が進んで農耕馬がいなくなった。そうするとみんな馬借りて出るわけ。経費もかかるし、昔は家からひょいっと出れた。雲雀が原競技場までトコトコ日立木から出れた。だけど今は馬運車が必要。馬も借りてこなければならぬ、会社も休まなければならぬとなると、それは大変で、土日開催にしようとなった。だけれども、神社が抵抗しました。神社が抵抗したんだけど、野馬追の存続のためには時代に合わせなければならぬ。2010年から週末開催になり、7月最終土日にしましょうと。週末開催にするためにいろんな困難があつて、2010年には総大将が相馬市長にやってもらいたいということで、2010年に総大将をやりました。それは、週末開催にするために行政能力を買われてやった。2011年は相馬しかできなくて、南相馬市の雲雀が原競技場は屋内退避準備地域になった。お祭りやるなんてとんでもないということで相馬だけやった。その次の年に再開してまたやることになったが、騎馬たちはみんな避難している。集めてもう一回やるのは大変だ。相当行政的な荒業が必要になるでしょうと言うことで、また今度も相馬市長が総大将をやることになった。2010、2012はそれぞれピンチだったけど、何とか乗り切ってきた。だけど今もピンチ。人が集まるからそもそも野馬追ができない。今年は2年も止めたらなくなっちゃうからやるべということで、今年やるにあたって1つ問題。観覧者が来ないだろう。人がそもそも集まらないだろうと。それで予算が組めるかと。これからの課題、行政の出費。行政の出費＝出場騎馬の確保。出るのに金かかるんだから。趣味の世界だけで出るわけにはいかないのよ。家族も大変だし、会社も大変だし、金もかかるし。だから、そのところを行政が援助しないとできない。で、来年はある意味で試金石になる。来年は観覧料はそうは入ってこないだろうと。基本そう集まらない。だから、今まで見たいな野馬追のこの経費この経費みたいな考え方ではできない。切り詰めてやらないといけない。足りない分は市町村が負担しなければならない。行政はそれなりの覚悟をしないと、これから先の存続はできない。いろんな問題がある。財政の問題、担い手の問題、担い手の気持ちの問題。担い手である、騎馬会がプライドを持って出てこないといけないわけですね。昔は野馬追に出るということは非常にプライドの高いことだった。今の野馬追の課題はそこだね。野馬追を存続させようと俺は強く思っているんだけど、それは、俺自身相馬市長をやってもう19年になるんだけど、やっぱりその相馬市は伝統の上にある。相馬藩の城下町で中村城を守って来たというプライドがある。野馬追の歴史もそうなんだけれども、それは相馬がずっと背負ってきたもの。野馬追はその1つのシンボルだから。

・コロナで対面できないことについて

マスクかけてやる分には何の問題もない。マスクかけて野馬追はできる。野馬追に出る人の立場からするとそういうこと。マスクかける代わりに手ぬぐいで縛れば、馬に乗って歩く分には何の心配もない。だけど、観客という観点からしては問題。だから、この点がある程度割り引いて考えなければいけない。その場合、経済的に成り立つかどうかということが問題。経済的なことについては支援すればいい。支援することによってその問題は解決しようと思っている。だけど、伝統的なことを続けていかないといけないから今年もなんとか名目のたつような野馬追の形をとった。出陣だけはやった。だけど、野馬追の練り歩きが野馬追の本体なのかということまた違うんだよね。甲冑競馬なんて昔やってたはずはないんだから。時代とともに変わってきたことなんだけれども、野馬追の精神をずっと受け継いでいくという意味ではね、どういう形であっても時代、現代の状況に応じた形で継続していこうと考えている。継続のためには、行政の継続的な支援もある程度定型化していかないといけない。今はそれで頭を悩めている。

ハンセン病関連報道の「なぜ」

一言説分析からメディアの在り方を考える試みとして

小島 颯士

【目次】

はじめに	213
第1章 ハンセン病とは	216
第1節 ハンセン病について：起源と系譜（～近世まで）	
第2節 近現代日本におけるハンセン病差別①：戦前（明治期～患者の隔離強化）	
第3節 近現代日本におけるハンセン病差別②：戦後（『らい予防法』制定～現代）	
第1章まとめ：ハンセン病関連年表	222
第2章 熊本日日新聞とハンセン病報道：言説分析を通じて	224
第1節 手法および年代分割の明示	
第2節 分析①：黒髪小学校事件	
第3節 分析②：患者解放運動の転換点（『正しく理解する週間』）	
第4節 分析③：ハンセン病国賠訴訟判決	
第2章まとめ	244
補論 在日朝鮮人の罹患者：「差別の中の差別」	245
第3章 ハンセン病報道と「なぜ」	247
第1節 起因の可能性①：メディアの視点と報道の役割	
第2節 起因の可能性②：「加担者」としてのメディア	
結論：新聞報道の「今後」に向けて	251
おわりに：「残された課題」と期待	252
参考文献／資料	253

はじめに

「東京都は31日、新型コロナウイルスの感染者7人が死亡したと発表した。このうち50～70代の男性5人は、院内感染の疑いが指摘されている永寿総合病院（台東区）の入院患者だという。（中略）感染者の転院は難航している。病院は25日から外来を中止したが、いまだに会見を開いていない。（2020年3月31日付朝日新聞デジタル「東京都で感染者7人死亡のうち5人は永寿総合病院の患者」より）」

本稿を執筆している2020年は、新型コロナウイルスが世界規模で流行した年であった。日本でも政治・経済への影響は必至で、他国のような都市封鎖までいかずとも、4月6日より指定13都道府県を中心に発令された緊急事態宣言の他、私も含め大学生の中には、志望業界の採用中断に直面するなど負の影響を痛感する出来事が多くあった。そうした情勢下で、コロナに感染した患者の受け入れを多くの医療事業者が受諾し、治療に向けて動いている。自施設の運営に与える影響が大きい中での英断であるが、一方で飛び込んできたのが冒頭で紹介した報道内容である。

私は上の報道に触れた時に、強烈な違和感を覚えた。見出しの「うち5人は永寿総合病院の患者」や「院内感染」をはじめ、受け入れ先病院に対する読者の不安を煽りかねない文言が、随所に用いられていると感じたからだ。病院側は記事より少し前の3月24日に、公式ホームページに『『新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う休診について』のお知らせ』を、患者を含め一般向けに公開しており、その時点で「院内感染」という表現は一度も出てこない。にもかかわらず、この報道は「院内感染の疑いが指摘されている」「いまだに会見を開いていない」といった外部からの視点に基づき、病院側に非があるかのような論調を展開している。なぜ、医療の最前線で奔走する事業者が非難されなければならないのであろうか。

永寿総合病院は“院内感染の病院”や“COVID-19の病院”として、その後世間から厳しい批判にさらされた。このような、報道のされ方と無関係とはいえないような新型コロナウイルス関連の誹謗中傷や差別は、中華街に対する誹謗や中国人差別^[1]の手紙送付など他にも多く起こっている。こうした中で、日本新聞協会および日本民間放送連盟は「読者や視聴者・リスナーに分かりやすく伝え、センセーショナルな報道にならないよう節度を持った取材と報道に努めていく」「感染者に関する公表や報道の在り方についても、社会にとって有用な情報を、プライバシーを侵害しない範囲で提供する」とした共同声明^[2]を発表し、煽動的な報道傾向を牽制している。

確かに新型コロナウイルスの治療薬は臨床段階にあり^[3]、治癒には不確定な要素も多いことから、立場を超えて多くの人々が不安を覚えるのは致し方ないことかもしれない。しかし、それが施設の frontline で働く従業員や関連施設、ひいては特定の人種への攻撃に転嫁されて良いのだろうか。そうした性質を内包した報道が少なからずあることへの違和感と疑問が、私の中で噴出したのである。なぜ、こうしたことが起こってしまうのか。

【1】ここでいう「中国人」とは、国籍に限らない人種・民族的な括り。横浜中華街発展会協同組合は「中国に関係のある社会問題が起こるたびに、嫌がらせの電話や手紙が中華街に来る（2020年3月5日付朝日新聞DIGITAL『横浜中華街、複数の店にヘイトの手紙「やるせない」より』）」と嘆いている。こうした社会問題を「報じる」側である日本のメディアについて、ジャーナリストの周来友氏は「黒中（ヘイト中）」、すなわちネガティブ性を含んだ偏向報道が多い（2020年5月22日付ニューズウィーク日本版『中国人も日本メディアを見ている』より）点を指摘している。

【2】一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟『新型コロナウイルス感染症の差別・偏見問題に関する共同声明』（2020年5月21日発表）より。注釈の直前にある2か所の「」内も、こちらから引用した。

【3】本論文を執筆中の、2020年10月18日現在。

そもそも感染症／人種と差別をめぐる問題には長い歴史がある。世界に目を向ければ、中世ヨーロッパで大流行したペストに関して、ユダヤ人による泉への毒物混入が発端という噂により、ユダヤ人迫害をさらに助長したとの指摘^[4]がある。現代におけるコロナ罹患者や対コロナ施策の関係者差別、また「チャイナウイルス」など民族的な蔑視を含んだ発言にも似た兆候であり、文明が進歩しようともこの問題が未だ人類の歴史に根深く在ることを物語っている。

その中で本稿が注目したいのが、ハンセン病をめぐる問題である。関心を寄せた原点は、ハンセン病に関する生の話を聞いたことである。私は大学生活を通じて、高齢者の生活支援ボランティアを行っていた。そこで知り合った一人^[5]から偶然、ハンセン病に関する話を聞く機会があり、その方は最後に「差別はまだ終わってない」と仰っていた。

ハンセン病差別を過去の出来事と見なさず、残存していると思う人がいる。このことに衝撃を受けた私は、ハンセン病差別について詳しく知ろうと、東京都東村山市にある国立ハンセン病資料館を訪れるようになった。その中で、資料館が最近のハンセン病に関する全国の新聞記事^[6]を収集し、切り抜きの形で展示していることに気づいた。記事は訪問する毎に更新されており、この問題が今も続いていることをより一層、私に印象づけた。これに触発される形で、ハンセン病をめぐるメディアと差別の相関性が、私の中で一つの研究テーマとなった。と同時に、この領域を中心に据えた先行研究が乏しい^[7]ことに気が付いた。

唯一の先行研究^[8]として認められたのは、田原範子『ハンセン病の現在—新聞記事データベースを利用した内容分析』（2015）だ。田原氏は論文の目的について、「現代社会におけるハンセン病についてのメディア報道の動向をとおして、ハンセン病にかかわる現在の状況を明確にすること」（397頁）を挙げている。その上で『聞蔵Ⅱビジュアル』を用いて、2015年4月～2016年3月に書かれた朝日新聞のハンセン病関連報道279件について、「月別記事数」及び「（“訴訟関係”、“療養所の現在”といった）カテゴリー別」に分類している。更にカテゴリー別の記事分析にあたっては、引用記事の「見出し」と「本文」を一言一句掲載し、前後にそれを受けた筆者の感想や分析を記す形態を用いている。こうしたスタイルによって、田原氏は「報道の傾向を可視化する」という点において優れた手法例を示している。だがこの論文は、その先の“起因性”—そうした見出しや報道傾向が生じた背景—に関する分析や追究が殆ど成されず、報道の傾向を探るに留まってしまった点において、限界がある。

以上より本論文では、ハンセン病関連報道の言説分析を行うことで、当時のメディアの報道傾向を探り出していく。そのうえで、この分析結果をもとにメディアによる言説使用の意図（＝「なぜ」そうした報道がなされたのか）を考察する。さらに、現代のメディアが差別というテーマにどう向き合いながら報じていくべきか。その在り方について、ハンセン病差別の事象を踏まえた提起を行っていく。

[4] 佐々木（2004：10）はこの噂について、その仔細を記したドミニコ会士ハインリヒ＝フォン＝ヘルフォルトの著書『世界年代記』の一節を紹介する形で言及している。その上で佐々木氏は、ヘルフォルト氏がユダヤ人迫害を「歴史的汚点」と認識していたため、記録として残すに至った可能性を指摘している。

[5] 住人にとって、当問題は非常にセンシティブな話題である。私の場合は入学直後から活動に携わり、当人の生活に携わる交流があったが故に、本人から話題の一環として提供された例外的事例である。よって本稿では「私がハンセン病問題に関心を持った経緯」として軽く触れるに留め、年齢や居住地（私の活動区域）など本人特定につながり得る情報をすべて非掲載とした。

[6] 朝日・毎日・読売といった全国紙のみならず、熊本日日新聞・山梨日日新聞など地方紙も積極的に展示し、来館者に全国のハンセン病関連報道の“いま”を伝える工夫がなされている。

[7] 本稿が取り扱う範囲の一部領域で、先例となる資料は幾つか存在する。中でも藤野豊『近現代日本ハンセン病問題資料集成（戦後編）第5巻 立田寮児童通学問題Ⅰ』（2004）は、立田寮児童通学問題に関する時系列を、「菊池恵楓園」「黒髪小学校PTA」両者の観点を取り入れながら整理している。更に「らい未感染児童」など分析対象記事に出てくる語句に関する定義づけが成されている。このような資料は「部分的な先行例」として扱い、注釈などで適宜活用していく。

[8] 上述した田原氏の論文の他、熊本県『マスコミ：マスコミはハンセン病をどう報じてきたか』（2013）をはじめ、メディア論的観点から分析を試みている資料は散見出来た。しかし、研究内容における注釈や使用文献の典拠が一切掲載されておらず、また熊本大学研究レポジトリなどを活用し、該当資料の全てないし一部を用いてキーワード検索してもヒットせず、文献資料としての信頼性に欠いた。以上の経緯から、先行研究としてふさわしくないと判断し除外した。

続いて、本論文の構成及び手法についての概要を記す。

第1章では、ハンセン病そのものに関する定義や呼称を紹介したのち、ハンセン病及び患者が受けた境遇に関する通史を、各種先行資料を活用して整理する。章の末尾では近現代日本のハンセン病関連史を、同時期に起こった国内外の主要な出来事を並列して、年表形式で整理する。

第2章では戦後^{【9】}のハンセン病患者を巡る動きのうち、以下の3つの出来事に焦点を当てる。そのうえで、各事項を報道した当時の新聞記事に対して言説分析を試みる。

- ① 龍田寮児童通学問題～黒髪小学校事件（1953～55年）
- ② 患者解放運動の転換点（『正しく理解する週間』）（1970年代前半）
- ③ ハンセン病国賠訴訟熊本地裁判決（2001年）

言説分析においては熊本日日新聞社刊のものを対象とし、その中でも「見出し」と「社説」を本稿では重点的に取り扱う。熊本日日新聞に着目した背景としては、熊本という地域が各年代における主要な出来事の舞台になっている点。および、全国紙以上に対象地区の身近な情報を取り上げる^{【10】}、地方紙の特性に着目した点が挙げられる。「見出し」と「社説」に着目した背景については第2章第1節に譲るが、①～③の出来事が起こった期間中の「社説（およびそれに相当する記事^{【11】}）」をそれぞれ1つないし2つ取り上げ、その前後に書かれた記事の「見出し」を分析対象とすることで、両者の間に時間的なつながりを設けている。なお言説分析の手法については、先ほど挙げた田原（2015）の「カテゴリー別分析」内の手法を参考にしつつ、引用元の「本文」を一言一句掲載して、直後（見出しの場合は列挙した後）に使用された言説に着目して筆者の分析内容を記す、という形態をとる。

第3章では、分析から得た使用言説や報道の傾向について、その起因性を2つの観点から探っていく。第1節では「メディアの視点」と題して、熊本日日新聞社の出版物に掲載された、新聞の役割や取材対象の描写に関する問題点を、言説分析で明らかにした各年代の言説／報道傾向に当てはめて検証する。第2節では『加担者』としてのメディア」と称して、前節で解明きれなかった言説／報道傾向の背景についてさらに追究する。

以上の3章を踏まえたのち、今後のメディア報道の在り方に向けて「結論」および『残された課題』と期待を、最後の項目でそれぞれ記すものとする。

【9】 ここでいう「戦後」は、第二次世界大戦および太平洋戦争が終結した1945年以降の年代を指している。

【10】 地方紙のメリットとして、共同通信PRワイヤー（2019）は「全国紙が追うようなネタは通信社に任せ、地域の身近なニュースをピックアップし、より生活に密着した情報を発信」出来る点を挙げている。本稿では熊本に特化してハンセン病関連事象の報道を追うため、可能な限り詳細な情報を得ることで、分析における必要十分な量を担保しようと考えた。以上より、地方紙である熊本日日新聞が適宜と判断した。

【11】 「それ（社説）に相当する記事」の使用に当たっては、本稿19-20頁に記載した条件に基づき、各該当箇所にて「相当する」と判断した根拠を示すこととする。

第1章 ハンセン病とは

本章では、ハンセン病及びその差別に関する歴史的経緯を記していく。はじめに、そもそもハンセン病とはどのような病であるかについて叙述していく。その大まかな定義については、「古くから差別されてきたハンセン病とはこんな病気です」と題した国立ハンセン病資料館（以下、本項目終了まで「資料館」と称す）の公式見解^[12]を、そのまま引用する。一言一句引用するのは、筆者自身が本論文の執筆時点で22歳とハンセン病に対する理解を継承する世代であり、その任において「ハンセン病に関する知識の普及や理解の促進に努めます^[13]」とする資料館の理念を援用し、精度を保つためである。

1. 乳幼児期に、未治療の患者と繰り返し接触することによって感染する、慢性の感染症です。
2. 社会の状態から強く影響を受ける病気です。栄養や衛生状態のよい今の日本のような社会では収束に向かっています。しかし飢餓・戦争状態などでの状況では大人でも発症し発病に至ることがあります。
3. 感染した人が発病した場合、最初の症状は皮疹と知覚麻痺です。
4. 有効な治療薬のある現在では、治る病気です。
5. 治療せずに進行すると変形などの症状が出ます。

衛生水準の発達した現代日本社会において、ハンセン病に罹患するリスクは極めて低いといえよう。ただし「今の日本」「現在では」との文言があるようにそれはつい最近のことである。現在もハンセン病療養所で過ごす人々が存在する理由の一つにも、病気自体というよりは有効な治療が受けられなかった頃からの後遺症であることが大きい。しかし、化学療法が開発された1947年頃を境とすると、特にそれ以前の人々にとってハンセン病は不治の病とされ、恐れられてきた。呼称にも「癩」や仮名表記で「らい病」といった俗称が用いられていた。「癩」は「かったい」とも読み、「癩（かったい）の瘡（かさ）うらみ」という成語も存在する。成語の意味は「大差ないものを見てうらやむこと^[14]」とされるが、ここで「瘡」は梅毒の俗称であることに着目すると、「癩病患者が、似たような病である梅毒を見てうらやむ」と取れる。

いずれにせよ言説をとりまく意味合いから推察するに、こうした呼び名はハンセン病患者への「俗な表現」、蔑称以外の何物でもない。これらは近代以降の法律名や新聞見出しに幾度となく登場することになるが、それだけハンセン病に対する人々の恐れが大きく、また如何に忌避してきたかを窺い知れる。

さて、多くの先行研究から日本におけるハンセン病及び差別の通史は、その多くが明らかにされつつあるが、本論文では『国立ハンセン病資料館 常設展示図録：2020』の各記述を、通史の軸となる先行資料として定める。その上で各事象を扱う際には、その他の文献資料を活用する形で内容補足するスタイルを採っていく。その理由としては、国立ハンセン病資料館が国内有数の総合研究拠点^[15]であることに加え、本項目の「通史」としての一貫性を最大限高める狙いがある。本章の役割はハンセン病や罹患者差別をめぐる先行研究を整理して示すことだが、私的な刊行物などの各種資料は、執筆者各々の観点や立場に則って叙述される都合上、これらを軸とするは「一方の立場から見た通史」になりかねない。国内有数の公的研究機関で

[12] 『国立ハンセン病資料館 常設展示図録：2020』（2020：13）内にも同一表現があり、厳密にはこちらが引用元である。

[13] 本文「」内は『国立ハンセン病資料館 常設展示図録：2020』（2020：5）より引用。

[14] goo国語辞典『デジタル大辞泉：癩（かったい）の瘡（かさ）うらみ』より引用。

[15] 国立ハンセン病資料館は、ハンセン病に関する理解促進・差別や偏見の解消を主眼として、「教育啓発」「展示」「収集保存」「調査研究」「情報センター」「管理・サービス」「企画運営」の7機能を有する。公式YouTubeでの語り部企画など資料館外での情報発信にも積極的で、複合的な試みから啓発運動に取り組む唯一無二の機関である。

あることに加え、常設展示で罹患者だけでなく対ハンセン病施策に携わった側のことも、あくまで事象に立脚して触れるスタイルを貫く資料館の展示手法には、一定の客観性が担保されている。そうした手法に基づくハンセン病関連事項の展示内容を、時系列順にそのまま書籍に掲載した常設展示図録は、前述の役割を担う先行資料として最もふさわしいと判断した。

なお、本稿で差別的表現に値する言説を用いるにあたっては、1. 当時の患者らが受けた施策で差別を受けたと感じた、或いはそれに近い恥辱を受けたと吐露した例を挙げる。もしくは2. 国立ハンセン病資料館の研究紀要など各種資料のなかで用いられている。この何れかを確認できる場合に限り使用し、必要な場合は注釈を示すものとする。

第1節 ハンセン病について：起源と系譜（～近世まで）

ハンセン病について、史料で取り沙汰されるのは古代にまで遡る。720年成立の『日本書紀』には、「國有化來者。其面身皆班白。」と記されている。百済国より渡った渡来人の中に、顔に白い斑点の或る者がいた。といった意味であり、620年頃の情勢を記した日本最古のハンセン病記録である。上の続きで「若有白癩者乎。(中略)」とあり、「白癩」という差別的表現を含む語句が見受けられる^[16]。ハンセン病患者に対する差別の起源についての正確な年代は断定できてないが、仏教の広がりにつれて、『法華経』で示された仏罰一因果応報といった仏教思想の一部一という表現が、律令時代の終焉と共に癩罹患者に対する蔑視として適用されたのが始まり、との見方がある^[17]。実際、律令制崩壊後の平安時代に成立した『令義解』(833年成立) および『令集解』(9世紀後半ごろ成立) 内では、白癩^[18]を悪疫としてはっきりと認定した上で、差別的表現である「癩」或いは「癘」とも称される、としている^[19]。こうした経緯から、癩とは仏教用語でいう「穢れ」として、その罹患者ごと「浄め(罪や穢れなどの不浄を取り除くこと^[20])」の対極に位置する存在として位置づけられたのである。

中世そして近世に入っても、このような過酷な病観^[21]は続いていく。中世～近世初期の制約文である「起請文」には、白癩は誓いを守れなかったときに現世で受ける罰と見なされた。更に鎌倉・室町・江戸…と武家政権が主役となる時代に入ると、全国に「家」や「一族」をいっそう重んじる考えが広まり、癩病は「家筋・血筋の病」とされた。いわば、「罹患者一族」としての家族全般への差別意識が、この時期に形成されたのである。

中には、鎌倉期の僧侶忍性が「北山十八間戸」に行き場のない罹患者を住ませたり、戦国時代にはキリスト教伝道師ルイス＝デ＝アルメイダが府内病院で外科治療を実施するなど、前近代における患者の救済活動が行われたこともあった。しかし、前近代の社会で大勢を占めたのは、大風子油による対症療法で、効能性に疑問の余地が残る^[22]ものだった。こうした背景もあって、当時の人々がハンセン病に「不治の病」としての認識を根深く抱かせたことは、想像に難くない。

【16】「癩そのものに関する認識も現在とはかなり隔たっていた可能性がある」(成田, 2010: 2)。その根拠として、成田氏は『日本書紀』成立当時の社会が律令国家であった背景を挙げ、万人の戸籍登録と障害者の要介護を明文化した律令下では、「少なくとも建前としては」らい病を含む病傷者への差別があったと断言できない、と述べている。

【17】成田(2010: 2)より。

【18】『法華経』や『病原侯論』といった仏典関連の書物の影響を強く受けた結果、この表現で呼称されるようになった(成田, 2010: 2)。

【19】成田(2010: 1)より。なお成田氏は、『令義解』については黒板勝美・国史大系編集会(1968: 91)、『令集解』については同左(1974: 259)を参考している。

【20】goo国語辞典『デジタル大辞泉：きよめ【清め/浄め】』より。

【21】成田(2010: 4)内の表現を援用。

【22】成田(2010: 4)はこの療法が「細網内皮系の食菌作用を賦活する」とされていた点に言及した上で、「自然な軽快ないし治療を超えたかは疑わしい」と指摘する。

第2節 近現代日本におけるハンセン病差別①：戦前（明治期～患者の隔離強化）

ハンセン病発症の原因であるらい菌は、ノルウェーのアルマウエル＝ハンセン博士によって1873年に発見された。博士の発見により、ハンセン病は遺伝病ではなく感染症であることが証明された。また感染力は幼児感染を除き、高水準の公衆衛生下では極めて低いことも次第に明らかとなった。実際に認知が広まったかはともかく、明治期の段階でハンセン病の概要は徐々に解明されつつあったのだ。

さて、国内でのハンセン病患者の療養所は明治中期に端を発する。国内初の事例は1889年にフランス人神父ジェルマン＝レジェ＝テストウイドが設立した、現静岡県御殿場市にある神山復生病院である。次いで1895年にイギリス人宣教師ハンナ＝リデルが開設した、熊本県黒髪町の回春病院と続く。ただしこれらの療養所が、キリスト教関連の信仰に拠る慈善事業^[23]、という性格を含んだ私立施設である点には留意したい。そのため、患者を施設内に隔離するという側面こそあれ、病院の関係者による患者蔑視の姿勢は見られなかった^[24]。回春病院についてはリデルの本国イギリスからも寄付を受け運営されたが、のちに途絶えたことで資金繰りが困難となり、当時の首相大隈重信らの前で演説するなど公の場での支援を要望した。こうした動きも一つの契機となり、1907年に、国内初のハンセン病関連法である『癩予防ニ関スル件^[25]』が制定された。この法律が施行された1909年に政府は全国を5つに区分し、それぞれの区域内に公立の療養所を1か所ずつ開設した。名称・場所はそれぞれ、第1区全生病院（現：多磨全生園、東京都）、第2区北部保養院（青森県）、第3区外島保養院（大阪府）、第4区療養所（大島療養所、香川県）、そして九州療養所（現：菊池恵楓園、熊本県合志町）である。これらの療養所はハンセン病予防や患者を取り締まる隔離施設の側面を有していたが、この段階で想定された「患者」は浮浪者などの居住不定者に限られていた。これは当時のハンセン病罹患者約3万人の内の3%程度^[26]に過ぎず、裏返せば大半の罹患者は隔離対象とならなかったのである。しかし、このうちハンセン病患者は一括りに隔離対象と見なされ、更に昭和初期の法整備などにより全患者の終生隔離、すなわち生涯にわたる療養所での隔離政策へと舵を切っていく。

1915年には全生病院で光田健輔院長^[27]が、入院するハンセン病患者への断種手術を開始している。断種手術とは男性器を摘出すること、すなわち患者の子孫を根絶する試み^[28]である。断種に関する法的根拠は存在せず、また1872年のハンセン博士の発見の時点でハンセン病の遺伝性は否定されたはずである。にもかかわらず、ハンセン病患者のみ手術対象として断種を試みている辺り、患者に対する蔑視の意識が見て取れる。ちなみに光田院長は、1930年に初の国立療養所として開設された長島愛生園（現：岡山県瀬戸内市）の初代園長にも就任している。必然的に、断種手術は長島愛生園を皮切りに全国に開設されていく国立療養所へと広まることになる。

1929年より開始された無癩（らい^[29]）県運動、及び1931年に『癩予防ニ関スル件』を大幅改正する形

【23】 菊池恵楓園『熊本とハンセン病の歴史』によると、リデルは熊本にある本妙寺でハンセン病を罹患する浮浪者を見かけ、彼らの「救済」を掲げて回春病院を設立した。リデル自身は医者ではないことから、宗教的な側面も含んだ事業であることが頷ける。

【24】 当時この療養所に入院していた本田天外は、リデルについて『言葉の端々にでにだも、決していささかも病者を汚すようなことはなさらなかった』と述べている（内田、1976：131）。患者の証言からも、昭和初期の癩予防法前後に行われた公的な「隔離」とは性質を異にすることが窺える。

【25】 この法律では、ハンセン病患者の中でも浮浪者など特定の立場に在った者を対象としている（菊池恵楓園『熊本とハンセン病の歴史』）。これは上述の通り、法律の制定が回春病院の要望にも影響を受けた為と思われる。

【26】 5つの療養所の当初定員は、全生病院350人・北部保養院100人・外島保養院300人・大島療養所170人・九州癩療養所180人とある（『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会、2003：20）。5か所合計でも最大1100人と、少し前の年代だが1900年内務省調査の総患者数3万359人の内、約3.7%しか「隔離対象」と想定されていなかったことが窺える。

【27】 1876（明治9）年出生～1964（昭和39）年没。全患者の終生隔離を唱え、断種手術や療養所拡張など一連の隔離政策を主導した。

【28】 その実態は、コンクリートの台の上に患者を全裸で押さえつけ、間髪いれずにメスを入れるというものだった。沖縄県にある沖縄愛楽園で断種手術を受けた男性は「国にとってね、私らは人じゃなかった。恥よ。恥の子供を残させんと考えていたんだろう」と、当時を振り返っている。（2018年5月17日付琉球新報デジタル）

で制定された『癩予防法（旧法^{【30】}）』。この2つの施策がハンセン病患者への終生隔離政策を決定づける形となった。まず無癩県運動とは、愛知県を最初に全国へと広まったハンセン病感染者の県内排斥運動である。これは官民一体となった動きであったことに注目したい。終生隔離を実施するにあたり国民の支持を得るべく、政府や自治体は民族浄化の考えを利用してハンセン病患者の居ない道府県の実現を訴え^{【31】}、又患者にも自発的な隔離受け入れという使命を果たす様に促した。こうした動きは世の風潮として広まり、また癩予防協会など各種組織が設立され、「癩予防デー」の前後にポスターなど宣伝活動を行うなどして運動を後押しした。このような終生隔離に向けた風潮の拡大と共に、制度面からそれを補完しめたものが『癩予防法』である。『癩予防ニ関スル件』からの改定点としては、

- ① 患者の定義：全患者が終生隔離の対象であると明文化
- ② 生活手段の篡奪：感染の恐れがある職業への就業禁止
- ③ 生活扶助：隔離後の家族の生活費を市町村が支援

がある。とりわけ②③に関しては、患者に隔離に応じるよう迫るための方策とも取れる。同法案の審議中には、ハンセン病の撲滅を「国家ノ体面」「国民保健」「能率ノ増進」の観点から重大な問題との提言がなされる^{【32】}など、終生隔離など各施策が社会政策の一環として推進されることが決定づけられた。かくして、国によるハンセン病患者への強制隔離政策は激しさを増すこととなる。在宅患者の療養所への強制収容や、沖縄（宮古保養院ほか）・台湾（楽生院ほか）といった離島や植民地地区への国立療養所の開設などが推進され、1940年までに1万人を超える在宅患者を収容した。

療養所内の治安維持を目的とした対患者施策は、例えるなら“飴と鞭”を使い分けるものであった。患者らには療養所内での年中行事や文化活動がある程度認められており、菊池恵楓園では患者歌舞伎も行われていた。また複数の宗派を同時に祀る礼拝堂が設けられ、長島愛生園では真言宗・浄土真宗・日蓮宗・キリスト教を同一の礼拝所に共存させる例もみられた。他方で懲戒検束権が各療養所の所長に付与され、この権限を行使して施設からの脱走を試みた患者などを拘束し、処罰する監房も各療養所に存在した^{【33】}。中でも粟生楽泉園（現：群馬県草津町）に設けられた重監房は、真冬の氷点下かつ風雪が入り込む環境に対象患者を閉じ込め、廃止までに92人が収監され22人の死者を出した。

施設内の維持管理は患者自身の手でも行われていた。療養所の医師や看護師のなり手が少なく、患者の付添などは他の患者が給与を貰って行う例が少なくなかった。

感染症とはいえその伝染力が弱いハンセン病を国がここまで危険視し隔離を主導した背景には、迫りくる総力戦に向けた意識があったとも考えられている^{【34】}。身体障害を伴う罹患者の存在は兵士や労働力として不適格な「生産性のない人間」で、そうした存在を排除した日本国民こそが強靱な国家形成につながる、という民族浄化や優生思想が、患者に対する差別的扱いを結果として加速させたのである。

【29】資料によっては「無らい県運動」と称すこともあるが、『国立ハンセン病資料館 常設展示図録：2020』（2020）中の表記に倣い、本稿では「無癩県運動」と統一する。

【30】太平洋戦争後に制定された、平仮名表記の『らい予防法』と区別するため、ここでは「(旧法)」という文言を入れている。

【31】『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会（2003：26）より。

【32】『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会（2003：24）より。

【33】重監房資料館の公式ホームページによると、重監房も含めて監房への収監は、「懲戒検束権」という所内治安維持を謳う権限を有した各療養所の所長の一存で決められていた。正式な手続きなどなく、患者の人権は完全に無視されていた。

【34】『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会（2003：54）より。

第3節 日本におけるハンセン病差別②：戦後（『らい予防法』制定～現代）

第二次世界大戦、そして太平洋戦争が終結した1945年以降も各療養所での隔離政策は継続された。しかし1946年には戦後初の衆議院議員補欠選挙で入所患者が初の選挙権を行使したほか、1947年からは4年前に米国で特効薬としての有効性が確認されたプロミンが、日本国内で使用できるようになった。このように彼らにも日本国憲法の効力が及び、またハンセン病自体も完治できる病となった一方で、患者に対する冷遇や偏見は官民ともに収まらなかった。1948年に制定された優生保護法では、ハンセン病患者が断種・中絶手術の対象だと明文化され、翌年には第二次無癩県運動が生じるなど患者の社会的地位は脅かされる一方であった^{【35】}。

そうしたなかで、患者らが立ち上がった。1951年、全国癩療養所患者協議会（以下、全患協^{【36】}）が結成されたのである。戦前までは各療養所の自治会が個別に生存権や待遇改善を要求していたが、そうした運動を全国的に行っていくこと。及び前述した特効薬導入や、懲戒検束権など終生隔離に伴う体制の日本国憲法への違反性を問い、この改善として『癩予防法』の改正から実現すべく国に要求する^{【37】}こと。以上を主張として掲げた全国的な組織であった。各自治会での動きも活発化し、光田を始め各療養所の所長が予防法強化を国会で証言^{【38】}するに至るなど、運動の影響力自体は少なからずあったようだ。

全患協は前述の主張を基に度々請願したが、彼らの訴えは国を動かすには至らなかった。全患協の結成と同年に成立した改正『国立療養所規程』では、患者に療養の必然性が認められなくなった際は退所を認められることとなったが、その対象からハンセン病患者は除外された。さらに1953年には、癩予防法改正の政府案である『らい予防法（「癩」の平仮名表記で旧法と差別化）』が可決された。その内容は、「入所者向け生活保護金の法定化・懲戒検束の廃止・強制収容条項の削除・全快者及び軽快者退園の法定化・一時帰省解禁・秘密保持」を厚生省に要求した、全患協の改正案を全く無視するものであった^{【39】}。全患協は当然ながら強く反発し、同法案への反対ストを行ったほか「らい予防法改正促進委員会」を設立し全国各地の療養所で抵抗運動を展開した。こうした運動の結果、『らい予防法改正に関する付帯決議』と呼ばれる9つの条項が、同法施行時に追加されることとなった。決議の最後には「以上の事項につき、近き将来本法の改正を期すると共に、本法施行に当たっては、その趣旨の徹底、啓蒙宣伝につき十分努力することを要望する（原文ママ）」と記された。

『らい予防法』施行から丸1年と経たないうちに、ハンセン病問題の根深さが如実に顕現した出来事が起こった。黒髪小学校事件である。菊池恵楓園にある龍田寮^{【40】}に住む未感染児童（両親或いは一方がハンセン病患者だが、自身は罹患していない子供）を熊本市内の黒髪小学校に通わせることが、PTAの拒絶や非感染者の保護者らの抵抗により実現していなかった。当時の菊池恵楓園の所長が熊本法務局に働きかけ、また法

【35】 代表例として、1947年8月26日付上毛新聞は「あばかれた粟生楽泉園」と題して同園に存在した重監房（同年廃止）の実態について報じた。だが園長らは「警察と厚生省の許可を得て行っている」「監禁所は必要に応じ不良患者を収容。患者たちの言うような虐待は無いと信ずる」（高麗博物館『「ハンセン病と朝鮮人：差別を生きぬいて」展示パンフレット ハンセン病隔離政策の歴史（2）』より）と述べるなど、両者の認識のズレや、患者への行いを正とする認識は色濃く残っていた。

【36】 当初の略称は「全癩患協」、のちに「全患協」と改められるが、本稿では表記統一のため「全患協」と表記する。

【37】 稲葉（2012：83）参照。氏は、要求に向け全患協が独自に作成した『癩予防法（旧法）』の改正案について、旧法になかった新要素を取り入れている点に着目している。そのうちハンセン病予防年金の創設については、『合衆国に於けるライの状態を改善する為並びに他の目的の為に公衆保健局を設置する法案』（カーヴィル著、光岡良二訳）など、海外事例からの影響を指摘している。

【38】 『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会（2003：37）参照。上述の運動や特効薬の登場を受け、第3回通常国会の衆議院厚生委員会で、厚生省医務局長東龍太郎はプロミン治療を前提とした軽快退所（軽度症状者の退所）の可能性に言及するに至った。だが光田健輔ははじめ終生隔離の推進者は強硬に反対し、「手錠でもはめてから捕まえて、強制的に入れればいいのですけれども」といった具合に強制隔離強化を繰り返し主張し、軽快退所を盛り込んだ退所規定は結局、実現しなかった。

【39】 村上（2004：22）より。

務省、文部省、厚生省の3機関も通学拒否は妥当でないとする決議を発したが、対象生徒の登校初日であった4月8日にPTAら反対派が同盟休校^{【41】}を実施したのを皮切りに、同年11月に妥協案を示すまで続くこととなった。

患者らの人間回復に向けた運動はこの後も続いていくが、全患協は1963年に「らい予防法改正協議書」を厚生省に提出するまでの間、療養所内の環境是正に注力することとなる。とりわけ所内の経済格差を是正するための自用費（当時の年金に相当するもの）支給や、不足する医療従事者の確保で患者同士の重病者介護を減少させるなど、患者らの待遇改善に積極的に動いた。一方で、戦前からの『癩予防デー』に代わる形で『ハンセン病を正しく理解する週間』が1964年から設けられ、ハンセン病を取り巻く動きに変化の兆しが僅かに見え始めた。

1970年代までに一連の改革運動が実を結び始めると、全患協は所外に向けての待遇改善運動に舵を切りはじめた。具体的には、患者の中でも軽傷者や快方者を対象に、タクシードライバーなどへの職能復帰の斡旋を働きかけた。また1971年のランブレン、及び1976年のリファピリン治療^{【42】}の開始なども背景に、在宅医療の促進を提言するようになった。こうした動きに加え、多剤併用療法の提唱がWHOで提言されたことも相まって^{【43】}、1983年には「らい予防法事業対策調査検討委員会」が政府主導で発足した。先述した「らい予防法改正に関する付帯決議」の内容が、検討段階とはいえようやく実現への一步を踏み出したのである。

その動きがより具体化したのは1987年。全国ハンセン病療養所所長連盟が『らい予防法』改正に関する嘆願書を提出したことだ。翌1988年には岡山県の国立療養所である呂久光明園が、呂久長島大橋の開通により本州本土と結ばれ、人間回復の橋と称されるなど、ハンセン病問題に対する風向きが好転しつつあった。そして1991年には全患協が『らい予防法』改正要請書を国に提出。ハンセン病予防事業対策調査検討委員会を交えての議論の結果、1994年には委員会の大谷座長が「大谷見解」を発表した。らい予防法の見直し・廃止に向かうとした内容で、これを経て翌年には日本らい学会が『らい予防法』廃止の決議を行った^{【44】}。そして1996年、時の厚生大臣が予防法見直しの遅延を謝罪した後、「らい予防法」は正式に廃止されたのである。

元患者らは更なる国の責任追及に向けて、原告として各地で裁判を起こした。最初に国の強制隔離政策を断罪したのは、2001年の熊本地方裁判所での判決で、原告側の全面勝訴となった。まもなく国は控訴断念を表明し、この迅速な判断は（元）患者に対して一人当たり800万から1400万の範囲で支給する「ハンセン病補償法」の年内成立に貢献した。2002年からは、厚生労働省が設置した第三者機関「ハンセン病問題検証会議」による過去のハンセン病関連政策や差別の検証が始まり、ハンセン病問題は新たな一步を歩みだした。ただ2003年には熊本県南小国町のホテルで菊池恵楓園入所者の宿泊拒否事件が起こるなど、ハンセン病に対する偏見や差別が完全に解消されたわけではない。そうした意味では、ハンセン病問題は決して過去の遺物ではないと言える。

【40】 菊池恵楓園入所者の子息（未感染児童を含む）が居住する施設。施設自体は恵楓園内ではなく、熊本県黒髪町に設けられた。

【41】 本来は「学生・生徒が学校側に何らかの要求を掲げ、一致団結して授業を受けないこと」（精選版 日本国語大辞典「同盟休校」より）という意味だが、黒髪小学校事件の場合は「要求を掲げた」のはPTAでありその子息ではない。

【42】 1971年より開始された、対ハンセン病治療法。

【43】 これらに加え、1981年には多剤併用療法がはじまり、ハンセン病の完治が一層現実的となった。公衆衛生の向上も相まって、風潮の転換に一層拍車をかけたのである。

【44】 成田（2012：3-4）参照。氏は、廃止決議に至るまでの日本らい学会の怠慢について指摘している。氏曰く、1948年の第21回日本らい（「癩」とも表記）学会総会の時点で、長島愛生園での輸入プロミン治療の効果が報告されていたにも関わらず、学会はその衝撃を社会に「伝えるための積極的意志はなかった」。これは「光田（健輔）の癩療養所中心主義」が無意識にでも継承されていたことが原因として、「学会自体の患者軽視という医学の理念を逸脱した側面があった」と厳しく批判している。

第1章まとめ：ハンセン病関連年表

本節内で述べてきたハンセン病関連施策のうち、近代以降のもの（第2、3章）に絞って年表形式で以下に記す。なお本文や注釈内で挙げた事象を中心に、必要に応じて簡単な補足を加えている。前節までは国内でのハンセン病関連の動きに焦点を当ててきたが、年表ではそれらの整理とともに「国内外の主要な出来事」を並列して掲載していく。ハンセン病関連の出来事について、事象ごとの時代背景が一目瞭然になることを主眼に置いているためである。この意図に基づき以下に整理することで、本章の締めくくりとしたい。

西暦年	ハンセン病関連の出来事	国内外の主要な出来事
1873	アルマウェル＝ハンセンがらい菌を発見。ハンセン病が遺伝性の低い感染症だと明らかにされる	地租改正法の公布
1889	国内初の私的療養施設として、テストウィド神父により「神山復生病院」が誕生	大日本帝国憲法の公布
1895	ハンナ＝リデルにより熊本初の私的療養施設「回春病院」が設立	前年から続いた日清戦争が終結、下関条約締結
1907	国内初の対ハンセン病関連法案『癩予防二関スル件』の制定	日露新通商航海条約の締結
1909	『癩予防二関スル件』施行に伴い、全国5か所（青森・東京・大阪・香川・熊本）に公立療養所を開設	伊藤博文が暗殺され、翌年の韓国併合へと繋がる
1914		第一次世界大戦（～1918）
1915	全生病院（現：多磨全生園）で光田健輔院長が断種手術を開始	
1916	院長に懲戒権束権を付与し、療養所内の統制強化が図られる	
1919		三・一独立運動の勃発
1929	この年以降、「無らい（癩）県運動」が愛知県を皮切りに全国へと広まる	
1930	最初の国立癩療養所として長島愛楽園が開園	
1931	3月、渋沢栄一が初代会頭となり癩予防協会が設立。同月、『癩予防法（旧法）』の制定	柳条湖事件を皮切りに満州事変が勃発
1932	癩予防協会、国による絶対隔離政策への支持拡大に向けて『癩予防デー』を制定	五・一五事件により犬養毅首相が暗殺される
1938	11月、国立癩療養所沖縄愛楽園が開園。12月、国立療養所栗生楽泉園特別病室（通称：重監房）が開設、太平洋戦争後の1947年まで使用される	
1939		第二次世界大戦（～1945）
1941		太平洋戦争（～1945）
1943	アメリカで化学療法剤プロミンによる対ハンセン病治療の有効性が確認される	
1946	戦後初の衆議院議員補欠選挙で、入所患者が初の選挙権を行使する	11月3日、日本国憲法制定（翌年5月3日施行）
1947	プロミンが輸入開始され、日本で化学療法が開始	外国人登録令が公布

1948	優生保護法が制定され、ハンセン病患者が断種・中絶手術の対象であると法的に明文化される	大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国が建国される
1949	第二次無癩県運動が勃発	
1951	全国癩療養所患者協議会(以下、全患協)が発足、『癩予防法(旧法)』改正に受けた運動を開始	出入国管理令及び入国管理庁設置命令を制定公布
1953	8月、『らい予防法』の制定。全患協は同法案への反対ストを行い、その結果『らい予防法改正に関する付帯決議』が採択される。12月、熊本県黒髪町の龍田寮に住む児童の黒髪小学校通学許可をめぐり、当時の菊池恵楓園長宮崎松記が熊本法務局に申告書を提出(龍田寮児童通学問題の始まり)	サンフランシスコ平和条約が発効される。奄美大島の本土返還が実現
1954	龍田寮児童の通学許可に異を唱える黒髪小学校PTAらが4月8日に最初の同盟休校を実施、黒髪小学校事件と称されより発展した問題に(~1955)	
1960		池田勇人首相、『国民所得倍増計画』を発表
1963	全患協、厚生省に「らい予防法改正協議書」を提出する	
1964	『ハンセン病を正しく理解する週間』の制定	東京オリンピック・パラリンピックが開催
1970年代以降	全患協、軽傷者や快方者を対象としたタクシードライバーなど職能復帰の斡旋など、入所者の所外復帰に向けた待遇改善運動をはじめ	
1971	ランブレン治療の開始	
1972		沖縄の本土復帰
1973		第一次石油危機の発生
1976	リファピリン治療の開始	
1981	多剤併用療法の開始	
1983	「らい予防法事業対策調査検討委員会」が政府主導で発足	
1987	全国ハンセン病療養所所長連盟が『らい予防法』改正に関する嘆願書を作成する	国鉄分割民営化
1988	岡山県の国立療養所である邑久光明園が、邑久長島大橋の開通により本州本土と結ばれ、“人間回復の橋”と称される	
1991	全患協が「『らい予防法』改正要請書」を国に提出。ハンセン病予防事業対策調査検討委員会が発足して検討に入る	湾岸戦争の勃発
1994	同委員会の大谷座長が「大谷見解」を発表し、らい予防法の見直し・廃止への方向性が示される	
1996	『らい予防法』廃止	
2001	ハンセン病国賠償訴訟の熊本地裁判決で、原告の元ハンセン病患者が全面勝訴し、まもなく国は控訴断念を表明した	アメリカ同時多発テロ事件の発生
2003	熊本県南小国町のホテルで、菊池恵楓園入所者の宿泊拒否事件が発生	イラク戦争が開戦

第2章 熊本日新聞とハンセン病報道:言説分析を通じて

本章では、ハンセン病患者をめぐる事象を報じた新聞記事の中で、1950年代前半・1970年代・2001年の3つの年代に焦点を当て、それぞれについて言説分析を行う。その上で、第1章で整理した通史の事象のうち、年代設定に当てはまる事象についての「なぜ」を炙り出し、それをメディア報道の観点から追及（追究）していく。年代設定や分析手法などの概要は「はじめに」の項目で述べた通りだが、次節ではその詳細な背景—なぜそうした設定を行ったかなど—を説明し、その後分析および考察作業に入っていく。

第1節 手法および年代分割の明示

熊本という地域に着目した背景には、この地がハンセン病関連史において重要な「転換点」を担ってきたためである（以下参照）。

- ①黒髪小学校事件→熊本市黒髪町。らい予防法施行後、ハンセン病施策について全国的にスポットが当たった最初の出来事。
- ②菊池恵楓園の「職業訓練」→1970年以降の職能訓練/社会復帰の先陣を切った。
- ③ハンセン病訴訟判決→熊本地裁。国による対ハンセン病施策が「誤り」だったと明確に断罪された、国内初の事例。

加えて、数ある療養所刊行の機関誌の中でも、1951年の創刊から一度も発行が途切れていない『菊池野』という重要な記録の存在が、『ウチ』側の視点を得る補助資料として有益であった。熊本に焦点を当てる際の後押しとなるとともに、年代設定を戦後（『菊池野』の創刊以降）とする一つの判断材料になった。

なお本論文では、言説分析の対象として『熊本日新聞』を採用する。全国紙と違って「熊本」という特定の地域に根差した地方紙が、言説分析の媒体としても適任と考えたためである。そして戦後の事象のうち、上記の①・②・③の年代に絞って焦点を当てていく。メディアという外部機関の、ハンセン病患者や療養所の転換期における視点の変遷を探るなかで、年代間の相対比較による言説使用意図の検証が可能となるためだ。

分析に当たっては、『ウチ』と『ソト』の考え方を取り入れた手法を適宜用いる。この経緯については、川名壮志（2014）『謝るなら、いつでもおいで』における見方に影響を受けている。当書籍は2004年の佐世保事件の10年に及ぶ取材記録であるが、著者の川名氏は以下の一節を残している。

「被害者の立場に身を寄せながら、仕事として事件を追う。」（55頁）

佐世保事件とは、当時小学6年生の女兒が同級生Mさんを殺害した事件である。川名氏は、当時毎日新聞の佐世保支局長だった被害者の父親と上司一部下の関係にあり、被害者とも家族ぐるみで親交があった。この関係性から私情としては被害者寄りだと認めている^[45]が、「仕事として事件を追う」との言に従い、事

【45】川名（2014：15）より。

件の当事者—加害者・被害者・両者の遺族／関係者—の間で（取材を通じて）出てきた表現のみ書籍に採用し、新聞報道で用いる言説とは徹底して分けていた^[46]。「当事者」と「それ以外」との見地の相違を、使用言説を通じて区分する氏の手法は、言説に焦点を当てて分析する本論文においても援用できると判断した。

以上の経緯より、本論文では「当事者」と「それ以外（非当事者）」とを、『ウチ』と『ソト』という語句に発展させる形で定義し、言説分析において活用することとする。その詳細は以下の通りである。

- ①『ウチ』：ハンセン病問題の当事者（龍田寮児童、彼らの父兄、療養所内の関係者—恵楓園長・看護師など—）の視点に沿う立場
- ②『ソト』：「それ以外（PTA、非ライ児童、通学反対派、外部機関など）」の視点に沿う立場

記事における傾向把握や、使用言説の意図を検証する際をはじめ、分析全般において上記の考え方を取り入れ、考察の一端として使用していく。

しかしながら、卒業論文という時間的制約のある研究で、対象年代内にあるすべての記事の言説について、上記の手法で一言一句分析するのは不可能と判断した。そこで今回は、記事の中でも「Ⅰ. 見出し」と「Ⅱ. 社説」に焦点を当て、それぞれについて上記の手法を用いるものとする。見出しを用いた分析の根拠としては、現代のハンセン病関連記事を対象に田原（2015）が既に数少ない実績として行っている点だ。これを踏襲することで、本試みの学術研究としての価値を担保し、量的分析を図る狙いがある。見出しの年代は分析対象の社説の前後を対象にし、当該年代の熊本日日新聞の報道傾向を知るための一助とする。一方で、社説とは「新聞・雑誌などで、その社の責任ある意見及び主張として載せる論説^[47]」、いわば取材対象に対する見地や報道姿勢を示した代表物である（本稿ではこのことを“社説の意見叙述機能”と定義する）。論説に至るまでの思考過程も集約されているため、先述した時間的制約の中でも十分な質的分析が図れると判断した。なお、社説以外の記事を分析対象とする際は、先に示した“社説の意見叙述機能”に合致しているかも念頭に検討し、その都度該当箇所の冒頭にその経緯を示す。また社説の言説分析に当たっては、社説以前に熊本日日新聞が発行した記事およびその他刊行物^[48]に限り、参照物としての使用を認めることとする。

さらに、それぞれの記事分析においては『菊池野』内に掲載された記事なども随所に援用することで、療養所の『ウチ』と『ソト』双方の視座を取り入れた考察につなげていく。なお、記事の言説を本文で引用する場合は、見出しが区切れる箇所に掲載の都合上「：」を使用しているのを除き、原則として原文ママを貫いている。但し記載が不可能な文字が出てきた際は、その都度注釈をつけた上で代替文字を使用している。

第2節 分析①：黒髪小学校事件

では、1954年に発生した黒髪小学校事件から取り上げていく。この事件については、その原因である龍田寮児童通学問題と一体的に述べることにする。父兄にハンセン病罹患者を持つ龍田寮居住の児童の、熊本市立黒髪小学校への通学許可をめぐる、当時の菊池恵楓園長と黒髪小学校父兄会（以下、PTA）ら反対派が対立した。これが龍田寮児童通学問題の始まりである。1954年12月に端を発し、翌年3月の熊本市教育委員会の通学許可裁定、同年4月2日の健康診断を経て、龍田寮児童の通学が実現しようとしていた。これに

【47】 goo国語辞典『デジタル大辞泉：しゃせつ【社説】』より。

【48】 例外として、刊行物の発行年が社説以降であっても、その内容にある記述及び取材記録が①明確に社説以前（該当末尾に記録年月日が記載されている）と分かる場合、②以降の年代に継続している事実を示したい場合 については使用を認める。

不満を持つPTAは、4月8日の黒髪小学校登校初日に「同盟休校」と称される自身の子女の通学拒否運動を断行。これ以降、同月22日までに出された教育委員会の斡旋の後、紆余曲折を経て1955年4月に黒髪小学校長が児童を引き取るまでの間を、「黒髪小学校事件^[49]」とも呼称する。

1. 見出し (通常記事)

熊本日日新聞が黒髪小学校事件、ひいてはその原因となった龍田寮児童通学問題について触れた初出^[50]は、1953年12月10日付朝刊である。菊池恵楓園園長の龍田寮内児童の通学解禁に関する申し立てを受け、12月9日にPTAを交えて開かれた講討会に関する記事であった。以下は、これ以降1954年4月23日付朝刊の文教委による調停案受け入れ報道までにかかれた、黒髪小学校事件（及び、その要因となった龍田寮児童通学問題）をめぐる一連の出来事に関する、『熊本日日新聞』の記事見出しをまとめたものである。

1953年

日付	種別	見出し
12月9日付	朝刊	『どこへ行く？ライ未感染児童 ^[51] ：黒髪校への就学 PTA総会で結論出ず』

1954年

日付	種別	見出し
2月9日付	夕刊	『どこも“通学”している：ライ非感染児 解決を急ぐ』
2月11日付	朝刊	『社説 立 ^[52] 田寮児童の通学問題』
3月12日付	朝刊	『原則として通学許可：ライ非感染児 熊本市教委の基本態度』
3月13日付	朝刊	『PTAが通学断る：許可すれば一斉休校 ライ非感染児童問題 思わぬ事態に』
3月15日付	夕刊	『抜天河 ^[53] (見出しなし)』
4月8日付	夕刊	『僅か七十六名が出席：非ライ児童就学問題 黒髪校やむなく臨時休校』
4月9日付	朝刊	『僅か七十六名が出席：非ライ児童就学問題 黒髪校やむなく臨時休校』
4月9日付	夕刊	『二七三名が出席：黒髪小学校 休校よそに無心な学童』
4月10日付	朝刊	『社説 愛情 ^[54] の名において』
4月10日付	朝刊	『新生面 (見出しなし)』

【49】 龍田寮通学問題の仔細を学術的に追究した先例である藤野（2003）では、「龍田寮児童通学問題」（1954年4月以降に関しては「黒髪小通学問題」も併用して用いる）と、「通学問題」の語彙を含んだ表現で一貫させている。このことから、「黒髪小学校“事件”」という言葉は、激化する通学問題に対する非学術的な“通称”の側面が強いとも考えられる。

【50】 本稿では熊本市教育委員会『熊本市戦後教育史：通史編Ⅰ』（1994：505）にあった、『龍田寮非らい健康児童の黒髪校本校通学に関する差別取り扱い撤廃』という龍田寮児童の通学問題についての申告書が、菊池恵楓園園長の宮崎松記により熊本法務局に提出された1953年12月2日の出来事を、黒髪小学校事件の始まりとした。本文内の「初出」は、同日夕刊以降の熊本日日新聞の記事を、筆者が国立国会図書館・東京本館内の保存フィルムを用いて閲覧し、結論付けたものである。

【51】 新字体では「らい未感染児童」。この語句に関する定義について、藤野氏は「ハンセン病患者の親を持つが、自分は感染していない子どもたち」の意とした上で、「隔離政策が生み出した冷酷な言葉である」と、児童にとっての差別的表現に近い側面を指摘している（藤野、2003：6）。

【52】 原文ママ。現在の名称では「龍」または「竜」を充てることが多いが、本稿では引用資料中の言説は「立」をそのまま使用し、それ以外では原則として「龍」を用いる。表記のみの差であるため、「立田寮」と「龍（竜）田寮」は同義である。

【53】 この当時の熊本日日新聞の朝刊に設けられた1面コラムで、見出しは付いていない。

【54】 原文ママは「↑に青」だが、「セイ」「ジョウ」のいずれれを変換にかけても、旧字体のまま記載できなかった。筆者が実際に試みた結果、『OpenTypeフォント』で旧字体の存在を確認できたが、『Unicode』には定義されておらず、本論文の原稿で使用している『Word』への転記も不可能と判明した。そのため本項で以上の経緯を示した上で、本文では新字体である「情」を用いている。

4月10日付	朝刊	『非ライ児童 入学を再確認 熊本市教育委が声明書：速かに学童の登校を 医学でも健康を証明』
4月10日付	朝刊	『父兄が“帰りなさい”休校二日目の黒髪校』
4月10日付	夕刊	『登校生三百名超す：黒髪校 一年の教室から聞こえるオルガン 徹宵対策を練るPTA』
4月11日付	朝刊	『黒髪校問題 昨日の表情 ^[55] ：解決へ活発な動き PTAも心情 訴う』 ^[56]
4月13日付	朝刊	『“二つの授業” 実施：黒髪校 自習組は十六カ所で』
4月15日付	朝刊	『黒髪校問題：当面の收拾を協議 文教委一案を提示』
4月17日付	朝刊	『黒髪校問題：円満解決へ兆し見ゆ PTA、調停案に好感』
4月20日付	朝刊	『転校を陳情 ^[57] ：反対派父兄が教育庁に』
4月21日付	朝刊	『出席児童ふえる：父兄団、事態の收拾を陳情 ^[58] 』
4月21日付	夕刊	『休校で健康診断：黒髪校問題 文教委最終案で協議』
4月22日付	朝刊	『黒髪校 同盟休校に終止符：今日から臨休 二週間ぶり漸く解決へ』
4月22日付	朝刊	『十四日ぶりの談笑：この日の文教委協議会場』
4月22日付	朝刊	『和らぐ「本部」の表情 ^[59] ：印象的な正門ハリ紙』
4月23日付	朝刊	『文教委のあつ旋案のむ：黒髪校 問題解決を一任 PTA総会ひらく “ご協力を望む” 総会の質疑応答』

見出しに出てくる主語は、「通学断る」「“帰りなさい”」「訴う」「調停案に好感」「ご協力を望む」といった一連の動作の主体、すなわち（黒髪小学校の）PTA＝通学反対派である。熊本日日新聞が彼らに視点を置いていることは、通学可否の間で揺れ動く当の「立田寮児童」が、見出しの主語として一度も登場していないことから明らかだ。また「円満解決見ゆ」「談笑」「和らぐ」といった表現は、通学問題の事態が好転していく印象を読者に与える。ただしそれは、見出しの主語であるPTAらにとってはそうでも、児童にとってどうかは分からない。というより、そもそも彼らの立場に視線が向いていない以上、考慮されていないといった方が正確だろうか。いずれにせよ「PTAにとっての解決＝問題の解決」と取れる言説選択であり、新聞社側は通学問題を『ウチ』の視点からも捉える試みを完全に放棄している。

II. 社説

社説は文字総量が多いため段落ごとに区切つての引用を行い、その都度分析を加えていくものとする。必要であれば《段落〇〇》といった紹介文を各項目の頭に添え、分割して掲載する都合でのデメリットである、前後の文章とのつながりの分かり辛さなどを、極力緩和するための努力をする。

龍田寮児童の通学問題に関する社説の初出は、1954年2月11日付朝刊「社説 立田寮児童の通学問題」で、初報の12月11日から丸2か月近く後のことだった。本節ではここを最初に取り上げ、その後は同年3月15

[55] 注釈54に同じ。

[56] 注釈54に同じ。

[57] 注釈54に同じ。

[58] 注釈54に同じ。

[59] 注釈54に同じ。

日の社説について前項で取り上げた手法で言説分析を行う。ちなみに今回の言説分析に当たって、本稿には熊本日日新聞社に対する名誉棄損やそれに準ずる意図は一切ないことをここで明記しておく。分析は私自身が“はじめに”で述べた研究目的達成の過程においてのみ企図するものであり、その使用言説に対し私自身が分析結果や意見を叙述する際には、説明書きや注釈を活用して論拠をその都度示し、進行させていく。以下が一連の事件に関する最初の社説である、1954年2月11日朝刊付の記事である。なお社説の分量が多いため、記事内の段落ごとに区切った上で掲載し、分析を進める。

《段落1》

「熊本市立立田寮のライ非感染児童の市内小学校への通学問題は、恵楓園長から、熊本地方務局への人権問題として提訴せられていたが、法務省人権擁護課では、医学的細菌学見地からの、通学の是非を権威者に問い合せて、いずれも差支えないという答を得、さらに全国の五つのライ療養所に通学の状態を問合せて、青森の松葉保養園以外は、分校ではなく一般児童と同じ学校に通学しており、支障はない、という回答を得て、それを熊本市教育委員会に、資料として送った。同局同課としては、一般児童と同じ本校に通学させるべきだ、という結論に達したものと解してよかろう。参考資料として送ったというのも、熊本市教育委員会の再考を非公式にうながしたものとみていい。」（『熊本日日新聞』1954年2月11日）

龍田寮の児童（以下、当該児童）のことを「非感染児童」と称している。罹患者はあくまで児童の父兄であり、当該児童＝実際には非感染者とは、この時点で明確に区別されている。こうした現状を把握していながらも、彼らやその父兄が被っている差別の不当性には触れていない。「差し支えない」「支障はない」といった類似表現を重ねて、通学問題を客観的に見る立場（＝『ソト』）の「法務省人権擁護課」や「熊本県教育委員会」の動向に焦点が当たっている。しかもこの説明に段落内の半数程の時数を割いて整理している。つまりこの冒頭部分での“主語”は彼らであり、通学問題の当事者＝『ウチ』の人間ではないのである。後々明らかになるが、この社説は一貫して『ソト』の視点から通学問題を捉えており、この冒頭部分はそれを示唆するかのような構成となっている。

《段落2》

「熊本市教育委員会は、もちろん、医学的、細菌的見地からも、危険はないといわれ、他のところでは青森を除くほかみんな、支障なく一般通学をしているというならば、熊本市もそうすべきとは考えているだろう。しかし、先頃問題が起つたとき、決定の縁を出さなかったのは、市内小学校に子弟を通学させている父兄の考えと、同時に、まだ極端にして不当にライを恐れるという社会的な感情が残っているところに出て来る、当の児童たちが、かえって不幸な目に会うのではないかということ慮つたからである。」（同上）

多方面からの見解^[60]より、ハンセン病伝染の危険性は殆どないとされたにも関わらず、龍田寮児童の進学許可は下りなかった。この遠因について記事は、ハンセン病に対する社会的畏怖の影響の大きさ、及びそれによる「当の児童たち」が「不幸な目に会う」ことへの懸念を挙げている。これについては、父兄会側の

【60】社説で挙げられた機関のほかに、当時の九州大学医学部長の戸田忠雄にも意見を乞い、氏は「現在の状態では一般学校に通学してもライ感染の危険を持つものは考えられない」（熊本日日新聞、1954年2月9日付夕刊）と回答している。

人間が「人権というが、自分は己の子供を病気から守ることも自己に与えられた権利と考える^[61]」と過去に発言しており、彼らが抱くハンセン病への“怖れ”の度合いを、的確に報道できていると言えよう。

しかし龍田寮児童や恵楓園長など、この問題の当事者視点について触れた言説は、不思議なことに社説内には一切出てきていないのである。

《段落3》

「このライ恐怖症あるいは嫌悪症とでもいえるような、社会的な感情はなかなか一度に取り去ることがむずかしいことはいうまでもない。もし、それが取り去られたならば、したがって、当の児童たちが差別的な扱いを受けはしないかという恐れもなくなるわけであるから、根本的には、問題は、そういう恐怖症や嫌悪症が、いわれのないことだということをおもひに納得してもらいよりほかはない。」(同上)

数多の関係者の、ハンセン病伝染は殆どないとする証拠付けにより、先述した“怖れ”が「いわれのないこと」であると報じている点も的を射ている。が、それを「みんなに納得してもらい」ことを唯一の根本的解決策としている所に疑問が残る。そもそも「みんな」というが、具体性のないこの表現では誰を指すのか、ひいては何を以って解決とするのか不透明だ。この時点で、新聞社としての見解を論ずる社説に相応しい表現ではないが、それが故に本言説は読み手である読者によって2通りの解釈に分けられる。

一つは辞書でいう「すべての人^[62]」の意と捉えた場合。この場合、文字通りすべての人間であるため立田寮の児童やその保護者も含まれることになる。しかし、彼らにしてみれば「いわれのない」周囲からの畏怖を受ける被害者である以上、納得も何もあつたものでない。よつてこの意味での括り方は不適である。

もう一つの可能性は、「いわれのない」視線を向ける者全員を「みんな」と解釈する場合である。だがこちらはこちらで別の問題がある。皆に「納得」してもらいための方法論が示されていない点だ。例えば「みんな」が自発的に気づくことを望むのか、或いは誰かが「みんな」に説得するのを期待するのか。少なくとも両者の意味合いは大きく異なる。先にも述べたが、社説とは見解を明らかにする場であるので、こうした複数の可能性を含む「みんな」という表現は、やはり不適と言わざるを得ない。

ではなぜ、こうした漠然とした表現となつてしまうのか。この疑問に対する一つのアプローチ法として、方法論で説明した『ウチ』と『ソト』の考え方を取り入れていく。そして社説の立場が最も如実に表れているのが、次の段落だ。

《段落4》

「面と向つて、こういわれるならば、誰もあえて、自分は利己主義者だといふものはあるまい。が、それでもなお、バク然とした不安と、嫌悪的な感情があるところに、解決の困難さもあるのである。そして、そういう感情は、問題がはっきりした形で持上ると、刺激せられて強まるものなのであるから、実は、法務局人権擁護課への提訴というような形で問題が提起せられたことは、かならずしも万全な行き方ではなかつたとも思えるものであるが、すでにここまで来て相変わらず解決をしよるといふことになるなら、他県人から、熊本人は頑冥固口の利己主義者だと思われても仕方のないことになるであろう。熊本地方局の劣によつて、

[61] 『熊本日日新聞』「どこへ行く?ライ未感染児童:黒髪校への通学 結論出ず」(1953年12月10日付朝刊)より。

[62] 『広辞苑』第七版「みな【皆】」より。

一般通学差し支えなしという資料が出来たからには、それに反対するものは、これも十分な反対資料を用意しなくてはならないはずである。」(同上)

「バク然とした不安」や「嫌悪的な感情」とは、ハンセン病罹患者を両親に持つ龍田寮の児童が黒髪小学校に通うことへの、感染発生といった懸念や抵抗感である。こうした感情が「強まる」勢力はもちろん、非罹患者児童の父兄やPTAなど通学反対派である。他にも「他県人」は龍田寮問題と直接関わりのない部外者であり、「熊本人」は特定の個人・組織を指さない大括りの表現、「通学差し支えなし」と裁定した「熊本地方局」は本問題の調停者に当たる。調停者は裁定前に対立両派の意見を汲み取る立場であるが、「差し支えなし」の決断を下した背景がそれらを含めて一切叙述されていない以上、今回の社説における「熊本地方局」は、裁定結果を出した外部機関としての意味合いが強い。まとめると、この社説は一貫して療養所の『ソト』の視点から叙述されていることになる。

《段落5》

「もし冷静な科学的な反対資料を上げ得る人がいるとすれば、当然それを挙げるべきであつて、徒らに手を拱いて成行にまかせるといふこともまた社会人としての責任を果すものとはいへまい。法務局が提供した資料の限りでは、われわれは、問題の解決の方向は決つていふと思ふものである。」(同上)

ここでも「われわれ」という抽象的表現が用いられている。加えて「問題の解決」の方向性についても、社としての見解というよりは、「社会人としての責任」といった具体性に欠ける表現や、冒頭の法務局の見解を仄めかす婉曲的表現に終始している。こうした表現は社説としての“立場”を曖昧にするものであり、「その社の責任ある意見及び主張として載せる論説」としての社説の機能を果たしているとは到底言えない。

つづいて、3月15日付夕刊にあった「抜天河」の記事である。「抜天河」については本稿注釈53にて概要を説明したが、社説相当の分析対象としたのは、龍田寮児童通学問題に関する見地を論の展開によって明らかにしており^[63]、「社説の意見叙述機能」に合致すると判断したからである。立田寮児童の通学問題は、先の熊本地方局の勧告なども受け、3月11日に熊本市教育委員会が立田寮児童の通学を原則として許可したことで〈資料1〉、一旦は収束したかに見えた。だが翌12日になって、黒髪小学校のPTA（父兄会）が会の解散と一斉休校の可能性をちらつかせはじめ〈資料2^[64]〉、事態は急展開を迎えていく。そして4月8日の登校初日以降、「黒髪小学校事件」として同盟休校へと発展する事態につながるわけである。本稿で取り上げる記事はそうした事態に至る少し前の、通学問題の転換期に書かれたものである。

[63] 《段落1》および《段落2》(合わせて本稿27-28頁)で龍田寮児童通学問題の「解決のむずかしさ」に言及し、《段落3》(本稿29頁)で「父母会(=黒髪小学校PTA)の反省」、《段落4》(本稿30頁)で「幸福」の観点から解決策を探った上で、《段落5》(本稿31頁)の「もつと余裕と理解のある方法で、父兄の危惧を解消することに成功しなくてはならぬ」との結論に向かっている。こうした論立てによる見地表明が、本章導入部で触れた社説の定義のうち、「その社の責任」を担保した「意見及び主張」に相当すると判断したため、分析対象とした。

[64] 〈資料2〉にあるように、紙3月13日付朝刊では、前日開かれたPTA総会の「同校PTAは即時解散、就学児童の一斉休校を行う」という決議を表明したことを、「思わぬ事態」という驚きの表現と共に報じている。



〈資料1〉『熊本日日新聞』1954年3月12日付朝刊



〈資料2〉『熊本日日新聞』1954年3月13日付朝刊

《段落1》

「立田寮の学童を、黒髪小学校に通学させる問題は、どうにも近頃の※^[65]問題となってきたようだ。市の教育委員会は、不幸な学童たちを黒髪校に収容する方針を決定した。この決定は正しいにちがいない。だが、父兄会はつよい反対の態度を変えようとしな。このさい、科学的な理由だの、人道的な考え方などを持ち出して説得してみても、父兄会を承服させることができないところに、解決のむずかしさがある。」（『熊本日日新聞』1954年3月15日）

冒頭では、この記事で主に取り上げる事例—立田寮児童をめぐる通学問題—の近況整理から入っている。ここでは、龍田寮児童の通学を、熊本市教育委員会による黒髪小学校への「収容」と称している点に着目したい。言説比較として、熊本日日新聞が本記事の少し前の3月13日付朝刊で、熊本市教育委員会の原則通学許可の決議に触れた際の言い回しはどうだったか、以下に記す。

「(前略) 熊本市立立田寮ライ非感染児童の同市黒髪小学校入学問題は十一日開会中の熊本市会における岡本教育委員長の『原則として通学を許可すべきとの結論に達した』という市教委の基本案の発表で、旧冬以来四か月係争に一応の終止符が打たれ (以下略)」(『熊本日日新聞』1954年3月13日)

こちらでは「通学」という言説をそのまま用いている。龍田寮児童が自ら望んで黒髪小学校に「通学」するのと、市教育委員会が児童を黒髪小学校に「収容」する＝(無理にでも)移動させるのとでは、誰の意思によって入校が実現しているかという点に於いて、その意味合いは全く異なる。今回の社説で使われた「収容」という表現は、児童らが周囲の意向に翻弄される「不幸な学童たち」であり、自らの意思で自由に通学できない立場であることを読者に印象づける。

[65] 本来はこの箇所に一文字存在するが、社説の引用元である、国立国会図書館所蔵の保存フィルム内でも印字部分が明瞭に確認できなかった。そのため本稿では「※」に置き換えた上で、当該注釈でその経緯を記すこととした。

《段落2》

「つまり、世の中には、科学的説明や人道主義を押しつけるだけでは解決のつかぬ問題があるということであろう。正しいからといって、従わせることができない場合があるのである。黒髪小学校の父兄会の反対は、科学や人道に反して、正しい理由がないということになっているが、人間的な理由は、いっさい無視してよいというわけも、またあるまい。」（『熊本日日新聞』1954年3月15日）

3月12日に行われた黒髪校PTA総会では、決議の中で「児童相互の幸福のために通学は拒否する^{【66】}」と述べている。こうした「父兄会」＝PTAの反対を、ここでは「人間的な理由」だとして一定の尊重をするべきと論じている。新聞社としての立場が先程の2月11日付朝刊の社説と異なり、明確である点は注目したい。俯瞰者としての側面が色濃く残った前回と比べれば、具体的な表明がある＝より通学問題に踏み込んだ上での帰結、と捉えられるからである。新聞社的にもその読者層の中でも、多少は関心度が高まっていることの裏返しとも取れる。

ただし「人間的な理由」とは、あくまでPTA側の視座に立った『ソト』の見方であることには留意したい。本記事の推すPTA決議がその根拠とする「児童相互の幸福」は、“相互”とする以上、幸福を享受する対象に龍田寮児童を含むことになる。しかし当の児童の立場から見て、「通学拒否」が幸福につながり足りえるだろうか。「幸福」に関してはこの後の《段落4》でも触れているため、この疑問は当該段落での分析箇所を引き継いだ上で解消していく。

《段落3》

「それなら、この解決をどうしたらよいか。正しいからという理由で、一挙に押しつけることをやめるべきである。冷却期間をおいて、父兄会の反省を求めるほかに方法はない」（同上）

そもそも児童側や恵楓園長は、父兄会に対して通学要求を「押しつけ」ていたのだろうか。この検証の材料として、前年12月9日に行われた通学賛成派と反対派の問答に関する、熊本日日新聞に掲載された以下のやり取り^{【67】}を用いる。尚、以下の引用内に出てくる「宮崎（園長）」は当時の菊池恵楓園長、「齋藤市議」は県のPTA連合会長に近い人物、「父兄」は通学反対派である。

「宮崎園長：まずライは慢性の伝染病であり、非ライ健康児童^{【68】}は立派な普通健康体であることを知ってください。私は十年前から市当局者をお願いしてきたが、五年後には必ず通学を許可するといわれたまゝ今日に至った。（中略）私が今回法務局に提訴したのも決して訴えるという気持でなく皆さんの同情におすがりする気持でした（中略）大人が考えるほど子供たちは深刻ではないと思います。私どもは非ライ健康児童について責任をもちます。

父兄：ライの潜伏期間はどの位いでしょう。

宮崎：結核と少しも変らない。潜伏という言葉は使いたくありません。（中略）要は体質的抵抗力の問題で一番過激な航空兵にライ患者が多かったことがこのことを立証している。

齋藤市議：園長の話の聞けば頭が下がる。しかし通学を拒否して果して童心を傷つけずに教育出来るかど

【66】『熊本日日新聞』「PTAが通学断る：許可すれば一斉休校 ライ非感染児童問題 思わぬ事態に」（1954年3月13日付朝刊）より。

【67】『熊本日日新聞』「どこへ行く？ライ未感染児童：黒髪校への通学 結論出ず」（1953年12月10日付朝刊）より。

【68】龍田寮児童のこと。

うか疑問です。私は子供がその子らを白眼視することが怖い。子供は無邪気というが、それが原因で学校を嫌うようになれば通らんとする。これは学校長が決定すべき問題だ。

父兄（六十位）：いや理論と現実とは違う。人権というが、自分は己の子供を病気から守ることも自己に与えられた権利と考える。（以下略）」（『熊本日日新聞』1953年12月10日）

龍田寮児童を「普通の健康体」とする宮崎園長と、龍田寮児童＝らい病保有者の前提のもと「（自分の子どもを病気から守る）権利を主張する父兄。龍田寮児童に関する責任が「（この場にいる）私たち」にあると述べる宮崎園長と、通学可否を「学校長が決定すべき問題」とする齋藤市議。ここで起こっているのは、ハンセン病や通学問題における恵楓園長＝『ウチ』と父兄会側＝『ソト』の認識の相違である。すなわち社説にあるような、園長が一方的に通学解禁を押しつける縮図では決してないのである。

また「冷却期間」とあるが、どの程度の期間を想定していたのか。記事内で明言こそされていないが、執筆者は本問題を「解決」されるべきものと捉えている以上、収束のタイミングを想定していたはずである。冷却期間、すなわち双方の対立に“一旦”間を置くという意味合いの言説が用いられている点。また本問題の焦点である、立田寮児童の登校可否の意味合いから考えると、解決とは黒髪校登校初日までの近いうちに何かしら決着することに他ならない。このことから新聞社側が想定した“タイムリミット”は、黒髪小児童の登校初日である4月8日とするのが妥当であろう。これを基にすると、新聞社側は今回の報道から1か月足らずの「冷却期間」を置いて「解決」できる程度の事態としか、本問題を捉えていなかったことになる。実際、今回の「抜天河」はあくまでも1面コラムであり、実際の記事でも取り扱われる比重が前の社説より（サイズ的に）小さく、こう判断されても仕方のないことである。そしてこれは、父兄会が「反省」するどころか4月8日の黒髪小学校登校拒否に発展するに至った事の根深さを、この時点で新聞社側は認識出来ていなかったことを意味する。

《段落4》

「こうした場合、日本の他の地方では、どんな処置がとられているか、もつと危険なことが、無意識のうちに、われわれの周囲にないかどうか、反省をもとめる余地はいくらでもある。一方、このまゝの状態、黒髪小学校に受入れを承諾させてみたところで、収容される学童が幸福でありえようか。おそらく幸福ではあるまい。このことも考えたほうがよい。」（『熊本日日新聞』1954年3月15日）

先の項目で、新聞社側が問題の根深さを十分に認識出来ていない可能性を指摘したが、それは熊本という眼前で起こっている龍田寮問題よりも「もつと危険な事態」の可能性に触れる過程で、さりげなく本問題の扱いが格下とされている点からも窺える。

PTA関係者からすれば、通学許可に嫌悪感を示す可能性はあるだろう。ただ、龍田寮児童の父兄が「（児童の）その健やかな身体と明朗な心の生長を祈りつゝ、自らの苦悩を忘れるひと時」（『菊池野』1954：32）だと考える通学許可が、当該児童にとって幸福足りえないことがあるだろうか。少なくとも彼らを最も近い立場で見ている父兄にとっては、そうではないのだ。

この段落のいう「（龍田寮児童にとって）おそらく幸福ではあるまい」は、一見すると立田寮児童の立場

【69】《段落2》で、「父兄会」＝PTAの通学反対の根拠である「児童相互の幸福」を、人間的な理由として尊重する姿勢を示して以降、記事内で「幸福」に関する新しい定義は更新されていない。そのため、《段落4》の「幸福」も同一の意味合いを含むと判断した。

を慮った言説に見える。しかし実際には、社説の言う「幸福」は《段落2》で指摘した「児童相互の幸福」であり^[69]、これを龍田寮児童の「幸福」と同義とした（すなわち、児童や父兄曾が望む“幸福”＝通学実現を無視した）新聞社側が同一視したに過ぎない。以上より、この見方はPTA決議やそれを支持する新聞社による一方的な『ソト』の視点に過ぎず、療養所や立田寮に暮らす人々の『ウチ』の視点を考慮した言説とは到底言えまい。

《段落5》

「長い懸案かはしらぬが、いま解決せねば、解決の時がないという問題ではあるまい。もつと余裕と理解のある方法で、父兄の危惧を解消することに成功しなくてはならぬ。」（同上）

「長い懸案かは知らぬ」「今解決せねば、解決の時がないという問題ではない」。これらの言説もまた、療養所内の視点を鑑みてない。そうはっきり断言できるのは、龍田寮児童通学問題が始まった1953年12月に行われた、父兄らによる子息の通学懇願に関する以下の文からだ。

「PTA役員の皆様（中略）、どうか立田寮の子供たちの本学通学が一日も早く実現するよう、全員の方々え私達のこの切ない氣持をお伝え下さるようお願い申し上げます。」（『菊池野』第四巻 第一號 前年12月27日立田寮児童父兄曾の懇願）

罹患した体に失望した父兄にとって子息の通学許可は一抹の光明であり^[70]、「一日も早く実現するよう」との表現から、それが彼らにとって喫緊の懸案事項であることは一目瞭然である。熊本日日新聞が実際に恵楓園に取材に赴き、それを記事化したのは1971年6月23日付朝刊での特集（次節の分析対象）など後年のことである^[71]。今回のような、新聞社側が現地を訪れていない状態で用いられた言説からは、療養所内にいる者の心境を反映した報道が出来ていたとは言えない。

第3節 分析②：患者解放運動の転換点（『正しく理解する週間』）

「ハンセン病を正しく理解する週間」が始まった。1964年に始まった、毎年6月下旬^[72]をハンセン病の理解促進を目的とする期間とした試みである。これに関連して、筆者が国立国会図書館 東京本館に所蔵されている、熊本日日新聞のフィルム媒体を用いて調べた結果、1971年6月20日～1972年6月30^[73]日の間に、熊本日日新聞の社説および新生面に記載されたハンセン病関連の記事は見当たらなかった。通常紙面においても、1971年6月23日付朝刊と、翌72年6月26日夕刊に2件発見できたのみである。また1972年6月26日の記事以降、約10年間にわたり熊本日日新聞からハンセン病問題に関する報道が殆ど途切れており、

【70】『菊池野』（1954.4:33）より。

【71】1953-54年の間に発行された『菊池野』にも、新聞社が施設を訪れたという記録は一切ない。

【72】令和2年12月4日現在、「厚生労働省が『らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日』として定めた6月22日を含む、日曜日から1週間」を表記期間として定めている（鹿児島県、2020）。

【73】本稿第1章でのハンセン病関連史及び年表整理から、1970年前後にハンセン病に関する社会的な動きが多く集中しており、ハンセン病を取り巻く社会的動向の変化が大きい時期ではないか、と関心を持った。そのため、熊本日日新聞新聞の調査年代も、1964年から離れたこの時期の『ハンセン病を正しく理解する週間』前後に設定した。

見出し分析を行う上での十分な量を確保できなかった。同時期に発行された新聞では、県内で発生した水俣病の公害訴訟に関する特集や社説が連日組まれていた。重要度という指標で両者の優劣など付けられるはずもないが、新聞社の意図しない形でハンセン病問題が不可視化されてしまった、ひいては報道の役割にある追及機能を、こと本問題に限っては欠いてしまった点は否めないだろう。

以上の経緯より、本節では見出しを用いた分析は行わず、1971年6月23日付朝刊の『ハ氏病問題は終わったかー「正しく理解する週間」に：進む高齢化に手を“手抜き”はを後世に』の記事にスポットを当て、言説分析を行っていく。ちなみに冒頭で存在を示した2つの記事からなぜこちらを選出したか、その根拠が当該記事の書き出しにある。

「日本のハンセン氏病患者は九千人。二十年後は半分になるという。このため、日本のハ氏病問題^[74]は終わったという人がいる。果たして本当だろうか。二十日から始まった『らいを正しく理解する週間』にあたって、ハ氏病対策の問題点を考えてみた。」(『熊本日日新聞』1971年6月23日)

「ハ氏病問題は終わった」とする一部の見方に対して「果たして本当だろうか」と疑問を呈している点。および最後の箇所に「ハ氏病対策の問題点を考えてみた」と考察を示唆する言説が含まれている点。以上の2点が“社説の意見叙述機能”と合致するため、社説相当の分析対象として相応しいと判断した。

では、該当記事の引用および分析に関する記述を行っていく。この記事では「色濃く残る偏見」「看護職員不足」「社会復帰の困難さ」の3つの観点から、取材を通じて問題提起し見解を述べている。本論文もこの順序に倣い、掲載順に分析を進めていく。

〈毎年10人の新患〉

「菊池郡合志町の国立療養所菊池恵楓園。表から入ると、広々とした敷き地に、ミドリの芝生が広がり、深い木立ちの中に、病棟が点々と並んでいて、如何にも療養所らしい感じだが、裏手へ回ると高いコンクリート上のヘイがところどころに残っていて、かつての“強制収容時代”のなごりを思わせている。」(『熊本日日新聞』1971年6月23日)

菊池恵楓園の様相が詳細に記されている。これが単なる施設紹介でなく、「病棟が点々と」「コンクリート上のヘイ」といった表現で療養所の様相や周辺区の特徴を列挙していることから、この記事を書くにあたり熊本日日新聞の記者が菊池恵楓園に赴いていることがはっきりわかる点で重要な一節である。

また無癩県運動より終戦前後にかけて本格的に行われた、療養所への患者の強制収容についても、「“強制収容時代”」という表現から、その事実を知った上で敢えて記していることが分かる。取材対象である『ウチ』＝療養所内部の者に向かうにあたり、『ソト』の立場にある新聞社側から歩み寄り、または知ろうとする意識の表れではないか。少なくとも、『ソト』の視点一辺倒でハンセン病問題を捉えてきた、1954年の社説とは明らかに異なる。

「いま、この療養所には千四百十三人のハ氏病患者が、療養の日々を送っている。(中略)『ハンセン氏病に

【74】「ハンセン病問題」を表す別の表現。

はまだ偏見が付きまっとなって、普通なら早期発見、早期治療すれば喜ばれるはずなのに、かえって恨まれてしまう。家にはそんな家系はないとか、近所に顔向けが出来ないとかいう形で、入院の説得に苦労します。熊本はとくにそれが強い。まだ“天刑思想”が残っています』(恵楓園、県保健予防課)(同上)

ハンセン病患者の呼称が、変化している点に注目したい。先の立田寮児童通学問題/黒髪小学校事件の年代の記事では「ライ」という、ハンセン病の俗称である「癩」に通ずる表現であった。だが今回は「ハ氏病」に改まっている。ハンセン病という呼称自体は、公的には1994年のらい予防法廃止時に、「偏見・差別を助長するもの^[75]」という理由で「らい」(「癩」を含む)の表現が撤廃されると共に正式に導入されたものだ。その23年前の時点で本記事は先の俗称から離れている。冒頭の施設についての言説や、「偏見」や「天刑思想」といった忌避の視線に苦しむ恵楓園関係者の証言を掲載するなど、『ウチ』から見たハンセン病問題を取り上げる報道姿勢がここでも見て取れる。

「ライ菌がノルウェーのハンセン博士によって発見されてから約百年。特效薬プロミンの発見で、ハ氏病が不治の病でなくなってから二十数年たつというのに、いまだに、ハ氏病への特殊な感情が残っていることは悲しいことだ。」(同上)

以上を踏まえた、社説における見解がここに集約されている。先程挙げた偏見や天刑思想などの見方は「特殊」だとしている。特殊には「性質・内容などが、他と著しく異なること。また、そのさま。特異^[76]。」という意味がある。黒髪小学校事件で立田寮児童の通学拒否を示したPTAが、患者や非感染児童にも向けたハンセン病への忌避姿勢。こうした態度をまとめて「人間的な理由」だと尊重した熊本日日新聞社であるが、1971年の社説では一転して、ハンセン病に対する偏見は特異な見方だと断じている。ただしその背景については一切触れられず、ただ捉え方の変化が読み取れるだけである。

〈足りぬ看護職員〉

「こうした偏見も手伝って、療養者への処遇も決して完全なものではない。恵楓園内を見ても、入院施設は古ぼけた木造建築ばかり。『衣食住を国に依存しているのだから、これ以上はぜいたくだという考えが国になかったとはいえない』と志賀一親・恵楓園長も言う。これを裏づけるように、つい五年前まで、軽症患者が重症患者の世話をするという不自然な看護形態がまかり通っていたわけだし、いまも三分の一程度残っている。」(『熊本日日新聞』1971年6月23日)

看護師不足はいわば戦前の強制収容時代から一貫して問題となっており、全患協の尽力等で改善傾向があるとはいえ、患者間での介護が未だに残っている箇所もあった。そうした問題に焦点を当て恵楓園長の証言をとり、療養所の『ソト』に発信する姿勢は、新聞社が立田寮通学問題の頃とは異なり、『ソト』の視点のみでハンセン病問題を捉えなくなったことを意味する。

【75】国立感染症研究所HP『ハンセン病とは』より。

【76】goo国語辞典『デジタル大辞泉：とくしゅ【特殊】』より。

「同園では五年前から不自由者寮を別に造り、職員による看護体制を進めてきたが、まだ看護職員数十人が足りない。(中略) というのも、療養者の絶対数は減っても、手のかかる療養者はむしろ高齢化によってふえているからだ。いま同園の入院患者の平均年齢は男五一・五三歳、女五〇・三歳で、七〇歳以上の老人が百三十二人もいる。ここでも老人特有の孤独感、がんこさ、怒りっぽさ、からだの不自由さなどが、後遺症にプラスされた形で顕在化しており、同園では『老人対策が最大の課題だ』と言っている。」(同上)

具体的な数値を挙げて診療所の高齢化に触れており、問題提起に当たり具体性が増している。一連の可視化された問題に対する記者の見解がそれに続く。療養所の対高齢入所者への見解も「最大の課題」といった表現を引き出したのは、当時『ウチ』＝療養所に携わる人間が抱え、また外部に最も伝えたい課題を、『ソト』側の立場の新聞社が的確に捉えられた証左にもなるだろう。

「正式な看護人によるキメ細やかな看護、火事の恐れのない近代的な病棟、温かい人間関係がなによりもこれら老人患者同士には必要だ。」(同上)

龍田寮通学問題の社説と比較すると、より具体的な提言へと踏み込んでいる。特に今回は取材により「老人対策が最大の課題だ」などの『ウチ』の人々の声を直接拾う試みをしている。その上で、正規看護師増員・病床の近代化・人間関係など一つ前の段落で提起した問題の解決案となるようコミットしている。ただし、一連で取り上げた看護師不足が「なぜ」起こっているか、社説内では『ウチ』の事情のなかで「患者数の増加」という観点にのみ触れている。だが実際には、人手不足以上に深刻な事情—差別の重層性に関わる問題—が、単純な人員不足以上に深刻な問題となっていた。それは療養所勤めの看護師が、周辺住民(＝『ソト』の住人)からハンセン病患者と同じ「忌避対象」にされるという、差別意識の伝播である^[77]。患者の療養に従事するだけで好奇の目にさらされ、離職やなり手不足を招いた。これに関する記述は一切なく、その後もハンセン病報道自体が殆ど止まったため掘り下げられなかった。こうした「報道されない事象」を生んでしまった以上、折角の特集だが事の実態を掴み切れなかったと言わざるを得ない。

〈困難な社会復帰〉

「現在、療養所にいる人の八割は無菌者といわれる。当然、退院してもよい人たちだが、なぜ退院しないのか。それは奇形を伴う後遺症があるからだ。後遺症に対する世間の偏見、患者自身の卑下などが、患者の社会復帰をきわめて困難なものにしている。」(『熊本日日新聞』1971年6月23日)

『菊池野』第194号では、高齢の入所者による訴えが掲載されている。長年の療養生活で手足の硬縮や失明などに苦しみ、そうした後遺症に悩まされる身として、プロミン治療で社会復帰の段取りを整える若年層を「高嶺の花」と称している^[78]。記事特集での「奇形を伴う後遺症」や「患者自身の卑下」は、こうした訴えに沿う記述であり、菊池恵楓園に直接足を運び取材した故の成果といえるだ

【77】『熊本日日新聞』2020年12月25日朝刊では、新生面にて日本看護協会による実態調査に触れ、「(菊池恵楓園の)看護師らの2割が『心ない言葉を言われた』『子どもの学校から入室を断られた』などの差別を受けていた」と報じている。記事は「私たちの心から、偏見差別が消え去らんことを」と結んでおり、看護師への差別が現在も残っていることを窺わせる。

【78】『菊池野』(1970. 4: 28)より。

ろう。

「有働ケースワーカーは社会復帰の条件として①住む家 ②適職 ③資金—の三つを挙げる。だが、その一つである資金をとってみても、退院したく金として支給されるのはわずか一万五千円。これに恵楓協会からの就労助成金五万円があるだけ。六万五千円で一体どんな事際が出来るというのか。社会復帰を困難にしているのは、国や自治体の無策にも大きな責任がある。こうした実情を見ていくと、日本のハ氏病問題がまだ終わっていないことがよくわかる。(以下略)」(同上)

戦前の癩予防法(旧法)を基に療養所に強制収容された=①住む家の消失、それにより生活の場=②適職を篡奪されたこと。さらに復帰後の生活において“原資”となる③資金については上記で詳細に取り上げ、国や自治体の支援が不十分である点を「無策」と表現するなど、強い表現での責任追及に踏み込んでいる。一つの記事内で事象が抱えるすべての問題を報じるのは、新聞記事という掲載量や時間に制約がある媒体である以上、至難なことだ。その意味では、ハンセン病問題が「終わっていない」と明言した上で、社会復帰という特定の課題に焦点を絞って仔細に論じた姿勢は評価できる。その上で、国の責任を公的に断じた2001年のハンセン病国賠訴訟判決の40年前の時点で、「無策」と非難する形で既に言及している点も先んじている。だが、すべてのケース事例を取り上げていくことは不可能であるがこそ、連載や不定期掲載で問題の“その後”を追い続け、継続して『ウチ』の視点を拾い報じることが重要と私は考える。

その時代の記録を一番取材できる情報量や証言が得られるのは、その当時に他ならない。今回の特集でスポットが当たらなかつた点も含め、報道が途絶えた1970年代にかけて多角的にハンセン病問題を報じていれば、又違ったであろう。しかしそれが十分成されず、結果として時間だけが経過してしまったのは何とも惜しい。

第4節 分析③：ハンセン病国賠訴訟判決

2001年5月11日、ハンセン病国家賠償訴訟(国賠訴訟と略す場合も)の判決が言い渡された。この訴訟は元ハンセン病患者らが、強制隔離政策により人権を侵害されたとして起こしたもので、熊本・東京・岡山の3つの地方裁判所で審議が行われた。その中で最初に判決が出されたのが、国に対して一患者あたり1億5000万円の賠償を求めた、熊本地方裁判所での訴訟であった。らい予防法が1996年に廃止されるなど、対ハンセン病患者への施策が変化する中での動きで、隔離政策の「その後」を歩む上で重要な転換点であると判断した。以上より本章では、熊本地方裁判所での判決前後の約2週間(2001年5月1日~15日)で取り上げられた、ハンセン病(訴訟)関連の記事見出しの分析、及び当該期間中に掲載された社説の言説分析を行っていく。

1. 見出し分析

以下は、筆者が国立国会図書館 東京本館収蔵の『熊本日日新聞』の保存フィルムを閲覧し確認できた、2001年5月1日から同月15日の間に書かれた訴訟関連の記事の見出しである。

2001 (平成13) 年

日付	種別	見出し
5月1日付	朝刊	『ハンセン病国賠訴訟：熊本地裁 11日に判決 届くか救済の訴え』
5月1日付	朝刊	『国の責任 どう判断：強制隔離の必要性、人権侵害などが争点』
5月1日付	朝刊	『原告副団長・志村さん(菊池恵楓園)：妻は墮児、妹も破談…「尊厳回復に命かける」』
5月1日付	朝刊	『原告、3地裁で740人：提訴にためらいも』
5月8日付	朝刊	『「隔離」への審判 上 ハンセン病訴訟判決を前に：繰り返された断種、墮児…人権侵害 人間性を取り戻す裁判』
5月11日付	夕刊	『強制隔離規定に違憲性 ハンセン病訴訟で原告勝訴：熊本地裁判決 国に18億円賠償命令 国会の不作為も違法』
5月11日付	夕刊	『「国を断罪」願い届く ハンセン病国賠訴訟：「なんで、なんで」厚生労働省 責任認定に動揺』
5月11日付	夕刊	『依然進まぬ社会復帰』
5月11日付	夕刊	『「人間の尊厳」 やっと…：患者ら歓声、握手 差別、偏見…苦難思い涙も』
5月12日付	朝刊	『ハンセン病訴訟で原告・弁護団 控訴断念 国に要望』
5月12日付	朝刊	『ハンセン病訴訟で原告勝訴：原告・弁護団 厚労相との面談求める』
5月12日付	朝刊	『「襟正さねば」 国会議員懇談会 江田会長が会見』
5月12日付	朝刊	『人間回復の闘いはこれから：ハンセン病国家賠償訴訟の名誉原告団長 島比呂志さん (82)』
5月12日付	朝刊	『社説 ハンセン病訴訟：国は判決の重みを自覚せよ』
5月12日付	朝刊	『ハンセン病国賠訴訟判決 全面解決への扉開く』
5月12日付	朝刊	『控訴断念し名誉回復を：日弁明が声明』
5月12日付	朝刊	『判決を読んで 藤野豊：国の怠慢を指摘、正当化を否定』
5月12日付	朝刊	『ハンセン病国賠訴訟 判決要旨』
5月12日付	朝刊	『ハンセン病勝利判決「当然」入所者に笑み：菊池恵楓園 声弾ませ園内放送』
5月12日付	朝刊	『二重の差別 無念晴らす：最も多い沖縄の原告ら』
5月12日付	朝刊	『賠償対象は本土復帰後』
5月12日付	朝刊	『議員も官僚も意識の転換を：らい予防法廃止の遅れを認め謝罪した菅直人元厚相の話』
5月12日付	朝刊	『入所者全員救済望む：高瀬重二郎・全国ハンセン病療養所入所者協議会 (全療協) 会長の話』
5月12日付	朝刊	『分析と反省が重要：旧厚生省の元医務局長でハンセン病問題に取り組んできた大谷藤郎さんの話』
5月12日付	朝刊	『人間性あふれる判決：内田博文・九州大法学部教授 (刑法) の話』
5月12日付	朝刊	『偏見克服の出発点：林力・元九州産業大教授 (社会学) の話』
5月12日付	朝刊	『これで故郷に帰れる：「人間回復」の勝訴 原告副団長志村康さん 母親にうれしい報告』
5月12日付	朝刊	『先輩たちに聞かせたかった 東京で報告集会』
5月12日付	朝刊	『支援する会が“号外”を配布』

「人権侵害」「人間回復」といった用語の数々。所々に並ぶ個人名。中には直接証言を得たことを示す見出しまで。この年代の熊本日日新聞は、間違いなく『ウチ』＝ハンセン病（元）患者を主語に、その立場に沿う形で書かれている。被告となった国に対しては、判決後は「国の怠慢」「責任を自覚せよ」といった厳しい口調を見出しに採用し、強く非難する姿勢を打ち出している。だが5月11日の判決前の記事数は僅か5つのみ、見出しにもこうした強い表現は鳴りを潜める。さらに、判決直後の5月11日付夕刊〈資料3〉や5月12日付朝刊〈資料4〉では、1面はじめ多くの紙面を割いて大々的に報じているにもかかわらず、5月13日には関連報道がびたりと止んでしまっている。いわば最大瞬間風速的に記事を大量に放出し、その前後は勢いが無くなっているのだ。社としての見解（社説）も判決前に出ていないため、一連の報道が判決に乗じた動きにも見える。これについては第3章でも触れることとする。



〈資料3〉『熊本日日新聞』2001年5月11日付夕刊



〈資料4〉『熊本日日新聞』2001年5月12日付朝刊

II. 社説

それでは、2001年5月12日付朝刊『社説 ハンセン病訴訟：国は判決の重みを自覚せよ』を、各段落に細分化して取り上げたのちに言説分析を加えていく。

「らい予防法（平成八年に廃止）による国の強制隔離政策で基本的人権を侵害されたとして、全国の元ハンセン病患者が国に損害賠償を求めた国家賠償請求訴訟のうち、全国の判決が十一日、熊本地裁で言い渡された。」（『熊本日日新聞』2001年5月12日）

「基本的人権を侵害」といった文言を、訴訟理由を取り上げる過程で使用するなど、本社説がハンセン病の元患者の「人間としての尊厳」に焦点を当てた論調との姿勢を、この冒頭部分で鮮明に打ち出している。同じハンセン病関連の人権問題に焦点を当てつつも、「熊本地方法務局」や「熊本県教育委員会」など『ソト』の視点を持ち出して論じる姿勢であった、1954年の社説とは全く異なる。この冒頭部分での“主語”は、「人権を侵害されたとして」訴訟に踏み切った「元ハンセン病患者」＝『ウチ』の人間である。今回の訴訟とその原告を「が」という接続詞でつないで表現し、「元ハンセン病患者「が」行った…訴訟」と、原告を訴訟の当事者として明確に扱っている点からも、そのことが読み取れる。

「杉山正士裁判長（異動のため代読）は、らい予防法の隔離規定について、『昭和三十五年には違憲性が明白だった』と国の責任を認めていただけでなく、国会の立法責任にも踏み込み、『立法上の不作為の違法性を認めるのが相当』と断じた。原告・弁護団が『文句のつけようがない』という内容だった。被告の国側は、これだけ明快に行政責任を断じた判決の重みを深刻に受け止めるべきであり、万一にも解決を引き延ばすようなことがあってはならない。」（同上）

ハンセン病国賠訴訟の判決文では、国側の責任を「判決」という形で明快に処断し、公に確定させた点で有意義なものであった^{【79】}。記事では「判決の重みを深刻に受け止めるべき」といった表現でこの姿勢を明快に打ち出し、また原告（元ハンセン病患者）・弁護団の証言を記載することで、『ウチ』の人間の「文句のつけようがない」という見方も掲載している。ただし、今回の判決はあくまで、ハンセン病問題における国の責任の所在を明らかにしたのみである。すなわち判決とは、公的に扱われるハンセン病問題にとって一つの転換点にはなっても、ハンセン病問題の根本的な解決にはならない。現に判決の4年後にはハンセン病市民学会が発足するなど、過去に検証しきれなかった課題を明らかにする試みが続いている^{【80】}。そうした意味では、「解決」という言説に“訴訟自体の解決”という限定的な定義づけがあれば、より正確性が担保されたのではなかろうか。

「ハンセン病はらい菌による慢性の細菌感染症で、主に末しょう神経と皮膚が侵されるが、感染力は弱く、遺伝もしない。昭和十八年には『プロミン』が開発されるなど、化学療法の進歩で治療も可能になった。にもかかわらず、患者は、らい予防法が廃止される平成八年まで九十年も国の隔離政策の下に置かれた。」（同上）

ハンセン病とはどういう病気か、社説内ではっきりと明示されたのは、少なくとも今回言説分析した資料においては初出である。治療の進歩に反して国による隔離政策が継続したことも明確に記述している。その中で、プロミン開発の年代として示された「昭和十八年」は何気に重要な意味を持つ。西暦では1953年＝らい予防法の制定年であり、翌年にかけて立田寮児童通学問題が発生した時期という点だ。つまり、本章の第2節で分析した2つの社説の年代の時点でプロミンは存在し、その化学療法にハンセン病の治療可能性は認められていたのだ。通学拒否問題の遠因の一つには、PTAらによる、立田寮児童の父兄が罹患したハンセン病への偏見、および病気の遺伝可能性への恐怖も含まれていた。であれば、1953-54年の社説の時点で“ハンセン病は「らい菌による慢性の細菌感染症」だが「感染力は弱く、遺伝もしない」との文言を記載すべきではなかったか。「冷却期間をおいて、父兄会の反省を求める」ほかに、偏見緩和につながる有用な“材料”にはなっただけであろう。こうしたメディア報道に関する指摘は、この先も含め社説には一切出てこない。

「この間に患者が収容先の療養所で受けた仕打ちは、言語に絶する。原告が『強制労働』と呼ぶ過酷な園内作業、さらには、墮胎、断種手術も強要された。それだけではない。患者をより一層絶望的にしたのは、古

【79】 熊本日日新聞社（2007）にて、ハンセン病市民学会の遠藤隆久事務局次長は、判決の最大の功績について「国によって歴史（正史）から消されようとしていた『ハンセン病問題』に光を当て、同時に人々に身近な問題であるということを知らしめてタブーの世界から解放したこと」と述べている（同：156）。

【80】 熊本日日新聞社（2007：156）より。

里の家族、親族にまでのしかかる差別、偏見の存在だった。多くの原告さえ本名を明かさないことが、その深刻さを物語ってる。」(同上)

療養所内で患者らが受けた待遇についても、「強制労働」「墮胎」「断種手術」といった文言をそのまま使用し、具体的に報じている。本社説が国の責任追及を断罪した判決文に準じる姿勢にあるとはいえ、ここまで明確に列挙したのは初めてである。ハンセン病問題の“これまで”に焦点を当てつつ、社会復帰を困難にする偏見・差別の重さにも触れ、事の「深刻さ」を抽象化せずに報道している。

「元患者にとって一連の国家賠償請求訴訟は、国の責任を明らかにすることによって、奪われた人間性を取り戻す戦いであり、いまなお続く差別、偏見を取り払うための重要な一歩といえるのだった。」(同上)

今回の訴訟の意義についての新聞社の見解を、再度まとめた箇所になる。主語が「元患者」であり、前段落での具体的な对患者政策の描写がある点。加えて責任を公にし彼らの人間としての尊厳を「取り戻す戦い」としていることから、本社説が『ウチ』の視点を含んで論じているのは明らかだ。ただし先も述べたように、(元)患者にとって「人間回復の闘いはこれから^[81]」である。彼らが今回の判決を、以前より続く人間回復に向けた連鎖的な流れの一事象と捉えるのとは対照的に、新聞社は「重要な一歩」とそうした姿勢を認識しつつ、他方で訴訟自体は「一連の」と表現するなど、それ単体を一括りの「事象」として一患者の人間回復運動の流れから切り取って一大々的に取り上げている。向いてる方向は一致している点もあるが、『ウチ』＝当事者意識と『ソト』＝取材する側では、「判決」の意味合いの捉え方に微妙な温度差があり、それがこうした言説に表れていると感じる。

「裁判では、隔離政策の必要性や法の違憲性、人権侵害行為、損害のとらえ方などをめぐって、国は原告側と真っ向から対立した。しかし、熊本地裁は、国や国会議員の過失、不作為の違法性を認定。隔離政策が差別、偏見を助長したことを認めた。判決文は、療養所内の処遇にも言及。『昭和三十年代まで、優生手術を受けることを夫婦舎への入国条件としていた。事実上の優生手術を強制する非人道的扱いというほかない。被告の主張は、入所者らの置かれた状況や苦痛を全く理解しないものと言わざるを得ず、極めて遺憾』と国の姿勢を厳しく批判している。」(同上)

判決文の一部を切り取って、その詳細を報道する中での一節。国が当初否定的であったことを「原告側と真っ向から対立した」という強めの表現で説明した上で、判決文を子細に掲載する過程で“断罪されるべき存在”として国に対する悪印象を際立たせている。「国の責任が如何に大きいものであったか？に焦点を当てて報道する」姿勢はここでも継続されている。優生手術など「非人道的扱い」は実際に強烈なトラウマと

[81] 『熊本日日新聞』5月12日付朝刊「人間回復の闘いはこれから：ハンセン病国家賠償訴訟の名誉原告団長 島比呂志さん(82)」より。本文では上記の見出しの一部を引用するに留めたが、実際に当該記事内でも島氏は「勝訴しただけで人間回復ができるわけではない。(中略)闘いはこれから。療養所にいる全員が社会の中で暮らせるよう(以下略)」と述べている。このことから、彼らにとって今回の判決は人間回復の“契機”にはなっても、これによって人間性を完全に“取り戻した”訳ではない。すなわち問題は終わっていないことが窺える。

[82] 2018年5月17日付『琉球新報デジタル』では、かつて沖縄愛楽園で断種手術に臨んだ人を取材し、その際の仕打ちを「人間のやることじゃない」と怒りに満ちた口調で表現した言説を得ることに成功している。

して対象患者に記憶されており¹⁸²⁾、本節中の表現は、判決文の弾効表現を“敢えてそのまま”掲載することで、読者にハンセン病問題の根深さを印象付ける上では、有効にはなったのだろう。

「今回の判決は、元患者の『人間回復』にとって弾みになり、この後に続く同様の訴訟にも影響を与えることは間違いないだろう。しかし、元患者の全面救済や社会復帰には大きな壁が立ちほだかる。約四千四百人に及ぶ療養所の元患者のうち、裁判を起こしているのは七百人余りに過ぎない。一方で、元患者の高齢化は進み、平均年齢は七十歳を超える。療養所を出て、社会復帰しようにも、長期に及ぶ強制隔離のために生計の手段を持たない人が圧倒的に多く、頼る子供もいない。にもかかわらず、国の援助は上限二百五十万円の社会復帰準備支援金だけだ。療養所の統廃合計画で移転しなければならないことへの不安も根強い。」(同上)

この段落では、「人間回復の闘いはこれから」である(元)患者らの見方を、「元患者の『人間回復』にとって弾み」と表現している。加えて中盤では、元患者の高齢化などの具体的な課題にも踏み込んでおり、一見すると彼ら『ウチ』の視点に寄り添った記述に思える。しかし、これらの記述は“国の責任追及”という本社説の一貫した論調の誘導に過ぎない。段落後半での「にもかかわらず、国の援助は上限二百五十万円の社会復帰準備支援金だけ」との表現も、進まない理由は国の怠慢にあると言わんばかりの指摘だ。その指摘は「国＝ハンセン病問題の責任を背負う者」との観点から見れば妥当といえ、実際に国に責任の一端があるのは判決文や本社説から明白だ。

だが責任、すなわちハンセン病問題が「なぜ」起こったかについての整理がされぬまま、国“だけ”が判決に乗じて弾効される姿勢に、私は疑問を感じる。例えば「偏見や差別」と新聞社も述べる通り、そうした態度で患者を苦しめてきた人々に、責任がないと言えるだろうか。ハンセン病問題の検証に当たって、社説内で色々な報道材料を用いつつも多角的な視点に立たず、判決という分かりやすい“契機”に沿う論調は、ハンセン病問題という複雑な事象を、「国の責任」という一面から捉えているに過ぎない。これが善とか悪とかではなく、こうした姿勢が、ハンセン病問題を「伝わるもの—報道されるもの」と「伝わらないもの—報道されないもの」に分けてはいまいか。そしてそれは本当に『ウチ』の視点を取り入れた報道といえるのだろうか。この疑問に関する検証は、第三章で改めて整理していく。

「元患者の救済が時間との戦いになっていることを考えると、国は司法での決着をいたずらに引き延ばすことなく、裁判に加わらない元患者も含めた生活補償や差別・偏見の解消に本格的に取り組むべきだ。それが二重の過ちを犯さない、唯一の道と考える。」(同上)

患者の高齢化が進んでいることから、(元)患者の救済が年齢的な「時間との戦い」である点。このように前段落からの流れを引き継ぎつつ、社としての意見を述べる際に「二重の過ち」という表現を用いるなど、国の責任追及という一貫した姿勢を鑑みれば、本社説の「論説」としての筋は通っている。ただし、前段落の分析で指摘した違和感は解消されず、引き継がれたままだ。

第2章 まとめ

以上、戦後のハンセン病問題に関する熊本日日新聞の報道に、3つの年代に着目して言説分析を試みた。これらを「特徴—どういった視点で報じていたか」、「分析結果—そうした報道／言説使用の姿勢に疑問や違和感を呈した点」の2つに絞って、以下にまとめる。

① 1954年2月11日付朝刊／同年3月15日付夕刊—黒髪小学校事件（龍田寮通学問題）

- ・特徴：『ソト』＝PTAなど療養所から見て外部の視点を援用して、当該問題及びハンセン病患者に切り込み、報道する姿勢。言説にもそうした姿勢が色濃く表れており、かつ社説として具体性に欠ける用語も散見される。
- ・分析結果：『ウチ』＝龍田寮児童やその父兄、恵楓園長といった問題の当事者から見た捉え方に、スポットが当たっていない。その結果、本文が彼らの視点に寄り添うかのような論調であっても、その内容は当時の彼らが『菊池野』に掲載したような訴えとは、根本的に“ズレ”が生じている。

② 1971年6月23日付朝刊—『ハンセン病を正しく理解する週間』

- ・特徴：『ウチ』＝療養所に直接足を運んだ上で、所内にいる関係者の証言を得る試み。
- ・分析結果：取材を「運営困難」「社会復帰」「看護師不足」の3点に絞ったものの、①問題がその後どう推移したか ②それ以外に療養所や患者が抱える課題、に踏み込んでいない。それらを補う一策である「継続した取材・報道」が1970年代には殆ど行われず、結果としてハンセン病問題の一面にスポットを当てただけの、一過性の記事にとどまってしまった。

③ 2001年5月12日付朝刊—ハンセン病国賠訴訟 熊本地裁判決

- ・特徴：『ウチ』＝ハンセン病（元）患者の視点を取り上げる。それらは、国の責任を強い論調で追及する、社説としての一貫した姿勢を築く上での“材料”となっており、言説もそれを助長するような選び方がされている。
- ・分析結果：“国＝悪”という構図をひたすら強調した、一面的な報道姿勢になっているのでは？という疑問が生じた。

分析を振り返って、キーワードが2つ浮かび上がってきた。「記事の非連続性」と「記事の一面的な捉え方」である。前者は龍田寮問題を除く2つの年代で見られた、社説以降の関連報道が途切れてしまっている点。後者は3年代すべてで見られた、新聞社側のハンセン病問題の切り取り方—視点の置き方—に関するものだ。第3章では、これら浮かび上がってきた疑問に対しての一つの解を導きつつ、本論を進めようと思う。

補論 在日朝鮮人^{【83】}の罹患者：「差別の中の差別」

「1955年当時立田寮には、6歳の朝鮮人の子供が2人いたのですが、反対派の『立田寮児童中、朝鮮人はその故をもって黒髪校入学は拒否する』との主張のもとに、熊本市内の児童養護施設に移されていた事実です。ハンセン病患者に対する差別の中に、朝鮮人差別が貫かれていたのです。」（奥田、2013：38）

第2章冒頭で述べた、「黒髪小学校事件」と呼称される期間に関する記述において、その終着点は「1955年4月に黒髪小学校長が児童を引き取るまで」と述べた。その1955年4月（引き取りとともに龍田寮児童の入学が本格化する時期）における“忘れられた存在”について、言及されているのが上で挙げた一節である。奥田氏によると、立田寮に住む2人の朝鮮人児童は、その民族的出自を理由に入学対象から外れていたという。熊本日日新聞はおろか同時期の『菊池野』に寄稿された、龍田寮児童通学問題に関する記述の中にもこの事実—そもそも朝鮮人児童が存在したという事実からして—は見受けられなかった。

龍田寮児童自体が「血縁者がハンセン病患者」といった理由で通学問題など差別的扱いに直面する中、この2名については更に民族的な理由で差別を受けていたことになる。本項目ではこうしたハンセン病差別の重層性について、この当時の在日朝鮮人患者^{【84】}をめぐる動きに触れながら、補論の形で記していく。

戦後の在日朝鮮人患者は、「韓国癩^{【85】}」の取り締まり及び「癩刑務所」設立に関する動きに振り回されることになる。重監房をはじめ戦前の不良癩患者向け処罰施設^{【86】}の有効性を主張した光田健輔らの意向も働き、戦後の対ハンセン病施策にあたって、療養所内の規律や刑法に違反した患者を取り締まる施設について、改めての開設に向けた風潮が色濃くなった。取り締まり強化による療養所視点で都合の良い施設運営^{【87】}も企図されるなか、最終的に開設先として選定されたのが菊池恵楓園の隣接地、すなわち熊本県である。「菊池医療刑務支所」と名付けられた本施設が熊本に置かれた背景には、密入国者に関する菊池恵楓園長宮崎松記の提言があった（この「宮崎松記」とは、龍田寮児童通学問題の際に療養所側として通学許可に奔走した「宮崎園長」と同一人物である）。宮崎氏は菊池恵楓園に収容した密入国の朝鮮人患者が脱走した出来事の後、1950年8月に「密入国韓国人癩患者の収容について」という文書を厚生省に送っている。これだけ見れば、先の脱走事例に関する取り締まりの要求に見えるだろうが、宮崎氏のいう「密入国者」とは、第二次世界大戦での日本敗北後に祖国が植民地から解放された、在日朝鮮人全般を指していた。彼は、解放後の朝鮮人を外国人と見なした『出入国管理令』に違反した犯罪者の一端として^{【88】}、在日朝鮮人患者を捉え、彼らを一括で管理下に置く施設（＝菊池医療刑務支所）を置くように要求したのである。

【83】 ここでいう「朝鮮人」とは、国籍としてではなく民族のことを指す。

【84】 金貴粉『在日朝鮮人とハンセン病』（2019）内にこの表記が用いられている。金氏は国立ハンセン病資料館の学芸員を務める傍ら、主に在日朝鮮人ハンセン病患者および回復者に焦点を当て、各地の療養所へ幾度も訪問して彼らの歴史と現在を浮き彫りにする活動をしている。以上の経歴がある金氏の言説を援用する形で、本稿もこの表記に倣う。

【85】 注84に同じ。

【86】 金（2019）は、特に重監房については「他の患者への『見せしめ』として施設側に使われていた」として、光田健輔らが主張した有効性に疑問を呈している。（同：54）

【87】 金（2019：55）より。

【88】 金（2019：59）より。

こうして、一方的に外国人とされたばかりか「密入国者」という犯罪者の“レッテル”を貼られた在日朝鮮人は、その中のハンセン病患者＝「韓国癩」との印象も相まって、より排除の対象として認識された^{【89】}。時の恵楓園長からもこうした認識を受けていた在日朝鮮人患者の子息である龍田寮の朝鮮人児童が、通学可否について顧みられようか。奥田（2013）は通学反対派＝『ソト』の主張によって彼らの通学は退けられたとしているが、仮に反対が無かったとしてもここまでの背景を鑑みると、彼らは恵楓園など『ウチ』の人間からも「通学許可の対象」として殆ど見られてなかった、とするのが自然だろう。こうした扱いこそが、朝鮮人児童をめぐる「差別の重層性」の本質に近いと私は考える。そして、1955年の熊本日日新聞にも2名の朝鮮人児童の記述は一切なく、結果として日本のハンセン病史がこの問題を置き去りにする^{【90】}一助となったのではないか。

【89】 金（2019：61）より。

【90】 少なくとも在日朝鮮人患者に関しては、金（2019）の書籍紹介に「日本のハンセン病史が置き去りにしてきた事実」とはっきり明言されている。

第3章 ハンセン病報道と「なぜ」

本章では、今まで分析してきたハンセン病関連報道について、その傾向と使用言説の起因性について検証していく。尚本章では、第1節と第2節それぞれの終盤部分に、起因性に関する結論を付す形での締めくくりとなっている。そのため他の章のような「まとめ」は書かず、そのまま本稿の結論へとつなげる役割として位置づける。

第1節 起因の可能性①：メディアの視点と報道の役割

第2章での言説分析から、熊本日日新聞はハンセン病報道に対して一面的な捉え方をし、時には1970年代のような“空白期間”（問題の追及が成されず、報道が途切れた期間）を生み出したことが分かった。こうした姿勢が生じたのはなぜか。この解明に当たり、本節ではメディア論的な観点からアプローチしていく。

ハンセン病国賠訴訟の熊本地裁判決から6年後の2007年、熊本日日新聞社は一冊の書籍を世に送り出している。『ハンセン病とともに心の壁を超える』（岩波書店）と題されたその本には、「メディアの責任と課題」と題した章節も設けられた。ここでは、ハンセン病問題検証会議^[91]に参加し毎日新聞の論説委員も務めた三木賢治^[92]という人物に、ハンセン病問題を「放置してきたメディアの責任^[93]」を問うている。以下、本書内の三木氏の証言を引用する。

「こんなひどいことを、なぜ新聞記者は見逃してきたのか、という思いがものすごく強い。療養所に足を踏み入れ、一晩でも入所者の話を聞けば、だれもが、その理不尽さや予防法の問題点に気付くはずです。社会の欠陥や法の足りない部分を指摘し、問題提起するのが記者の役目だとすると、担うべき役割を放棄してきたと言わざるを得ません。」（153頁）

三木氏の言う新聞報道の役割を要約すると、「現地取材により社会や法に潜む問題点を発見して追及すること」となる。この役割を第2章で私が定義した『ウチ』と『ソト』の見方に当てはめると、「『ウチ』＝療養所という現場に直接足を運んで取材することで、『ソト』＝新聞など外部組織や見方に潜む問題点を探す」、いわば『ウチ』の視点を捨てて『ソト』の問題点を捉える役割と言えよう。この理論を正とすると、一貫して療養所の『ソト』の視点から叙述された、1953年付12月10日付朝刊および1954年3月15日付社説（2つとも黒髪小学校事件に関する社説）は、この時点で根本的にこの役割を果たしていないと言える。ではこうした役割を“放置”してきた要因はどこにあるのか。

三木氏はその可能性について、3つの観点から言及している。まずはそれらを整理した上で、2章で分析した見出しや社説がどこに該当するかを検証していく。

[91] 厚生労働省が2002年に設置した有識者会議。ハンセン病政策の歴史と実態について多方面から検証を行い、再発防止に向けた提言を行うことを目的とした。その成果は『ハンセン病問題に関する検証会議 最終報告書』と題して、厚生労働省の公式ホームページで公開されている（2020年12月20日現在）。

[92] 毎日新聞入社後、東京本社社会部の事件記者となり、当初は警視・警察庁や裁判所などの取材に注力した。ハンセン病問題検証会議への参加や同社論説委員を経験したのち、現在は「社会福祉法人ふれあい福祉協会」の理事長として、ハンセン病をはじめ障害者の生活支援や福祉サービスにも注力（同協会HPより）している。

[93] 熊本日日新聞社『ハンセン病とともに心の壁を超える』（2007：152）より。

I. 報道者の「意識」に介在する問題

「『恥ずかしい話ですが、日本のハンセン病問題は解決したものだと思込んできました。(中略) 国賠訴訟が起きた後も無関心でした。』三木氏は自省を込めて語る。」(153頁)

三木氏はハンセン病患者でも療養所関係者でもないが、そうした『ソト』の視点からは、らい予防法の廃止論議の以前からハンセン病は「解決した問題」、そうした意味では関心の薄い事象であったことが伺える。そしてこうした姿勢は熊本日日新聞にも介在した一とりわけ、黒髪小学校事件での「思わぬ事態に^[94]」という表現は、立田寮児童の通学裁定を受け、問題は収束したという意識を抱いていたことの裏返しとも取れる。問題が「問題」として顕現しないと関心が薄くなるということである。

三木氏はこれ以外にも、起因の可能性について以下のように言及する。

II. 新聞というメディア媒体の特性

「『新しいものに対して、マスコミはものすごく敏感だが、逆にこれまで問題にならずに来たものを取り上げ、今日的な目で記事にするのが非常に苦手です。しかもマジョリティー（多数）を相手にしていて、マイノリティー（少数）の問題に冷たい。世間が、関心を持って初めて取り組むという悲しい現実があるのです』。三木氏はマスコミが抱える宿命的課題に言及している。」(154頁)

新聞報道が抱える、世間の動向との相関性を的確に表現している。又それに応えるべく、新聞は情報の受け手である消費者に対して、迅速な伝達を果たしつつ話題性・インパクトのあるテーマに目を向け、言説表現をそれに即したものが多。それが憶測交じりであっても「とったもの勝ち」「早いもの勝ち」で、真偽も中身も二の次^[95]になることもある。原因IとIIから鑑みると、ここで一つの仮説が生まれる。1970年代にハンセン病報道が殆どなされなかったのは、意識的にもメディア的特性からも顧みられなかった結果ではないだろうか。それはハンセン病問題自体が「終わった」と見なされ、取材対象の罹患者も立場的には社会的弱者に位置づけられる中で、メディアの見地から報じる意義が薄いと“見なされた”…ということだ。

III. 新聞（組織）の体系に潜む課題

「マスコミは隔離政策の被害者たちの期待に応えることができなかった一との思いが、三木氏に厳しい言葉を選ばせる。『新聞記者が、発表モノや行政によってオーソライズ（公認）されたものを書くリポーターになってはいないか。新聞が巨大化し、システム化するにつれ、物事を掘り下げて、本質に迫る姿勢が薄らいでいるような気がしてならないのです（以下略）』」(154頁)

ハンセン病国賠訴訟の見出し分析で、判決前の記事数（5件）がそれ以降と比べ極端に少ない点を指摘した。その原因について、メディア論から切り込んだ解がこれだろう。判決によって国の責任が断罪された。そうした“公式発表”のお墨付きを得たが故に、一転して強い論調で、国を追及する流れに追随した。報道内容も、元患者や療養所関係者の証言を掲載するリポーター的な記事が多かった^[96]。公式見解が出され、事実として事象が進展するより前に、三木氏の言う「本質に迫る姿勢」を発揮して取材に動くことが、今のメディアに求められている「役割」である気がしてならない。

[94] 『熊本日日新聞』1954年3月13日付朝刊「PTAが通学断る：許可すれば一斉休校 ライ非感染児童問題 思わぬ事態に」の一節。

[95] 川名（2014：22）より。

第2節 起因の可能性②—「加担者」としてのメディア

第1節で取り上げた「なぜ」は、本論文で言説分析の対象とした熊本日日新聞が自社の出版物内で挙げた、いわば公式見解と結びつけたものである。しかし、これはあくまでも毎日新聞の記者である三木氏の見解を、熊本日日新聞社が書籍への掲載を通じて援用したに過ぎない。社独自の文言としては、三木氏の証言の前後に以下のような記述を残している。前節内でも三木氏の証言を引用する際に記述したが、当該箇所の見出しと共に、敢えて再掲する。

I. 報道者の「意識」に介在する問題（黒髪小学校事件時の報道の要因）

→「三木氏は自省を込めて語る。」

II. 新聞というメディア媒体の特性（1970年代の“空白期間”が生じた要因）

→「三木氏はマスコミが抱える宿命的課題に言及している。」

III. 新聞（組織）の体系に潜む課題（ハンセン病国賠訴訟判決前後の報道傾向の要因）

→「マスコミは隔離政策の被害者たちの期待に応えることができなかった一との思いが、三木氏に厳しい言葉を選ばせる。」

このように、ハンセン病差別をめぐるメディアの責任に関する箇所にも関わらず、「(三木氏に)取材する立場」といった感じの、どこか他人行儀^[97]な論調なのだ。自分たち(=熊本日日新聞)も「マスコミ」であり、その「宿命的課題」を背負う者であり、ハンセン病患者らの「期待に応えることができなかった」一端であるにも関わらず、である。

上の疑問に答えるために、黒髪小学校事件に関する新聞報道を題材に、今一度考えてみる。というのも、第1節で従来のメディア的視点から考察した“起因の可能性”について、三木氏の説の援用だけでは限界が生じたからだ。実際、黒髪小学校事件での2つの社説の報道傾向は「I. 報道者の意識に介在する問題」に遠因があるとしたが、では「なぜそうした意識が醸成されたのか」という背景については何か。ここに焦点を当て、三木氏の説を前提条件としつつ更に追究し、一つの“解”を探っていく。

まず、黒髪小学校事件に介在する一つの“構図”について言及した、奥田(2013)の見解を以下に記す。

「ハンセン病患者やその家族を排除し差別したのは国家権力だけではありません。生活の現場で当事者の前に立ちはだかり、激的な排除と差別を実行したのは、普段は(中略)子供を愛するごく普通の親でした。『国家権力が差別の構造をつくり出し、その排除や差別の末端を民衆に担わせていく』という構図が、黒髪小学校事件の中にありありと描かれています」(38頁)

この見解を、本稿で示した『ウチ』と『ソト』の考えに基づき整理すると、文中においての

【96】第2章の第4節で分析対象として挙げた見出しのうち、こうした“リポーター的性質”を多分に含むものは実に14件に上る(筆者調べ)。

【97】ちなみに書籍内に、自社の過去のハンセン病関連報道について取り上げ、振り返った記述は一切ない。

『ウチ』→「ハンセン病患者やその家族」

『ソト』→「民衆（＝国家権力が対ハンセン病施策により生んだ排除／差別の「担い手」）」

となる。この構図に「メディア（熊本日日新聞）」を加えると、「ハンセン病患者やその家族」を取り巻く事象を言語化し、それを「民衆」に報道する立場^[98]にある。つまり新聞は『ウチ』と『ソト』を、報道を通じて媒介する役割を担っている。

それは裏を返すと、報道内容や言説選択の場面において、『ウチ』に関する報道の仕方（＝民衆への「伝わり方」）が変化するのを意味する。例えば「龍田寮児童」について、「ライ未感染児童」と称するか「立田寮の子供たち」と報じるかでは、同じ児童を指していても報道の視点は全く異なる。そして1954年3月15日付社説のように、「ライ未感染児童」という外部視点（児童にとって残酷な差別的表現^[99]）を援用して掲載した場合、児童らが未感染云々以前に「普通の子どもたち」である側面は、言説からは「伝わらない」ものになってしまう。民衆がハンセン病差別の直接的な^[100]担い手であるならば、新聞社は言説選択によりハンセン病差別の間接的な^[101]加担者となっているのだ。

言説選択による間接的な差別の「加担者」としての側面。こうした自社の過去報道の性質に、熊本日日新聞社は気づいていないとも取れる。その根拠となるのが、「ハンセン病問題の責任」の所在に関する記述である。新聞社は1971年6月23日付社説では「国や自治体」、2001年5月12日付夕刊では「国」、2007年の書籍では「（自社の過去には触れない形で）メディア」にも責任があると述べている。それどころか、書籍の紹介文には以下の文言が綴られている。

「ホテル宿泊拒否事件に見るように、長い年月の間に刷り込まれた偏見と差別は、いまだに根深い。また、無関心という心の覆いが、この問題と正面から向き合うことを妨げてはいないだろうか。」（熊本日日新聞社、2007）

「国内最大の療養所・菊池恵楓園を中心に、現地ならではの血の通った取材をもとに綴られた感動の記録。」（同上）

ハンセン病問題と「正面から向き合うことを妨げてはいないだろうか」と問題提起するが、新聞社側にはハンセン病問題と向き合っている自覚があるからこそ、こうした記述が出来るのだろう。しかし、黒髪小学校の頃の自社の社説や報道傾向を顧みたとき、同じような記述を堂々と掲載できるだろうか。過去の「加担者」としての行いを見過ごしたまま、媒介者としての立場のみで語ってはいまいか。

以上より、黒髪小学校事件より続く「加担者意識の欠如」こそが、ハンセン病関連報道の大元—報道傾向や言説使用—に関わる根本的な原因だと、私は考える。

[98] ここでは、本稿49頁で三木氏の説を参考に定義した、新聞の「『ウチ』の視点を拾って『ソト』の問題点を捉える役割」を土台としている。

[99] 注51に同じ。

[100] 奥田（2013：38）参照。民衆—黒髪小PTAはじめ通学反対派—は、通学問題の初期から「『きたない、きたない、らい病の子ども』と流しながら立田寮の周囲を街宣」したほか、登校した龍田寮児童に向け「らいびやうのこどもと一しょにべんきょうをせぬように」と書かれた張り紙を校門に晒すなど、直接彼らに差別的言動を向けている。

[101] 注100と対をなすよう、筆者が敢えて用いた表現。熊本日日新聞は上記の活動に直接参加したわけではないが、本稿第2章で触れた『ソト』＝民衆に偏った報道傾向や言説は、結果的にハンセン病名別の流れに乗じる構図になったと判断したため、この表記とした。

結論：新聞報道の「今後」に向けて

第3章の振り返りも兼ねて、本稿での言説分析結果と照合して出た結論は、次の通りだ。メディアは視点から取材対象を切り取ることで「報道するもの」を生み、「されないもの」を排除する。さらに取材対象を鑑みない言説を用いることで、『ウチ』の人間にとっての差別を生み出す。こうした「加担者」としての側面こそが、ハンセン病差別に関する新聞報道の最大の責任ではないだろうか。

しかし、報道とは取材を行う事象の一部の「切り取り」だというのも、記事分析を経て表れた事実である。社説においても、取材対象に対する特定の視点を設定し、その深堀のために取材し、言説を用いていく。そうした視点の設定には、どうしても新聞社や執筆者の恣意的な選択が含まれる。これを打破するには事象の関係事項すべてに取材し、すべて記事化することだが、それは極論だ。黒髪小学校事件に関する社説を例にとると、それは「問題の根本にある立田寮児童の通学可否について、当該児童一人ひとりから証言を得る。或いは通学反対を唱える黒髪小学校PTAの全員の意見を捉え、それらすべてを新聞記事にすべて掲載する」となる。分量的にも時間的にも不可能だ。

では差別に関する報道における視点の偏りを極力排除しつつ、「加担者」でなく媒介者としての新聞本来の役割を担保するには、どうすればよいか。私はこれに対して、「被差別対象(=『ウチ』)が求めているものを起点として、中長期的に報道を継続していくこと」との解を出す。彼らを取り巻く事象の「切り取り」を、直接『ウチ』に取材して得た知見に基づき行っていく。当事者ではない『ソト』の人間の一般的な見方は、『ウチ』の視点を彼らに向けて報道した後、それを受けた反応を見届けてからでも遅くはないだろう。

本稿での言説分析を踏まえた限りでは、1953-54年→1970年代→2001年の熊本における事例において、時代の変遷とともに熊本日日新聞がこうした方向に報道姿勢を変化させたとは言いきれない。確かに、ハンセン病問題に対する視点の置き方は、1953-54年の『ソト』一辺倒の姿勢から、2001年での『ウチ』寄りの姿勢へと変化はした。しかし、ハンセン病関連事象の「その後」の追及が不完全で「報道の空白期間」を生み出した点。また、それによりハンセン病問題の重層性を検証しきれず、一過性の報道で採用された視点に基づく一面的な捉え方で終わった点。これらは2001年の報道まで完全に解消できず、『ウチ』側の人間が抱え込んだ葛藤に十分寄り添えなかった。

だが今回の熊本日日新聞の例は、メディアが数十年単位では既存の報道姿勢を“乗り越える”ことの困難さを示した例とも取れる。ではどうやったら乗り越えていけるのか。そのヒントの一つが、時流や公的機関の動向のみに左右されず、『ウチ』に対するアプローチを「継続」することではないだろうか。三木氏も唱えたこの姿勢を軸に、取材対象を『ソト』の反応と併せて追うことで、差別問題に多角的かつ『ウチ』と『ソト』双方の視点を折衷させながら、切り込んでいく。そうした報道姿勢が、これからの時代における一つの姿となることを期待したい。

また、こうした姿勢が最も体现されるのは、記事内に用いられる「言説」である。新聞メディアは“言葉選び”一特に被差別者関連を形容する表現—に細心の注意を払い、その選択に当たっては『ウチ』への配慮を念頭に置く。特に“被差別者にとっての差別的表現”の排除は、少なくとも新聞が「差別の間接的な加担者」たるのを回避し、媒介者として取材・報道する立場に徹する上で、有用だと私は考える。

おわりに:「残された課題」と期待

本稿には大きく分けて2点の「残された課題」があると考えている。

1つ目は、補論として「龍田寮児童のなかの、6歳の朝鮮人の子供2人」をはじめとする、在日朝鮮人患者を挙げた点だ。熊本日日新聞が一切触れなかった事実や菊池恵楓園長らによる对在日朝鮮人患者施策を、「差別の中の差別」として取り上げる。このように言及したこと自体は、ハンセン病問題を扱う本稿が、在日朝鮮人患者差別を「ハンセン病問題の一端」として認知し、不可視化を避けた点で有意義である。しかし、本稿はあくまで「ハンセン病問題と新聞報道の相関性」を軸に論展開しており、当時の新聞資料に無い本問題を、補論という形でしか議論を深められなかったのは非常に残念だ。

ただし、この領域は金(2019)をはじめ学問的に検証が進んでいる分野でもある。今後は元患者らの視点に沿う形での取材・検証を経て、補論で扱った内容も含めてさらなる進展に期待したい。

2つ目は、第3章や「結論」における検証過程についてだ。その前提条件に使った、第2章での言説分析が独自に立脚した視点に基づく手法であるため、本稿該当箇所では補完資料を活用しつつ自前での論展開が中心となっている。ここに他の類似例において方法論的に確立された、或いはメディア的観点から検証した研究結果を探し、『ウチ』と『ソト』の関係性についての相対比較を行うことで、本稿でのアプローチをより学術的に補強する余地は残されている。例えば、労働運動と水俣病事件^[102]における報道及び使用言説に着目した小林(2011)^[103]を採用し、そこで導き出された報道傾向や理論体系を比較材料として、ハンセン病報道傾向や言説使用の背景追究に援用できる可能性はある。

筆者は、今回の研究がハンセン病関連報道の「なぜ」に関する一つの先例となり、この問いの検証がより学術的に進んでいくことを望んでいる。2つの課題はいずれも、そうした検証に続く本稿とは又違った「視点」となりうる。筆者が「結論：新聞報道の『今後』に向けて」で示した到達点が、その一助となるのを微かに祈りつつ、両者の課題を軸に本問題への追究が一層発展することを心底願う。そして『ウチ』と『ソト』に関する報道姿勢が、コロナ差別など「現在—今後」の事象の報道体系において、ハンセン病問題の頃のそれとは違った様相となることを期待して、本稿の締めくくりとしたい。

【102】水俣病（新潟水俣病を除く）の発生地は熊本県であり、本稿第2章3節では1970年代（ハンセン病関連報道が殆ど途切れた時期）に水俣病公害の特集や社説が多い点を指摘している。ハンセン病と同じく罹患者による国賠訴訟も起きており、共通点や関連事項の多さから類似例として紹介した。

【103】論文タイトルは「メディア言説としての安定賃金闘争と水俣病事件」。被害地域の漁民の運動や安定賃金闘争などを報じるなかで「『水俣』の社会不安を語るメディア言説」（小林、2011：43）に着目し、分析にあたっては本稿社説分析と同様に、該当記事を一言一句引用した上で氏の見解を示す手法をとっている。

参考文献・資料一覧 (敬称略)

【文献】

- ・内田守『ユーカリの実るを待ちて』リデル・ライト記念老人ホーム、1976年
- ・内海俊夫編『菊池野 通巻第194号 4月号』患者自治会、1970年
- ・大谷藤郎『らい予防法廃止の歴史』勁草書房、1996年
- ・川名壮志『謝るなら、いつでもおいで』集英社、2014年
- ・金貴粉『在日朝鮮人とハンセン病』クレイン、2019年
- ・熊本市教育委員会『熊本市戦後教育史：通史編 I』熊本市教育委員会、1994年
- ・熊本日日新聞社『検証・ハンセン病』河出書房新社、2004年
- ・熊本日日新聞社『ハンセン病とともに心の壁を超える』岩波書店、2007年
- ・国立ハンセン病資料館『国立ハンセン病資料館 常設展示図録：2020』国立ハンセン病資料館、2020年
- ・新村出編『広辞苑 (第七版)』岩波書店、2018年
- ・『ハンセン病をどう教えるか』編集委員会『ハンセン病をどう教えるか』解放出版社、2003年
- ・藤野豊『近現代ハンセン病問題資料作成 (戦後編第5巻)』立田寮児童問題 I / 解説』不二出版、2003年
- ・村上絢子『もう、うつむかない：証言・ハンセン病』筑摩書房、2004年
- ・吉村陽三編『菊池野 第四巻 第一號』患者自治会事務所、1954年

【論文】

- ・稲葉上道「書き換えられた『癩予防法』改正案：全患協運動の一場面を描くための、適した表現方法の選択として」『国立ハンセン病資料館 研究紀要』第3号 46-84頁、2012年
- ・奥田均「〔論文〕あぶりだす差別—『無らい県運動』から学ぶ (序論)』『近畿大学学術情報レポジトリ』33-44頁、2013年
- ・小林直毅「メディア言説としての安定賃金闘争と水俣病事件」『大原社会問題研究所雑誌』No.630 29-44頁、2011年
- ・佐々木博光「黒死病とユダヤ人迫害：事件の前後関係をめぐって」『大阪府立大学紀要 (人文・社会科学)』1-15頁、2004年
- ・田原範子「ハンセン病の現在：新聞記事データベースを利用した内容分析」『四天王寺大学紀要』394-426頁、2015年
- ・成田稔「〔総説〕癩、ハンセン病をめぐる偏見と差別」『国立ハンセン病資料館 研究紀要』第1号 1-10頁、2010年
- ・成田稔「〔総説〕日本の癩 (らい) 対策はなぜここまで進められたのか」『国立ハンセン病資料館 研究紀要』第3号 1-16頁、2012年

【その他資料】

- ・一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本民間放送連盟『新型コロナウイルス感染症の差別・偏見問題に関する共同声明』、2020年5月21日 20200521 新型コロナウイルス感染症の差別・偏見問題に関する共同声明 (1).pdf (2021年1月10日閲覧)
- ・永寿総合病院『「新型コロナウイルス感染症患者発生に伴う休診について」のお知らせ』、2020年3月24日 www.eijuhp.com/news/jyuyo/news_20200324menkai.html (2021年1月13日閲覧)
- ・鹿児島県『ハンセン病問題を正しく理解するために』、2020年 http://www.pref.kagoshima.jp/ae06/kenko-fukushi/kenko-iryu/kansen/hansen/hansentoha_1.html (2020年12月15日閲覧)
- ・菊池恵楓園『熊本とハンセン病の歴史』 https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryu/iryu/hansen/keifuen/hansen.html (2020年11月27日閲覧)
- ・共同通信PRワイヤー『汐留メディア塾：ブロック紙・地方紙の役割』、2019年 <https://kyodonewswire.jp/corp/shioj/1242> (2020年12月27日閲覧)
- ・『熊本日日新聞』
- ・高麗博物館『「ハンセン病と朝鮮人：差別を生き抜いて」展示パンフレット ハンセン病隔離政策の歴史(2)』、2020年
- ・国立感染症研究所『ハンセン病とは』、2016年 <https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/468-leprosy-info.html> (2020年11月24日閲覧)
- ・社会福祉法人ふれあい福祉協会『ごあいさつ：理事長 三木賢治』、2019年 www.fureai-fukushi.jp/rijichou/ (2020年12月28日閲覧)

- ・重監房資料館『当館のご案内：重監房のあらましと当館の目的』
sjpm.hansen-dis.jp/facility/ (2020年11月17日閲覧)
- ・goo国語辞典『デジタル大辞泉：癩（かったい）の瘡（かさ）うらみ』
<https://dictionary.goo.ne.jp/word/癩の瘡うらみ/> (2020年11月25日閲覧)
- ・goo国語辞典『デジタル大辞泉：きよめ【清め/浄め】』<https://dictionary.goo.ne.jp/word/清め/> (2020年12月6日閲覧)
- ・goo国語辞典『デジタル大辞泉：しゃせつ【社説】』
<https://dictionary.goo.ne.jp/word/社説/> (2020年12月13日閲覧)
- ・goo国語辞典『デジタル大辞泉：とくしゅ【特殊】』
<https://dictionary.goo.ne.jp/word/特殊/> (2020年12月28日閲覧)
- ・『琉球新報デジタル』

幡谷秋冴「なぜ人は同じものを買ってしまうのか？ 行動経済学における現状維持バイアスの検証」は執筆者の意向によりWeb版には掲載されません。

法政大学社会学部

優秀卒業論文集 2020

2021年3月31日 発行

編 集 法政大学社会学部

発 行 法政大学社会学部

〒194-0298 東京都町田市相原町4342

電話 042-783-2351

制作協力 株式会社 ふ こ く 出 版

印 刷 株式会社 ヒラツカ印刷社

©法政大学社会学部